

平成28年第1回

甲佐町議会 3月定例会会議録

平成28年3月11日～平成28年3月17日

熊本県甲佐町議会

平成28年第1回甲佐町議会（定例会）目次

○3月11日（第1号）

応招議員	1
不応招議員	1
出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	4
日程第1 会議録署名議員の指名について	4
日程第2 会期の決定について	4
日程第3 議長の諸般の報告について	5
日程第4 町長の行政報告について	5
日程第5 町長の提案理由の説明について	7
日程第6 同意第1号 甲佐町副町長の選任に付き同意を求めることについて	15
日程第7 同意第2号 甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて	17
日程第8 同意第3号 甲佐町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについて	18
日程第9 同意第4号 甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて	21
日程第10 承認第1号 専決処分の報告及び承認について	22
日程第11 承認第2号 専決処分の報告及び承認について	24
日程第12 議案第1号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	27
日程第13 議案第2号 甲佐町行政不服審査関係手数料条例の制定について	29
日程第14 議案第3号 甲佐町職員の退職管理に関する条例の制定について	31
日程第15 議案第4号 甲佐町空家等対策の推進に関する条例の制定について	34
日程第16 議案第5号 甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	38
日程第17 議案第6号 甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	41
日程第18 議案第7号 甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	46
日程第19 議案第8号 甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	49
日程第20 議案第9号 甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条	

	例の一部改正について	51
日程第21	議案第10号 宮内地区社会教育センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正について	58
日程第22	議案第11号 熊本市及び甲佐町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について	63
日程第23	議案第12号 公の施設の利用に関する協議について	66
日程第24	議案第13号 甲佐町過疎地域自立促進計画について	67
日程第25	議案第14号 甲佐町地域福祉基金の処分について	73
日程第26	議案第15号 工事請負契約の変更について	75
	散会	80

○3月14日（第2号）

	応招議員	81
	不応招議員	81
	出席議員	81
	欠席議員	81
	本会議に職務のため出席した者の職氏名	81
	地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	81
	開議	83
日程第1	一般質問（5人）	83
	6番 西坂和洋議員	83
	2番 佐野安春議員	93
	3番 荒田 博議員	107
	4番 宮本修治議員	113
	7番 宮川安明議員	122
	散会	135

○3月16日（第3号）

	応招議員	136
	不応招議員	136
	出席議員	136
	欠席議員	136
	本会議に職務のため出席した者の職氏名	136
	地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	136
	開議	138

日程第1	議案第16号	平成27年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）	138
日程第2	議案第17号	平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	149
日程第3	議案第18号	平成27年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）	152
日程第4	議案第19号	平成27年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	155
日程第5	議案第20号	平成27年度甲佐町水道事業会計補正予算（第2号）	157
日程第6	議案第21号	平成28年度甲佐町一般会計予算	160
延会			208

○3月17日（第4号）

応招議員			209
不応招議員			209
出席議員			209
欠席議員			209
本会議に職務のため出席した者の職氏名			209
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名			209
開議			211
日程第1	議案第21号	平成28年度甲佐町一般会計予算	211
日程第2	議案第22号	平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計予算	219
日程第3	議案第23号	平成28年度甲佐町介護保険特別会計予算	225
日程第4	議案第24号	平成28年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算	232
日程第5	議案第25号	平成28年度甲佐町水道事業会計予算	236
日程第6	請願第1号	「鮎緑の湯」廃止計画の撤回に関する請願書	241
日程第7	請願第2号	T P P協定を国会で批准しないことを求める請願	249
日程第8	議員派遣について		256
日程第9	総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について		257
日程第10	産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について		257
日程第11	議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について		257
閉会			258

3月11日（金曜日）

平成28年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第1号)

1. 招集年月日 平成28年3月11日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会 3月11日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 3月11日 午後5時23分 議長宣告

1. 応招議員

1番 山内亮一	2番 佐野安春	3番 荒田博
4番 宮本修治	5番 福田謙二	6番 西坂和洋
7番 宮川安明	8番 緒方哲哉	9番 本郷昭宣
	11番 本田新	12番 中村幸男

1. 不応招議員

10番 渡邊俊一

1. 出席議員

1番 山内亮一	2番 佐野安春	3番 荒田博
4番 宮本修治	5番 福田謙二	6番 西坂和洋
7番 宮川安明	8番 緒方哲哉	9番 本郷昭宣
10番	11番 本田新	12番 中村幸男

1. 欠席議員

10番 渡邊俊一

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岡本幹春 議会事務局事務長 山本洋子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	奥名克美	副町長	師富省三
会計管理者	田上洋子	総務課長	内山洋
企画課長	西坂直	くらし安全推進室長	清水明
税務課長	北畑公孝	住民生活課長	福島明広
総合保健福祉センター所長	井上美穂	福祉課長	北野太
産業振興課長	鳴瀬美善	建設課長	志戸岡弘
環境衛生課長	橋本良一	会計課長	田上洋子

町民センター所長	吉岡英二	教 育 長	蔵田勇治
学校教育課長	古閑 敦	社会教育課長	上田 悟
農業委員会事務局長	鳴瀬美善	選挙管理委員会書記長	内山 洋
代表監査員	本田 進		

1. 開会 3月11日 午前10時00分

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

12番 中村幸男 1番 山内亮一

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議長の諸般の報告について

日程第4 町長の行政報告について

日程第5 町長の提案理由の説明について

日程第6 同意第1号 甲佐町副町長の選任に付き同意を求めることについて

日程第7 同意第2号 甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を
求めることについて

日程第8 同意第3号 甲佐町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることにつ
いて

日程第9 同意第4号 甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることにつ
いて

日程第10 承認第1号 専決処分の報告及び承認について

日程第11 承認第2号 専決処分の報告及び承認について

日程第12 議案第1号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の
制定について

日程第13 議案第2号 甲佐町行政不服審査関係手数料条例の制定について

日程第14 議案第3号 甲佐町職員の退職管理に関する条例の制定について

日程第15 議案第4号 甲佐町空家等対策の推進に関する条例の制定について

日程第16 議案第5号 甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につ
いて

日程第17 議案第6号 甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関

- する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第7号 甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第19 議案第8号 甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第20 議案第9号 甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第10号 宮内地区社会教育センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第11号 熊本市及び甲佐町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について
- 日程第23 議案第12号 公の施設の利用に関する協議について
- 日程第24 議案第13号 甲佐町過疎地域自立促進計画について
- 日程第25 議案第14号 甲佐町地域福祉基金の処分について
- 日程第26 議案第15号 工事請負契約の変更について

1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

○議長（緒方哲哉君） それでは改めましておはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しますので、これより平成28年第1回甲佐町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程を報告します。本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により12番、中村幸男議員、1番、山内亮一議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件は、議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

7番、宮川議会運営委員長。

○議会運営委員長（宮川安明君） 皆様改めましておはようございます。それでは御報告をいたします。

先の定例会において付託を受けておりました平成28年度第1回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より報告をいたします。

去る2月29日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、副町長、総務課長、総務係長、財政係長の出席を求め、正副議長を交え、執行部から提案案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、お手元に配付のとおり、会期を本日3月11日から17日までの7日間と決定をいたしました。

本日は、会期の決定、議長の諸般の報告、町長の行政報告及び提案理由の説明、人事、専決処分、条例連携協約、公の施設の利用に関する協議、過疎計画、基金の処分案件、工事請負契約の変更案件、12日及び13日は議案調査のため休会、14日は一般質問、15日は全員協議会、16日は平成27年度一般会計補正予算、各特別会計補正予算、平成28年度一般会計予算、17日は引き続き平成28年度一般会計予算及び各特別会計の予算、その他議会提出案件についての審議、以上のとおり議会運営委員会では決定いたしましたので、賢明なる議員各位におかれましては、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（緒方哲哉君） 会期の日程につきましては、ただいま宮川議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、ただいまの宮川委員長の報告のとおり、本日3月11日から17日までの7日間と決定いたしました。

同意第1号から同意第4号までの人事案件、承認第1号及び承認第2号の専決処分の報告及び承認、議案第1号から議案第10号までの条例案件、議案第11号連携中枢都市圏の形成に係る連携契約の締結、議案第12号、公の施設の利用に関する協議、議案第13号、過疎地域自立促進計画、議案第14号、地域福祉基金の処分、議案第15号、工事請負契約の変更、議案第16号から議案第20号までの平成27年度一般会計及び各特別会計の補正予算、議案第21号から議案第25号までの平成28年度一般会計及び各特別会計の予算、その他議会提出案件を一括上程いたします。

日程第3 議長の諸般の報告について

○議長（緒方哲哉君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告については、議席に配付のとおりです。これについては朗読を省略いたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 町長の行政報告について

○議長（緒方哲哉君） 日程第4、町長の行政報告についてを議題といたします。

町長から行政報告の申し出がっております。これを許します。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成28年第1回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変御多忙の中に御参集をいただき、誠にありがとうございます。

それでは、早速ではございますが、行政報告を申し上げさせていただきます。

まず、地方創生加速化交付金について御報告を申し上げます。

国におかれましては各自治体が地方版総合戦略の取り組みの先駆性を高め、レベルアップの加速化が図られることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しい人の流れ、町の活性化など、目に見える地方創生の実現に寄与することを目的といたしまして、今回の国の補正予算に地方創生加速化交付金を創設をされたところであります。本町におきましても、昨年12月に策定いたしました総合戦略に掲げましたいくつかの施策を実現するために、今回、事業構築を行ったところであります。内容といたしましては、企画課所管の安津橋上流左岸グラウンド実施設計業務委託、それから地域おこし協力隊事業、こうさんもん元気活動推進事業、子育て支援住宅建設基本計画業務委託、産業振興課所管の甲佐町観光サイン整備計画策定事業、緑川スポーツフェスタ事業、観光ルート開発業務委託、蚤の市運営支援、適地適作調査業務委託、空き店舗改修補助、特産品販路拡大事業、産業後援者支援事業に総額5,439万円を計上し、地方創生加速化交付金を特定財源として

事業を実施するよう現在国との協議を行っているところであります。

次に、企業との立地協定調印について御報告申し上げます。

今回、沖縄県の八重山郡与那国町に本社を置かれておりますコーラルインターナショナル株式会社と去る2月16日、県庁におきまして、熊本県商工観光労働部の高口部長を立会人として工場新設に関する協定書の調印を行ったところであります。今回の進出企業でありますコーラルインターナショナル株式会社は与那国島の天然化石珊瑚を使用した総合ミネラル商品として、肥料や化粧品などの製造販売をされる業者であります。その製造される土壌改良剤や肥料が本町の農畜産物のブランド化や新たな雇用創出を担っていただけるものと大変期待をしているところでもあります。進出をされます企業の概要といたしましては、甲佐町大字下横田地内の6,120平米の敷地に建築面積1,800平米の工場を新築し、投資金額約3億円、新規雇用予定者数10名、操業開始時期といたしましては、本年10月を予定されております。

次に、多世代・多機能型健康増進事業について御報告申し上げます。

平成27年12月15日から本年2月29日まで、総合保健福祉センターの機能強化を図り、予防医療を推進し医療費削減に向けた取り組みを行っていくため、多世代・多機能型健康増進事業を実施しました。この事業におきましては、今後の地方創生も見据え、子育て支援や甲佐町商工会と連携した健康づくりに対する褒賞機能での健康ポイント制度の試行、トレーニング機器や運動教室を活用した健康づくり。高齢者の買物支援を取り入れた介護予防機能などに取り組んだところであります。この事業の利用者延べ総数におきましては、2カ月間で2,072人ということであります。今後この事業の検証を行った結果を踏まえまして、町民の健康寿命の延伸と地域住民の交流につながるような事業展開を考えてまいります。

次に、乙女地区の水道施設整備について御報告申し上げます。

平成26年度までに整備をいたしました第4水源地に続きこの3月中には世持地区に新たな配水池が完成をいたします。今後、順次、既設配管とのつなぎ換え工事を行い、平成28年度中には一部地域に第4水源の水を供給、給水開始とすることとしております。

次に、一部事務組合等の広域化の取り組み状況について御報告申し上げます。

平成27年4月に6町村と3一部事務組合等で設立をいたしました熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会におきまして、これまで事務移管計画、及び一般廃棄物広域処理基本計画の策定、新施設の候補地選定方法などの協議を行ってまいりました。今後は新組合設立に向けて協議を進めていく予定でございます。なお、詳細につきましては別途、全員協議会にて御説明をさせていただきたいというふうに考えております。

次に、1月24日、25日の寒波による被害について御報告申し上げます。

1月24日、25日にかけての記録的大寒波により上水道加入世帯の多くで水道管の凍結、破損が発生したため、すべての施設で需要が供給を上回る状況となり、一時的に配水池が水位低下に陥りました。しかしながら、加入者の方々に応急的な対応をしていただいたことや、職員が空家等の緊急点検を実施したことなどにより断水は回避ができた次第であり

ます。この寒波により600件以上のお宅が被害に遭われているということを確認しており、凍結破損による漏水につきましては特別措置として水道料金を減免することといたしております。また、農作物の被害につきましては大雪による直接の被害報告は届いておりませんが、低温による被害について1件、育苗圃場において立ち枯れの報告等があります。

最後に甲佐中学校の創造アイデアロボットコンテストについて御報告申し上げます。

11月に開催をされました県大会に甲佐中学校から4チーム出場をいたしまして、応用部門で準優勝とベスト4、アイデア賞を受賞するという成績を収め、2チームが九州大会へ進みました。12月福岡県で開催をされた九州地区中学生大会では応用部門で女子生徒4人のチームが優勝して全国大会へ進みました。九州大会の三連覇、また大会事務局によれば女子だけのチームの優勝はこれまでの大会では記憶にないという快挙でありまして、1月東京都内で行われました全国中学生創造アイデアロボットコンテスト応用部門に出場しました。全国大会では決勝トーナメントに進出し、惜しくもベスト16の成績で敗退ということになりましたけれども、チームワーク、それから操縦技術が優れているという御評価をいただきまして、特別賞、産業技術教育学会会長賞を受賞いたしました。また、閉会式の挨拶の中でも、甲佐中学校生徒の挨拶がとてもすばらしかったことについてお褒めの言葉をいただいたということでもあります。このように九州大会での三連覇の偉業、女子チームの優勝、全国大会での生徒たちの活躍など、とても頼もしく思います。今後ともそれぞれ、学習面、部活道面での活躍を期待をいたしているところであります。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（緒方哲哉君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

日程第5 町長の提案理由の説明について

○議長（緒方哲哉君） 日程第5、町長の提案理由の説明を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、先ほどの行政報告に引き続きまして、今期定例会に提案をいたしております各議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今期定例会に提案をいたしております案件は、同意案件4件、承認案件2件、条例の制定案件4件、条例の一部改正案件6件、協約の締結案件1件、公の施設の利用に関する協議案件1件、甲佐町過疎地域自立促進計画案件1件、甲佐町地域福祉基金の処分案件1件、契約の変更案件1件、平成27年度甲佐町一般会計補正予算及び各特別会計補正予算5件、平成28年度甲佐町一般会計予算及び各特別会計予算5件の合わせて31件であります。

以下、各議案について、順次御説明を申し上げます。

同意第1号、甲佐町副町長の選任に付き同意を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、現副町長師富省三氏が平成28年4月9日で任期満了となることに伴い、引き続き師富省三氏を選任したいので議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第2号、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めること

について御説明申し上げます。

本件は、現委員本田裕子氏が平成28年3月23日で任期満了となることに伴い、後任者として田上菊夫氏を選任したいので議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第3号、甲佐町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、甲佐町農業委員会委員の任命につき同法第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第4号、甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、現委員岩本正明氏が平成28年3月23日で任期満了となることに伴い、後任者として井藤光徳氏を任命したいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定より議会の同意を求めるものでございます。

次に、承認第1号、専決処分の報告及び承認について御説明申し上げます。

本件は、甲佐町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令の公布に伴い条例の改正が必要となったものであります。

次に、承認第2号、専決処分の報告及び承認について御説明申し上げます。

本件は、上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を経る必要が生じたものであります。

次に、議案第1号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本件は、行政不服審査法の施行に伴い関係条例の所要の改正を行うため本条例の制定をお願いするものであります。

次に、議案第2号、甲佐町行政不服審査関係手数料条例の制定について御説明申し上げます。

本件は、行政不服審査法の施行に伴い、審査請求人等に対する提出書類等の交付に係る手数料に関し、必要な事項を定めるため本条例の制定をお願いするものであります。

次に、議案第3号、甲佐町職員の退職管理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本件は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるため本条例の制定をお願いするものであります。

次に、議案第4号、甲佐町空家等対策の推進に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本件は、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、本町でも国の方針に沿った対策を構築するため本条例の制定をお願いするものであります。

次に、議案第5号、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、行政不服審査法の施行に伴い、また人事院の給与改定に関する勧告に基づき、平成27年度の行政職給料表、勤勉手当への率等の改正を行うため本条例の一部改正をお願いするものであります。

次に、議案第6号、甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い新たに設置する甲佐町農地利用最適化推進委員等の報酬及び費用弁償について規定するため本条例の一部改正をお願いするものであります。

次に、議案第7号、甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例の一部改正をお願いするものであります。

次に、議案第8号、甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例の一部改正をお願いするものであります。

次に、議案第9号、甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、総合保健福祉センターの浴室改修、及びシャワー室の設置に伴い、本条例の一部改正をお願いするものであります。

次に、議案第10号、宮内地区社会教育センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、宮内地区社会教育センターの改修に伴い、施設使用について本条例の一部改正をお願いするものであります。

次に、議案第11号、熊本市及び甲佐町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について御説明申し上げます。

本件は、熊本市と甲佐町との間における連携協約の締結について地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき議会の御議決をお願いするものであります。

次に、議案第12号、公の施設の利用に関する協議について御説明申し上げます。

本件は、熊本市と甲佐町との間における公の施設、これは図書館等でありますけれども、それらの他の団体の利用に関する協議について地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき議会の御議決をお願いするものであります。

次に、議案第13号、甲佐町過疎地域自立促進計画について御説明申し上げます。

本件は、自立促進方針に基づき、過疎地域自立促進市町村計画を定めるため議会の御議決をお願いするものであります。

次に、議案第14号、甲佐町地域福祉基金の処分について御説明申し上げます。

本件は、総合保健福祉センター改修事業に伴い甲佐町地域福祉基金の一部を処分し、充当するため議会の御議決をお願いするものであります。

次に、議案第15号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

本件は、社会資本整備総合交付金事業、町道上揚井戸江線仮称江戸江峡橋上部工事請負契約の契約金額を変更する必要があるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものであります。

次に、議案第16号、平成27年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億3,123万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億4,802万9,000円といたしております。

それでは、最初に歳出から御説明申し上げます。

議会費は、車借上料等の減額を行い、8,771万1,000円といたしております。

総務費では、国の地方創生加速化交付金を活用した安津橋総合運動公園実施設計業務委託料2,000万円、子育て支援住宅基本設計業務委託料500万円、こうさんもん元気活動推進モデル事業費補助金300万円等を追加し、水道事業会計繰出金484万2,000円、L G W A N ネットワークサポート委託料355万3,000円、定住促進助成金652万円、庁舎管理委託料400万2,000円等を減額し、給料、職員手当などの調整を行い、1,453万7,000円を減額し、8億4,995万1,000円といたしております。

民生費では、年金生活者等支援臨時福祉給付金6,000万円、障害児通所支援給付費483万1,000円などを追加し、白旗及び龍野福祉ふれあいセンター太陽光発電施設設置工事651万9,000円、養護老人ホーム入所措置費431万8,000円、特別保育事業等補助金1,720万円、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金1,234万3,000円等を減額し、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計繰出金、給料、職員手当などの調整を行い、119万円を増額し、19億2,725万1,000円といたしております。

衛生費では、国民健康保険特別会計繰出金719万4,000円、総合保健福祉センター浴室改修工事5,189万8,000円などを追加し、住宅用太陽光発電システム設置補助金206万1,000円、妊婦検診委託料290万6,000円などを減額し、給料、職員手当などの調整を行い、3,743万6,000円を減額し、失礼しました、3,743万6,000円を増額し、6億7,995万6,000円といたしております。

農林水産業費では、国の地方創生加速化交付金を活用した直売所ろくじ館運営補助金192万円、産業後継者支援事業委託料200万円、適地適作調査業務委託料500万円の他、農機具導入事業補助金1,235万6,000円などを追加し、機構集積協力金6,767万8,000円、青年就農給付金1,650万円、ハザードマップ作成業務委託料3,550万円等を減額し、給料、職員手当などの調整を行い、1億3,227万5,000円を減額し、3億2,332万8,000円としております。

商工費では、国の地方創生加速化交付金を活用した甲佐町空き店舗改修補助金150万円、甲佐町蚤の市運営補助金200万円、甲佐町サイン基本計画策定委託料200万円、観光ルート開発業務委託料400万円、スポーツフェスタ分として観光協会補助金500万円を追加し、商工会補助金150万円などを減額し、給料、職員手当などの調整を行い、1,300万1,000円を増額し、4,832万6,000円としております。

土木費は、県事業負担金等の土木管理費、道路橋梁費、町営住宅設計管理委託料、町営住宅長寿命化修繕工事、町営住宅建て替え工事など調整を行い、8,601万5,000円を減額し、5億6,251万円としております。

消防費では、上益城消防組合負担金、消防団員報酬、費用弁償など調整を行い、179万3,000円を減額し、2億4,141万2,000円としております。

教育費では、学校ICT機器保守管理委託料、宮内区社会教育センター改修工事及び備品購入費、給料、職員手当などの調整を行い、2,659万円を減額し、4億2,183万9,000円としております。

災害復旧費では、農業用施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費の調整を行い、1,444万3,000円を減額し、3,391万1,000円としております。

公債費では、長期債元金償還金70万9,000円を追加し、長期債利子償還金563万3,000円などを減額し、7億5,183万3,000円といたしております。

次に歳入について御説明申し上げます。

地方交付税では、普通交付税の調整額351万6,000円を増額し、21億9,142万8,000円といたしております。

分担金及び負担金では、保育料及び老人ホーム入所負担金などの減額調整を行い、1,447万9,000円を減額し、9,733万2,000円といたしております。

使用料及び手数料は、教育使用料、その他使用料及び手数料の減額調整を行い、27万1,000円を減額し、3,728万9,000円といたしております。

国庫支出金は、保育の実施費負担金406万6,000円、介護給付訓練等給付費負担金1,254万9,000円、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金6,356万2,000円、地方創生加速化交付金5,439万円を追加し、その他負担金、補助金、委託金の増減額調整を行い、8,016万7,000円を増額し、10億1,308万8,000円といたしております。

県支出金は、介護予防・生活支援拠点整備事業補助金850万円、介護予防・生活支援拠点開設準備支援事業補助金300万円、担い手確保・経営強化支援事業補助金1,307万2,000円を追加し、その他負担金、補助金などの増減調整を行い、1億3,751万円を減額し、6億6,038万2,000円といたしております。

寄附金では、ふるさと甲佐応援寄附金94万1,000円ほか、指定寄附金4万9,000円を増額し、99万2,000円としております。

繰入金では、地域福祉基金繰入金2,000万円を追加し、財政調整基金繰入金1億6,254万2,000円他、定住促進住宅施設整備基金繰入金の減額により、1億5,594万6,000円を減額し、1億4,140万1,000円としております。

諸収入は、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金、甲佐町及び麻生原堰土地改良区総代選挙費等の調整を行い、1,583万4,000円を減額し、1億2,929万7,000円としております。

町債は、対象事業費の増減額に伴う借入額の調整により810万円を増額し、4億7,314万1,000円としております。

次に、議案第17号、平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,424万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,773万1,000円としております。

歳出では、一般被保険者療養給付費、保健財政共同安定化事業拠出金などを増額し、退職被保険者等療養給付費、特定健康診査等事業費などの減額、その他の経費の調整を行っております。

歳入では、特別財政調整交付金、保険財政共同安定化事業交付金などを増額し、一般被保険者国民健康保険税、療養給付費等交付金などの減額、その他の経費の調整を行っております。

次に、議案第18号、平成27年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,551万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,353万5,000円といたしております。

歳出では、居宅介護サービス等給付費、介護予防サービス等給付費などを減額し、その他経費の調整を行っております。

歳入では、財政調整交付金、保険給付費、県負担金などを減額し、その他経費の調整を行っております。

次に、議案第19号、平成27年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,819万7,000円といたしております。

歳出では、被保険者保険料負担金を増額し、その他の経費の調整を行っております。

歳入では、特別徴収保険料の減額、普通徴収保険料の増額などの調整を行っております。

次に、議案第20号、平成27年度甲佐町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

この補正予算は、資本的収入及び支出をそれぞれ1,214万2,000円減額し、資本的収入を2億6,830万9,000円、資本的支出を3億3,235万3,000円としております。

収入では、企業債730万円、繰入金484万2,000円を減額しております。

支出では、建設改良費を減額しております。

次に、議案第21号、平成28年度甲佐町一般会計予算について御説明申し上げます。

平成28年度予算編成に当たりましては、私が三期目に掲げました再生から創生へ、次世代へ残す輝く郷づくりの確実な実施のため、甲佐町総合計画、後期基本計画、甲佐町ま

ち・ひと・しごと創生総合戦略などの目標達成に向け着実な取り組みを図り、国の動向を注視しながら、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるよう、事務事業と財源を厳正に把握、精査し、行政目的を効率的に達成するよう配慮しながら、将来を見据えた予算となるよう編成をいたしたところであります。

その結果、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億6,446万1,000円といたしております。前年度と比較をいたしますと5.7%、3億4,390万3,000円の増となりました。

それでは、まずは主な歳入から御説明申し上げます。

町税では、町民税は前年度比0.9%減の3億110万1,000円、固定資産税は前年度比2.7%増の4億2,524万8,000円、軽自動車税は前年度比13.5%増の4,442万円、市町村たばこ税は前年度比11.3%増の8,000万円を見込んでおります。地方譲与税は、前年度比3.5%減の5,500万1,000円を見込んでおります。ゴルフ場利用税交付金は、前年度と同額の1,000万円を見込んでおります。地方消費税交付金は、前年度比50.8%増の1億9,000万円を見込んでおります。自動車取得税交付金は、前年度と同額の400万円を見込んでおります。地方特例交付金は、前年度比66.7%増の500万円を見込んでおります。地方交付税は、前年度比2.4%増の21億円を見込んでおります。分担金及び負担金は、前年度比5.7%減の1億461万9,000円を見込んでおります。使用料及び手数料は、前年度比0.1%増の3,760万円を見込んでおります。国庫支出金では、公立学校施設費国庫負担金、社会資本整備総合交付金の増により前年度比9.7%の増、11億5,536万4,000円を見込んでおります。県支出金では、熊本県市町村等再生可能エネルギー等導入促進事業補助金、国勢調査市町村交付金及び選挙費委託金の減により、前年度比17.6%減の5億4,935万7,000円を見込んでおります。財産収入は、不動産売払収入の減により、前年度比35.4%減の1,027万1,000円を見込んでおります。繰入金は、前年度比9.7%減の4億2,642万7,000円を見込んでおります。繰越金では、前年度と同額の5,000万円を見込んでおります。諸収入では、前年度比1.6%増の4,315万1,000円を見込んでおります。町債では、龍野小学校増築等工事費の増により、前年度比57.2%増の7億6,830万円を見込んでおります。

次に、歳出について、款ごとに御説明申し上げます。

議会費では、前年度比9.2%減の8,045万3,000円としております。総務費では、前年度比6.5%増の8億2,396万6,000円としております。民生費では、前年度比4.4%減の17億9,832万4,000円としております。衛生費では、前年度比2.6%増の6億2,134万5,000円としております。農林水産業費では、前年度とほぼ同額の3億23万2,000円としております。商工費では、前年度比16.5%増の4,021万4,000円としております。土木費では、道路改良工事の増により、前年度比5.3%増の9億3,793万3,000円としております。消防費では、前年度比0.3%減の2億4,153万5,000円としております。教育費では、龍野小学校増築等工事費の増により、前年度比52.1%増の6億6,364万5,000円としております。災害復旧費は、存目としております。公債費は、前年度比11.8%増の8億4,680万9,000円としております。諸支出金は、存目としております。予備費は、前年度と同額の1,000万円としております。

次に、議案第22号、平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

平成28年度予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,925万2,000円としております。前年度と比較しますと1.8%、3,491万1,000円の減となっております。

それでは、まず主な歳入について御説明申し上げます。

国民健康保険税では、前年度比13.7%減の3億1,179万9,000円を見込んでおります。国庫支出金では、前年度比5.2%増の4億8,104万6,000円を見込んでおります。県支出金では、前年度比5.8%増の9,247万2,000円を見込んでおります。療養給付費等交付金は、前年度比44.4%減の5,000万1,000円を見込んでおります。共同事業交付金では、前年度比6.3%増の4億5,476万8,000円を見込んでおります。前期高齢者交付金では、前年度比9.5%増の3億3,953万6,000円を見込んでおります。繰入金では、前年度比15.3%減の1億6,945万8,000円を見込んでおります。繰越金では、前年度と同額の2,000万1,000円を見込んでおります。

次に、主な歳出について御説明申し上げます。

総務費では、前年度比6.3%減の3,279万1,000円としております。保険給付費では、前年度比1.3%減の11億3,051万7,000円としております。後期高齢者支援費等については、前年度比12.9%減の1億7,070万3,000円としております。介護納付金では、前年度比25.7%減の6,913万8,000円としております。共同事業拠出金では、前年度比5.2%増の4億5,476万9,000円としております。保健事業費では、前年度比9.7%減の1,511万9,000円としております。予備費は、前年度比31.2%増の4,435万2,000円としております。

次に、議案第23号、平成28年度甲佐町介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

平成28年度予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,276万9,000円としております。前年度と比較しますと3.0%、4,204万9,000円の増となっております。

それでは、主な歳入についてまずは御説明申し上げます。

介護保険料では、前年度比2.8%増の2億3,002万2,000円を見込んでおります。支払基金交付金は、前年度比3.1%増の3億8,066万円を見込んでおります。国庫支出金では、前年度比3.3%増の3億7,804万4,000円を見込んでおります。県支出金では、前年度比3.2%増の2億61万円を見込んでおります。繰入金では、前年度比2.6%増の2億3,397万6,000円としております。

次に、主な歳出について御説明申し上げます。

総務費では、前年度比1.7%増の4,313万9,000円としております。保険給付費では、前年度比3.0%増の13億4,942万1,000円としております。地域支援事業費では、前年度比10.1%増の3,926万4,000円としております。

次に、議案第24号、平成28年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

平成28年度予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,363万7,000円としております。前年度と比較をいたしますと4.6%、632万4,000円の増となっております。

主な歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金で、前年度比3.7%増の1億3,758万9,000円としております。

歳入は、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金などに求めております。

次に、議案第25号、平成28年度甲佐町水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

平成28年度予算は、収益的収入及び支出の予定額を収入、支出それぞれ1億5,000万5,000円とし、資本的収入及び支出では、収入を1億2,861万9,000円、支出を2億796万3,000円とし、収入額が支出額に対し不足する額7934万4,000円は、当年度分消費税、資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

収益的収入及び支出の予定額で主な収入は、営業収益を前年度より121万5,000円増の1億3,660万5,000円、営業外収益を前年度より257万3,000円減の1,339万8,000円と見込んでおります。支出の主なものは、営業費用1億2,341万1,000円、営業外費用1,696万2,000円としております。資本的収入では、企業債1億2,000万円、保証金861万8,000円を見込んでおります。資本的支出では、建設改良費の1億5,863万9,000円と企業債償還金の3,932万4,000円としております。

以上、御提案をいたしております各議案について御説明を申し上げましたが、御審議の節は担当課長に説明をさせますので、適切な御議決をいただきますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（緒方哲哉君） お疲れ様でした。以上で町長の提案理由の説明を終わります。しばらく休憩します。5分から始めます。11時5分から始めます。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時05分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 同意第1号 甲佐町副町長の選任について

○議長（緒方哲哉君） 日程第6、同意第1号「甲佐町副町長の選任に付き同意を求めることについて」を議題とします。議事に入ります前に慣例によりまして副町長の退場をお願いいたしたいと思ひます。しばらく休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時06分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 同意第1号について御説明申し上げます。

同意第1号、甲佐町副町長の選任に付き同意を求めることについて。

下記の者を甲佐町副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記、住所、甲佐町大字■■■■■、氏名、師富省三、■■■■■■■日生まれ。

平成28年3月11日提出。町長名です。

提案理由といたしまして現副町長師富省三氏が平成28年4月9日で任期満了となるためでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 町長の選任理由を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、甲佐町副町長の選任について御説明を申し上げます。

甲佐町副町長として御提案をいたしております師富省三氏は御承知のように37年間にわたり熊本県職員として勤務されたあと、平成20年4月10日から甲佐町副町長として2期8年間その職責を全うしてこられ、本町の行政発展に御貢献をいただいております。このように氏は行政に対する豊富な経験と卓越した識見をお持ちであり、副町長として選任したいので議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○11番（本田 新君） 同意第1号、甲佐町副町長の選任に付き同意を求めることについてでありますけども、ただ今町長の方から提案の理由の説明がありましたし、現、師富副町長は8年前から、特に県職員時代から我が町の副町長として一生懸命尽くされてこられました。その職責に対する職責の功績、実績等は我々はこの議会の方から8年間見てまして、県とのパイプ役を任じられて大いに我が町の発展のために尽くしてこられたというふうにも言っても良いのではないのかなというふうに思っております。さらに引き続き今後4年間ですね、我が町の副町長として、我が町の安心安全、そして我が町の活性化に向けてですね、町長のもとの補佐をされ、また、本町の職員の先頭に立ってですね、今後とも頑張ってもらいたいということをお願いをいたしまして、賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで、討論を終結します。

これから、同意第1号「甲佐町副町長の選任に付き同意を求めることについて」を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

師富副町長の入場を許可します。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時11分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 同意第2号 甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて

○議長（緒方哲哉君） 日程第7、同意第2号「甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて」を議題といたします。提出者の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（北畑公孝君） それでは、同意第2号について御説明申し上げます。

同意第2号、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて。

下記の者を甲佐町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記、住所、甲佐町大字■■■■■■、氏名、田上菊夫、■■■■■■日生まれ。

平成28年3月11日提出。町長名でございます。

提案理由といたしましては、現委員である本田裕子氏が平成28年3月23日で任期満了となるためでございます。以上御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） これより町長の選任理由を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明を申し上げます。

今回、甲佐町固定資産評価審査委員会委員として選任の御提案をしております田上菊夫氏は、■■職員として長年にわたり地域農業の発展のために職務に従事され、定年退職後は甲佐小学校の学校主事として7年間勤務されました。現在においても地元谷内地区の会計職を勤められるなど地域の中心的な立場として活躍をされており、町行政等の円滑な運営のため御尽力をいただいているところでもあります。このように氏は地域からの信頼も厚く、行政に対する豊富な経験と卓越した識見をお持ちであり、甲佐町固定資産評価審

査委員会委員として選任をしたいので議会の同意を求めるものでございます。よろしく御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 同意第2号、甲佐町固定資産評価委員の選任についてであります。田上菊夫氏はただ今町長からの提案理由でもありましたが、長年■■■に勤務され、またそのあとは甲佐小学校の事務官として勤められ、人間的にも真面目で評価委員としては、適任であることは間違いないと思います。よって、この評価委員には賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで、討論を終結します。

これから、同意第2号「甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて」採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定いたしました。しばらく休憩します。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時18分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 同意第3号 甲佐町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについて

○議長（緒方哲哉君） 日程第8、同意第3号「甲佐町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについて」を議題といたします。本議案は地方自治法第117条の規定によって除籍の対象となる宮川議員が含まれておりますので、まず宮川議員以外の部分について審議を行い、その後、宮川議員に係る部分は宮川議員退場後審議を行います。提出者の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） それでは同意第3号について御説明申し上げます。

同意第3号、甲佐町農業委員会委員の任命に付き同意を求めるものでございます。

下記の者を甲佐町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

今回同意を求める14名について氏名、住所、生年月日、性別、資格の順について御説明申し上げます。

氏名、平井剛、住所、甲佐町大字■■■■■■■■、生年月日■■■■■■■■日、性別、■、資格、認定農業者。嶋津和徳、大字■■■■■■■■、■■■■■■■■日、■、認定農業者。佐藤礼治、大字■■■■■■■■、■■■■■■■■日、■、認定農業者。田上紀代美、大字■■■■■■■■、■■■■■■■■日、■、利害関係の無い者。福永浩紀、大字■■■■■■■■、■■■■■■■■、■、青年。五嶋靖、大字■■■■■■■■、■■■■■■■■日、■、農業者。野口清綱、大字■■■■■■■■、■■■■■■■■日、■、認定農業者。岡本篤幸、大字■■■■■■■■、■■■■■■■■日、■、認定農業者。藤田日出男、大字■■■■■■■■、■■■■■■■■日、■、認定農業者。志垣保博、大字■■■■■■■■、■■■■■■■■日、■、認定農業者。井芹康雄、大字■■■■■■■■、■■■■■■■■日、■、認定農業者。奥村大助、大字■■■■■■■■、■■■■■■■■日、■、農業者。坂本秀孝、大字■■■■■■■■、■■■■■■■■日、■、認定農業者。宮川安明、大字■■■■■■■■、■■■■■■■■日、■、認定農業者。以上14名でございます。

平成28年3月11日提出。町長名でございます。

提案理由につきましては省略させていただきます。以上説明を終わりますので、どうかよろしく御審議いただきたいと思っております。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 町長の任命理由を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは選任理由を申し上げます。農業委員会に関する法律の一部が改正されたことにより、これまで行われてきました公選性による委員の選出方法に代わり、市町村長が議会の同意を得て任命する方法になりました。また、農業委員の定数につきましては、総農家数を基準として定められることとなり、甲佐町の定数は14名となります。これに基づき農業委員会に関する法律第9条により公募を行いました結果、同数の14名の応募という結果になりました。定数どおりの応募者数ではありましたが、農業委員としての任命を受ける方の適格性や、任命までの手続きに係る透明性や公平性を高めるために設置をしました農業委員候補者評価委員会において、各応募者の農業委員としての適格性について評価を行ったところです。評価の結果、いずれの応募者についても適格者であるとの報告を受け、私としてもその結果を妥当であると判断し、議案として上程し、同意を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 同意第3号、甲佐町農業委員会委員の任命に付き同意を求めるところでございますが、ただ今13名の方の農業委員の候補者がこのように一覧表に載っておりますけれども、いずれの方もしっかりとした方で、我が町の農業の振興のため、また農業委員の職責をしっかりと全うされるものと期待をし、この同意に賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで、討論を終結します。

これから、同意第3号「甲佐町農業委員会委員の任命に付き同意を求めるところについて」一覧表の平井剛氏から坂本秀孝氏までを一括して採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案中、平井剛氏から坂本秀孝氏までの任命については同意することに決定いたしました。

続きまして、宮川議員に係る審議を行いますので、地方自治法117条の規定により宮川議員の退場を求めます。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時26分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長の任命理由については先ほど説明がっておりますので省略します。

これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

9番、本郷議員。

○9番（本郷昭宣君） 同意第3号の中の宮川議員に対する賛成意見でございますが、宮川氏につきましては現、農業委員会会長として精一杯頑張っておられます。そういう意味で農業委員の選任につきましてはなんら問題なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、同意第3号「甲佐町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについて」宮川安明氏について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案中、宮川安明氏の任命については同意することに決定いたしました。

宮川議員の入場を許します。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時29分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 同意第4号 甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて

○議長（緒方哲哉君） 日程第9、同意第4号「甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） それでは同意第4号について、御説明申し上げます。

甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて。

下記の者を甲佐町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記、住所、甲佐町大字■■■■■■■■、氏名、井藤光徳、■■■■■■■■日生まれ。

平成28年3月11日提出。町長名でございます。

提案理由といたしまして、現委員、岩本正明氏が平成28年3月23日で任期満了となるためでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 町長の任命理由を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 教育委員会委員の任命について御説明を申し上げます。教育委員会委員として今回御提案いたしております井藤光徳氏でありますけれども、■■■年に■■■■■■■■、その後、■■■■■■■■などに勤務され、平成25年9月に■■■■■■■■を最後に退職をされております。また、龍野小学校PTA会長、甲佐中学校PTA会長、甲佐町PTA連絡協議会会長などを歴任され、本町の教育に御貢献をいただいております。このように氏は豊富な経験と識見の持ち主であり、誠実、温厚な人柄で地域の人望も高く、教育委員会委員として適任と判断をし、3月24日付で教育委員会委員に任命したいので議

会の同意を求めるものであります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） はい、5番。同意第4号、甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて、今、町長から説明がありましたように、まあ井藤氏はですね、私も適任と思ひ、なんら異議なく同意いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで、討論を終結します。

これから同意第4号「甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて」を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時35分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 承認第1号 専決処分の報告及び承認について

○議長（緒方哲哉君） 日程第10、承認第1号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（北畑公孝君） それでは、承認第1号について御説明申し上げます。

承認第1号、専決処分の報告及び承認について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

平成28年3月11日提出。町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書になります。

専第6号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により下記事項を専決処分する。

平成27年12月28日。町長名です。

記1、甲佐町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について。専決の理由といたしましては、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が平成27年12月25日に公布されております。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、附則第1条第4号が平成28年1月1日から施行されることに伴い本条例を改正する必要が生じたため、専決処分を行ったものでございます。

次のページをお願いいたします。これが今回の改正条例になりますが、改正の内容につきましては事前にお配りしております資料にて説明する形でよろしいでしょうか。それではまず改正条例について説明申し上げます。平成27年3月31日専決処分いたしました、専決処分し6月の定例会で承認いただいております甲佐町税条例等の一部を改正する条例の一部改正になります。改正といたしましては、甲佐町税条例第51条第2項各号の改正規定及び第139条の3第2項第1号の改正規定の改正となっております。この条例につきましては公布の日から施行することにいたしております。公布の日が平成27年12月28日公布となっております。それでは、資料の方をお願いいたします。資料といたしまして、まず資料1で新旧対照表をつけております。左が改正前、右が改正後となっております。次のページ資料2をお願いいたします。まず、改正の目的です。平成28年1月1日以降に納税義務者等から申告、申請等を受ける手続きにおいて原則として個人番号または法人番号の記載を求めることとなっておりますが、申告等の主たる手続きと合わせて提出され、または申告等ののちに関連して提出されると考えられる一定の書類について、納税義務者等の個人番号の記載を要しないこととし、個人番号の記載を求めることによって生じる本人確認手続き等の納税義務者等の負担軽減を図るものでございます。今回、法人番号についてはこれまでどおり記載を求めることとなっております。個人番号の記載を要しない申請といたしまして、町民税の減免申請、特別土地保有税の減免申請といたしております。以上御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） はい、3番。承認第1号、専決処分の報告及び承認については、

ただ今、課長の方から御説明があったとおりであると思っておりますのでなんら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで、討論を終結します。

これから承認第1号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第11 承認第2号 専決処分の報告及び承認について

○議長（緒方哲哉君） 日程第11、承認第2号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） それでは承認第2号について御説明申し上げます。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

平成28年3月11日提出。町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

専決第1号、専決処分書、上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について地方自治法第291条の3第1項の規定により下記事項を専決処分する。

平成28年1月15日。町長名です。

記1、上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について。

次のページをお願いいたします。上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について、地方自治法第291条の3第1項の規定により上益城広域連合規約の一部を次のとおり変更する。上益城広域連合規約の一部を変更する規約、上益城広域連合規約の一部を次のように変更する。第4条中第4号を第5号とし、第3号を次に次の1号を加える。第4号、上益城行政不服審査会の設置運営に関する事。第5条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。第6号、上益城行政不服審査会の設置運営に関する事。別表中、上益城情報公開及び個人情報保護審査会の次に及び上益城行政不服審査会を加える。

附則、この規約は平成28年4月1日から施行する。

次のページをお願いいたします。今回の同文議決につきましての理由書でございます。行政不服審査法の全部を改正する行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されたことに伴い、上益城広域連合においても行政不服審査会についての取り扱いが生じるため、上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部を変更する必要があるものでございます。

次にお手元にお届けしております新旧対照表を御覧いただきたいと思います。上益城広域連合規約新旧対照表を御覧いただきたいと思います。その対照表の左側、変更後（新）というところを御覧いただきたいと思います。今回広域連合の規約におきまして、第4条と第5条中に上益城行政不服審査会の設置運営に関することという規定をそれぞれ挿入しております。第4条では第4号に、第5条では第6号に挿入を、追加をしておるところです。そして、別表でございます。別表中、上益城情報公開及び個人情報保護審査会の次に及び上益城行政不服審査会の設置運営に関する、設置運営に要する経費という部分を挿入をしておるところです。この別表7、別表につきましては運営に要する経費についての規定でございます。また、備考におきまして、第4号中におきましても、及び上益城行政不服審査会を挿入をいたしておるところでございます。お手元にお配りしておりますさらにA3版の資料があるかと思っております。行政不服審査法の概要というA3版の用紙があるかと思っております。こちらによりまして行政不服審査法についての概略を御説明させていただきたいと思っております。今回、上益城広域連合の規約の変更の理由につきましては、お配りしておりますこの資料で御説明いたしますが、まず左側のページの一番上の四角の枠組みのところの概要にありますとおり、行政不服審査法は昭和37年に制定されて以降、50年以上抜本的な改正がなされておりました。この間、国民意識の変化、行政手続法の制定、行政事件訴訟法の改正等の関連法制度の整備が行われ、今回、法制定後50年ぶりに公正性の向上、利便性の向上等の観点から時代に即して抜本的な見直しが行われたところがございます。その下の枠組みに経緯について記載がありますとおり、一昨年の平成26年6月13日に国会において行政不服審査法、関連三法、これは行政不服審査法、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び行政手続法の一部を改正する法律、以上関連三法といいます。交付をされまして、このうち行政不服審査法は平成28年4月1日、この4月1日から施行されることになりました。この行政不服審査法とは行政庁、国でいいますと大臣、地方自治体でいいますと県知事とか市町村長になりますが、が行う処分、その他公権力の行使にあたる行為に関し、国民が行政庁に不服を申し立てることのできる制度でございます。

次に、その資料の上から3番目の枠組みです。改正法の概要でございますが、この内容については4点ございまして、まず不服申し立て構造の見直しです。次が公正性の向上でございます。三つ目が使いやすさの向上でございます。4番目が救済手段の充実拡大でございます。以上が行政不服審査法の改正内容でございますが、このうち先ほど申しました、改正法の概要の2番目の丸印の公正性の向上の中の2行目、行政不服審査会等の諮問手続きの新設、審査庁の判断の妥当性を第三者期間がチェックとあるところが今回の同文議決による規約の変更理由になるものでございます。資料の右側の上段の図を御覧いただきたいと思っております。審理、決裁の公正性の向上として、現行と改正後の図がございまして。右側の改正後の図にあります上の方に行政不服審査会等とある機関が今回広域連合に設置することとなる機関でございます。審査請求人、その図にありますとおり、下の方に審査請求人から審査請求があった場合、処分庁等に審査請求がございまして、その審査請求が

あった場合、審査庁これも同じく処分庁と同じになります、大臣知事、市町村長等になります、が職員のうちから現処分、要するに処分をしたことに関して関係していないものを審理員に指名をいたしまして、この申請の基づく審理手続きを行わせるということになります。審理員は審理の結果を整理し、審査庁、これは町でいえば町長でございますが、審査庁がすべき裁決の内容を記載した意見書を審査庁に提出をいたします。そして、それを受けた審査庁は裁決を行う前に第三者機関である行政不服審査会等に審理の意見書及び事件記録の写しを添えて諮問をしなければならないということになっております。諮問する先が広域連合で設置する行政不服審査会ということになります。そして、その諮問を受けた行政不服審査会は諮問の内容を審査し、審査庁へ答申を行います。その答申を受けて審査庁は裁決を行うことになるわけでございます。つまり第三者機関に審査庁の判断の妥当性をチェックしてもらうということになるわけでございます。この審査会を新年度から設置するにあたりまして町単独で設置するのではなく、上益城郡内の各町が共同して広域連合において設置することによりまして、有識者からなる審査会委員の確保がしやすいことや、共同で設置することによりまして審査事件数が多くなりまして過去の諮問事件の知見をより活用できるなどのメリットがあり、上益城広域連合規約の一部変更について同文議決をお願いしているところでございます。以上が同文議決を必要とする理由でございますが、上益城広域連合から依頼があった議決の提出期限が1月19日まででございましたので、今回専決処分をさせていただいたものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

6番、西坂議員。

○6番（西坂和洋君） はい、この行政不服にかかわるようなこれまで事案がいくつかありましたか。甲佐町において。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 行政不服審査法に基づく事例というのはちょっと私が知る限りではないかと思えます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） はい、3番。承認第2号、専決処分の報告及び承認についてでございますけれども、行政不服審査法が改正され平成28年4月1日に施行されると、それに伴い本町においても広域でそれをやっていくということで専決処分をされたことに関して

はなんら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで、討論を終結します。

これから承認第2号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。午後1時から再開いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事に入ります前に10番、渡邊議員から午後の本会議については欠席届が提出されておりますのでお知らせいたします。

日程第12 議案第1号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第12、議案第1号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） それでは、議案第1号について御説明申し上げます。

議案第1号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定することとするものでございます。

平成28年3月11日提出。町長名でございます。

提案理由は省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、以下条例につきまして本則部分がございますけれども、この条例案の内容につきまして説明資料によりまして説明させていただいてよろしいでしょうか。それではお手元にお届けいたしております平成28年3月定例会説明資料、議案第1号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてという1枚紙の資料を御覧いただきたいと思っております。今回の条例の題名にありますとおり、行政不服審査法の施行によりまして関係する四本の条例を一本の条例として今回改正をさせていただくものでございます。1の主な改正内容でございますが、不服申し立ての手続きを審査請求に一本化し

ております。次に、審査請求をすることができる期間を従来の60日から3カ月に延長をしております。

次に、決定という字句につきまして、裁決に一本化しておるものでございます。こちらは先ほどの広域連合の同文議決の時に御説明をしております、行政不服審査法関連三法に基づきまして関係する条例を改正するというものでございます。2番の改正内容でございます。第1条に同意いたしまして、甲佐町行政手続条例の一部改正についてでございます。こちら行政手続法が改正されたことに伴いまして字句の改正を行っておるところでございます。19条関係でございます。

第2条で、甲佐町情報公開条例の一部改正を行っております。(1)といたしまして、字句の改正を行っております。これは目次と第20条関係の改正です。(2)といたしまして、行政不服審査法第9条第1項第3号の規定により、審理員による審査手続き、これは審理手続といいますけれども、これに関する規定の適用除外を定めておるものでございます。これは18条関係です。(3)といたしまして、審査請求の対象について、公開請求に係る不作為、要するに公開請求があってもこれに対して何も対応しなかったというものでございますが、不作為を追加し、諮問をした旨の通知を規定をしておるところでございます。第19条関係でございます。

次に、第3条で甲佐町個人情報保護条例の一部改正を行っております。こちらは(2)の引用条項を改正しております第20条関係以外は第2条と同じような、甲佐町情報公開条例の一部改正と同じような改正内容となっております。1で字句の改正を行っておりますし、(3)で行政不服審査法の9条第1項第3号の規定による適用除外を定めておるところです。そのほか審査請求の対象についても公開請求に係る不作為を追加し諮問をした旨の通知を規定をしておるところでございます。29条関係でございます。

第4条といたしまして甲佐町固定資産評価審査委員会委員の、審査委員会条例の一部改正を行っております。(1)といたしまして、国が示した準則に基づきまして、字句及び引用規定の改正、条項の追加を行っております。第4条、第6条、第13条関係でございます。(2)といたしまして、手数料の額及び減免方法については、議案第2号甲佐町行政不服審査関係手数料条例に準ずるものでございます。第10条、第11条関係でございます。附則といたしまして施行期日を平成28年4月1日としておりますけれども、この条例につきましては施行日以後の審査請求について適用をいたしまして、施行日前の開示決定等または不作為に係る不服申し立てについては従前の例によることの経過措置を規定をしております。附則第2項関係でございます。(2)といたしまして、この条例の第4条甲佐町固定資産評価審査委員会条例の改正規定に関しまして、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係るものについて適用し、平成27年度までの固定資産税に係るもの、申し出期間の初日が平成28年4月1日以後であるものを除く、については従前の例によることの経過措置を規定をしておるものでございます。附則第3項関係でございます。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(緒方哲哉君) これより質疑を行います。

何か質疑ございませんか。質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第1号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定でございますけども、これは国の行政不服法、審査法の施行に基づきまして我が町の条例を改正するものと理解をいたしまして、なんら異議なく賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで、討論を終結します。

これから議案第1号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第2号 甲佐町行政不服審査関係手数料条例の制定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第13、議案第2号「甲佐町行政不服審査関係手数料条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 議案第2号について御説明を申し上げます。

議案第2号、甲佐町行政不服審査関係手数料条例の制定について

甲佐町行政不服審査関係手数料条例を次のように制定することとします。

平成28年3月11日提出。町長名でございます。

提案理由は省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。甲佐町行政不服審査関係手数料条例、趣旨、第1条、地方自治法第227条の規定により徴収する手数料のうち行政不服審査に関するものについては別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。以下、2条から第6条まで内容がございますけども、内容につきまして説明資料で御説明させていただいてございますでしょうか。それではこちらもお手元にお届けいたしております平成28年3月定例会説明資料、議案第2号、甲佐町行政不服審査関係手数料条例の制定についてという資料に基づきまして御説明を申し上げます。先ほど第1条にありましてとおり、手数料のうち行政不服審査に関するものについて、別に定めがあるものを除いてこの条例で定めるも

のでございます。まず、1の主な制定内容でございますけれども、まず手数料の額、手数料の徴収、手数料の減免について規定をいたしております。

次に、2の制定内容でございます。まず1番目に手数料の額について、これは第2条、また別表関係でございます。手数料の対象及び額について規定をいたしております。

(2)といたしまして、手数料の徴収について、これは第3条関係でございます。手数料の額等は手数料は交付申請または書類等の交付の際に手数料を徴収することを規定をしております。(3)といたしまして、手数料の減免について、第4条関係で規定をしております。審理員、審査庁または行政不服審査会において、審査請求人等が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときについての手数料の減免、または免除について規定をしております。こちらについては経済的困難といいますところを、生活保護受給者等、それと減免につきましては2,000円を限度として減免を行うという規定をしております。次に(4)といたしまして、送付による交付について、第5条関係で規定をしております。審査請求人等は手数料のほか、送付に要する費用を納付して当該交付に係る書面等の送付を求めることができることを規定をいたしております。(5)といたしまして、附則についてでございますが、施行期日を平成28年4月1日から施行することといたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(緒方哲哉君) これより質疑を行います。

何か質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方哲哉君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方哲哉君) 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

9番、本郷議員。

○9番(本郷昭宣君) 議案第2号、甲佐町行政不服審査関係手数料条例の制定につきましては、これにつきましても行政不服審査関係に伴う改正でございます。というわけで、この手数料条例については賛成いたします。

○議長(緒方哲哉君) これで、討論を終結します。

これから議案第2号の「甲佐町行政不服審査関係手数料条例の制定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方哲哉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第3号 甲佐町職員の退職管理に関する条例の制定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第14、議案第3号「甲佐町職員の退職管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） それでは議案第3号について御説明を申し上げます。

議案第3号、甲佐町職員の退職管理に関する条例の制定について

甲佐町職員の退職管理に関する条例を次のように定めることとします。

平成28年3月11日提出。町長名でございます。

提案理由は省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。甲佐町職員の退職管理に関する条例、趣旨第1条、この条例は地方公務員法第38条の2第8項及び38条の6の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものでございます。この議案につきましても2条から3条までございますが、お手元にお届けしております資料によりまして説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。

それではお手元にお届けしております資料、甲佐町職員の退職管理に関する条例の制定の概要という資料を御覧いただきたいと思っております。制定の必要性、背景、法令上の根拠等でございますが、第1条でございますとおり、地方公務員法の一部改正を踏まえまして、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適性を確保するため本条例を制定するものでございます。第1条の趣旨でございますが、地方公務員法第38条の2第8項、これは契約等事務及び38条の6、離職後の届けの規定に基づき職員の退職管理に関する必要な事項を定める趣旨の規定でございます。

第2条につきまして、再就職者による依頼等の規制でございます。営利企業等に再就職した元職員のうち、離職した日の5年前の日より前に課長級等についていた者は、当該職についていた時に在職していた執行機関の組織等の役員等に対し、契約事務、※1

（1）と書いてあります、一番下の方にその契約事務について説明をいたしております。①で再就職者が在職している営利企業等またはその個・法人と在職していた地方公共団体との間で締結される契約。②で、当該営利企業等やこの個・法人に対する処分に関する事務、が契約事務でございます。で、また2条のほうに戻っていただきまして、であって、離職した日の5年前の日より前の職務、当該職についていた時の職務に限る、に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、またはしないように要求し、または依頼をしてはならないことの規定でございます。働きかけの禁止の規定でございます。

第3条で任命権者への届出でございますが、管理または監督の地位にある職員の職についていた者は、離職後2年間、営利企業の役員その他の地位等についていた場合は、日々雇い入れられる者となった場合等を除き、再就職情報を任命権者に届出なければならないことの規定でございます。県費負担教職員にかかる退職管理につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条第1項の規定により、教育委員会に届け出るこ

とになります。

今の内容についてですね、次のページに、図式をした資料をつけております。元職員による働きかけの規制ということでございます。地方公務員法の第64条によりまして、この働きかけの規制につきましてはこれに違反した場合は10万円以下の過料ということになっておりますが、その内容でございますが、失礼しました、左側に再就職者というふうにございます。こちらの再就職者は営利企業に再就職をした元職員、また非営利企業に再就職した元職員のことでございます。で、地方公務員法の第38条の2第1項の規定がございしますが、この条例に関連する規定でございますが、この地方公務員法の第38条の2第1項の規定につきましては、臨時、非常勤職員を除いて、全職員でございます。全職員が離職後2年間に契約事務等であって、離職前5年間の職務に関する働きかけをすることを禁止する規定が、これは地方公務員法上規定があるものでございます。この働きかけは現職員、再就職者が在職していた出向機関の組織等の職員でございます、について働きかけをしてはならないという規定が地方公務員法の38条の2の第1項の規定でございます。これと、今度は今回条例の制定をお願いする規定でございますけれども、課長級等についていたものは、今度は課長級等で限定をされます、課長級等についていたものは離職後2年間に契約等事務であって、離職前5年前の日より前の職務、要するに、先ほど地方公務員法の38条の2の第1項ですね、上の段の規定よりも更に前の職務に関する働きかけをすることを禁止するというものでございます。離職の日より5年間は地方公務員法の38条の2の1の規定、それと、それより更に前の規定については今回の条例で課長級等に限って禁止をすると、働きかけについては禁止をするというものでございます。この条例の働きかけの相手方でございますが、現職、課長級等の職員に対して再就職者が在職していた出向機関の組織等の課長級等職員または課長級等に類するものについて働きかけをしてはならないという規定をこの条例で定めるものでございます。以前はこの規定に反しますと地方公務員法の64条に基づいて10万円以下の過料になるというところでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） はい、3番。退職職員に関する管理の条例だと思っておりますけれども、地方公務員法で1項の規定によって離職前の5年間、職務に関するのを2年間禁止するというのがあって、なお、甲佐町の条例の方でその以前に、5年より前という前に課長等の者はですね、規定するというので、こういったケースでこのような条例を制定されたのか、そういった背景があるかと思っておりますのでそのあたりをお聞きしたいと思いました。

○議長（緒方哲哉君）

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） この条例の制定につきましては、背景といたしましては地方公務員法の改正規定がございました。この改正規定によりまして再就職者による働きかけ

等で不正があってはならないということで禁止をされるということでございますが、さらにこの地方公務員法の38条の2の第8項で市町村長は条例で定めるところによりましてさらに5年より前の職務についていた課長ですね、についていた部分についても規制をしていいというふうな条例の、法律の規定がございます。それに基づきましてさらに厳しくといたしますか、条例で制定をしたい規制をしたいということで今回提案をさせていただいたところでございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） はい、7番。いわれる意味はわかるんですけど、働きかけという、もう少し、どのへんまでがその働きかけに当たるのか、というようなことがちょっと疑問に思いますので、もう少しそのへんを説明していただけますか。

○議長（緒方哲哉君）

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） まあ、例えば具体的に申しますと、私の場合で申しますと、まず私が5年、退職した場合、60で退職した場合、60退職より前5年間についていた職務でございますので、総務課長、また福祉課長として職務ついておりました。その5年間について職員、現職の職員ですね、現在まだ、退職後、私が退職後、役場の職員として勤務している職員に対して例えば私の場合は契約事務等入札関係の事務を持っておりますので、そのへんで指名に特別入れてくれとか、そういうふうな契約関係についての働きかけをする、またはしないでくれというふうな働きかけをすることがこれは地方公務員法の38条の2の第1項でもう既にこれは法律で決まっております。それに加えて、私が退職後、退職日より前、5年より前、ですので、福祉課長をしておりました。福祉課長として勤務していたことにつきまして更に現職の福祉課長等に対して働きかけをすることについても更にこの条例で禁止をするという内容でございます。それぞれ働きかけについてはいろいろな場合が考えられますので、本来、職員がすべきもの、またはしてはならないものについて、してくださいとか、しないでくださいとかいう働きかけをすることが該当するものと考えられます。まあ、ここ具体的に事例が発生してみないとそれが対象になるかどうかというのはちょっと今のところははっきりわかりませんが、一つの事例としてはそういうところでございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 議案第3号、甲佐町職員の退職管理に関する条例の制定についてでございますけれども、ただ今担当課長より説明がありましたが、地方公務員法の一部改正に伴いそれに補うような形で町の方でも条例を制定し厳しくするというところでございますので、なんな異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで、討論を終結します。

これから議案第3号「甲佐町職員の退職管理に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第4号 甲佐町空家等対策の推進に関する条例の制定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第15、議案第4号「甲佐町空家等対策の推進に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（清水 明君） それでは議案第4号について御説明申し上げます。

議案第4号、甲佐町空家等対策の推進に関する条例の制定について

甲佐町空家等対策の推進に関する条例を次のように制定することとするものでございます。

平成28年3月11日提出。町長名でございます。

提案理由につきましては省略させていただきます。

条例の説明につきましては事前にお手元に配布しております議会説明資料にて御説明したいと思っておりますよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは御説明いたします。

（1）の空家等対策条例等の制定についてでございます。国の基本方針に沿った空家等に関する施策を推進し、防災、防犯、衛生、景観等に係る町の安全かつ安心な生活環境を保全することを目的として、甲佐町空家等対策の推進に関する条例を制定するものでございます。

（2）の第2条関係の定義についてでございます。空家等の定義です。町の区域内に所在する建築物、またはこれに付随する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの、及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む）、並びにそれに類似する土地をいいます。ただし、国又は地方公共団体が所有しまたは管理するものを除くことをいいます。次に特定空家等の定義についてでございます。そのまんま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となる恐れのある状態、または著しく衛生上有害となる恐れのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている

状態、その他の、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態であると認められる空家等をいいます。

第3条から第9条につきましては典型的な内容でございますので、省略させていただきます。

(3)の第10条関係の空家等対策計画についてでございます。空家等に関する施策を総合的かつ具体的に推進するため空家等対策計画を策定いたします。空家等対策計画の中には、対策の基本的な方針、計画期間、空家等の調査に関する事項、空家等の適切な管理の促進に関する事項、特定空家等に関する措置などを謳うこととしております。

(4)の第11条関係の空家等対策審議会の設置についてでございます。空家等対策に関し、関係者団体の意見を反映するため空家等対策審議会を設置します。審議会のメンバーは町長の他、地域住民、町議会の議員、その他町長が認めるものをもって構成いたします。この審議会のメンバーは10人程度を予定しております。なお、審議会の協議します内容につきましては特定空家等の認定基準の審議、特定空家等の認定について意見を述べること、代執行の施行について意見を述べること、その他町長が必要と認めることとしております。

次に(5)の第12条から第14条関係の立ち入り調査及びデータベースについてでございます。特定空家に対する措置に必要な場合は立ち入り調査を行います。空家等の所有者等把握のために固定資産税情報等の内部利用を行います。空家等の把握や、所有者等の特定のための調査を行い、データベースの整備を行います。

次が(6)の第17条関係の、特定空家の認定についてでございます。町長は空家等のうち、別に定める基準を満たす管理不全状態にあるものを特定空家等と認定いたします。特定空家等の認定基準、及び実際の認定に際しては審議会の意見を聞きます。この特定空家等の認定基準につきましては国のガイドラインが示されております。この具体的な内容でございますけれども、この内容を基本としまして基準を策定しまして、空家等対策審議会において審議を諮ってもらいまして、基準を定めることとしております。

次に(7)の第19条から第22条関係の、特定空家等に対する措置についてでございます。特定空家等として認定された家屋等、空家につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づきまして、助言、指導、勧告、命令、行政大執行に取り組むこととでございます。行政大執行を行う際には審議会の意見を聞くこととなります。

次に(8)の第24条関係の緊急安全措置についてでございます。町長は、空家等が人の生命、身体または財産に対する危険性が極めて高い状態にある時、危害を回避するために必要な範囲で適切な措置を行うことができます。町長は、緊急安全措置を講じるときは所有者等に通知を行うこととしております。この条例につきましては、平成28年4月1日から施行するものでございます。なお、条例制定後の今後のスケジュールでございますけれども、空家等の実態調査、次に空家等対策審議会の設置、空家等、失礼しました、特定空家解体補助金要項の制定、空家等対策条例施行規則の制定、空家等対策計画の策定などを今後のスケジュールとしております。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長(緒方哲哉君) これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） はい、お尋ねいたします。空家対策審議会、11条の関係ですが、今あの人員については10人程度という話がありましたが、条例の中には別に定数は設けてないですよね。その時によって変わってくるということでしょうか。それとこの審議員の委員については町長が決めていかれるということなのではないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（緒方哲哉君）

くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（清水 明君） それで空家対策審議会のメンバーはということでございますけども、10人程度と先ほど話しましたけども、確定的ではございません。概ね10人程度というふうにしております。措置法の中において、その協議会となっておりますけど、本町は審議会という形で設置したいと思っております。町長の他ですね、措置法によりますと、町長の他、地域住民、町議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に係るですね学識経験者、その他町長が必要と認めるものという方を構成するように決めてございます。本町におきましても、この指針に沿ってですね、その選考メンバーを決めたいと思っております。メンバーにつきましては規則で定めてメンバーを構成する予定でございます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ございませんか。

6番、西坂議員。

○6番（西坂和洋君） はい、6番。これは空家、特定空家の問題でお尋ねしますが、これは今、佐野議員から話がありましたように、審議会を設置して、それからそこで地域住民とかいろんな人と審議員の中で話し合い、これは環境的にもそれから安全であるかというようなことを審議され、そして最終的には地権者、持ち主に解体命令とかそういったのを出されることとなると思いますが、多分そこまで今、期間もそこには何日か何か月か掛かると思います。また、解体するには相手ははっきりおられるところはよろしいかと思いますが、不在者、不明のような時には町の予算でその解体されるのか。この前、それはよその例ですが、2週間くらい前だったと思いますが、神奈川県かなんかで行政大執行で家を解体する番組がありましたが、その時にはいろいろそこまで地域の住民あたりからの意見もあって、これは危険だということ判断され、解体されたと思います。その時にも解体人は、地権者はそこには住んでおられず、なんか娘さんかなんか遠方におられたので連絡を取ってそこに金額的には150、160万の費用を請求されたということですが、甲佐町においてもそのあたりの費用弁償あたり、費用弁償というか、費用を請求されるのか、またしなくてはいけないと思います。そこらあたりはどう考えておられるんですか。

○議長（緒方哲哉君）

くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（清水 明君） 町の方で例えば行政代執行をした場合についてはその所有者等に解体費用の請求を行うこととなります。それでいいんですか。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 今ので関連ですけども、じゃあその所有者の方が金がないといわれて、その時にじゃあもうその土地を町の方に差し上げますからどぎゃんかして解体してもらんとかというような場合はどうなるわけですかね。現金がないといわれた場合は。そこまではまだ考えておられندしょ。

○議長（緒方哲哉君）

くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（清水 明君） そのケースはちょっと考えておりませんでしたけども。まあ、この法の行政代執行はですね、最後の行き着くところでございまして、法の目的とするところはですね、ガイドラインで説明がございましたようにですね、特定空家等に認定されたからですね、直ちにその法や条例に基づいてそういう行政的な助言、指導、勧告、命令、代執行という手続きをですね開始するのではなくてですね、こういう空家につきましては地元におられない方、遠方におられる方、空家の状態をまったく知らない方、とか相続等でですね本人が本当に所有者になっておるのかとか、そういうことを各地認識されてない方がかなり多いと思うんですよ。ですから、そういうことを想定して、まず特定空家と認定されたからですね、そういう行政手続に入るんじゃなくて、そういう持ち主、所有者等にですね連絡を取って、今後どういう善後策をするかということですね話し合っ、また活用できる助成制度ございますので、そういうところをお互い連絡を取り合っ、て解決して図っていこうというふうなですね趣旨、法の趣旨はそういうふうな説明、ガイドラインで説明してございました。まあ、危機が切迫しているとかそういう場合はですね、そういう行政的な手続も必要であろうかということでございます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） はい、7番。議案第4号、甲佐町空家等対策の推進に関する条例の制定についてでございますが、甲佐町でもですね、今後この空家対策というのは多く出てくる問題じゃないかというふうに思います。そういう意味でもですね、今、町としてしっかりとした対策を打つべきではないかと思い、本条例の制定についてはなんら異議なく賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで、討論を終結します。

これから議案第4号「甲佐町空家等対策の推進に関する条例の制定について」を採決し

ます。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第5号 甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（緒方哲哉君） 日程第16、議案第5号「甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） それでは議案第5号について御説明を申し上げます。

議案第5号、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正することとするものでございます。

平成28年3月11日提出。町長名でございます。

提案理由は省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例以下第1条から第5条まで、今条例で改正をいたすものでございますけれども、内容につきましては説明資料によりまして説明をさせていただいてようございますでしょうか。それではお手元にお届けいたしております資料、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正の概要、という資料を御覧いただきたいと思います。今回の改正につきましては、行政不服審査法の改正や、人事院勧告に基づく改正などを行っておるところでございます。

まず第1条で、甲佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の引用箇所の改正を行っております。

次に第2条で国に準じた改正でございますけれども、勤務1時間あたりの給与額の算出。これは時間外勤務手当等の算出の時に基になる額でございますが、この給与額の算出について実際の1年間の勤務日数を反映させるための改正でございます。これまでは1年間の日数から差し引く祝日等の日数に相当する日数を18日という定数により算出をいたしておりましたものを、実際その年その年の実勤務日数により算出する改正でございます。

次に（2）で行政不服審査法の改正に伴う同法の引用箇所の改正を行っております。

次に第3条で平成27年度と同文の改正でございますが、官民格差等に基づく本年度の給与水準の改訂でございます。平成27年4月から遡及して適用するものでございます。

まず（1）といたしまして、月例の給与でございます。この月例級の給料表を平均0.1%引き上げ、初任、失礼しました、0.4%引き上げ、初任給を2,500円、若年層も同程度に、その他職員はそれぞれ1,100円引き上げることを基本に改訂をしております。1、

2級につきましてが2,500円から1,100円。これは主事級でございます。3、4級につきましては2,500円から同じく1,100円。これは参事、係長級でございます。5級、6級につきましては1,200円から1,100円。これは課長級でございますが、改訂をいたすものでございます。

(2)でございます。ボーナスの引き上げでございます。こちらは年間0.1月分引き上げを行っております。勤勉手当分でございます。年間4.1月分を4.2月分に改めるものでございます。その下に改正の内容を表にまとめておりますが、平成27年度の期末勤勉手当につきまして、6月期につきましては1.225月、これは支給済みでございます。勤勉手当は0.75月、こちら6月期に支給を済んでおります。12月期におきましては、期末手当を1.375月、これは改訂がございません。勤勉手当につきまして0.85月、現行が0.75月でございます。0.1月分を引き上げるというものでございます。平成28年3月末に月例級とボーナスの差額分を合わせて支給する予定でございます。新給料表への円滑な移行のための経過措置を設けております。これは平成27年度で給料の引き下げ改訂がありました関係で、この時に現給保証、要するに現在の給料より下がる職員がおりましたので、引き下げを行わず現給を保証するという規定がございました。これがまだ今回の引き上げによりまして現給保障の対象になる職員が残っておりますので、その現給保証を引き続き保証するというものでございます。今回の給与改定で引き上げてもその元、以前の給料まで達していないという職員についての経過措置でございます。

第4条でございますが、平成28年度分の改正でございます。こちらはボーナスでございますが、勤勉手当の年間0.1月分の引き上げを6月12月それぞれ0.05月分ずつ配分して上乘せを行うものでございます。こちら表を載せておりますけれども、平成28年度期末手当、勤勉手当につきまして、6月期につきまして1.225月、こちらは改訂はございません。勤勉手当については0.8月、現行の0.75月より0.05月分引き上げて、引き上げることとなります。12月期につきましては期末手当が1.375月、こちら改訂はございません。勤勉手当につきましては0.8月、現行の0.75月より0.05月分引き上げる予定でございます。次に第5条でございます。平成27年度分の改正でございますが、甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。こちら人事院の給与改正に関する勧告に基づく給料月額改訂を行っているものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

6番、西坂議員。

○6番（西坂和洋君） はい、6番。給料表のことで一つお尋ねします。職員の区分で番号をずっと125までありますが、これは今、現職員のずっと給料表みたいになるんですか。それとも一つこの給料は前、多分国の人事院勧告だったと思いますが、引き下げがあったかと思います。ただ今説明でもありましたように、その分もあります。私が見るところによると、職員の方々も精一杯頑張るって夕方帰るのも遅かったりいろいろします。です

ので、何年か前に引き下げた分をまた元に戻すという状態になるのですか。

○議長（緒方哲哉君）

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） お答えいたします。議案の中に、第3条のところに、別表第1、第3条関係行政職給料表というのがございますが、こちらが今度改正、改訂をさせていただいて新しくこちらの給料表に基づいて職員の給料を支給するというものでございまして、今度の改正後の給料表がこちらになります。これに基づきまして、1級から6級までございます。それぞれ職員の格付け等給料に基づいてこの金額を支給するというものでございます。その給料表でございます。それと先ほど申しました平成27年度、今年度で人事院勧告、これも人事院勧告に基づきまして引き下げが行われております。今回の給与改定につきましても、人事院勧告に基づき給与改定を行うものでございまして、国の改正に合わせて改正を行うということでございます。平成27年度におきましては引き下げをされました、今回若干また引き上げをされております。で、その年々によって人事院勧告に基づいて上がったたり下がったりということでございますが、先ほど申しましたように27年度で引き下げをされておりますので、引き下げされておる分については職員は現給保証をして下げないということですね、今、27年度より以前にもらっていた給料より改正によって給料が下がる分は引き下げをしないで現給のまま据え置きますと、それが現給保証ということになります。それで引き下げがされた職員について現給保証が続いておりますけれども、今回の改正によって若干また給料表が引き上げになるということもございますけれども、以前引き下げられた分の時の現給保証、その時もらっていた給料までは今回の改正の引き上げでは達しないという職員が何名かおるわけでございます。ですので、その職員については以前のままの少し高い給料を保証して支給しますという現給保証の規定でございます。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君）

7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） はい、非常にこう0.何%とかいうような話でございます。説明資料のうちのこの3条のこの平成28年3月末に月例級とボーナスの差額分を合わせて支給予定というような文言がありますけれども、その金額というのはどれくらいになるんですか。

○議長（緒方哲哉君）

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 今回の改定によります増額分の総額でございますけれども、719万4,045円の増ということになります。

○議長（緒方哲哉君）

7番。

○7番（宮川安明君） はい、それとその下の、新給料表への円滑な移行のための経過措

置ということで何名かとおっしゃいましたけど、10名以下というふうに理解してよろしいですか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。ならば、10分間ほど休憩します。15分から始めましょうか。

休憩 午後 2 時02分

再開 午後 2 時13分

○議長（緒方哲哉君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） お待たせいたしました。申し訳ございませんでした。現給保証の職員対象者何名かという御質問でございますが、昨年の4月1日、平成27年4月1日で対象者50名、そして今年の28年の1月1日で29名でございます。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） 議案第5号、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正でございますが、いろいろこう総務課長の説明も受けました。総額で719万円の増額ということで、単純に職員さん割ってみますと6万ちょっとの増えるということですね、非常にいいことだと思います。現額保証経過措置の方もかなりおられますのでですね、そのへんも含めましてですね、非常にこう給料が上がるというのはいいことだというふうに思いますので、この一部改正につきましてはそういう意味も込めまして賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで、討論を終結します。

これから議案第5号「甲佐町一般職の給与に関する条例等の一部改正について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第6号 甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（緒方哲哉君） 日程第17、議案第6号「甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 議案第6号について御説明申し上げます。

議案第6号、甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

平成28年3月11日提出。町長名でございます。

提案理由につきましては省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。別表第1中、農業委員、会長、年額17万1,400円、委員、年額15万6,100円を、農業委員、農業委員会会長、年額25万2,000円、委員、年額22万6,800円、農地利用最適化推進委員、年額22万6,800円に改める。附則、この条例は平成28年4月1日から施行する。次のページに新旧対照表を添付しております。左側の方に現行で、農業委員の会長、委員の報酬。それと、右側の方に改正案としまして農業委員の会長、委員、並びに農地利用最適化推進委員を追加し、また費用弁償の額については1,500円ということでこれまでとおりということで上程いたしましたところでございます。以上、説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） はい、今回増額の改定を提案されておりますが、現行今何名の農業委員の方にいくら、総額の予算ですね、今度、合わせて、両方ですね、農業委員さんと合わせてどれくらい増えるのか、その財源はどこにあるのかちょっと教えてください。

○議長（緒方哲哉君）

産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 今、現行の金額については今申しましたとおり、会長が17万1,400円、委員が15万6,100円から、ああ、総額についてですね、ちょっと総額についてはちょっと計算させていただいてよろしいですか。今ですね、じゃあ現行の農業委員さんの数は19名でございます。それと、今度新しく農業委員さんが14名、最適化推進委員さんが11名ということで25名になりますので、6名ほど多くなるということでございます。ただし、19名と申しましたけども、定数は20名で1名は欠員でございますので、実際はこれまでは20名の定員ではございました。以上です。

○議長（緒方哲哉君）

11番。

○11番（本田 新君） とにかく増えたということで、この財源はどこにあるのかということとはちょっともう1回。

○議長（緒方哲哉君）

産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 財源ということでございます。これにつきましては農業委員会の交付金ということで国の方から財源についてはこれまでも入ってきていたところでございます。これとまた合わせまして、農地利用最適化交付金ということで新しく国の方で19億円ほどの新年度に予算化がされておるということでございますので、そちらの方の推進の交付金を使いながら、報酬、及び費用弁償等に当てていきたいということで考えております。以上です。

○議長（緒方哲哉君）

11番。

○11番（本田 新君） はい、わかりました。あと、私がちょっと町長以下執行部の方に考えていただきたい点を一つ。ここに資料として費用弁償の方がいろいろ載っております。今、国はですね、今までは行政改革といったんですけど、今は人件費や給料を増やして高循環型社会へということで、給料が増えることを是とするような方向で今動いているというふうに思いますが、この費用弁償これはずっと以前から、このずっと以前という失礼だけでも、この6,500円とかいうのはもう私が議員になる前からこの金額だし、日当の1,500円については何年前前だったですかね、額替えになつとると思いますけども、ここだけを上げるというようなことを私は少し考えてみられたらどうなのかなという思いがあつて今ちょっと質問をさせてもらっております。具体的にいうと1,500円を2,000円くらいに、2,000円にしたらどうなのとか、そういったことをちょっと今後はやってみられたらどうなのかということの一つだけ提案させていただきたいというふうに思いますが、今の町長のお考えをお聞かせください。

○議長（緒方哲哉君）

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 町の行革の中で、この費用弁償、それから日額報酬等については随分カットされてきた経緯があるということは私も存じ上げております。で、数年前に800円の費用弁償を1,500円まで上げさせていただいた経緯もでございます。その経緯を踏まえながら現段階でじゃあそれが適正かといわれた時に、それもちよつと検討してみなくちゃなりませんけれども、どういう額が適当なのか、妥当なのかということについては今後の検討課題とさせていただきますというふうに思います。以上です。

○議長（緒方哲哉君）

7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） すいません。しばらく休憩を取っていただけますか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2 時24分

再開 午後 2 時27分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに何か質問、質疑。

2 番、佐野議員。

○2 番（佐野安春君） 2 番、佐野です。今あの、農業委員の方々のですね、年額報酬の引き上げということで御説明がありましたが、やはり率にすればですねかなりのアップだと思うんですね、そういった意味では私はこの引き上げに反対ではないんですけども、根拠というものがあればですね、言っていただければと思いますが、いいですか。

○議長（緒方哲哉君）

産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） それでは根拠ということでお答えいたします。今、農業委員会のまず、最初に全国の平均ということでございますけども、全国の平均でいきますと、農業委員については月額 3 万円ということで国の方では指導されております。それを受けて、熊本県の現在の平均の金額ということになりますと、熊本県の平均の会長の金額が 30 万 6,884 円、それと委員さんについてが 25 万 4,293 円ということで、現在甲佐町の金額につきましてはさっきほど言いましたように 17 万 1,400 円と 15 万 6,100 円でございますので、県の平均に比べましても、会長については 13 万 5,484 円少ないと、それと委員さんについても 9 万 8,193 円ほど低いというようなことで、熊本県 45 市町村の中で現在の価格でいきますと下から 7 番目ということで、甲佐町よりも下には 5 つの市町村しかないというような状況でございます。このようなことを受けて新しく会長、委員、それと最適化推進委員の価格を設定させていただいておるところでございますので、それで上げましてもまだ若干は県の平均をちょっと下回るところではありますけれども、県の平均に近づくというような形で今回上程したものでございます。以上です。

○議長（緒方哲哉君）

2 番。

○2 番（佐野安春君） はい、ありがとうございます。今あの下から 7 番目というお話でしたが、上げることによってどれくらいになるんですか、ちょっと曖昧ですけど。

○議長（緒方哲哉君）

産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 上げたことによって何番目に上がるのかということですが、平均すればまだ平均まではいかないということでございます。ただこれにつきましては市、熊本市とか、宇土市とかいろんな市、市町村、市関係が非常に上の方でありますので、市町村についてはある程度半分以上のところまでは持っているのではないかと、また、今回、甲佐町と合わせて 10 市町村、ほかに 9 市町村が今度新しく法改正で委員

が改選されますので、そのへんの報酬への動向を見てみないとどこまでになるということをはっきりは言えません。以上です。

7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） もう一度休憩をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時31分

再開 午後2時39分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 申し訳ありません、先ほど農業委員さんの費用の報酬の内訳ということで、交付金等の説明を申し上げましたけれども、少し表現が間違っておったところがありますので訂正させていただきます。正しくは農業委員会交付金につきましては、174万7,000円の交付金、それと最適化推進交付金、新しくできました最適化推進交付金につきましては39万6,000円ということで、合計しますと214万3,000円になります。ただ、25名の農業委員さんとか推進委員さんを含めると567万ほどの報酬が必要となっておりますので、残りの部分につきましては一般財源からの持ち出しというような形になるということなので御理解いただければと思います。以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。議案6号について質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第6号、甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でありますけれども、今回は農業委員会等に関する法律に基づいてですね、農業委員さん並びに農地利用最適化推進委員さんの費用弁償、費用、報酬あたりを提示された議案であろうと思いますけれども、郡内を見ながらの改訂であるということ聞きまして、本案に賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで、討論を終結します。

これから議案第6号「甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時42分

再開 午後 2 時44分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 議案第7号 甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（緒方哲哉君） 日程第18、議案第7号「甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは議案第7号について御説明申し上げます。

議案第7号、甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正することとするものでございます。

平成28年3月11日提出。町長名でございます。

提案理由は省略させていただきます。

次のページをお願いします。甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例ということでございますけども、この改正条例案及び新旧対照表につきましては提出しておりますけども、説明につきましては別紙にです。ね。議案説明資料（第7号及び第8号）とつけておりますけども、この説明資料によりまして説明させていただいてよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは別紙の議案説明資料に基づいて説明させていただきます。

まず、議案第7号につきましてでございます。まず改正の要旨につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴いまして、平成28年4月1日から小規模な通所介護事業が地域密着型サービスへ移行となります。移行となる理由につきましては、介護報酬上の小規模型通所介護費の対象となる定員が18人以下の小規模な通所介護事業者などにつきましては、少人数で生活圏域に密着したサービスであることから、地域との連携や、運営の透明性の確保が必要であります。また、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から、整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要がございます。このため今回の改正において市町村が指定監督する

地域密着型サービスへの位置づけが行われるということでございます。参考としまして、指定密着型通所介護へ移行する予定の事業所としましては、町内です、三つございます。まず、デイサービスセンターの松樹苑、それとデイサービスステーションの笑顔、それとデイサービスステーションのせせらぎ、こちらは今休止中でございますけれども、船津の方に事業所がございまして。以上の三事業所でございます。

中身につきましては別紙の図でございます、次のページの図を御覧いただきたいと思っております。これが28年4月1日施行での図でございます。左側が通所介護サービス事業ということで、右側が地域密着型サービス事業ということになります。左側の通所介護サービス事業の中に大規模型と通常規模型と、下の方にですね小規模型これが18人以下、さらに療養通所介護ということで、これが定員9人以下ということで、四つの種類にわかれておりますけれども、その部分の下に二つがですね、小規模型、定員18人以下が、地域密着型サービスのグループの方に入ってくるということになります。そういうことで、小規模型の事業所が今度は地域密着型通所介護事業所ということになります。療養通所介護事業所が同じ療養介護通所事業所ということになりますけれども、次3ページを御覧いただいてよろしいですか。

3ページが一番下のところに一応参考としましてですね、地域密着型サービスとは何ぞやということでございますけれども、認知症の高齢者や、中程度、重度の要介護高齢者等ができる限り住み慣れた地域での生活が継続できるように平成18年度から新たに創設されたサービスでございます。地域密着型サービスを利用できるのは原則としてサービスを提供する事業者のある市町村に住む人に限られておりますということで、この事業所につきましては全て市町村が条例で定めてその認可とかですねそういった権限を有するというものでこれは市町村への権限委譲でございます平成18年度で権限が降りてきたというような事業でございます。

2番の方の通所介護サービスとはと、これは御存じのとおりデイサービスとか言われますけれども、提供される通所です、一日入浴、排せつ、食事などの介護、そのほかに日常生活をおくる上で必要となるサービス及び機能訓練を行う、というようなことでございます。ただし、認知症の対応型通所介護にあたるものは除きますということがこれが通所介護サービスということになります。

申し訳ありません。また1ページにお戻りいただいてですね、そういったことで、内容で今回改正を行うわけですが、改正の内容としましては三つございます。(1)番、目次の追加ということで、第3章の次に、第3章の2としまして、地域密着型通所介護に係る基本方針並びに人員、設備、及び運営に関する基準、及び指定療養通所介護に係る基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準ということで追加をさせていただきます。

(2)番が、本則への条文、これは章になりますけれども、これの追加を行います。本則の第59条の次に第3章の2、地域密着型通所介護として、同じく地域密着型通所介護及び指定療養通所介護に係る基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を追加いたします。これが59条の2から59条の38ということになります。(3)番としまして、その他の改正としまして、この59条の2から59条の38までの条文の追加等による引用関係としまして、

条番号の改正及び文言の改正を行います。最後に施行日としましては、附則にて平成28年4月1日から施行するというようにしております。説明につきましては以上でございます。どうか御審議よろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 2番、佐野です。地域密着型通所介護に移行するという事で町内では三つの事業所があるという御説明がありましたが、この三つの事業所で何人お世話をされるのでしょうか。

○議長（緒方哲哉君）

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） サービスの内容につきましてですけど、一応今、通所介護事業ということで実際サービスをされております。人数につきましてははですね、一応定員がありまして、18人以下ということで小規模で人数は月々変わっておりますけども、そこに通所介護を受けておられます老人の方が通所されております。制度的には地域密着型の事業所に変わるということですけども、サービスの内容はこれまでどおりということですね、それから増えたり減ったりもしなくてそのサービスの内容についても全然変わりはないと。ただ、そこを運営管理するところが今までは県、熊本県が指定しておりましたが、今度からは甲佐町が指定するという事で、利用される方には特になんら変わりはないということでございます。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） はい、ないようでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） はい、3番。議案第7号、甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございますけれども、小規模の方をこれに移行して本町の方でそれを条例で定めるということでございますので、なんら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで、討論を終結します。

これから議案第7号「甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第8号 甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（緒方哲哉君） 日程第19、議案第8号「甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは議案第8号について御説明いたします。

議案第8号、甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正することとするものでございます。

平成28年3月11日提出。町長名でございます。

提案理由は省略させていただきます。

次のページをお願いします。甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましても改正条例案及び新旧対照表を提出しておりますけれども、別紙の議案説明資料にて説明させていただいてよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは別紙の議案説明資料の3ページを御覧いただきたいと思います。

議案第8号につきまして、まず改正の要旨でございますけれども、これは指定介護予防認知症対応型通所介護事業の運営に関する基準の地域との連携に係る部分において、まず協議会、これは運営推進協議会を設置しなさいということです。2番、報告、評価等に係る記録の作成及び公表を行う。3番、同一の建物に居住する利用者への通所介護サービスを提供する場合における居住者以外へのサービスの提供における規定を追加、その他関連規定の改正ということでございます。これは指定介護予防といいます、予防といいますのは介護認定じゃなくて要支援認定をされた方ですね、この方たちを対象に行う介護サービスが介護予防サービスといいますけれども、この予防の中で認知症のお年寄りに対応した通所介護事業ということの事業所に関する規定の追加でございます。

2番の改正の内容としましては、まず、1番本則の条文の改正ということで、第39条、

地域との連携の条文の中に、指定介護予防認知症対応型通所介護事業に係る規定を追加、これは前の①、②、③の部分を追加しております。第86条の準用規定により、第62条、地域との連携等の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業の規定が第39条に準用されたことにより全部を削除ということでございます。（2）番で、その他の改正ということで、介護保険法改正に伴う引用する条番号の改正、それと条番号の改正及び文言の改正ということで、前述しました39条の改正及び62条の削除による引用関係を改正しております。施行日につきましては平成28年4月1日から施行するというようにしております。以上で説明を終わらせていただきます。後審議をよろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） はい、3番。協議会の設置ということで条文の方に対象、利用者の家族だったり、地域の代表とかですね、まあいろいろ書いておりますけれども、本町では4月から協議会の方作られると思いますけれども、大体の人数と、そういった部分も検討されているのかどうか、そのあたりをお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（緒方哲哉君）

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） この協議会につきましてはですね、各施設において作られる協議会ございまして、町の方もですね、指定する協議会はございます、まあ10人程度でございすけどですね。それとは別にこの運営推進協議会というのは各それぞれの介護施設でですね作られておまして、そこにはもちろん町の職員も参加してその協議の場には参加しております。人数につきましては今ちょっとまだこの場では発表できませんので、あとで調べてからですね報告させていただきたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君）

3番。

○3番（荒田 博君） 各施設で作られるということでございますので、今まであったのか、これからまたされるのか。それでそういった中で各施設でされるのであればその中のいろんな協議がなされると思いますけれどもそういうことで、町の方の職員も入っているということで、そのあたりで町の方としてはそこで管理していくということだと認識しておりますので問題ないかと思っておりますので、協議会の人数等とかはですねあとから結構でございますので、あとで教えていただければと思います。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） はい、3番。議案第8号、甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてでございますけれども、こちらは指定居住サービス等のそういった法令の一部改正に伴い本町でも様々な部分の条約改正が御説明にありましておりそれを設けるといってございましてこの議案第8号については賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで、討論を終結します。

これから議案第8号「甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。5分間休憩です。

休憩 午後3時05分

再開 午後3時10分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20 議案第9号 甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する
条例の一部改正について

○議長（緒方哲哉君） 日程第20、議案第9号「甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） はい、議案第9号について御説明を申し上げます。

議案第9号、甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正について

甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

平成28年3月11日提出。町長名でございます。

提案理由については省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例については、以下、1条、2条がありますが、この条例改正の内容については別添の新旧対照表等におきまして御説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

まず、今回改正いたします条例案1条は多世代・多機能型健康増進事業実施に際し、多目的ホールをトレーニング室等として使用する場合の使用時間の変更と、使用料の設定を行うものです。3ページの第8条を御覧ください。左が現行、右が改正案になっております。

第8条使用時間の改正についてです。今後多目的ホールをトレーニング室等として使用する場合、午前10時から午後9時までの使用時間となりますので、改正案として条分を、ただし別表2に掲げる浴室については午後1時から午後9時までとし、多目的ホールについては会議室等として使用する場合は午前8時30分から午後5時15分まで、トレーニング室等として使用する場合は午前10時から午後9時までとすると改正を行うものです。これに伴いまして次の4ページを御覧ください。

次の4ページの別表第1に掲げる施設は使用時間が午前8時30分から午後5時15分までの施設になっておりますので、改正案では別表第1から多目的ホールを削除しております。

次に、第9条の使用料については5ページを御覧ください。5ページの別表第2の改正案の多目的ホールの部分を御覧ください。この中で多目的ホールを会議室等として使用する場合と、トレーニング室等として使用する場合に分け、トレーニング室等として使用する場合について、町内居住者と、町内に勤務する者200円、町外居住者300円とし、料金は1人あたりの料金で、2時間までの料金とする。2時間超過する場合は2時間分をさらに徴収することとしております。また、1カ月間回数制限なしの場合は、町内居住者と、町内に勤務する者3,000円、町外居住者4,500円とし、次のページ、6ページの下の部分で、備考欄でトレーニング室等として使用する場合の使用者については、中学生を超える者とする。ただし町長が特に必要と認めたときはこの限りではないとしております。また帰りますて3ページを御覧ください。この第14条の雑則ですが、この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に町長が定めると改正しております。これまでも第1条における改正案の内容でございます。

続きまして、改正いたします条例案第2条は福祉目的のシャワーを設置することに伴い、改正するものでございます。まず13ページの配置図を御覧ください。これまでの説明では現在のボイラー室の中にシャワー室男女2基ずつ設置し、これを現在の結緑の湯の利用者の方にもトレーニング室、及び各運動教室等参加者にも御利用いただくこととしておりました。しかし、一緒の利用となりますと、利用に際しての混雑が懸念されますので、再検討いたしました結果、ボイラー室のシャワー室はトレーニング室及び各運動教室等の参加者のためのシャワー室として設置し、自宅に入浴施設、お風呂やシャワーがない町民の方への入浴支援としてはシャワーユニットを2基福祉目的で、その配置図の赤で囲んだ

部分になりますが、現在の休憩室の隣に新たに設置するものでございます。次の14ページを御覧ください。今回、施設を改修する平面図になります。赤で囲んだ部分になりますが、シャワーユニットの広さといたしまして、1基あたり縦150センチ、横120センチの広さになります。なお、この福祉目的のシャワー室が完成したあとに鮎緑の湯を廃止いたしたいと思っております。そしてこの施行期日を甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則として定めさせていただきたいと思っております。

そこで8ページの新旧対照表を御覧ください。第8条の使用時間では別表第2に掲げる、浴室については午後1時から午後9時までを、別表第2に掲げるシャワー室については午後1時から午後5時までとし、次の9ページの第9条第1項では浴室がシャワー室に代わるということで、シャワー室以外の施設を福祉または保健活動の目的で使用した場合と、使用料の減免の条文を変更いたしております。さらに11ページを御覧ください。11ページの別表第2で浴室がなくなることで、休憩室、浴室を使用する場合と浴室をしない場合の区分をとり、休憩室といたしております。また9条の使用料については12ページを御覧ください。浴室の部分を削除し、シャワー室を追加いたしまして、町内居住者100円、料金は1室1回、1人あたりの利用、30分以内の料金とすることとしております。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） はい2番です。町の方でですね、鮎緑の湯の利用に関する調査というのをされておると思いますが、その中でシャワー室の利用意向というのを取られていますが、内容的にどうなっているのかということが1点と、もう1点、鮎緑の湯の利用に関する調査の中で意見を述べられてるものがあると思っております、どのような意見があったのかお尋ねいたします。

○議長（緒方哲哉君）

総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） はい、お答えいたします。住民アンケートをいたしました結果について御説明申し上げます。まずお風呂がない方が男性9名、それから女性が4名。お風呂はあるが使用できない、男性の方が5名、女性が8名。お風呂があらわれる方、男性44名、女性44名。合計114名でございます。このうちシャワーの利用希望があらわれる方、お風呂がない方で男性が2名、お風呂があるが使用できない男性の方で4名、それからお風呂があるっていう方が44名ずつおられますけども、この中の11名の方、それぞれ11名の方がシャワー室の利用を希望をされておられるところでございます。それから意見といたしましてはですね、やはり鮎緑の湯は安らぎの場でありますので是非残してほしいとの意見が大方を占めておりました。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今、鮎緑の湯の利用に関する調査ということでお話をいただきましたんですが、これは一般質問にも関連しますので、資料を私もお見せいただいているわけですが、やはり、利用する人と利用しない人の比率ということでいえばですね、利用しない人がですね圧倒的に多い、4分の3は利用しないと、利用するのは4分の1と。利用者はいるわけですが、今まで鮎緑の湯を利用されている方ですね、今後の利活用という点ではですね、シャワー室というのは利用を希望されていない方が多いということですね、そういう結果が出てるといえるように思います。それと意見もですね、総体的に所長の方から述べられましたが、やはり、鮎緑の湯がですね生きがいか唯一の楽しみとかですね、町としてそういった施設を提供している上ではですね、大変ありがたいですね、御意見をですね、いただいているのではないかとこのように思います。あとですね、私の意見については後ほど述べさせていただきますが、アンケートの結果についてはですね、そういうふうに町としてお風呂に代わってシャワー室をですね提供しようということでお考えであります、町民の希望としてはですね、利用の意向はですね圧倒的に少ないんじゃないかということでお話をさせていただきました。以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） はい、福祉目的のシャワーとトレーニング室にシャワーを2箇所作るということで、福祉目的の方の時間は1時から5時、トレーニング室の方は10時から9時までですけど、その間ずっとシャワーが使えるのかどうなのか。それと、このシャワーの熱源というのかな、熱源ていったらいいか、お湯にするその熱源ですよ、今はボイラー重油のボイラーでやるとるんですかね、それに代わって今度はどういったのを利用を考えておられるのか教えてください。

○議長（緒方哲哉君）

総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） まずですね、トレーニング室等利用者のシャワーの時間に関しましてはこちらが28年度で完成予定ですので、29年度から多分使用になると思います。29年度は指定管理の方の計画をしておりますので、そこの指定管理者と指定管理の業者と話をいたしまして決めたいと思います。それとこちらの方が今度は福祉目的で設置いたしますシャワーに関しては瞬間湯沸かし器っていう感じでガスでの対応になると思います。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君）

11番。

○11番（本田 新君） シャワーの1時から5時というのがですね、ちょっとひっかかるとるんですよ。夏場の1時から5時というのがですね、というのがちょっとあれで、サマータイムというか夏場だけでももうちょっと長くできないだろうかという思いがあるのが1点と、29年度から始められるというふうな、トレーニング室のシャワーですけども、これはやっぱり時間もですよ、それなりに10時から9時までだったらですよ、10時から9時

近くまで使えるようなものになった方がいいんじゃないかなということでその点は意見を述べさせていただきたいと思うんですけども、前段の福祉目的シャワーの1時から5時、その1時から5時にされたその理由と、それを伸ばすことができるのかできないのかその点、その考え、執行部の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君）

総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） はい、お答えいたします。利用希望される方の年齢が大体60歳以上であり、人件費と経費の面から午後1時から5時までとしております。御利用ができないときにはアンケートからもわかりますように自家用車等もお持ちですので、近隣の浴場を御利用いただくことになるかと思っております。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君）

11番。

○11番（本田 新君） 改めて問わせていただきますけども、そういったアンケート取られたということであって、そういう利用をされるだろうということを十分に考慮してこの時間帯を設けられたというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ございませんか。ちょっとしばらくお待ちください。

総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） はい、アンケートを元にうちの担当の方で話をいたしまして町長に相談いたしましたところでございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

5番。福田議員。

○5番（福田謙二君） はい、5番。12月にですね一般質問いたしましたけれども、この鮎緑の湯の利用者の方々に今回こういうことをするんだよということで、一応あそこの受付のところですねこうやってこういうふうにやりますというふうに説明をやってもらったんですけども、その利用者の方への直接、何月何日にこういう理由でこういうふうになりますよというような説明の場というのは設けられましたでしょうか。

○議長（緒方哲哉君）

総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） はい、お答えいたします。まず、町民の方には説明しておりませんが、甲佐校区、甲佐町内の代表区長さんと、甲佐校区の区長さん方に説明をいたしたところでございます。それが2月5日と2月17日の日にいたしております。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君）

5番。

○5番（福田謙二君） はい、5番。利用者の方々に説明せんと署名活動なんかが起こるわけですよ。もともとは。そうでしょ。やっぱりそういう方々にこういう理由で町の財政で困っておりますとかそういう内容のこと、切にですね、ぴしゃっとした説明をすればで

すねそういうことがなかったかと思うんですけども、その点、どうお考えでしょうかね。

○議長（緒方哲哉君）

総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） こちらの議会の方が通りまして町民の方に周知をするところでおりました。もしも早くしなければいけなかったら私の過ちだと思います。申し訳ございません。

○議長（緒方哲哉君）

5番。

○5番（福田謙二君） その件に関しまして町長どういふふうにお考えでしょうか。

○議長（緒方哲哉君）

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 先ほど佐野議員の質問の中で、利用者の方々からのアンケートの御意見を所長の方から説明いたしましたけれども、やっぱり利用されている方々からすれば当然これは残してほしいという声になろうかと思うんですよね。ただ、これまでも私の方からお話をさせていただいているように、これまでの累積マイナス収支であるとか、また新たな健康づくり増進事業に取り組んでいこうというそういった意味合いについてですね、福田議員言われるようにもう少し説明がしておけばその点御理解いただける方々が増えることになったんじゃないかなと、そういう反省はあります。今後こういった場面においてはですね、そうしたもうちょっと底辺まで、底辺といいますと言葉が悪いですね、町民全体にいき渡るようなそういう話し合いの場を持つべきだったかなということで、今後取り組みたいと思います。以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） はい、2番佐野です。町長がですね行政報告の中で述べられた多世代・多機能型健康増進事業ということについてはですね、私は賛成です。やっぱりこういった面で町民もですねこういった事業に期待をしていますので、2,000人の方がですね、この受けられたと思うんですが、やはり私はこの場でですね、ちょっといろいろお話をしているかどうかちょっと迷ったんですけども、例えばですね、町営バスの利用者というのは22年から26年をみますと、1万1,000人から8,000人の方がですね利用されています。これは小学生の通学も含めてなんですけども、それと人数的に比べたらですね26年度で鮎緑の湯は約1万5,000人の方がですね利用されています。26年度は25年度に比べて営業日数が一日減らされていますので25年度にすれば約1万7,000人ですね。結構な方ですね、私は利用いただいていると思うんですよ。そういった意味では、町営バスはですね、町民の足を確保するというで民間のですねバス会社が路線を廃止した後をですね受け継ぐような形でできてから多分もう40年以上経ってるんじゃないかと思うんですが、町民のためにですね頑張っているというふうに思うんですよ。そこは収支的にみれば毎年400万から500万のですね赤字です。町長がおっしゃったように鮎緑の湯もですね黒字ではないん

ですが、私はですね、そういったところでかなり改善の余地もあるということで、これはまたここでいろいろ討論していいかどうかかわらんですけれども、あるというように思っています。そういった意味ではですね、私は本当に健康増進という意味でもですね、シャワーと入浴といった面はですね違ったものがあるように、いろいろ調べてみましてもですね、違うものがあるし、私としてはですね、そういった町民の方がですね、やはりごく一部じゃなくて、結構ですね、町長もおっしゃいましたが残してほしいというような気持ちを持っておられる方がですね結構いらっしゃるということで、この場でちょっと言わせていただきました。以上です。

○議長（緒方哲哉君）

奥名町長。

○町長（奥名克美君） ただ今の、町営バスの件を引き合いに出されてお話されましたけれども、町営バスについては県の方から補助金をいただきながら運営をしております。それからやっぱり山間部の、中山間地の皆さんにおかれては、足と申しますか、非常にそういった意味で非常にやっぱり大事な事業ではないかというふうに考えております。あゆみについては大部分の方々のところには浴室持っておられますんで、若干そのへんと、バスと比較を一樣には比較するのはちょっと無理があるんじゃないかというような思いを持ったところであります。それから、利用者数なんですけれども、収支の改善ができるというお話もされました。ただ、我々で試算してみたところやはり今の浴室利用者のおそらく4倍の方々が入っていただけないと収支バランスが取れないというような試算が出ておりますし、それとただ単純に料金をじゃあ引き上げるかというような場合になった場合には現在の200円を750円に上げないと収支バランスが取れない、そういう試算も出ておりますんで、その点も合わせて御理解いただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（緒方哲哉君）

2番。

○2番（佐野安春君） なかなかですね、この議論をしだすとですね尽きないところがありますので、私も一般質問でですねこの問題を取り上げようと思っておりますので、そちらの方でもう少し突っ込んでですねお話をさせていただければと思っております。以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 反対の理由につきましてはですね、私の発言の中でですね御確認いただけたと思うんですけれども、浴室の廃止については反対であるということです。

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） はい、議案第9号、甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正でありますけれども、これはもう今年の9月議会から我々議会でのいろいろ議論をしまして済みましてですね、執行部の提案された方向で進めようということで9月議会からしておりますし、今回、使用料を定められた議案が出されてあります。これを持ってですね、一部の方、町民の方にはですね御迷惑をかける点はあるかと思っておりますけれども、甲佐町ですね健康増進のあたりを図り、その先にはですね、医療費の削減というまで含めてですね、今後この鮎緑の活動がですね、甲佐町のそういった社会保障のですね中の健康という大事な部分を担うものになるということを期待しておりますので、その点を含めてですね今回のこの条例賛成したいと思います。

○議長（緒方哲哉君） これで、討論を終結します。

これから議案第9号「甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正について」を採決します。

この裁決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔起立者多数〕

○議長（緒方哲哉君） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第10号 宮内地区社会教育センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正について

○議長（緒方哲哉君） 日程第21、議案第10号「宮内地区社会教育センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長（上田 悟君） 議案第10号について御説明申し上げます。

議案第10号、宮内地区社会教育センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正について

宮内地区社会教育センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を次のとおり改正することとするものでございます。

平成28年3月11日提出。町長名でございます。

提案理由につきましては省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。宮内地区社会教育センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例。宮内地区社会教育センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項。第7条第1項を次のように改める。

第7条、社会教育センターの使用時間は午前8時30分から午後10時までとする。

第9条を次のように改める。第9条、次の各号のいずれかに該当するときは使用料を

減免することができる。1号、委員会が公益上、特に必要と認めるとき。2号、その他町長が特に必要と認めたとき。次に、別表を次のように改める。施設名、区分、使用料、照明使用料、備考の順で説明させていただきます。まず体育館、本町に住所を有する者100円、本町に住所を有しない者200円、照明使用料は110円でございます。グラウンド、本町に住所を有する者無料、本町に住所を有しない者200円。コミュニティルーム、空調を使用する場合500円、空調を使用しない場合300円。調理室、ガス代を含むということで、空調を使用する場合が1,000円、空調を使用しない場合が500円をいうことです。その他の施設については無料ということになっております。使用料については消費税を含むということで、この使用料は1時間あたりの料金とする。ただし1時間未満の端数がある場合は切り上げるものとするというようなことでしております。附則、この条例は平成28年4月1日から施行する。

次に、資料として新旧対照表をつけております。新旧対照表で説明させていただきますと、使用時間につきましては、社会教育センターの使用が8時30分から午後5時15分までと。体育館を抱えておりましたので体育館につきましては午後10時までとなっておりますが、今回につきましては使用時間については午前8時30分から午後10時までというようにしております。それから使用料の減免につきましては、委員会が先ほど申し上げましたとおり、公益上特に必要と認めるとき、その他町長が特に必要と認めるときというようなことでしております。

次のページをお願いいたします。右側の方に今回改修によりまして、コミュニティルームそれから調理室を設置したわけですが、この使用料につきましては、本町の施設で総合保健福祉センター、また、ろくじ館等に調理室等も設置してありますけれども、その金額を基に今回設定したものでございます。今回、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金と、電源立地地域対策交付金事業を活用いたしまして、宮内地区の社会教育センターの改修を行ったところでございますけれども、その主な改修内容につきましては先ほど申し上げました、職員室をコミュニティルームに、それから理科室を調理室、農産加工施設ですというようなことでしております。それからその調理室への厨房機器の購入、それと今まで小学校の跡ということで、トイレが子ども用のトイレでしたので、それを大人用のトイレの方に改修しております。それと、昇降口の方にスロープの新設ということで、今回改修の内容は以上のようなことになっております。今回の改修工事に伴いまして、使用料に関する条例の一部を改正する必要があったということで今回お願いしているところでございます。どうぞ御審議よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

6番、西坂議員。

○6番（西坂和洋君） はい、6番。このたび宮内地区社会教育センターが立派に完成したと思います。といいますのは、私は下の県道を通るだけで、この前まで、一週間くらい前に行った時にはまだ関係者以外は進入禁止ということでしたので、まだ完全に改修が終わ

ったのかも把握していません。しかし、おそらくこの使用料は4月の1日からですので、もう完全にできていると思います。立派なものできたと思います。また調理場あたりは宮内でパワフル母ちゃんというのがありますので、大いに今後宮内だけでなければできないというようなものを作られるかと思います。そこで、学校教育課、社会教育課長にお尋ねしますが、ただ、名前は宮内社会教育センターというものでよいのか、また通称、他の名前をつけてよいのかと思います。そこらあたりはどうですか。

○議長（緒方哲哉君）

社会教育課長。

○社会教育課長（上田 悟君） はい、私といたしましては条例上このような宮内地区社会教育センターという名称がございますので、それを使用していただけたらというふうに思っております。

○議長（緒方哲哉君）

6番。

○6番（西坂和洋君） はい、私は社会福祉協議会の方もしておりますが、もともとあそこの名前も通称やまびこ会というような名前になっております。また、このセンターもコミュニティセンターということで、人が寄り合う、話し合うというような場所でありますので、通称あたりは公に報告したりするときには宮内地区社会教育センターと言わねばなりません、宮内だけで使うとかの時には他の名前でもよいのではないかと思います。また私もそこらあたりは大体考えておりますが、まだ宮内の人には2、3人に話したばかりでありますので、コミュニティセンターというようなことも含めた名前をつけたいと思いますが、それはよろしいですか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後3時47分

再開 午後3時47分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 先ほどから話が出ている総合保健福祉センターも通称鮎緑というような名前ですね、町民の方々にはわかりやすい、利用しやすいようなネーミングじゃないかと思えますので、おそらくできないことはないとは思いますが、おそらく宮内の方々が宮内地区社会教育センターといったら言いにくい場面もあるのかなというふうに感じましたので、終わりにして、大丈夫と思えますけれどもですね、ちょっと調べてみたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） はい、11番です。この同センターのですね、使用料について質問

しますけれども、あそこNPOの宮内のNPOがこの施設を大いに利用して地域のコミュニティの奉仕する活動をしたいというようなことがあっておると思います。そのNPOに対しての料金はどうなってるんでしょうか。この使用料を準用するんですか。それともその上の公益的上を採用されるんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君）

社会教育課長。

○社会教育課長（上田 悟君） はい、今後の利用については宮内、自然学者宮内さんの方で特に利用があるかと思えますけれども、その利用料金についてはこの減免のところに公益上ということでしております。そういったことで、どうするかということまでは現在のところはまだ決定はいたしていないところが現状でございます。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時49分

再開 午後 4 時03分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 休憩中にちょっとそれぞれの担当課に確認したんですけども、現在ふれあい福祉センター等については原則使用料が発生しております。ただ用途によっては減免の場合があるということをまずお考えいただきたいというふうに思います。そういう中で、地域の方々、NPO法人の方にも原則として使用料が発生するんですよというようなお話は伝えてあるということでもありますけれども、通常考えた場合に光熱費等については受益者負担なのかなという思いがしております。ただ、NPO法人ということでありまして、公益性を伴う団体でもありますんで、宮内地区の活性化に向けていろいろと努力されてる部分は評価すべきだろうという思いもあります。そういう中で、そういう公益性とかそれから用途に応じたところでの減免は町としても考えていきたいなということで回答させていただきます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） わかりました。で、休憩中に話があったんですけども、NPOには町からその施設の管理委託をする、そして管理委託料も出すということにもなっていると思います。そこら付近を加味されてですね、世の中のことでですから、特別なことはあります。しかし、行政のやることに対してはなるべく特別なことはしないほうがいいという私も思いは持っております。そこら付近で多くの皆さん方が納得するような、そういったやり方をですね行政の方には望みたいというふうに思います。

○議長（緒方哲哉君） ほかにございませんか。

6番、西坂議員。

○6番（西坂和洋君） はい、6番、西坂です。私は地元議員としてこの使用料に関して

は妥当な金額ではないかと思えます。また、減免という措置もあると思えますが、減免と
いって、一人に減免したら考えようでは全部にせやんごとなるけん、使用料は確実に徴収
したほうがよいと思えます。また私が昔、宮内小学校の子ども会の時に、今あそこの宮内
集会所、あそこを子ども会、上揚の住宅が会合をするにも場所がないということで、前の
町長の宮本町長が副町長の時、私が話しに行って、子ども会でいろいろ活動するのにグ
ラウンドでするときには何も関係ありませんが、いろいろ会合を夜したりする場合があり
ましたので、その時は減免という形で申請を出しました。また子どもから、子どもの遣い
銭から払えて、保護者がおるといってもなかなか無理があると思いましたので、私はまた
2、3名の人も話しておりますが、使用料が発生すればそれは払うのが適当ではないか
と、甲佐町のああいった施設とかキャンプ場あたりでもよく私たちは利用しますが、使用
料は使用料に、私は責任者じゃありませんが払っております。ですので、減免というこ
とは先々今度活動するときこのグループは減免措置が必要かなという時に申請をもらって
それを許可するというふうに考えたほうがよいのではないかと思えます。また…。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員、質問は簡潔に、わかりやすく簡潔にお願いします。

○6番（西坂和洋君） はい。また今後いろいろお願いすることがあると思えますが、そ
の時はよろしくお願いしときます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質問、質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないようでございますので、次に、本案に対する賛成者の発言を
許します。

6番、西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 議案第10号、宮内地区社会教育センターの設置、管理及び使用料
に関する条例の一部改正について、私は使用料あたりは適当だと思ひ賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで、討論を終結します。

これから議案第10号「宮内地区社会教育センターの設置、管理及び使用料に関する条
例の一部改正について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（緒方哲哉君） 次の議案に入ります前に先ほど3番の荒田議員から議案第8号に
関しての質問がございました。その中であとで説明をしますということでございまし

たので、説明ができるということで、福祉課長の方から説明をお願いします。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは先ほど議案第8号の質疑の中において運営推進会議のですね人数は何人かというような荒田議員の御質問に対しまして答弁の方が不足しておりましたので、ただ今御報告申し上げます。運営推進会議につきましてはその認知症対応型共同生活介護と、小規模多機能型居宅介護事業所とかいう地域密着型サービス事業者それぞれ自らが設置するというようになっております。構成につきましてはその利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員、それと地域包括支援センターの職員、その他グループホーム等について知見を有するもの等ということで、人数に法的な制限の決まりはございませんけども、せせらぎほか、桜の丘、荒瀬会関係大体6人から8人で運営推進会議が構成されて2月に1回ですね開催されているというような状況でございます。以上でございます。

日程第22 議案第11号 熊本市及び甲佐町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について

○議長（緒方哲哉君） それでは続きまして、日程第22、議案第11号「熊本市及び甲佐町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（西坂 直君） それでは議案第11号について御説明申し上げます。

議案第11号、熊本市及び甲佐町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について

地方自治法第252条の2第1項の規定により、熊本市と甲佐町との間における事務の処理に当たっての連携を図るため、連携中枢都市圏の形成に関し協議により別紙のとおり連携協約を締結するものでございます。

平成28年3月11日提出。町長名でございます。

提案理由につきましては省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。連携協約案になります。熊本市及び甲佐町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約。熊本市（以下「甲」という。）、及び甲佐町（以下「乙」という。）は連携中枢都市圏の形成に関し、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

目的。第1条、この連携協約は、甲及び乙が連携して熊本連携中枢都市圏の圏域において、圏域全体の経済を牽引するとともに、都市機能や生活機能を高めることにより、圏域の住民全体の暮らしを支え、人口減少社会にあっても持続可能で魅力的な圏域の形成に資することを目的とする。

基本方針。第2条、甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため長期的かつ安定的に統一した共通の理念に基づき、次条に規定する取り組みにおいて相互に役割を分担し、

連携を図るものとする。

連携する取り組み及び役割分担。第3条、甲及び乙が連携する取り組みならびに当該取り組みにおける甲及び乙の役割は、次に掲げる政策分野ごとに別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。(1) 圏域全体の経済成長の牽引に係る政策分野、別表第1です。(2) 高次の都市機能の集積、強化に係る政策分野、別表第2です。(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野、別表第3です。

費用分担。第4条、前条に規定する取り組みに係る事務を処理するために要する経費については甲及び乙が協議して別に定める。

連絡会議。第5条、熊本市長及び甲佐町長は、連携中枢都市圏に係る取り組みに関し連絡調整を図るため、毎年度連絡会議を開催するものとする。ということで、第1条の目的にありますように、熊本市と甲佐町が連携して熊本連携中枢都市圏の圏域において圏域全体の経済を牽引するとともに、都市機能や生活機能を高めることにより、圏域の住民全体の暮らしを支え、人口減少社会にあっても持続可能で魅力的な圏域の形成に資することを目的に今回締結するものでございます。

次のページをお願いいたします。次のページからは、別表第1から第3まで各取り組みについて記述をしております。まずこの中で、取り組み内容、それと甲乙の役割につきましては省略をさせていただきたいと思っております。

まず別表第1にあります、圏域全体の経済成長の牽引に係る政策分野ということで、(1)のリーディング産業の育成、(2)の六次産業化及び農商工連携の推進、(3)の物流機能の強化に取り組みます。

次のページをお願いいたします。別表第2では、高次の都市機能の集積、強化に係る政策分野ということで、(1)の高度な医療サービスの提供、(2)の中心拠点施設の整備、(3)の人材の育成支援に取り組みます。別表第1の圏域全体の経済成長の牽引に係る政策分野と別表第2の、高次の都市機能の集積、強化に係る政策分野につきましては本町と連携しながら主に熊本市が担うべき役割になります。

次のページをお願いいたします。別表第3では、圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野の1の生活機能の強化に係る政策分野ということで(1)の地域医療の充実、(2)の高齢者、障害者等への支援、(3)のDV被害者への支援等。

次のページをお願いいたします。(4)の公共施設の有効利用、(5)の新規就農者への支援、(6)の観光の振興、(7)の災害等への対応、(8)の環境の保全になります。次のページをお願いいたします。2の結び付きやネットワークの強化に係る政策分野ということで、(1)の持続可能な地域公共交通網の形成、(2)の広域的道路網の構築、(3)の移住定住の促進になります。それと3の圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野ということで(1)の職員の育成にそれぞれ取り組みを行います。この別表第3の取り組みにつきましては、熊本市と本町が協同して担うべき役割になります。

以上議案につきましては説明を終わりますが、参考資料といたしまして、別紙の方でA3版を折りたたんで熊本連携中枢都市圏に係る連携協約事項及び連携事業一覧(案)を添

付をしております。1 ページ目に今回の連携協約では連携協約数が18件、その中で事業数が37事業に取り組むこととしております。以上で説明終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

2 番、佐野議員。

○2 番（佐野安春君） はい、2 番、佐野です。今御説明がありました連携協約ということですが、お題目的のところですね御説明がありました、なんといいですか、具体的なところですね、こういうところを結びましたよというようなのはわかるようなものはあるんですかね、どうですか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） はい、それでは熊本市と甲佐町で連携をして取り組みます別表第3の方の圏域全体の生活関連サービスの向上のところ、一番わかりやすいのは、一番最後に別紙資料で出しております、職員の育成ということで、これにつきましては7ページになります。一番最後のページになります。職員の育成ということで、熊本市と甲佐町で協力をしてやるということで、この中に事業を三つ掲げております。職員の派遣及び人事交流の実施という連携事業、それと選択研修、法務研修等の圏域職員の参加、それと熊本市主催講演会の圏域職員の参加ということで、特に熊本市の方で研修会を行われる、職員に対する研修会を行われる場合になかなか甲佐町だけで研修会を行うというようなことができないことがあろうかと思ひます。そういった時に熊本市の方の研修会に甲佐町の職員も一緒に参加をして研修を受けるといふようなことが想定をされるというふうに思ひます。

○議長（緒方哲哉君） 2 番。

○2 番（佐野安春君） 今、説明があった関連で、人事の交流というのが最初に載っておりますが、熊本市との人事の交流がこれから行われるといふことで考えていいんでしょうかね。今まではなかったといふことですよ。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） この中の事業内容の中に書いてありますように、人事交流による連携が必要な事業や分野について検討を行い、必要に応じて職員派遣、及び人事交流を実施するといふことで、今後可能になるといふようなことで考えていただきたいと思ひます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第11号、熊本市及び甲佐町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についてでございますが、熊本市と協約を結びですね、甲佐町町民のですね皆さん方が大いに熊本市を利用して、また熊本市にあるいろんな施設あたりもですね大いに利用され、また職員の皆さん方も大いに利用されてですね、我が町の向上のためにこの協約が生かされますことを祈念いたしまして本案に賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで、討論を終結します。

これから議案第11号、熊本市及び甲佐町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第12号 公の施設の利用に関する協議について

○議長（緒方哲哉君） 日程第23、議案第12号「公の施設の利用に関する協議について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長（上田 悟君） はい、それでは議案第12号について御説明申し上げます。

議案第12号、公の施設の利用に関する協議について。熊本市と甲佐町との間において、熊本市の公の施設の利用について協議により別紙のとおり協定するため議会の議決を求めるものでございます。

平成28年3月11日提出。町長名でございます。

提出理由につきましては省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。別紙ということで、協定書ということですが、地方自治法第244条の3第2項の規定により公の施設の利用について、熊本市（以下「甲」という。）と甲佐町（以下「乙」という。）は下記のとおり協定する、ということです。記、1、協定の趣旨。甲は次項に規定する公の施設において乙の住民への図書資料の貸出し、（以下「貸出し」という。）を実施することを承諾する。2、対象となる公の施設。図書館法に基づく図書館、並びに熊本市の公民館条例に規定する公民館、及び熊本市男女共同参画センターはあもにいに付属する図書室。施設の利用関係。貸出しは、甲の条例、規則その他の規定の定めるところにより実施するものとする。経費の負担。貸出しに関わる経費は甲が負担する。5、その他、この協定に定めのない事項、または、この協定に定める事項に関し、疑義等が生じたときは甲乙協議の上定めるものとするとしております。

今回この協議につきましては先ほど議案第11号の方で説明がありました、生活機能の

強化ということで、公共施設の有効利用について協議するものでございます。現在熊本市を中核とした連携中枢都市圏構想における図書館の相互利用についてということで、現在のところ担当者レベルでは検討を行っているところでございます。今回は甲佐町が相互利用ということでは貸出しは行わず、熊本市の図書館、図書室を甲佐の方ですね、こちらから利用できる方向で今現在進めているところでございます。今回示している別紙協定書の内容で協議するためには、地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決を得ることが必要であるため、今回お願いするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） はい、3番。議案第12号、公の施設の利用に関する協議についてでございますけれども、この協議が結ばれますことにより、町民のですね方が市内で図書館、図書を利用できるということで町民の方にとってはですね有意義なことになると思いますので異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで、討論を終結します。

これから議案第12号「公の施設の利用に関する協議について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第13号 甲佐町過疎地域自立促進計画について

○議長（緒方哲哉君） 日程第24、議案第13号「甲佐町過疎地域自立促進計画について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 議案第13号について御説明申し上げます。

議案第13号、甲佐町過疎地域自立促進計画について。過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により甲佐町過疎地域自立促進計画を別紙のとおり定めるものでございます。

平成28年3月11日提出。町長名でございます。

提案理由につきましては省略させていただきます。

次のページから計画書案を添付しておりますけれども、ページ数が多ございますので、別紙で概要版を作成しております。そちらの方で説明してよろしいでしょうか。ありがとうございます。

まず今回の計画策定につきましては、平成24年に議員立法によりまして、本特別措置法が5年間再延長されております。そのことによりまして、現計画が平成27年度までということで、今後過疎債を活用した事業を行う場合は延長期間であります平成28年度から平成32年度までの計画を策定する必要が生じたので今回策定するものであります。また、住民の代表者等から組織いたします企画審議会には、先月2月10日に諮問いたしまして、答申を得たところでございます。

それでは、概要版によりまして御説明申し上げます。まず1番目に基本的な事項ということで、町の概況、人口及び産業の推移と動向、町行財政の状況を示し、本町の全体的な状況を示しております。④に地域の自立促進の基本方針として示しておりますので、これは読み上げさせていただきます。本町の持つ多面的公益的機能を十分に発揮し、若年者層を中心とした人口の増加を図り、農業を始め各産業が連携しながら町づくりに取り組むことで、住民が誇りと自信、愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を図るということでしております。この基本方針のもと、過疎地域からの脱却という目的に向かひまして画策を進めてまいります。

計画期間といたしましては、先ほども説明しましたけれども、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年間の計画としております。

次からは施策ごとに説明いたしますが、計画書の構成といたしましてはまず現況と問題点を示し、それに対する対策として取り組み内容を示しております。最後に計画期間5カ年間の事業計画を具体的な事業名等示して表示をしております。本編の方の36ページからの参考資料の事業計画には、具体的な事業内容を記載しておりますけれども、この計画書に記載しておかないと事業の採択を受ける場合に、変更協議等に多くの期間を要することなどが考えられますので、幅広く掲載しております。そういったことで、全ての事業を実施するものではないということを御理解いただきたいと思っております。

では、説明いたしますが、説明はその対策について主なものを概要版に示しておりますので、それぞれ読み上げて説明を行います。それでは最初に、産業の振興ということで、①、農業では従来の個別完結型農業から集約型農業への移行。集落内での生産組合、農業生産法人等の組織化の推進。コスト削減のため農業機械の共同購入。農事組合法人、認定農業者等への支援の充実。農地中間管理事業を利用した農地の有効利用、ブランド化の推進。環境保全型農業の推進。圃場整備や農業用施設等の整備による水田。畑地の有効的な活用を進めます。②、林業では、森林施策の推進。組織の強化と担い手の育成に努めます。③、商工業では、商工会と連携した市街地の整備改善策や商業の活性化への取り組み。空き店舗利活用への取り組み。特産品等の販路開拓。商工会と連携を図りながら研修会及び講習会の開催を行います。右の方にいきまして、④、観光またはレクリエーションでは、観

光情報などのPR活動の強化。やな場においてW i F i 設置や外国語表示を兼ねた案内番の設置。総合運動公園の整備。特産品開発による収益対策に取り組みます。⑤、企業誘致対策では、工業団地の整備検討、積極的な企業誘致活動を実施します。⑥、起業の促進では、起業促進のためのシステムづくりに取り組みます。

大きな3番、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進ということで、①、交通体系では、国県道の早期整備。道路整備計画に基づく計画的な町道整備。道路舗装、及び橋梁の計画的な維持補修整備。歩行者に配慮した道路整備の推進。農林道の適正な維持管理。公共交通機関の利用促進ならびに財政支援の実施を行います。②、通信体制では、防災行政無線の適切な管理運営を図ります。③、情報化及び地域間交流では、アとして、情報化として、ソーシャルメディア等との情報連携。電子申請システムの更なる利活用及び利用拡大。行政サービスのオンライン手続き等の充実に努めます。イ、地域間交流として、住民参画による地域間交流の促進、国際交流の充実に努めます。

大きな4、生活環境の整備ということで、①、水道施設、簡易水道等では、水道事業基本計画に基づいた計画的な更新。第4水源を活用した排水区の分散化及び施設の耐震化。簡易水道等の施設更新や延命化改修、及び統合の推進を図ります。裏面をお願いいたします。②生活排水処理施設では合併処理浄化槽への転換推進を図ります。③、廃棄物の処理では、処理施設の建設（建て替え）についての協議検討。ゴミの減量化の推進。資源ゴミのリサイクル率向上対策に努めます。④消防施設では、消防水利の充実。消防施設の再編推進。消防施設設備の充実。消防防災情報通信体制の確立に努めます。⑤、公営住宅では、公営住宅等長寿命化計画に基づく改修等を行います。

大きな5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進ということで、在宅福祉サービス及び生きがい対策の充実。障害者、障害児の自立支援のための環境作りの推進。ボランティアによる福祉ネットワークの拡充。子育て支援体制の充実。健康マイレージ機能等多世代交流・多機能型の視点から、総合保健福祉センターの新たな活用。子ども医療費助成制度の継続実施を行います。

大きな6、医療の確保ということで、各関係機関の連携による熊本中央圏域救急医療体制の推進。乳幼児の予防接種の公費化に取り組みます。

7の教育の振興ということで、①、学校教育では、能動型学習・徹底指導による基礎、基本の確実な定着の推進。教職員の資質向上のための各種研修の充実。ICT機器の更なる導入。学校評議委員の積極的な活用。学校施設整備の充実。県立甲佐高等学校との連携を図ります。右の方にいきまして、②、社会教育では、ア、家庭教育、地域教育力として、生涯学習センターを活用した公民館講座の活動への支援。地域と学校の連携による奉仕、体験活動への支援及び指導者の育成による指導体制の充実。教育支援活動を行う体制作りの推進。地域と学校の連携協働による学習支援の実施に努めます。イ、人権教育として、人権教育及び啓発の推進。地域リーダーの新たな人材の確保に努めます。ウ、スポーツ・レクリエーションとして、総合型地域スポーツの推進を図ります。

8、地域文化の振興等ということで、①、芸術文化活動支援では町民が行う芸術文化

活動に対する支援を行います。②、郷土芸能の保存及び後継者の育成では、郷土芸能の発表の場の創設。後継者の育成及び伝統文化の継承に努めます。③、文化財の調査、保護、活用では、麻生原のキンモクセイの保護。町内文化財の調査など地域文化の掘り起こしの推進。甲佐の歴史を物語る史跡をつなぐルートを整備に努めます。

9、集落の整備ということで、甲佐町開発行為等支援要項に基づく民間による宅地開発への支援。町有遊休地の活用。空家を活用した定住施策の推進を図ります。

10、その他地域の自立促進に関し必要な事項ということで、定住支援制度の充実による若者の定住促進。地域コミュニティにおける活動支援の実施に努めます。ということで、概略説明をいたします。以上で説明終わります。よろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 質疑に入ります前に、会議規則第8条により、時間を延長いたします。

それではただ今より質疑を行いたいと思います。

何か質疑ございませんか。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） はい、2番、佐野です。この内容を見ましてですね、個々にはいくつもお尋ねしたいことがあるんですが、甲佐町過疎地域自立促進計画ということで今後5年間のですね計画をこの冊子の中でまとめられてると思うんですよ。そういった意味ではもう少し時間をかけてですねじっくりとお話を聞いたほうが、将来構想を作っていく上ではですね、いいのかなという思いがあります。そういった点では今のお話ではですね、概略的な説明でですね、中身をしっかりとつかむことが難しいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 今回の過疎地域自立促進計画につきましては、計画自体が過疎計画ということで、このように計画書を作っております。内容につきましては、これまで第6次甲佐町総合計画の後期基本計画、それと、甲佐町まち・ひと・しごと総合戦略、それと町長のマニフェスト等を勘案いたしまして、その内容を盛り込んで過疎地域自立促進計画というようなことで捉えております。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

2番。

○2番（佐野安春君） じゃあですね、この場で個々の問題について質問いたしますがよろしゅうございますか。このページ、11ページの企業の進出状況というのがありますが、この中で、従業員が町内と町外ということでですね、きちんと分けて揚げてありますが、やはりこの中で問題提起にもありますけど、町民の雇用確保の面からですね、地元雇用型企業をとということでですね書いてありますが、全体1,067人の従業員のうち、地元の従業員は152人ということで、率にすれば14.2%ということで、かなり町内の方を雇う形ですね全体としてなっていないような気がしますが、その点でこの進出されているこの企業に対して地元の方の雇用のアピールとかいうことはどういうふうにされているのかという

ことでお尋ねいたします。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 地元の企業の、地元の方を雇用していただくならばというようなことですが、この25社ありますけども、この中で町との進出協定を締結をした企業等につきましては進出協定の中で地元の方々の優先的な雇用をお願いしたいというようなことで協定を結んでおります。本日の町長の行政報告の中でもありましたように、今回コーラルインターナショナル株式会社さんと進出協定を結んでおりますが、この中でも地元の方の雇用をお願いしますというようなことで協定を結んでいるところでございます。結果的には全体の10数%くらいの町内の方の雇用というふうになっておりまして、そのほかの企業の方に対して直接的にはですね、毎年そういったことをお願いするというようなことは現在のところは行ってはおりません。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） これで25社で1,000人を超える方が働いていらっしゃるわけで、これは地方創生の総合戦略ともですね、関わりがあってくると思うんですね、仕事を作るということでは。で、新たに進出企業をですね獲得されるということはですね、大事なことだと思いますが、今ある企業の中にですね、地元雇用をですね、できないかという働きかけもですね私としては一つ大事なことではないかなというふうに思うんですね。やはり、今、進出されてる企業との町との〇〇といいますか、そういったものはとられていないのでしょうか、コミュニケーション、情報の交換とかですね。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） コミュニケーションはというようなことですが、現在ここに掲載をしておられます企業につきましては、所管、産業振興課の方で所管されておりますが、町内への進出企業の方との進出企業協議会というような組織を作って、年に1回情報交換会を行っているところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） 今、お話がありましたが、年の1回ですね情報交換会ではですね、なんといいですか、遅すぎるといいですか、もう少し頻繁に情報交換を行い、町としてのですね考え方も進出された企業の皆さんにですねよく伝えてですね、町として仕事を作っていくということで総合戦略も立てているというお話も含めてですね、是非進出されている企業の皆さんへの働きかけをですね私はもっと強める必要があるのかなと、そのことによって町民に仕事の確保ができればですね、この上ないことだと思うんですね。新たな仕事を作るというのはなかなか困難な面があるかと思うんですよ。そういった意味では是非こう御努力いただきたいというふうに思います。じゃあ、次の問題移ってよろしいですか。その場所がですね、飛び飛びになる可能性がありますけども、この計画の中でですね、消防団の再編を言われてますが、話を進めてるということで、どこまで進んでるのかということをお話をいただければありがたいですが。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 消防団の再編につきましては以前から協議をしておるところでございます。消防本部会議の中で、今8分団ございますけれども、その8分団を6分団に再編しようという案で今検討を進めておるところでございます。さらに、各部につきましては一桁の部につきまして、こちらを統合していこうということでございますけれども、毎年消防団の入団の方、御努力いただいておりますところでございます。一桁の部から、二桁に増える部もございます。また、一桁の部であってもですね、かなり努力をされておる部もございますので、そのへんは状況を見ながら、また、地元の意向をお聞きしながらですね、再編をしていくというところを考慮しております。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） はい、2番、佐野です。教育の振興のところですねお尋ねしたいんですが、一つはここに書かれてある甲佐高校のですね、問題ですね。どういうふうな具体的な支援をしていくのかということがですね、ちょっと見えてこないんですが、応募者の数を見ますとですね、私としてもかなり心配するというか、具体的な手を早めに行っていないと、決定されてから対応してもなかなかですね間に合わないところがあるかと思うんですよ。そういった意味で、甲佐高校への支援をどういうふうにするのか、そのところをですね一つお願いしたい。それと教育の振興の問題で、私12月議会ですね、学校図書司書のですね配置の問題について一般質問の中で取り上げたんですけども、この中にはですね、そういったところが載せられてないんですけど、やはり取り上げられないのかということでお尋ねをします。もう1点、これは、出生時祝い金ということですね、出されていますが、今は第3子からだと思うんですが、これ第1子から取り上げられるのかというような形になるのかということでその点をお尋ねします。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後4時51分

再開 午後4時53分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今、佐野議員の質問に対して委員会からの答弁はできますか。

教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 甲佐高校の支援についての御質問にお答えをしたいと思います。甲佐高校の入学希望者数前期、後期の出願数が出ました。後期につきましては合格者がまだ出ておりませんが、昨年より若干増加をしている状況でございます。しかしながら、まだまだ定員を大きく割り込んでいる状況でございますので、町として甲佐高校を志願する子ども達が増えるような支援をしていく必要があろうと思っております。ただ、一律にということではなくて、ほんとに魅力のある教育内容作りというものが長期的で、子ども達を選ぶ学校になっていくというふうに思いますので、その支援の内容については慎重に検討して進めなければならない。ただ、猶予もならないというところは議員がおっしゃると

おりだというふうに思っております。現在今まで同様の似たような状況の地域を支援していただいて成果を出された専門家の御意見をいただきながらですね、検討を進めてまいります。まだ1回しか見えてませんが、早々に専門家を交えてですね、具体策を詰めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ございませんか。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは出生時祝い金につきましてですけれども、出生時祝い金につきましては甲佐町に1年以上継続して在住することが見込まれる方が出産した第3子以上の出生時に対し1人につき10万円ということにしております。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） はい、3番。議案第13号、甲佐町過疎地域自立促進計画についてでございますけれども、第6次総合計画に則った本町の5年間の計画でございます。中身ですれども大変多くございましたものですから、短い時間ではございますけれども、この中身をですね具体的な部分には、なかなかですね5年間という部分でございますので、甲佐町の将来の展望ということでこういうふうに使っていきたいということでございますのでなんら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで、討論を終結します。

これから議案第13号「甲佐町過疎地域自立促進計画について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第14号 甲佐町地域福祉基金の処分について

○議長（緒方哲哉君） 日程第25、議案第14号「甲佐町地域福祉基金の処分について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） はい、議案第14号について御説明申し上げます。

議案第14号、甲佐町地域福祉基金の処分について。甲佐町は平成27年度において甲佐町地域福祉基金を下記のとおり処分することとするものでございます。

平成28年3月11日提出。町長名でございます。

1、処分金額。2,000万円。2、使途。甲佐町総合保健福祉センター改修事業に充当するため。3、基金残額。2,875万2,275円。

提案理由については省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） この福祉基金のことでございますが、これ、元々これまでの福祉基金の流れをですねお聞かせ願いたいと思います。原資はどこにあったのか、そしてそれが今までどういったふうに使われてきたのか。その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） はい、お答えいたします。当初、地域福祉基金は社会福祉協議会で管理をされ、過日運用型の基金として原本の運用益を財源に、なかよし福祉運動会や、1人で迎えた金婚式等に使用されておりました。ところが金利の低下によりまして、基金から生ずる運用益もわずかになりましたので、平成8年7月1日に町の方に移管されております。その後、平成12年、15年、17年にこの基金が福祉関係の施設整備に活用されております。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないようでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） このですね、案はですね、先ほどの議案第9号、甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正と関連がございまして、議案9号と同じ理由にて私は反対です。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第14号、甲佐町地域福祉基金の処分についてでございますが、先ほど課長の方からこの基金の運用、これまでの運用について説明がありました。甲佐町の我が町の福祉や健康の増進のための施設の改修等にこれまでも使ってきたということでございます。今回もこの2,000万を使うことによってですね、我が保健センター鮎緑のですね改修を行い、我が町の町民の健康と福祉の増進のために使おうということでございますので、本案になんら異議なく賛成したいと思います。

○議長（緒方哲哉君） これで、討論を終結します。

これから議案第14号「甲佐町地域福祉基金の処分について」を採決します。

この裁決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立者多数]

○議長（緒方哲哉君） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第15号 工事請負契約の変更について

○議長（緒方哲哉君） 日程第26、議案第15号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは議案第15号について御説明申し上げます。

議案第15号、工事請負契約の変更について。平成26年、9月定例会において議決された社会資本整備総合交付金事業、町道上揚井戸江線、仮称井戸江峡橋上部工事のうち、契約金額3億2,637万6,000円を3億5,551万3,019円に変更することとするものでございます。

平成28年3月11日提出。町長名でございます。

提案理由については省略させていただきます。

説明については別紙の説明資料にて御説明をさせていただきます。まず説明資料1には今回の工事請負変更仮契約書の写しを添付しております。変更請負額の増額は2,913万7,019円となっております。

次のページをお願いします。説明資料2には今回の変更内容と工種ごとの概算変更額それと変更理由を記載しております。概算金額につきましてはまるめて記載をしております。

次のページをお願いいたします。A3の用紙で説明資料3には橋梁一般図に変更箇所と変更内容の番号、写真を示したものです。変更内容については、説明については説明資料2と説明資料3を参照しながら御説明したいといたします。

まず、変更内容1の作業ヤードの施工については、橋梁中央部の橋脚部分に材料搬入やポンプ車でのコンクリート打設の作業を行う際、盛土をしてありましたが、緑川の増水で作業ヤードが流出し、再構築が必要であったため盛土1,035立米の追加施工を行い、約300万円の増額です。

変更内容2の橋台の parapet の施工につきましては、両端の橋台に橋桁を載せ、背面部の parapet を施工し、落橋防止の施工と橋桁に背面からの土圧がかからないように、上部工と一体で施工する必要があるため、躯体コンクリートの打設40立米と足場の252平米を追加し、約300万円の増額です。

変更内容3につきましては、受注者の設計図書の照査により鉄筋数量の集計に誤りが

あったことが判明したため、照査内容を確認して数量を変更するものであります。鉄筋組立加工68.48トンから、122.24トンに変更し約970万円の増額です。

次に、箱桁作業台移動据付については、箱桁を施工する際、左右にスパンを伸ばしていく時の作業台の移動回数を当初は2回で計上していましたが、20回必要であったため変更し、約180万円の増額です。

変更内容4につきましては、緑川漁協との協議において今回の工事における河川への汚濁の流出を防ぐため、汚濁防止フェンス60メートルの設置を行い、約240万円の増額です。

変更内容5の仮設道設置につきましては、九州電力側の擁壁工事を施工する際、既設の道路を取り壊すことで、水力発電所への管理用の仮設道路を設置する必要があるため、道路掘削工1,214立米と上層路盤工220平米を追加施工し、約150万円の増額です。

変更内容6の交通誘導員の配置につきましては、上揚地内の県道三本松甲佐線を大型工事車両が頻繁に往来することから、安全確保のため、交通誘導員を延べ51人配置し、約50万円の増額です。

次に変更内容7のインフレスライドの変更については、契約約款25条の6項の規定により受注者からの請求があつて行うものです。これは労務単価や資材単価の急激な変化に対応するもので、請負代金が不相当となった時に、請負代金の変更を請求できる制度です。平成27年2月から適応できることになり、請求日の基準日以降の残工事に対する工事費が対象となります。今回の工事につきましては、請求日が平成27年3月9日以降の残工事分が対象であります。変動については、いくつか例を示しておりますが、各労務単価につきましては、1,400円から1,000円の増加でございます。資材単価につきましては、逆に鉄筋がトン当たり5,000円の減額、ガソリンが1リッターあたり13円の減額であります。インフレスライドの変更額につきましては、対象とする工事費のうち、請負金額の1%を超える額について変更を行います。計算しますと約335万円の増額となります。

次に、変更内容8につきましては、その他の変更ということでいくつかありますが、化粧型枠の処分費7.5立米、転落防止柵の撤去55メートル、箱桁内部の点検口の蓋設置2枚、残土処理1,300立米、それとコンクリート構造物などの電磁波試験などを行っており、追加変更を行い、約390万円の増額であります。以上が主な変更内容です。

今回の上部工事の当初の設計額は3億6,625万5,000円で、当初の請負額が3億2,637万6,000円で、落札率は89.1%となっております。今回の変更請負額の総額は、3億5,551万3,019円となります。また、現在の工事について説明いたしますと、今回上部工の工事は、全て工事が完了し、今月の22日に竣工検査の予定ですが、この工事とは別に橋台の取付工事としまして、県道側の取付工事、それとキャンプ場側の取付工事を現在発注しているところでございます。以上で説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

3番。

○3番（荒田 博君） はい、3番。最後にですねおっしゃられました取付工事として右

岸左岸を今回入札出されておりますので、その工事金額とならびに供用開始はじゃあいつ頃になるのか、それと3点目ですけども、このですね井戸江峡、ちょうど上揚井戸江線のこの橋の総額ですね、いくらかかったのかをわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） まず、現在、取付道路の工事の発注状況ですけれども、A1橋台といたしまして県道側の方ですね、が、株式会社田中建設さんが2,318万5,440円で契約しております。A2側の橋台取付の方が、アイエムジー様が608万400円で契約しております。今回の工事の工期につきましては3月25日までの工期となっておりますが、今回の定例会にて繰越をお願いするものでありまして、そちらの方が通りましたならば5月までの工期を伸ばさせていただきまして供用開始を5月末に行いたいと考えております。それと、橋全体の総事業費ということで、この上部工は先ほど説明しましたけれども、上部工が約3億5,600万円、下部工がですね約1億9,400万円の合計約5億5,000万円です。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 5番。説明資料の2のこれですね、③図面に、一番右ですね、図面に記載された数量が計上漏れがあったためということは、これは設計の段階で間違ごうとったわけですね、68トンいくつだったとが50何トン増えたわけですよ。これは設計屋のミスですかね。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） この③のですね照査によりわかりました集計漏れの誤りですけれども、こちらは図面の方にはですねちゃんと鉄筋量の記載をずっとされておりまして、積算するにあたりまして、数量総括表というのがございますけれども、そちらに集計する際にですね、集計がですね、ある部分のスパンが抜けていて集計ができていなかったというミスになります。これは設計会社の方のミスに私たちがですね照査をして気づかなかったということでそのまま設計積算をしております。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 5番。

○5番（福田謙二君） はい、5番。こういう場合ですね、設計の方がミスをしたということでしょう。これは何かペナルティかなんかつくわけですかね、次回からとかなんか。こういうことがあったら、入札に入らないとか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 建設課長の方から若干お話をさせていただいておりますけど、今回の件についてはおそらく配筋、図面ですね、それについては誤りがなかったということで、強度的にもなんらそのへんの心配はいらないと思います。ただ、集計上、数量総括表に上がってきます数量の合計が誤って、設計書の中に記載したということで、そういった場合には通常、設計変更をやって、本来の必要である数字に訂正をするということで変更契約を行いながらこれまでもやらさせていただいております。その設計変更についての考え

方なんですけれども、現場の形状、それから土質、それと延長、施工延長あたりについてはですね、通常は必ず変更が出てまいります。例えば、災害復旧工事のブロック積みの工事くらいで100万とかですね、それくらいの少額な工事であれば設計変更の額もあまり生じないと思いますけれども、通常、大規模な大きな工事になりました時には、それぞれに出来高をあげてそれを設計書の方に計上しますんで、通常は必ずそのへんの設計変更は生じるということでございます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 5番。

○5番（福田謙二君） はい、3回までですね。今の件に関しまして、これは設計変更じゃないですよ、数量変更でしょ。設計はもともとあったとに、数量が違ったということですよ。だけん設計屋が間違うとつとでしょ。そういう場合になんかペナルティはあつとですかねていいよっですよね。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 当初契約する段階ではそのへんの数量の誤りがあったということですけど、最終的には変更設計で対応これまでもやっておりますんで、これが仮に配筋が鉄筋の本数が足りなかったり、強度的にももたないということの重要な案件であればですね、そのへんは当然ペナルティの対象になるかとも思われますけれども、今回の最終的に数量計算してそのままお支払いするということではありませんので、最終的にはそのへんの精査をやって当たり前の数量で計算をして出されておりますんで、そのへんについてのペナルティについては考えておりません。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 6番、西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 今、5番議員の福田議員の方からもありましたが、私もこの議案書を受け取って3,000万ぐらいの補正ですので、現場の人に尋ねました。ところが、やっぱり鉄筋が大幅に違っていたので金額が上がった。それから図面で一番の作業ヤード、川に泥を盛ってクレーンとか駐車できる、停車できるようにしてありますが、あそこが回数が何遍も緑川の水が出ておりますので、そこにまた仮工事ではありますがされております。そこらあたりも建設課あたりに回数あたりの報告があっていると思いますが、大体私は7回くらい流されたので、確かに私は5回までは数えておりましたが、7回ぐらいは流れとるかなというふうに思いました。報告してありますか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 流出したたんびにですねお互いに協議を行ってやっておりますので、報告を受けております。以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） はい2番です。今いろいろ意見が出ておりますが、この変更理由がですね、いっぱいあって、例えば4番のですね、水質汚濁防止フェンスの設置というのは、これは、元々この橋の、川の上に橋をつくるわけですからそういう可能性が出てくる工事になる場合にはもともとこういうふうなフェンスはですね指摘がなくても設置すべき

ものではないですかね。河川を汚さないという点では。どうでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 今回はですね、上部工の工事ということで本来ならば当初から設置するのが当たり前だと思っております。今回もそういった指摘を、協議関係機関等ですね、協議を受けて、そういった指摘を受けて設置したところで、議員おっしゃるとおり、本来ならば当初から設計していても良かったと思います。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） 変更請求されればそのまま受けなければならないということですかね。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 今の請求といいますのはどちら、漁協の方からでしょうか。

○2番（佐野安春君） 工事をされているところからですよ。水質汚濁防止フェンスを作るということで。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） 設計変更やる場合は、発注者とそれから請負業者との中で協議がなされます。その協議を経て設計変更が必要だといった場合には今回のような措置を、対応を取らせていただくということでございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 議案第15号、工事請負契約の変更について、私は資材の高騰とかいろいろあったかと思しますので、この補正額に対してはなんら異議はありません。

○議長（緒方哲哉君） これで、討論を終結します。

これから議案第15号「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上を持って本日の日程は終了いたしました。

明日12日と明後日13日は議案調査のため休会、14日は午前10時から本会議において会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れでございました。

散会 午後 5 時23分

3月14日（月曜日）

平成28年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第2号)

1. 招集年月日 平成28年3月11日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開議 3月14日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 3月14日 午後3時05分 議長宣告

1. 応招議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番

1. 欠席議員

12番 中村 幸男

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岡本 幹春 議会事務局事務長 山本 洋子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長 奥名 克美	副町長 師富 省三
会計管理者 田上 洋子	総務課長 内山 洋
企画課長 西坂 直	くらし安全推進室長 清水 明
税務課長 北畑 公孝	住民生活課長 福島 明広
総合保健福祉センター所長 井上 美穂	福祉課長 北野 太
産業振興課長 鳴瀬 美善	建設課長 志戸岡 弘
環境衛生課長 橋本 良一	会計課長 田上 洋子
町民センター所長 吉岡 英二	教育長 蔵田 勇治

学 校 教 育 課 長	古 閑 敦	社 会 教 育 課 長	上 田 悟
農 業 委 員 会 事 務 局 長	鳴 瀬 美 善	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	内 山 洋
代 表 監 査 委 員	本 田 進		

1. 開議 3月14日 午前10時00分

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 一般質問

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（緒方哲哉君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しますので、本日の会議を開きます。

中村議員につきましては、欠席の届けが出ておりますのでお知らせいたします。

なお、中村議員の欠席に伴い、会議録署名議員に2番、佐野安春議員を追加指名いたします。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 一般質問

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の文書による一般質問の通告は5名です。

順次質問を許します。

なお、議事の進行上、かねてからの申し合わせのとおり、1議員あたり質問時間をおおむね1時間として議事運営させていただきますので、質問者並びに答弁者の的確な対応をお願いいたします。

最初に、6番、西坂和洋議員の質問を許します。

6番、西坂議員。

○6番（西坂和洋君） はい、6番、西坂です。一般質問通告書に沿ってただいまから一般質問をいたします。

まず、1番目に、大井手用水路についてお伺いいたします。大井手用水が増水した場合に、過去10年間に於いて、家屋浸水、道路冠水などの災害はどれくらいありましたか。

○議長（緒方哲哉君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（清水 明君） はい、それではお答えします。

過去10年間に於きます緑町から下横田付近までの、大雨によります床上・床下浸水と道路冠水の発生状況についてお答えいたします。

まず初めに、床上・床下浸水の発生状況についてでございますけれども、過去10年間に2回発生いたしております。1回目が、平成18年の6月と7月に、緑町、岩下2区、横田区におきまして、床下浸水が合計4世帯で発生しております。次、2回目でございますけれども、平成19年7月6日の集中豪雨でございます。大井手川の越水によりまして、緑町、岩下1区、2区、下豊内、有安、横田、下横田区などにおきまして、床上浸水が5世帯、床下浸水が114世帯で発生するなど、大きな被害を受けている状況でございます。

次に、道路冠水の発生状況についてでございますけれども、これまで大井手川沿いの緑町の荒瀬病院付近一帯の町道と、甲佐高校の国道443号線、それと、湯田川沿いになりますけれども、JA甲佐給油所付近の国道443号線と、甲佐高校東側の県道稲生野甲佐線、そし

て、二段橋付近の町道などで発生してる状況でございます。

以上でございます。

○6番（西坂和洋君） この時の災害は結構多かったと思いますが、昨年、8月の台風、また台風ではなかったかと思いますが、大雨のときに、緑町、それから下流のほうで浸水被害がこんなに多くは、資料のように多くはなかったと思いますが、床下浸水あたり横田辺りであったと聞いておりますが、そのあたりはこの資料にも載っていませんので、安全室としては把握しておられないと思いますが、私なりに調べたところによりますと、横田の若草保育園の入り口付近、熊本バスの停留所が河川敷の上につくってありますが、あの辺りで家の中まで水が入ったと聞いております。

それと、大町の川が曲がっているあそこは、水神のアパートのある箇所ですが、橋桁に水が当たったとかで、道路冠水とかがあっておるようですが、過ぎたことですが、地域住民の声を聞かれ、被害状況を把握されて今後対応を考えていただきたいと思います。このことについて、安全室のほうから答弁をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（清水 明君） はい、お答えいたします。

御質問の台風の件、7月、8月の台風ということでございますけども、これは8月24日から25日にかけての台風15号の接近に伴うことだと思います。このときにつきましてはですね、床下及び床上浸水等ですね、被害状況は、くらし安全室等の報告はあっておりません。当時ですね、現場付近において消防団等が土嚢積みをされております。その土嚢積みの効果によってですね、その浸水等は防げたものというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 私も今、答弁がありましたように、土嚢それからブルーシートなどで、中に入らないように消防団とか頑張ってもらったので、家の中までの浸水はなかったということですが、さすが消防団のおかげと思います。

また、そういうときにも安全室として把握する必要があるのではないかと思います。ここは答弁は要りません。

次に、大井手用水路の維持管理はどのようにされているのかをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） それでは、大井手用水路の維持管理ということでございます。

大井手用水路の管理につきましては、甲佐町土地改良区の財産として、受益面積268ヘクタールの農地へ用水を送る幹線用水路でございます。そのような重要な役割を担っている施設ということでありますが、管理主体につきましては、甲佐町土地改良区で管理をされているところでございます。

また、本施設の維持管理につきましては、土砂の除去等につきまして、岩下地内におきましては、毎年12月から3月にかけて、横田地内につきましては、平成26年の2月、下横

田地区の溜枡とサイフォンのスクリーンの清掃については、毎年3月に甲佐町土地改良区により実施されているところでございます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 6番。

○6番（西坂和洋君） 砂利の除去については、あとで一括して質問しますが、二段橋のサイフォン設置までの経緯について説明いただきたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） はい、それでは、二段橋のサイフォンの設置ということでございます。その経緯について御説明を申し上げます。

これまでのサイフォンの設置の経緯につきましては、まず御質問の箇所について、国道443号線と町道の作替内田線の交差する場所に、以前は二段橋と呼ばれておりましたとおり、下段、下段といいますかね、下のほうを町村河川の内田川、そして、その上のほう、上段のほうを大井手用水路が立体するような形でできておまして、洪水時には大井手用水路を越水した水が、下段を流れる内田川へ落水するような工法で流水しておりましたが、平成18年度において、県営の甲佐町大町地区灌漑排水事業として、サイフォン工法での改修を行ったというような経緯がございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 6番。

○6番（西坂和洋君） そのサイフォンの構造を大体なら図面がほしいところでしたが、口頭でよろしいですので説明していただけますか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） はい、それでは、そのサイフォンの構造について御説明申し上げます。

サイフォンのまず上流部、呑口部といいますけれども、こちらについては、幅4.5メートル、高さが2メートル、それと深さが5.84メートル、それと下流部、吐口部といいますけれども、そちらについては幅4.5メートル、高さが2メートル、深さが6.06メートルの立坑がありまして、それをつなぐ形で横坑として、幅が1.8メートル、高さが1.8メートル、長さが25メートルというような構造になっており、また、本サイフォンの業績といたしましては、188.1立米というような形で、サイフォンがつくられとるということでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 6番。

○6番（西坂和洋君） ということは、下流のほうが、下つながっている25メートルも下がっているということですね。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） はい。

○6番（西坂和洋君） はい。ところでですね、このサイフォンには、現在まだ土砂が堆積していますか。そこらあたりはまだ水がありますので調査してはないと思いますが、どうですか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） はい、サイフォン内の土砂の調査ということでございますかね。この件につきましては、一度、本サイフォンにつきまして、平成25年度に上益城の地域振興局の農地整備課と、産業振興課の私も一緒に同席したんでございますけれども、そのときに流下状況についてですね、現地確認を行った経緯はございます。その時点では、吐口部からの排水については、何ら異常は見受けられなかったというようなことで確認はしております。

ただ、おっしゃるとおり、そのサイフォン内の土砂の堆積ということでございますので、その後についてですね、昨今のようなゲリラ豪雨というような局地的な降雨へんも、土砂の流入等が考えられる場合がございますので、一度は詳しく調査する必要はあるのではないかと考えておりますけれども、実際、サイフォン内の水を調査するに当たっては、先ほど言いましたように、188立米ですか、そういった水を完全に抜く必要もございますので、それに係る費用や、また、先ほど申しましたとおり、施設の管理者であります甲佐町土地改良区とも協議をさせていただくと、ちょっと実施するにはちょっと協議も必要になるということで今、思っているところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 土砂が満杯になって、上流のほうで吹き上げるということは、先ほどくらし安全室のほうから資料で説明がありましたが、平成19年あたりには、横田、横田が結構、下横田ですね、下横田が結構多かったかなと思いますが、下横田の牛舎あたりは使ったように聞いておりますが、昨年のような豪雨があった場合、また、雨の降りようでは土砂のくる量も多いと思います。一応調査をされて、そのあたりあとどのくらい溜まっているか、今後1年か2年で、上流から土砂が流れてきてまたふさぐ恐れがあるのではないか。それは調査しないとわからないと思いますが、今後調査されて、農民も、それから近隣の民家の人たちも安心して生活できるようにしてもらいたいと思います。

大井手川の砂利撤去に関しては、上流より順次行うのが妥当ではないかと思いますが、やがて雨季にもなりますので、そういったところは準備されている、農家の人は田植えの準備もされていることでしょうか。土地改良区でも人手できる範囲で用水区役等もされ、まずサイフォン箇所などは、調査結果次第では急ぐ必要になります。

また、沿線の民家浸水、道路冠水など原因の一つは、私は橋の構造とかにもあるのではないかと思います。橋が高校前辺りでも橋桁がもう路面より結構下のほうに下がっておりますが、あそこは湯田川のくる関係で川幅も広くとってあるようですが。それから他にもいろいろ原因はあると思いますが、横田の橋辺りであまり変わりはありませんが、今後はそのようなところを調査、研究をお願いします。

そして、この事業は、前に内水面とかいう説明のときに、町長の答弁では、甲佐町全部の内水面を工事すれば、考えられない膨大な金額が要するというを答弁されたと思います。私たちが川を、宮内方面でも川、谷川いろいろ抱えておりますが、こういった市街地

が冠水する恐れもあると思いますので、そこらあたりは大井手川の結局やな場から下流のほう、二段橋まででも結構ですので、大井手に溜まっている土砂を、急がねばならないところから撤去させていただきたいと思います。

この問題について、町長の答弁をお願いします。

くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（清水 明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） まず、サイフォン箇所についての土砂の撤去というなお話でありました。先ほど担当課長がお話があったかもしれませんが、土砂溜めの柵についてはですね、毎年3月に撤去をやっているというような状況であります。それと、甲佐高校のところの話もありましたけれども、橋の構造上、道路の国道のほうの高さと、それから橋の高さについては、これは擦り付けが関係がありますので、当然これ高さあわせなくちゃならない。それに架かっている橋の部材の断面の厚み等からですね、当然これは道路の高さよりも下がってくる、それだけの厚さがないと構造上保てないということのことだろうと思います。ですから、それを軽量化できるのかどうなのかについては、これは調査が必要かなというふうな思いを持ったところでありました。

それから、大井手川の冠水の根本的な解決策としては、これは平成23年度に建設課において内水調査を実施しておりまして、それに対応するいろんな手立てを検討したところでもあります。

先ほどおっしゃっておられたとおり、非常にこれやるとなると莫大な予算が伴うというふうに考えております。一番いいのは緑川への強制排水、ポンプ設置というのがですね、一連の対応策の一番の根本的な解決策にはつながりますけれども、そういうことで、毎年国交省のほうには要望のお願いをやっているところでもありますけれども、なかなか今すぐというわけには、現実的には難しいというような感触を持っております。

ただ、そういう方向性が示された場合にはですね、やはり内田川の改修もあわせたとこでの検討も必要かなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 6番。

○6番（西坂和洋君） 私も結局内田川との交差点まで工事をすれば、恐らく町予算が今、63億ばかりだったですか、恐らく半分まではかからないにしても、結構橋の改修とかすればかかると思います。ですので、できるところからしていただきたいと、今後徐々に、いっぺんにはちょっと無理がありますので、徐々にしていただきたいと思います。

以上で大井手川に関しての質問を終わります。

次に、道路整備5カ年計画の件についてお尋ねいたします。

道路整備5カ年計画は、平成21年の12月、それから、平成26年の12月にまた見直しがされておりますが、そのとき最初計画した、21年に整備計画した道路で、その登載してある場所、路線は幾つ完成しましたか。何路線完成していますか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、それでは、完成した路線についてお答えいたします。

前回の道路整備5カ年計画は、議員がおっしゃられますよう、平成21年12月に策定しております。当初計画では、骨格道路5路線、生活道路6路線の計11路線を登載して、平成22年度から順次着手をしておりました。期間中には、地域の要望や実情等に応じ、適宜見直しを行うことができることとしておりますので、平成22年度に田口杉上線、上揚井戸江線を追加し、平成24年度には、中横田村中線の3路線を追加しております。

最終的にこの1次計画に登載しました路線は、14路線でございます。そのうちに完成した路線が4路線でございます。4路線は、作替内田線と小原滝水線、田口杉上線、横田村中線の4路線が完成しております。現在もほかの路線については、現在の5路線についても現在工事を進行中でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 6番。

○6番（西坂和洋君） ということは、14路線のうちの4路線が完全に完成したということですね。それで、結局5年間のうちに1路線ずつ完成して、1路線完成したような計算になりますが、多分井戸江線とか、また、乙女からあそこは松ヶ崎妙見谷線ですか、あそこあたりは大きな工事ですので、恐らく数年はみとかんと思いたく思います。この登載されているのは、登載の切り替え、5年越しの切り替えのときに完全にできるとは私も思っておりません。今後は町長の方で予算を国からいただいてきて、できるだけ多くの路線ができますようお願いしときたいと思います。

ただいま、路線の完成などを尋ねましたが、現在、町道上揚井戸江線橋梁工事が昨年より始まり、両岸がつながりました。近日中に橋脚、橋部分の検査があると聞いております。県道側、井戸江側が、井戸江側キャンプ場入り口まで、完成までまだ数年かかると思いますが、完成予定はいつごろか、総工費はどれくらいなのかわかりますか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、それではお答えいたします。

上揚井戸江線は平成22年度から着手をしております。現在、橋梁の仮設が完了いたしまして、議員がおっしゃられますように、両側の取付道路の工事を行っております。この取付道路とあわせまして、県道三本松甲佐線ですね、交差点の縦断勾配を緩和する工事を今後行っていきます。

また、キャンプ場のほうの取付道路につきましては、現在吊り橋が吊ってありますワイヤーがですね、本路線の改良区間中にですね、吊り下げてありますので、ワイヤーを切断しなければ本線の改良はできないということから、吊り橋撤去までの間はですね、仮設道路としてつないでいく計画でおります。この吊り橋の撤去はですね、所有者であります九州電力さんが施工されますけれども、現在、水力発電所もですね、発電されておりますので、その管理上どうしても発電所のほうに行き来ができるような状態にしなければなりませんので、現在の町がつくっております橋梁がですね、通れるような確認ができるまで撤去はしないということですので、ここ1年、来年度が、29年度にですね、九電さんのほう

は吊り橋を撤去される予定となっております。井戸江峡のキャンプ場の完成は、その撤去後ということになりそうなので、29年から30年を目途に協議を進めてるところでございます。以上です。

それと総工事費についてですけれども、総工事費については、現在の予算で7億8,300万円となっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 6番。

○6番（西坂和洋君） 私もあそこは通り道ですのでいつも眺めておりますが、あそこは町道だけの工事ではなくて、九電との兼ね合いもありますので、工期が少しずつ遅れているかのように思います。それは仕方のないことじゃないかと思えます。九電の人にも尋ねたことがあります。トンネル掘るときも工期が遅れてる。結局あそこ電力不足問題もあって、水を完全に止められないということで、2、3カ月は今でちゃ遅れとおるという話も聞きました。ということは、道のほうもそれだけ工期を延長せねばならないと、それは私も納得しております。完全に完成が30年ぐらいになるのですか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、それもですね、先ほど申しましたように、九電さんと協議を行いまして、吊り橋の撤去が終わったあとにですね、本線改良ということになりますので、30年を目途にですね、協議を今現在進めているところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） もうこの橋の関係はこれで終わりますが、次に、数年前、県の事業で町道小鹿線、現在の小鹿線ですよ、落石防護柵工事が行われ、残り5、60メートル、まだ未整備、ネット張ってないところがあります。私もこの問題については、前に一度お願いしといたと思えますが、昨年大雨では、設置箇所金の網の中に少量ではありますが土砂が入っておりました。網がなかったら道路の真ん中へんまで土砂がきたのではないかと思います。

そこで、残りの町道未整備設置部分、箇所、事故が起きてからでは間に合いませんので、あと5、60メートルは大きな崩れはないと思えますが、いつも常時私も通りますと、路肩に下のほうに石が置いてあります。それは通る人が、結局山側に置けば、自分たちが通らにゃんけん、ガードレールの下に置いてあります。ですので、残りの箇所においても早急な対応はできないのか、今のところでひとつ答弁をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい。県道三本松甲佐線の法面の落石防護柵の設置要望につきましては、県道三本松甲佐線道路整備促進期成会の中でですね、小鹿地区から広瀬地区内の間に落石や崩壊の恐れがある箇所はですね、すべて防災工事の要望を行っております。平成21年、22年に現在の小鹿地区の入り口のところはですね、落石防護網の設置を行っていただいております。そこから上流側の防災工事の継続的な要望が出ておりますけれ

ども、現在は県道三本松の防災工事についてはですね、広瀬地区のほうを実施されておりました、広瀬地区の完了までにですね、あと5年ぐらいはかかるというふうに聞いております。広瀬地区の早期完了とあわせて小鹿地区の要望もですね、県のほうにお願いをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 6番。

○6番（西坂和洋君） それは、あとは完全な町道ですので、私は町でされるのかなと思っていましたが、県にお願いするということですか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、その区間は下に県道が走っておりまして、その中間を町道が走っております。これまでも県のほうで法面工事をされたという経緯がありますので、県のほうにですね、お願いをして設置をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 6番。

○6番（西坂和洋君） はい、それはわかりました。できるだけ早くできることを祈っております。

それと、同じく町道吉田県道線の改良工事のことですが、要望を出されてからもう10年以上になるというそうなんですけど、地域住民も早期完成を楽しみにしておられます。ところで、これは28年度の当初予算の説明書の資料の中には、今年度100メートル、長さで100メートルはあがっているようですが、地域の人は、29年にはなんか完全にできるような話をされていましたが、それは本当ですか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、吉田県道線につきましては、当初の道路整備計画5カ年計画に登載されていましたが、これまでにですね、着手をすることはできませんでした。できなかった理由としましては、国からの交付金がですね、要望どおりに配分がなく、事業を実施しているほかの路線にもですね、計画変更などを余儀なくされ、進捗が進まなかったというふうなことが大きな理由だと考えております。

平成28年の要望にもですね、吉田県道線に乗せたところで要望しておりますけれども、このように交付金の減少などにより、交付金が減額になってきた場合にはですね、交付決定次第で計画の変更もですね、今後は考えていく必要があるのではないかと思いますので、今の段階でですね、いつ着手できていつ完了するということはですね、ちょっとこの場ではお答えすることができないような状況でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 6番。

○6番（西坂和洋君） あそこは恐らく4、500メートル延長あると思いますが、多分一気には無理かなというふうには思いましたが、あそこも私もあちに下ったときには眺めてみますが、あそこは軽トラックでやっとなですもんね。路肩が、結局路肩はもう昔、土羽打

ったばかりの道で、そしておまけには軽トラックいっぱい、そして、トラックの輪型だけに水が溜まって、だんだんもう道も下がっているようですが、地域の人もできるだけ早い完成を望んでおられるようです。また、地権者の方も前向きなようで、わりと土地の相談あたりはしやすいかと思いますが、町として地権者に土地の相談はされておりますか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 町のほうから相談をしているかということですが、この吉田県道線につきましては、地域の集落生活道路ということで、地域のほうから区長さんあたりを通じましてですね、町道路用地として協力をするというですね、承諾をいただいているのが現状でございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） あそこも町道が上流側と下流側、2本あるのではないかと思います。そして、上流のほうでは事故が時々あっているようです。しかし、上流のほうは角の家が解体して、数年前に解体されたと思いますが、あれが取れたからまあまあ見通しもよいかと思います。ここも苦しい財政ではあると思いますが、あと数百メートル、1年に一遍でしまえというのではなくて、2期工事、3期工事ぐらいで、そして住民が安心して通れるような町道につくりあげてもらいたいと思います。

そこで、この問題について町長の御意見を。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 吉田県道線のことでよろしいのでしょうか。

○6番（西坂和洋君） はい、よかです、はい。

○町長（奥名克美君） 現在、町道整備については、国からの社会資本整備交付金を十分活用させていただきながら、あと過疎債も十分活用させていただきながら、あと過疎債もですね、活用しながら事業のほうを進めさせていただいております。

以前は、この交付金の当初においては、ほぼ要求どおりの金額が充当されていたように記憶しておりますけれども、ただ現在は大体50%から55%の充当というような状況になっておりますので、まずは、現在進めております道路を進捗をとにかく延ばしてしまうということが、優先されるというふうな思いを持っておりますので、ぜひそのへんは御理解をいただきたいと思います。そうしないといつまでもですね、今現在着手している事業がなかなか進まないような状況になりますので、そちらのほうに重点的配分をさせていただいているということでもありますので、町としての要望に見合うような交付金が得られた場合にはすね、吉田県道線についても、具体的な取り組みを進めていくんじゃないかなという思いを持っております。ただ、先ほどからお話が課長から申しておりますとおり、一応28年度の頭出しはやっているというような状況です。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 交付金が50%弱ぐらいになるかもしれないということですが、そ

これは、現在東北で5年前に災害がありましたので、あちらに大分行っていると思いますが、それは仕方のないことだと思います。だから金が出るしこずつしていかなければならないと思います。吉田県道線についても、結局徐々に1期工事、2期工事、3期工事というぐらいにしなければいけないと思います。今後も努力して、早く道が完成することを私も願っております。

それから、次に、同じ道路、町道ではありますが、既存の町道で舗装がかなり傷んでいる所があると思います。町内にもいたる所にあり、宮内においても町道の傷んでいる箇所が幾つかの路線であります。

また、横断溝とか、これはガリバーとかなんとか言うですね、1メートル角なら1メートル角、中が谷なら谷、水のくるところを逃がす。横断溝や防火水槽などのコンクリートとの段差ができていくところが何箇所かあると思います。中には、車が走っていきよっと、車がバウンドして、頭が車のルーフにつかえるところもあります。路線、舗装の場合、これは舗装の場合、部分舗装でなくて、部分舗装でしたら数箇所月ぐらいしかもてないところがほとんどです。ですので、部分舗装じゃなくして全面舗装のやり直しというか、現在ある舗装の上に乗せかけてもらえば、そういうことも考えていただきたいと思いますが、担当課どうですか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 町が管理します町道は現在153路線で、約190kmを管理をしております。すべての路線が時間とともに舗装面の劣化が進行していき、安心・安全な道路を維持していくことが今後は重要になってくると思っております。

しかしながら、すべての路線のですね、道路舗装の維持をしていくには、補修費用がどんどん増加していくことが予想されます。このような中で、町では舗装、補修への取り組みといたしまして、行政区からの要望がある路線や、調査を行い傷みが激しい路線の整備をこれはでは行っておりましたが、平成23年度から国の交付金事業をですね、活用しながら、舗装、補修等の維持管理ができるようになりました。

そこで、町独自の事業量はこれまで限られていましたが、交付金と過疎債を取り入れながら、平成24年度からのですね、実績は、全面舗装として、37路線ほどの一定区間の事業量の全面舗装に取り組んでおります。

今後の舗装計画としまして、町では、舗装のひび割れや轍割れ、また平坦性を調査する路面正常調査というのを行っております。その調査の結果、舗装の損傷度の状況を把握しまして、補修が必要な路線、区間の舗装、補修計画を定めて実施をいたしております。

この舗装、補修をする路線の優先順位づけとしましては、調査の結果だけでなく、地域における路線の重要性、それと交通量、通学路などをですね、総合的に判断して舗装、補修を進めていくことにしております。また、側溝とかですね、ボックスあたりの段差がある危険な箇所が発見された場合などは、その都度対応して補修をしていくことにしております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 6番。

○6番（西坂和洋君） はい、わかりました。これも先ほどの交付金の問題も絡んでいるようですので、減額されていると思います。できるところから、できる予算内に進めてもらいたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（緒方哲哉君） これで、6番、西坂議員の質問は終わりました。

しばらく休憩いたします。11時から会議を開きたいと思います。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、佐野議員の質問を許します。

○2番（佐野安春君） 一般質問通告書に従いまして質問を行っていきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、鮎緑の湯の存続をということで質問を行います。

まず初めに、鮎緑の湯の説明資料についてでございます。改めて昨年9月議会時に説明のあった鮎緑施設利活用についてを読み返してみました。この資料2ページ目、1、はじめの項の7行目、「浴室については、主に健常者の入浴利用が多かったため、入浴に介助や支援が必要な方が同じ時間帯に利用するな、福祉活動等の事業での利用は難しい状況でした」とあります。13行目には、「鮎緑の湯は赤字経営であるものの、福祉活動の利益に資することなく経営されてきた」とあります。

しかしながら、まず最初の問題、健常者が入浴していたから、介助や支援が必要な方の入浴が難しかったというのは、現実的には解決できることではなかったでしょうか。入浴に介助や支援の必要な方の時間設定をして、そのことは事前にお知らせをしておけば、利用者も理解することではないでしょうか。

次に、鮎緑の湯は赤字経営で福祉活動にもならなかったということについてですが、もともと総合保健センター「鮎緑」を紹介してる町のホームページには、施設の役割として、住民のふれあいの場としての鮎緑の湯とうたわれています。また、総合保健福祉センター設置条例には、第2条において、高齢者の安らぎの場を提供するための拠点とうたわれ、3条においては、老人生きがい対策の業務をするとうたわれています。何も条例に反して鮎緑の湯が続けられてきたわけではなく、条例どおりに運営されてきたと思います。

この説明の1、はじめにで取り上げた問題としては、全く鮎緑の湯を評価されていないと感じますが、この点どうお考えでしょうか。総合保健福祉センター所長の答弁をお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） はい、お答えいたします。

鮎緑の湯は、血行促進、ストレス発散、入浴者同士のコミュニケーションの場として考えるならば、健康増進に役立つ施設であると思います。また、多くの町民の皆様の安らぎの場として御利用いただけてきましたし、御利用いただいた方の御意見を聞かせていただいても、決して鮎緑の湯を評価していないわけではございません。

ただ、今回鮎緑の湯の運営を検討するに当たって、浴場内、あるいはボイラーの老朽化、また人件費を含む多額の経費が発生している状況の中で、新たな施設としての活用を検討いたしました。

今後は、現在鮎緑の湯が持つストレス発散、地域の方同士のコミュニケーションの場としての機能を、多世代・多機能型健康増進事業の中で展開していく予定でございますので、どうぞ御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 次に移りますが、27年9月議会において、鮎緑施設の利活用ということでセンター所長より説明があった件です。

この説明の中で、資料3ページの平成24年から26年度までの収支決算の説明で、26年度は営業日数が週に1日減っていることを言っておられませんでした。年間換算すれば約50日、率にすれば約14%です。26年度から1週間6日営業から5日営業に変更をされております。この7ページで、利用者と利用料金を説明されてるところでも、13年度と26年度を比較して利用減の話をされておりますが、営業日数が週1日違うことの説明が除かれています。こうした説明の場合には、比較するわけですので、その相違点はきちんと説明しないと、間違った結論を出してしまいます。26年度も前年度と同じ営業日数でやっていたと仮定すれば、24年度、25年度とあまり変わらない利用者であったと考えられます。

また、資料2の年度別利用人数で見ましても、平成16年から幾らか多い少ないはありますが、極端な減少はありません。26年は、営業日数から営業に数を減らしたから減少しているのです。7ページのグラフや表にも営業日数が減ったことを示さなければ、正確な説明にはならないと思います。資料や説明は正確でなければ、誤った認識、また誤解を与えることとなります。この点はどうお考えですか。

総合保健福祉センター所長の答弁をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） お答え申し上げます。

利用者についてですが、過去3年間ですが、週1回の休館日の延べ人数の利用者で、平成24年度は1万7,190人、1日当たり55人、平成25年度は1万7,202人、1日当たり57人と推移をしております。26年度は、週2日の休館日になりますので、延べ人数の利用者は、1万4,973人、1日当たり58人と推移をしております。利用者に関しては、55人、57人、58人、26年度が58人です。ということで推移をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） はい、続いて質問を進ませていただきます。

町民の健康増進に役立つ施設であるということについて質問をいたします。

鮎緑の湯につきましては、存続を求める請願署名が出ております。579人の町内外の方々が署名をされています。私は、町内外の存続をしてほしいという声は、大きいものがあると考えています。

町では、最近鮎緑の湯利用に関する調査をされ、町内108名、町外6名の方々が断られています。意見としては、「鮎緑の湯は生きがい」「唯一の楽しみ」「広いのでのびのびできる」「広々として気持ちがいい」など、率直に語られています。生きがいとか、唯一の楽しみとかは、本当に貴重な意見であると思います。町の施設である鮎緑の湯に対してのもので、本来であれば、鮎緑の湯があつてよかつたと町としても思っているところですが、町は、町民の生きがいや唯一の楽しみをなくそうとされています。

町長は、この町民の気持ちをどう感じておられますか。答弁をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） その浴室の果たす役割ということで、生きがい対策というようなことも述べられましたけれども、お風呂については、確かに健康増進の意味合いも含まれるというふうには思います。ただ、全国的な設置数あたりを考えたときに、恐らく設置していない自治体も結構あられるんじゃないかなというような思いを持っているところでもあります。

そこで、署名のお話もされたので、ちょっとそのへんも触れておかなくちやなりませんけれども、今期定例会の最終日、請願書で出されていると。紹介議員を佐野議員がなされております。そういったことで、600名近い署名があつたということは、非常にこの浴室に対する関心度の高さをうかがい知ることができるというふうを考えております。

ただ、逆の考えといえますか、じゃなぜこれだけの収支、マイナス収支が現れているのに放っておったのかと、放置していたのかというような声も確かに多く聞かれておる中で、やはり利用者数と、それから年間経費とのですね、そういった費用対効果のことも、これはやっぱり行政として考えていくべきだろうというふうな思いを持っております。

これまででも行財政改革としてですね、幼稚園廃止をはじめとして、既存の施設運営の民間移譲など、多くの改革を進めてまいりました。ときには反対もあつて、受益者にとっては痛みを伴う部分があつたかもしれません。それでもやっぱり自治体としては、町全体のやっぱり公共の福祉といった観点からも、改革に着手をせざるを得ない、そういう場面もあると私は考えております。

これまで多くの行財政改革を断行する中で、その改革による効果額を新たな町民サービスに振り向ける、例えばですね、子育て支援の大きな柱であります、中学3年生までの子ども医療費の無料化とか、それから保育料の軽減措置であるとか、そういったものについては、厳しい財政状況の中でも取り組めたのは、やはりそういった行革の産物だというふうにも思っているところであります。

今回の件につきましても、大事なことは、ただ単に廃止をするということが終わりでは

なくて、やっぱり新しい視点から当施設を改修しながら、それを健康増進につなげていくんだということを、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

それと、マイレージポイントによる地元商店の振興策、それと買い物支援など、これは他町にもあんまり例のないシステム導入でありまして、これまで以上に利用されてきたセンターの機能をですね、さらに強化していきたいというねらいもあることも、ぜひ御理解いただきたいと思います。

それで、現在浴室がない世帯等に対して、やはり行政としても衛生面を心配しますので、改修される浴室内とは別に、お風呂がない世帯に対しては、これは登録制のほうがいいかとも思っておりますけれども、別に2室を広めて、2室ですね、広めの体が洗えるシャワー室の設置も考えておりますし、それと、お年寄りの方がヒートショック等がないように、そういった手立てもですね、考えているところであります。

そういうことで、この浴室改修については、予定どおり進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） はい、わかりました。続いて質問をずっといきます。

今、町長のほうからですね、お話がありました浴室に代わる施設としてのですね、シャワー室でございますが、この鮎緑の湯利用に関する調査の中でもですね、シャワー室の利用をですね、どうされますかというアンケートが出てますが、その中でですね、シャワー室の利用の意向で、利用しないと断られてる方が86名で75.4%ということで、アンケートに答えられた4人に3人の方はですね、町としてはシャワー室ということですが、利用をしないというふうな結果が出ております。

このことについては、町長いかがお考えですか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） やはり、御自宅にお風呂があるところについては、恐らく御自宅のお風呂を利用されるんじゃないかなという思いがあります。おっしゃるとりシャワーよりもお風呂のほうがいいということですね。そういったことが考えられると思いますけど。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 地方自治法1条の2にはですね、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし」とあるように、法の基本としての立場は、福祉の増進です。そのことが今回損なわれる場合にはですね、町民に納得できる理由がなければなりません。私としてはですね、特に強い理由が見当たらないと思います。収支のことを廃止の最大の根拠とされていますが、この問題はですね、改善する方策があるというふうに考えます。町民の健康のために何らかの形で存続する、浴室を存続することが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。これは答弁を省いて結構です。

続いて、収支の改善ができるという点です、話を進ませていただきます。

9月議会の説明資料、鮎緑の利活用についての中での鮎緑の湯収支決算の変化については、幾つかの点で訂正があるのではないのでしょうか。

総合センター所長、お願いします。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） はい、お答えいたします。

収支の点で訂正をさせていただきます。12月議会で指摘がありました電気使用料ですが、当初は経費比率が60%で算出をしておりました。再度精査を行い、浴室関係、浴室受付、受付ホール及び風除室、施設のみで算出をいたしました結果、経費率が17%となります。電気料金についても過去3年間、平成24年から26年度の平均で、当初は年間254万268円でしたが、変更後の経費率で算出しますと、71万9,742円となり、差額182万526円となります。

また、電気保安料についても、当初の経費率が50%で算出をしておりましたが、再度精査を行い、経費率が20%となります。電気保安料金についても過去3年間、平成24年から26年度の平均で、当初は年間7万6,320円でしたが、変更後の経費率で算出すると3万528円となり、差額4万5,792円となります。経費率の精査に伴い、経費の料金について訂正することとなり、大変御迷惑をおかけいたしました。それでも3年間の平均収支は、800万円程度のマイナス収支となります。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） 今、説明がありましたが、かなりの誤差がですね、実際はあったということです。電気料につきましては60%と、実際は17%とかなりの額です。今、金額についても説明がありましたが。それと電気保安料、これも50%ではなく20%だったということで、金額については大きくありませんが、この電気と電気保安料、二つを合わせればですね、かなり大きな金額になります。

もう一つ、この説明資料の中で、NHK受信料というのも載せてありますが、これも鮎緑の湯の中に経費の中に含まれてありますが、これは鮎緑の湯の経費の中に含まれてはならないものだと考えますが、いかがですか、お願いします。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） はい、お答えいたします。

休憩室に備えてありますテレビ、あれはほとんど鮎緑の湯から上がられた方が観ておられるものでございます。そのため鮎緑の湯の経費として計上いたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） 休憩室はですね、鮎緑の湯の独占じゃないですね。鮎緑本体の施設の中の一部だと思うんですよね。それで経費を鮎緑の湯に乗せとくというの、ひとつ

どうかなあということを思いますし、また、この社会福祉施設、または社会福祉施設に関する連絡または助成を行う施設における受信料は、日本放送協会放送受信免除基準により、全額免除となってるというようなことでありますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） そこは免除になっておりません。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） その点は、例えば町の施設にしてもですね、町民センターは免除ですよ。そういうふうなことで、本来は今、私が申し上げましたように、社会福祉施設に関する連絡または助成を行う施設における受信料は、免除ということですね、できると思いますので、その点はぜひ調べてですね、もしも免除ができるものはですね、支払わないでいいものは払わないほうがいいわけですから、町の財政から出てるわけですから、そこは調べていただきたいというふうに思います。

それで、収支の改善はできるということで、今、所長より説明がありました電気料、また自動用電気保安料、そういったところで、実際にはあの説明資料よりも金額は、収支の差は縮まってるところがあると思います。それ以外ですね、これは、例えば浴槽の縮小、鮎緑の湯はですね、男女別々に二つの浴槽があります。大きな浴槽と小さな浴槽、これもですね、大きな浴槽は50%以上ですね、狭くすることができます。こういったところで、もしも狭くしたら水道料、または燃料費をですね、大きく節約することができます。そういった意味では、今、お話があった電気、また浴槽の縮小、そういった点ですね、大いに節減することができるというふうに私は考えております。

先ほども町長のほうから答弁がありました。12月議会において町長はですね、この問題に対する答弁の中で、放っておいて行革の対象ともしないで、このままの状況で放っておいた場合に逆の意見も出てくると。行政として怠慢ではないかと。これだけの赤字が出ているのに、何らかの手立てを打たなかった側面もあろうかというふうにおっしゃっていますが、今、私が申し上げましたように、収支の改善に手を尽くすことができる。できていたものをこのまま放っておいて、改善しないで終わりにすることに、町民はおかしい、手を何も尽くさないで終わるのは、という思いがあるというふうに考えます。

また、12月議会において取り上げました、9月議会のときの説明資料の、鮎緑の湯収支決算の変化に示された電気料金につきましても、今、所長から話がありましたように、換算率60%と、実際は17%というような訂正がありました。またこの電気、ガス料というふうに含まれてますが、ガス料については、鮎緑の湯では一切使われていません。その他のことも含みまして説明資料として出されたのが、きちんとしたものではないということがわかったわけですから、この面において廃止という結論をですね、急ぐことはできないと考えます。この点についての見解をお聞かせください。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） まず、電気料金等の浴室と、それから、それ以外の分等の配分に

ついて、誤ったデータをお示ししたということについては、お断わりを申し上げさせていただきます。

ただ、そのうえで、先ほど所長からもお話がありましたとおり、話があったとおりですね、そういったことを加味して計算をいたしましても、過去3年間の収支については、マイナス800万円程度のマイナス収支になっているというような状況であります。

それで、これを従来どおりですね、継続していった場合に、ちょっと試算をしてみましたけれども、利用者数においては、現在の利用者数の約4倍程度の利用者が必要だということが一つあります。

それと二つ目には、料金、料金を値上げすればいいじゃないかというような考えもありますけれども、そういったことで試算してみますと、現在の200円から750円に値上げをしないと収支バランスがとれない、というような状況もあるわけであります。

それとやっぱり、どうしてもうちの鮎緑の浴室については、民間でされる温泉とは違ってですね、そういった付加価値はないような施設でありますので、いろいろ担当課としても利用者が増えるようなことも考えて、菖蒲湯であったりとかですね、例えば、スポーツフェスタのあとにその利用していただく回数券を配布したりとかですね、そういった手立てもやったところありますけれども、この数字を見た場合に、やはり限界値に近いような状況だと私は考えております。

そこで、同じ健康増進を図る意味からしますと、現在考えているような健康プログラムをやるところで、鮎緑、センターの機能強化を図ったほうがいいという結論に達しましたので、今回、提案というか、皆様方にも御理解をいただくようお願いしているところであります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） 今、町長からお話がありましたが、やっぱり町長をはじめとしたですね、町のこのプロジェクトのやっぱりお考えと結論というのがですね、やはり町民の考えとやっぱりずれてるところがあると思うんですよね。だから、やはりこういう大きな問題の結論を出される場合には、やはり町民とのですね、そういった意見交換といいますか、そういった場を設けてですね、やっぱりその意見の違いをですね、解決する方策をですね、まず考える必要が、私は、結果論ではありますがあつたというふうに考えております。

続いていきます。鮎緑と同じようにですね、鮎緑の湯と同じように、町民の健康増進を目的として設置された施設には、近隣ではですね、益城町の町民憩の家があります。この施設内容を見ますとですね、和室大・小とか多目的室とか浴室、サウナ室があります。この施設はですね、収支的にはずっと赤字ですけども、町民の健康と福祉の増進を図るためということで、現在もですね、運営が継続をされております。

また、甲佐町町営バスはですね、民間バスの運行廃止に伴う地域住民の交通の便を図るために設置ということで、昭和47年から運行されております。40年以上もですね、町民の

足として利用されているのです。町からの資料によりますと、平成24年から26年までの利用者は、約1万1,000人から8,000人の方が利用されております。通学のために利用する小学生も含まれています。ちなみに、利用に数の少ない鮎緑の湯が、26年度で約1万5,000人が利用されております。町営バスの収支は、約400万から500万の赤字となっております。なぜ赤字でも継続しなければならないかは、先ほども触れましたが、地方公共団体はですね、住民の福祉の増進を図ることを基本としてるからだと考えます。町民の足として欠かせないものをですので、民間バスが廃止されたあとも引き継いだのというふうに考えております。

このように、住民の福祉の増進のため赤字であっても運営されてるものは、町内外に幾つもあるというふうに思います。このことについてどうお考えでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 益城町の例をとって今、お話しされましたけれども、そのへんの収支がどのような状況かというのは、ちょっと私も調べておりませんので、なかなかお答えに困るところですけれども。それと町営バスの件をちょっとあわせてお話されましたけれども、やはり、町営バスにつきましては、甲佐町の中山間地域の、特に病院に通われたりされる方の、町民の皆様方のやはり大事な移動手段というふうな認識を持っております。と同時に唯一の公共機関でもあります。

ということですね、やはり鮎緑の湯の件と比較するのは、ちょっと次元が違う話じゃないかなというふうな見解を持っているところであります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 続いて質問を移していきます。入浴の効能ですが、やはり、鮎緑の湯を廃止したあとの代替措置として、シャワー室を設置するとなっておりますが、やはり、そこにはですね、相違点もあるというふうに思います。総合的にですね、町民の健康増進の仕事をされている総合保健福祉センターとしてはですね、考えなければならない一番大事なことです。入浴にはですね、健康面の有利性があります。血行促進、血圧低下、心の鎮静化とかですね、腰痛の改善とかいろんな効能があります。鮎緑の湯につきましてはですね、12月議会において続けての質問となりましたが、この間出されました町からの資料も、きちんとしていないものであることが明らかになりましたし、収支の改善もですね、大きくすることもできると提案をいたしました。

鮎緑は、いざというときの緊急避難場所です。万が一長期の避難が必要になった場合には、浴室があれば町民は助かるのではないのでしょうか。また、これからますます高齢者は増加していきます。利用者増の可能性もあります。町民の中にある存続をという強い気持ちを考えて、廃止するのではなく、もう一度立ち止まって存続を検討いただくことを願ひまして、この質問は終わらせていただきます。

次の質問に移らせていただきます。

2番目、介護予防生活支援サービスについてということで、質問をさせていただきます。

まず初めに、送迎付き買い物サービス及び食材や、おかずの配達サービスの具体的進展はということで、平成27年3月に、高齢者福祉計画、第6期介護保険事業計画にもこのことをうたわれてありますが、サービスの実施が今後の検討課題というふうにそこではうたわれてますが、具体的進展はあっていますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） はい、お答えいたします。

送迎付き買い物サービスにつきましては、多世代多機能型健康増進事業の中の甲佐げんきクラブで行っております。この事業は、町民の65歳以上の方を対象とした送迎付きの事業で、鮎緑で運動や脳トレをしてもらい、昼食後、買い物へ移動し帰宅してもらう事業です。モデル事業といたしましては、昨年12月17日から今年2月25日まで、毎週木曜日に行い、70代7名、80代9名、90代1名の17名の御参加をいただいております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） げんきクラブについてはですね、町が努力されて実施されているということはわかりますが、サービスを求める町民全体からすればですね、全体をカバーするような施策を考えて、実施することが必要かというふうに思います。

続いての質問に移ります。2番目の総合戦略における移動販売車についてということで、総合戦略の政策目標の中に、移動販売車ということがありますが、これは介護保険事業計画にある、食材やおかずの配達サービスとの関連についてはどうなんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それではお答え申し上げます。

介護保険事業計画に記載されております食材配達サービスにつきましては、これから一応計画をしております配達サービスですね、移動販売関係に結びつくものであるということでございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 総合戦略の中にはですね、31年度を目標としているというふうな記載というふうに思いましたが、実施できればですね、早い段階でですね、実施していただきたいというふうに思います。

また一方でですね、やはり役場、病院、金融機関、買物等にですね、送迎のできる交通手段ができないのかというふうな希望があります。熊本バスや町営バスもありますが、その路線がない地域には特に強い要望があります。他の自治体でもですね、全国的にも取り入れられている、自治体援助の交通機関の導入はできないものか。いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） はい、それでは、交通不便地域における、福祉的なタクシー等の運行についてという御質問であると思っておりますけども、ほかの自治体で一応取り組んでいるような福祉タクシーや、乗合タクシー事業の計画にかかる御質問ということでございますけども、県内の自治体では、それぞれ様々な要件での取り組みがなされております。

まず、益城町では、福田地区乗合タクシー事業としまして、山間地域の乗合バスの廃止に伴った、地域住民の交通手段の確保対策として始められておりました、既存の路線のバス停から1キロメートル以上離れている地域を、公共交通空白地域として運行されております。運行区間に応じて料金設定がなされております。

次、西原村では、福祉タクシーとして75歳以上の高齢者及び障がい者等を対象に、町が1回当たり1,000円までの利用権を、月4枚の年間に換算すると48枚交付するという、タクシー料金の助成事業が実施されております。

山鹿市におきましては、山鹿市あいのりタクシー運行事業としまして、公共交通空白地域などを4地域を対象に、予約制のあいのりタクシー事業が実施されているというふうな状況でございます。

本町におきましては、現在、甲佐地区、乙女地区、白旗地区方面につきましては、熊本バスさんの運行がっております。一方、宮内地区、竜野地区方面は、町営の乗合バスを運行しているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今、説明がありましたが、やはりその路線がですね、敷かれていないところの地域ですね、町民もいらっしゃるわけですので、買い物弱者支援をですね、今、例を挙げられましたが、実施されて自治体もですね、導入に当たっては簡単にできたものではないというふうに考えます。難しいからですね、実施を検討しないではなくて、難しくても実現できないかをしっかり検討いただきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

次の質問に移らせていただきます。

これからの介護保険事業ということですね、12月議会におきましても、介護保険法改正に伴う総合事業への移行のスケジュールについてとか質問を行いました。平成12年にですね、介護保険が施行され、26年にですね、要支援者へのサービスの見直しなど大きな改正があったと思います。そこで、平成26年度の介護保険法改正について、町長としてはどのように認識されていらっしゃいますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 介護保険につきましては、今後において大きな課題が三つほどあるというふうに考えております。その第1に、介護が必要な高齢者が増えていくということだと思います。現在、甲佐町における高齢化率は、もう35.4%ということでありまして、3人に1人強というような数字になっております。第6期介護保険事業計画におきましては、今から10年後の平成37年度の数字を推測してみますと、人口が9,552人、それから65歳以上が3,944人ということでありまして、そうなりますと高齢化率は41.3%というような数字になろうかと思っております。

それと、第2に、介護の仕事に就く人が不足する状況になるということでもあります。この問題については、国のほうからも、介護離職ゼロなどの対策が図られているところであ

ります。

それから、第3でありますけれども、介護の運営に必要な資金が不足しているということだろうと思います。高齢化に伴いまして、年金、医療、介護といった社会保障費が、当然これ増大してまいります。介護保険の会計におきましては、保険給付の増加にあわせて、保険料収入の減少が見込まれる状況となっております。社会保障費や介護職が不足していく問題については、国レベルの課題であり、法改正などの政策により対策が図られているところではありますけれども、介護保険の保険者であります我々市町村におきましては、健康づくりなどの予防対策を図り、介護が必要となる高齢者を増やさない取り組み、いわゆる介護予防対策を強力に推進していく必要があるというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） はい、わかりました。続いてであります。介護予防生活支援総合事業を行うに当たり、介護予防サポーター養成など、総合保健福祉センターとしての準備が大変かと思えます。総合事業という大きな事業を展開することになります。それを支える町ですね、スタッフは足りていますでしょうか。予定されている29年4月からの移行は大丈夫でしょうか。12月議会においてもですね、質問していますが、スタッフが足りてくるかについては、回答がそのときにされておりましたので、改めて答弁をお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） はい、お答えいたします。

今後のうちの取り組みですけれども、介護保険制度が改正されたことにより、住民主体の一般介護予防事業を中心として、前期・後期高齢者を含め、幅広い高齢者が自立的に取り組む、通いの場の設置運営を推進していかねばなりません。

そこで、今年度介護予防サポーター養成講座を開催し、30行政区86名のサポーターさんが誕生しておりますが、1行政区1人のところもあり、この養成講座の継続が、しばらくは町からの支援も必要になるのではないかと考えております。その際に、やはりうちの包括の職員だけでは足りませんので、当初予算のほうで、高齢者が自立的に取り組む、通いの場への指導者を派遣するための委託料を、当初予算のほうにお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） そのほかにもですね、質問したい項目がありましたのですが、ちょっと時間もですね、迫ってまいりますので、次の質問に移らせていただきます。

3番目、町職員の処遇についてということでですね、質問いたします。

奥名町長はですね、昨年27年9月の町長就任のあいさつにおいて、甲佐町に生れてよかった、住んでよかったと語り合えるまちづくりに、町職員ともども全力で努めてまいりま

すと述べられ、今年の年頭あいさつにおいては、「地方創生による活力で次世代へ残す輝くまちづくり」と題され、「町民の皆様から寄せられた大きな期待にこたえるためにも、町職員と一丸となり、共に汗を流して『甲佐町らしさ』を追求し、まちづくりに強い信念とあふれる情熱で努めてまいります」と述べられています。私はですね、大変すばらしい決意と抱負であるというふうに受け止めています。私も一町会議員としてですね、甲佐町に生れてよかった、住んでよかったと、町民の皆さんと語り合えるように、全力で努めていくようにと思ってるところであります。

さて町長もですね、あいさつの中で述べられていますように、町政の推進にはですね、町職員の皆さんの決意と奮闘がですね、欠かせないものと考えます。その頑張る町職員の処遇について幾つか質問をいたします。

一つはですね、メンタルヘルス対策についてです。頑張る職員の健康面でのですね、サポートをしっかりしたものにしていくこと。メンタルヘルスについてはですね、多くの職場において健康維持できない方が増加してるというふうに聞いております。町職場においてもですね、例外ではないと考えます。町職員のメンタルヘルスについて、町は状況を具体的に把握されてると思いますが、現状がどのようになっているのか、また、町としてメンタルヘルスのためにどのような対策をされているのかもあわせてお尋ねいたします。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） それでは、甲佐町におきますメンタルヘルスの状況につきまして、それと対策についてという御質問でございますけれども、メンタル面で病気になって病気休暇を取得してるという職員も、これまで数名ずつ毎年発生をしてるところでございますけれども、26年度が延べ6名、27年度が同じく6名で、通院休暇も含めたところで、病気に罹患しているというような状況でございます。

このメンタルヘルス面に対する対策といたしましては、職員研修の中でメンタルヘルス研修を受講をさせておるという状況でございます。熊本県研修協議会というのがございますが、ここで開催されます中堅職員研修ということで、年数が6年から16年の者を対象といたしまして、メンタルヘルスセルフケア研修、また参事や係長を対象といたしまして、メンタルヘルス研修に参加をさせているところでございます。27年度の実績といたしましては8名、係長が5名、参事・主事級が3名参加をしておるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 以前、説明としてメンタルヘルスについて、平成20年から22年にかけてですね、対策をされたと、全体的な対策をされたと。その後実施されなかった理由は何なんでしょうか。今、課長のほうからも説明がありましたが、毎年のようにですね、メンタル不調で休まざるを得ない職員が発生している中で、全体としての対策がされていないということは、どうなのかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） ただいま、議員おっしゃいましたとおり、本町では、平成20

年度から22年度の3年間、医療機関、専門の医療機関のほうに委託をいたしまして、メンタルヘルスの研修会、また診断ですね、また庁内に相談室を設けて、窓口を設けて相談を受け付ける。また、必要があれば医療機関に直接相談をしてもらうような対応をとっておりました。

ただ、この3年間におきましては、実績といたしまして、わずか数名ぐらいしか相談の窓口を訪れる職員もいませんでしたし、実際、医療機関等に相談するという職員もおりませんでしたので、この3年間で、そのあとは実施をしていないというような状況でございます。

また、医療機関でもう既にメンタルヘルス面で医療機関にかかっているという職員もおりますので、そういった職員は、そのかかりつけ医のほうに日常相談をしてもらう、また治療を行ってもらうという形で対応をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） 働く人のメンタルヘルス不調を防いで、いきいきした職場環境を実現しましょうということで、労働安全衛生法改正によりですね、ストレスチェック制度が2015年12月から実施されるということで、義務化されるという話を聞いておりますが、町としては実施予定はありますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） はい、ただいま議員おっしゃいましたとおり、労働安全衛生法の一部改正によりまして、平成27年12月1日から、事業者は、労働者、これは常時使用する労働者でございますが、に対し、医師・保健師その他の厚生労働省令で定めるものによる、心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならないことになりました。この検査は、1年以内ごとに1回、定期的実施をするということになっておりますので、本町でも今年の11月、この法の施行が12月1日でございますので、今年の、ということで、今年の11月までに実施をしなければならないということでございますので、今後実施について検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 町としてですね、メンタルヘルス不調を未然に防止すること、また、うつ病などのメンタルヘルス不調はですね、再発率が高いことが特徴とされています。職場復帰支援とですね、再発防止の活動が重要になると考えます。そこではですね、管理職へのメンタルヘルス教育が必須とされています。メンタルヘルス対策においてはですね、日ごろの働きぶりを見れば、部下の不調や異常を早期に発見できます。また心の健康管理の職への位置づけにおいても、管理職は大きな影響力を持っています。

一方、管理職自らが職に対するストレスの原因となることがあります。部下指導においては、その言動はハラスメントであるかどうかの線引きは、難しい面があると言われてます。そこにおいては、管理職においてしっかりとしたメンタルヘルス対策での意識づけが

欠かせないと考えます。まちづくりを進めていくうえで、いきいきとした職員の存在は欠かせないものです。働きやすい職場環境の推進に努力いただきたいというふうに思います。

続いて、庁舎の休養室ということで質問いたします。

現在、町職員の昼休み時間の過ごし方は、事務机で食事をとり、そのままその場で休む人、食事のあと自家用車で休む人、食事のため我が家に帰る人など様々なようです。ところで、労働安全衛生法規則618号では、「常時50名以上、また女性30名以上の労働者を使用するときは、労働者が床する、横になることですね、床することができる休養室、または休養所を男女別に区別して設けなければならない」とうたっています。義務となっているわけです。また、613条では、「事業者は、労働者が有効に利用することができる休憩の設備を設けるように努めなければならない」とうたっています。

労働安全衛生法618条では、50名以上と基準をしていますが、町庁舎は100名以上が働いています。その職場に休養室も休憩室もないわけですから、職員はリフレッシュするのに苦労していると思います。この際、法も明らかに義務とうたっているわけですので、休養室を設置されたらいいかというふうに思いますが、どうでしょう。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） はい、ただいま議員おっしゃいましたとおり、労働安全衛生規則の中に、休養室、また休憩室は設けなければならない。休憩室のほうは努めなければならないと、努力義務になっております。休憩室につきましては、男女それぞれ区別して設置しなければならないということになっておりますので、町といたしましては、現在当直室がございます。こちらが一つございます。そのほかに1階に第1会議室というのがございますが、そこに簡易のベッドを以前から設置をしております。何かあった場合は、こちらで休養するというためのベッドを以前から設置をしておるわけでございますので、男女分けてそれぞれ2部屋を休養室として利用をするということで、今、設置をしておるということでございます。

また、休憩室につきましては、当直室を兼ねて休養室というふうにさせていただくというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今、説明がありましたけども、やっぱり会議室のスペースをですね、休養室として考えているということですけど、やはりそこはですね、やっぱり職員がやっぱりリフレッシュできるスペースとしてのですね、空間が、私としては必要であるのではないかというふうに考えます。

最後になりますが、給与についてです。

甲佐町はですね、県下自治体ラスパイレス指数、27年度、45自治体中の43位、下から3番目と低い水準です。ちなみに前年度は45位で県下最下位でした。27年4月1日現在の指数は92.0というふうになっています。これは熊本県総務部市町村税務局市町村課、平成27年熊本県内市町村職員のラスパイレス指数等の状況からの数値であります。

ちなみにですね、他の参考になる資料を見ますと、これは日本地域番付というのがありますが、2013年、町長給与は県下14位、同じ資料から、2013年、副町長給与、県下18位、同じ資料から、2012年、議員報酬、県下24位、2013年、これは町民所得ですが、熊本県所得割ランキングでは、1人当たりの町民所得は36位となっています。しっかりとまちづくりに汗を流してもらおう町職員ですので、財政的には大変かと考えますが、他の参考になる資料の水準も勘案して、最下位に近い水準から相当の水準まで引き上げるようにできないものでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） はい、この職員のラスパイレスが低いという部分につきましては、以前から中村議員とか本田議員のほうか御指摘をいただいております。このラスの引き上げにつきまして、これを受けまして、今回、来年の4月1日付けで、昇格基準を見直しを行うことといたしております。このことによりまして、ある程度ラスの改善が図られるのではないかとこのように思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） ただいま、町長の給与の件についても言及がありましたけど、私は1期目のときは、確か10%削減した経緯があります。それと、途中元に戻りましたけども、今年度についても引上げをせずに、現状維持ということでの予算を組ませていただいているところでありますので、その点はどうぞ御理解をよろしく申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 最後になりますけど、やっぱりこの処遇の問題につきましてはですね、やっぱりバランスというところもあるかと思えます。やっぱりそのことですね、やっぱり見える見えないのやる気もですね、出てくるところがあるかというふうに考えます。そういったところで町職員のもですね、処遇について、いろんな面からお考えいただきましてですね、町長のやっぱりあいさつ等にもありましたようにですね、甲佐町をですね、もっと良くしていくために、住みよいまちにしていくためにですね、ぜひよろしくお願いしたいということで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（緒方哲哉君） はい、これで2番、佐野議員の質問は終わりました。

しばらく休憩いたします。午後は1時から始めたいと思います。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、荒田博議員の質問を許します。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 3番、荒田博でございます。一般質問を通告書に基づきまして質

問させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

まず初めにですね、住宅開発でございますが、今後、町としての住宅開発について考えを聞いていきたいと思ひます。本町においてはですね、承認団地等の区画が、今度できます22区画と今あります6区画ですかね、ぐらひの空きしかないと思ひております。

それで、町としては、今後そういう町が開発をする予定があるのかどうか、そのあたりをまず1点目にお聞きしたいと思ひます。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） はい、町が事業主体となって住宅地開発、造成をやる考えはあるのかというやうな質問でございますけれども、現在、民間事業者が開発されました、先ほど議員の方からもありましたやうに、団地が2団地、全部で28区画あります。その他にも数カ所宅地開発の計画が情報として入っているやうでございますので、当面は、町といたしましては、宅地造成の考えはございません。今後とも甲佐町の住宅開発指導要項及び支援要項によりまして、民間事業者によります。住宅開発に対する支援を行ってまいりたいというふうにご考へております。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） それではですね、28年度の当初予算にもありますけれども、寒野の町営住宅の解体等も入っておりますけれども、そのあとの跡地利用等、そのあたりは何か考へられているのでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） はい、町営住宅の西寒野団地の跡地活用についてということでございますけれども、現在町のほうで、町有地の活用検討委員会という組織をつくっております、その中で今後の利活用について検討するというふうなところで、現在のところはまだ具体的にはその利活用策についてはございません。

○議長（緒方哲哉君） 3番。

○3番（荒田 博君） 今後検討していくということでございますけれども、そういった部分をですね、一番良い方法で利用をしていただければなど、そのあたりはですね、随時方向性が決まれば我々議員にも御説明があるかと思ひますので、またその点に関してはですね、その時に対応していきたいと思ひております。

そういうことで、今後はですね、今のところ町独自で開発する予定はないということでございますけれども、住宅開発支援ということでご支援をしていくということでございますけれども、定住促進、住まれる方の助成金ですね、こちらのほうは今後もされていくと思ひますけれども、これがなくなるというやうなことはないのでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） はい、現在のところは廃止をするというやうな考えはございません。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） そういうことで今考へはないということでご安心しましたけれども、

本町以外でもですね、同じような、郡内でも同じようなそういう定住助成金だったりですね、子ども医療費無料とか、そういうので同じような売り口をされてるようなところも増えてきておりますし、そういうことで本町がほかのところですね、負けないような努力をしていただければなと思います。この点に関しては以上になります。

続いて、特産品開発についてをお聞きしたいと思います。

本町においてはですね、「こうさんもん」の認定等の特産品の商品が様々ありますけれども、これからですね、甲佐町独自の特に農産物に関して、そういうブランド力といいますか、独自の農作物等に力を入れていただきたいなと私は思っております。

そういう思う背景にはですね、昨年からは営農組織等の法人化がなされ、今後、その設立されてからですね、3年間は経営助成金だったりとかがありますけれども、様々その営農団体のほうで営業努力、収益が見込まれるものをつくられると思います。

しかしながら、その組織の中でもですね、今特に米の転作の助成金等の部分で、大豆につくられたり、それで組織化されて助成金が多くなるということで、大豆等をされるというところもありますけれども、平成30年からはですね、米の自由化等もありまして、そういった補助金等がなくなるというようなことも考えられます。そういうことで、甲佐町独自の農作物を今後また力を入れていくということで、そういったことに関しては、まず担当課長から答弁をお伺いしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） はい、今、御質問の中で、甲佐町の特産品開発、それと農業生産法人、営農組合の法人化というような今後の方向性とかというような中身の御質問だったかと思えます。

まず、最初に1点目として、甲佐町の特産品開発について少し御説明させていただきたいと思えます。現在甲佐町では、甲佐町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、地域の産業振興の強化を目的に、6次産業化への取り組みといたしまして、「こうさんもん」認定制度の充実を図ることを目標に掲げております。この中では、認定商品の生産力と販路の拡大を図ることを目的に、甲佐ブランドとしての情報発信の推進を図っていくということで掲げたところでございます。

御存じの方もおられると思えますけれども、甲佐町の現在認定品については9品目、その中で1品目については商標でございますので、農作物とは直接は関係ないと思えますけど、直接農作物としましては、甲佐町のニラをいたしました「にらメンコ」、それと同じニラでございますけど、ニラをいたしましたスープ、それともう一つは、甲佐の梅のジャムをいたしました「ボシドラ焼き」ということで、甲佐にゆかりのある農産物を使った認定品が3品目あるということでございます。また、今回、甲佐産の米をはじめ、ニラをまた使った商品ということで、3品目が3月の認定審査会に出品される予定ということでなっております。

2点目でございますけれども、営農組合とか生産組合の法人化ということでございましたが、現在もう御存じのとおり6法人が立ち上がってきております。その中で、議員もお

っしゃったとおり、これまでの政策としましては、国の戦略的な作物ということで、大豆の生産等に力を入れられて、交付金等も国のほうから町のほうを通して地元流れていくというような形で、現在は交付金を利活用されながら経営を立てておられるというようなことでございます。

ただ、これにつきましても申されましたとおり、米の直接支払交付金、10アール当たり7,500円でございますけれども、これにつきましても2018年、30年度からは交付金も廃止になるということになっておりますので、その交付金に代わる柱となるような作物の今後の生産が、非常に必要になってくるのではないかとということで、私も思っているところであります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 3番。

○3番（荒田 博君） 今、課長からもおっしゃられましたとおり、独自の農作物であったり、そういった部分が必要ではないかなということですが、その平成30年ですかね、もうあと残り2年しかありませんので、そのあたりの今、立ち上げられたばかりでですね、軌道に乗ることがまず大事なのかなと思いますけれども、その収益を見込めるものがなくなってしまうと、その経営自体もですね、難しくなってくるのが現状ではないかと思いません。そういうことで、先手必勝ではないですけども、先に手を打つことが必要ではないのかなと。これはですね、甲佐町だけではなくて、農協さんと受益者さんでもございませうけれども、三位一体でですね、協力し合ってやっていただければなと思っております。

私がなぜこういうことを言いますかと言いますと、この先月ですね、調印されましたコーラルインターナショナルさん、こちらの肥料等を使ってですね、県内でも農作物を育てて販売されているところもございませう。そういうことで、そういった企業さんとですね、協力しながらですね、まずはモデル農業者さん等でも結構ではございませうけれども、そういう部分で甲佐町独自のブランド米だったりを考えていただければなと、そういうことですね、検討に入れながら今後やっていただければなと思いたしますが、町長、このあたりに関してはどう思いますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今、コーラルインターナショナルさん、このたび甲佐町のほうに進出をしていただいた企業さんであります。化粧品とかですね、それからサプリメントの製造部に手がけられておりますけれども、それと同時に肥料等にもおっしゃるとおりですね、そういったものにも使えるというようなことでもありますので、ぜひこのへんはですね、研究していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） まあ前向きな答弁をですね、町長からいただきましたけれども、せっかくですね、そういう企業さんが来られますので、そういったところでもですね、研

究しながらですね、甲佐町の農作物等のまたブランド力強化等も今後検討していただいでですね、せっかくなつくった営農団体がですね、国がつくれと言ったから、それに後押しされてつくりましたよと、そのあとですね、そういう補助金等がなくなってですね、また結局個人の力になってしまうもったいないものでございますから、そういうことがないようにですね、これからしっかりと考えていただければと思います。

続きまして、水害への対応についてにいきます。

午前中の西坂和洋議員の中でも、サイフォン等の話がありましたけれども、私のほうはこの内田川の氾濫等への対応はということをお尋ねしたいと思います。

昨年6月の大雨により、内田川に架けられている橋のですね、フェンスといいますか、ガードレールに水が詰まって木が溜まって、そこを氾濫していくというようなことがあり、ガードレール等が折れ曲がってですね、それを地元で直した経緯がございますけれども、この内田川の氾濫というのは、大体今までどのぐらいあっているのか、そのあたりはわかりますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、議員が言われました内田川下流のですね、農道橋の低い場所の氾濫回数ということですけども、毎年のようにですね、大雨のたびにですね、その浸水はですね、橋の際からパラペット部分が設置してありませんので、毎年のようにですね、そこからの越水はあるように覚えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 3番。

○3番（荒田 博君） そういうことで毎年起こっているということでございますけれども、これは内田川に関しては、河川管理は本町でございますので、そういった部分でですね、対応は今どのようにされてるのでしょうか。年に何回土砂等、堆積物を取っているとか、そういった今までの経緯があれば教えていただきたいと思っておりますけど。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 内田川の対応ということで、年に1回程度ですね、上流側の浚渫の除去をやったりですね、当該部分においては、橋梁のガードレールの設置を行ったりですね、そのあたりの程度しかその内田川についてはですね、現在の対応はやっていないような状況でございます。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） 年に1回程度ということでございますが、この内田川に関してはですね、緑川の合流、また竜野川の合流等で、雨が多いときはですね、逆流等もありまして、それで氾濫しているような状況でございます。先ほどの特産品開発の中でも言いましたけれども、私が言ってる部分はですね、このコーラルさんが来られる場所だったり、今、サッカー場等ができておりますけども、そういった開発されているような地域に氾濫、水がくるというような状況でございます。今まではですね、田んぼで水が来てもですね、そんな問題ではなかったんですけども、これから住宅開発等が行われて、あの辺りが開け

てくるのかなど。そういう部分で毎年水が浸かるようなところに住んではいたものの、被害ばかりでどうしようもないということでは、非常にこれは困るのではないかなと思います。そういったことで、そのあたりの抜本的な解決ではないですけども、そのあたりを今後、町としても非常に考えていく必要があるのではないかなと思っております。

そこで町長にお尋ねいたしますけれども、この内田川に対してのですね、対応について、今後どう思われてるか率直な意見ををお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 西坂議員の質問のときにもちょっとお話しさせていただきましたけれども、緑川が非常に洪水時期、大雨の際には、緑川の水位が結構が上がります。そうなったときに、そこに打ち出す竜野川、それから大井手も当然増水しますけれども、内田川ですね、非常にそういった問題をやはり解決する抜本的な手立てというのは、やっぱり強制排水しかないんだらうというふうに思っております。ただ、これがやっぱりそう簡単にできるような事業でもなくてですね、結構やっぱり国土交通省の御理解がそこにはなければ、非常に厳しいところもあります。ただ、毎年町独自に国土交通省の熊本河川国土事務所の方に、毎年要望活動には行っております。

なかなか短期では非常に難しいところがありますので、洪水時期を控えたところの暫定的な対応については、先ほど建設課長が申し上げたような手立てしか、当面はなかなか厳しいんじゃないかというような思いもあります。そういった問題がなかなか解決しないと、単に内田川だけを改修しても、流末のほうがそういう状況でありますので、そういうところとやっぱりあわせたところの考え方が必要じゃないかなというような思いを持ってるところです。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 3番。

○3番（荒田 博君） 抜本的な解決が必要ということで、総合的にしないといけないということではございますが、内田川に架かっておりますですね、橋に関しては、現状ほかの橋に比べても低く設置されている経緯がございます。そのあたりはですね、すぐあれがですね、町の持ち物であれば町独自でできるかと思っておりますけれども、あれは町の持ち物ではないものがございますから、そのあたりも解決する部分は、非常に難しいところではないのかなと思っておりますけれども、そういった部分的にはですね、対応できることもあるかと思っております。そのあたりは担当課はどう思いますか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） この道路はですね、地元の方が管理されております農道橋ということで、地元や地域の関係者の方とも十分協議を行う必要がありますけれども、梅雨時期とかですね、洪水が予測されるときなどには、その農道をですね、封鎖するなりして、大型土嚢等を置いて、何らかの対策をですね、河川管理者として何らかの対策をとっていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） 対策、何らかのその土嚢等とかですね、そういう部分もありますけれども、あれを改修するとか、そういった部分も検討をしていただければなどは思うんですよね。そのあたりは町長どうでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） だから、先ほどから申し上げておりますとおり、現在も内田川については嵩上げですね、パラペットをやって、これまで、以前に比べますとそのへんで対応はできているのかと思いますけれども、抜本的な改修になると、やっぱりそれ内田川の改修だけじゃなくて、それにかかわるところのいろんな影響等も、やっぱり考えていくべきじゃないだろうかというふうな思いを持っておりますので、やっぱり総合的な対策の中で考えていくことだろうと思います。

確かに農道橋の件についてはですね、毎年梅雨時期になりますと、そこにスラブに障害物で遮断されてですね、それが越水の原因になっていることは十分承知しておりますので、地元の耕作者の方々とも協議を重ねながら、じゃあどういった方向が一番いいのか、そのへんの検討はやっぱり必要だというふうに思います。

○議長（緒方哲哉君） 3番。

○3番（荒田 博君） この点に関してはですね、総合的に判断しないとイケないということは十分私もわかりますので、部分的ではございますけど、そのあたりの対処法等をですね、また、地元と一緒にですね、考えていただければと思います。

以上で私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） これで3番、荒田議員の質問は終わりました。

次に、4番、宮本修治議員の質問を許します。

4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） 4番、宮本です。質問事項に沿って質問いたしますので、よろしく願いいたします。

1点目はですね、太陽光設置についてということでお聞きしますが、平成27年度ですね、避難所への避難状況について、くらし安全室長にお願いしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（清水 明君） それでは、避難所の避難状況についてお答えいたします。

平成27年中は2回避難所を開設しております。1回目は6月11日、これ土砂災害の警戒情報が発表された日でございますけれども、これに伴いまして避難勧告を発令しまして、10カ所の避難所を開設しました。そのときの避難状況につきましては、総合保健福祉センター「鮎緑」ですけれども、ここに6世帯の8人、農業研修センター「ろくじ館」でございますけれども、ここに2世帯の2人、町民センターに2世帯の2人、合計の10世帯の12人ございました。

次、2回目は、8月24日から25日にかけての台風15号の接近に伴いまして、5カ所の避難所を開設いたしております。避難状況につきましては、総合保健福祉センター「鮎緑」

でございますけど、18世帯の28人、町民センターに5世帯の5人、白旗福祉ふれあいセンターに4世帯の6人、乙女福祉ふれあいセンターに1世帯1人の、合計28世帯の40人の避難状況でございました。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） それに伴いですね、太陽光パネルをですね、付けられたと思えますけども、公共施設の設置状況と今後の予定、また、平成26年、27年における公共施設ですね、太陽光パネル及び蓄電池設置実績とですね、設置費用の財源について環境衛生課長にお尋ねします。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） はい。御質問が、公共施設に太陽光の設置されてる状況と今後の予定、それと平成26年、27年度における設置状況とその財源という質問だったと思いますけれども、順を追って説明させていただきます。

公共施設への設置状況ですけれども、避難所と想定されます施設、現在のところ、甲佐小学校、龍野小学校、乙女小学校、白旗小学校、甲佐中学校、総合保健福祉センター「鮎緑」、町民センター、白旗福祉ふれあいセンター、竜野福祉ふれあいセンター、農業研修センターに太陽光パネルを設置してございます。

この施設の中で、リチウムイオン蓄電池という、充電して夜間使用できる装置を付けてるところがございまして、総合保健福祉センター、町民センター、白旗福祉ふれあいセンター、甲佐中学校、竜野福祉ふれあいセンター、農業研修センターには蓄電池も設置しております。加えまして、水道管理センターも防災支援の重要な施設ということで、災害時の重要な施設ということで、太陽光パネルと蓄電池を設置しているところです。

補助金についてです。財源についてですけれども、平成26年、27年に設置しましたのが、総合保健福祉センターほかの施設でございまして、1カ所当たりパネルと蓄電池を設置したところで、2,500万円から3,500万円費用がかかっております。甲佐中学校は建築時に太陽光パネルを備えておりましたので、蓄電池のみを設置したんですけれども、そこが約2,000万円かかっております。設置に要した費用は、ほぼ全額環境省からの全額補助で賄っているというところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 個人で付けられるよりもかなり高額な、全額補助とはなっておりますけども、高額な太陽光パネルと蓄電池と、中学校だけで約蓄電池だけで2,000万ということになっておりますけども、この補助の目的及び対象となる施設については、規定があるわけでしょう。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） はい。補助の目的と対象になる施設についてお答えさせていただきます。

今回利用しました環境省による補助事業は、地震や台風等による大規模な災害時に備えるとともに、環境負荷の小さい再生可能エネルギーの導入等を図ることを目的としております。補助の対象となるのは、防災拠点施設、避難施設、ライフライン維持施設等、災害時に機能を保持すべき公共施設に限られております。

すみません、先ほどお答えをし忘れたことがありますので、今後の予定について説明させていただきます。

白旗小学校、乙女小学校、甲佐小学校、龍野小学校の4施設については、現在のところ太陽光発電のパネルのみしか設置してございませんので、今後有利な補助制度を見つけまして、将来的には蓄電池も設置したいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 4番。

○4番（宮本修治君） なかなかですね、勉強不足で申しわけないんですけども、太陽光ですね、太陽光、それとまた対応等ですね、いろんな災害、設置したときに蓄電池も付けられておると思いますが、その蓄電池はですね、どれくらいの日数的もつものなのか、ちょっとお伺いします。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 蓄電池の使用時間についてお答えさせていただきます。

各施設に備えてる蓄電池は、約15キロワットアワーの容量の蓄電池でございまして、日が暮れる午後6時から翌朝の午前8時までの14時間、災害時に使用を想定しております機器等の電力を賄うことができるということになっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 私はですね、蓄電池とは一週間ぐらimoreもつものかと思っておりましたけども、今の答弁によると、午後6時から午後8時までの14時間と。以前に19年だったですかね、一週間ぐらimore電気が付かなかったときがあるかと思えますけども、これは太陽光パネルが晴れのときはその日で賄うけども、2日、3日と続けて雨が降った場合ですね、あとは蓄電池と非常用電気で賄うしかないわけですね。今まで付けられとったその公共施設ですね、担当の方がおられるので、今の14時間ていうのを把握されとったのかされとらんのか、ちょっとお伺いします。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） はい、今年度甲佐中学校の方に15キロの蓄電池のほうを設置しておりますけれども、まず15キロの設置をするときにですね、想定時間として、先ほど環境衛生課長のほうが申しましたように、6時から8時までというところで、その中で、今、中学校のほうでは体育館を想定してございまして、その水銀灯、現状のLEDですか、LEDのライトを4灯点灯して、夜中になれば2灯というところで計算をしながら、それとあと緊急用のコンセント、テレビとかパソコンとかそういったのがつけられるように、コンセントと、それとあとトイレ、廊下等の電気がつくというところで計算をしまし

て、15キロワットというところで今、算出をしているところです。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） 鮎緑にも平成26年度に設置をいたしております。把握しておりますことは、1日はもたないということで把握をいたしております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 町民センター所長。

○町民センター所長（吉岡英二君） 町民センターでございますけども、鮎緑の所長と同じく、長くはもたない、一週間とかじゃなくて、丸一日は多分もたないだろうというようなことで、はっきりは把握してはおりませんが、そういうような認識でございました。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 福祉課でございます。福祉課については、本年度、白旗及び竜野福祉ふれあいセンターに付けておりますけども、まだ稼働は実際しておりませんが、そのときの天候の状況及び使用で、何に、冷蔵庫に使うのかとかいうこともこれから想定してまいりますので、その使用の頻度あたりも考えながら、今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） いろいろ答弁としてまちまちですけども、自分もかなりびっくりしております。なぜかという、蓄電池は午後6時から午後8時までということで、24時間、1日ももたんということですね。その次の日も次の日も雨が降れば蓄電はでけんということですね。ですね、こういうときはどうされるわけですか。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 停電が長時間におよぶ場合の対応についてお答えさせていただきます。

先ほどおっしゃいましたように、平均的な発電量が望める天候の場合は、昼間電力を使いながら蓄電池のほうにも充電するということが可能でございます。ほぼ永続的に何日間も使うことができますが、災害時好天が続くとは限りません。日照が望めないというときですけれども、その場合も発電自体はゼロにはなりません。10%とか20%は発電が可能だと思っております。

蓄電池の容量ですけども、先ほども話がありましたが、テレビや照明器具、冷蔵庫など、使用想定している地区についてはですね、やや余裕を持った設計となっておりますので、天候が悪いことが想定される場合は、節減に努めながら長時間の利用を図るということと、長期にわたることが予想される場合は、発電機の設置を検討しなければならないと考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 4番。

○4番（宮本修治君） その節電に向けてということで、恐らくこれが賄えんときは、発

電機なんか持ってきてですね、非常の場合されると思いますけども、この申請をするときですね、非常用の場合で、病院とかなんか非常電源に発電機とかなんか付けてあると思いますけども、それは申請は一緒にはできんわけですかね。発電機のなんか大きいやつですね。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 御質問の件についてお答えさせていただきます。

今回利用しました補助制度が環境省の補助でございまして、再生可能エネルギーの導入等を図ることが趣旨といたしますか、目的でございまして、発電機の設置とか補助には該当しないということになっております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 4番。

○4番（宮本修治君） それに伴って、災害がないことに越したことはないんですけども、その都度その都度もしも大事になった場合ですね、発電機用意されると思いますけども、太陽光発電とですね、蓄電池をですね、一緒に使用した場合ですね、のその使用時間可能というか、可能な時間というか、何日ぐらい持つわけですかねあれ。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 先ほどから説明させていただいておりますが、1年間の標準的な日照時間等から計算して、1日の発電予測を割り出し、それで、昼間使用と充電を行うということで、太陽光パネルの発電容量と蓄電池の蓄電容量を計算してございまして、あくまで平均的な天候がずっと続けばずっと回転していきますが、悪天候が続けばそこで途絶えてしまうということになってしまうと思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） それは普通の場合であって、災害時が起きた場合を聞きよってであってですね、もし仮に3日間雨とか曇りになった場合、その太陽光と蓄電池ばですね、利用したらどのくらいぐらいもつかという。最初は蓄電池だけですよ、聞いたのは。今のは太陽光と、ちょっと照ったら、その1日ぐらい、3日間のうち1日照ったら蓄電池と一緒に併用して、どのくらいもつかという質問をしたわけですけども、まあよかたいもう。

なんですか、これは公共施設の災害があった場合の避難所として付けられとるわけですけども、仮に避難所あたり、公共施設の遠いところはですね、今後ですよ、集落によっては、竜野の一番上の六谷ですかね、ああいう方たちは、恐らく集会所あたりに避難されるかなんかわかりませんが、そういう施設には太陽光とかなんかの避難場所には付けられる計画等はないわけですか。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） はい。環境省の補助制度が平成27年度で一区切りつきまして、現在のところ補助制度が見つからない状況となっております、そういう小さな施設についても、新たな補助制度が出てきましたら検討していきたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） ぜひですね、補助制度ができてからじゃ間に合わんとは思いますが、極力ですね、そういう検討もしていただきたいと思います。

次に教育問題についてということに入ります。

学力向上対策として、受験生ですね、追跡調査ということで出しておりますけども、その点、課長に伺います。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） はい、甲佐中学校の今年度の進路状況ということでお答えさせていただきます。

現在3年生のほうは89名おまして、受験の状況といたしましては、今、私立の専願で合格した生徒が11名、それと国立海上技術学校というところに合格した生徒が2名、それと県立高校の前期試験におきましては、44名受験しまして、今、27名が合格しているという状況にあります。

また、県立高校の後期試験につきましては、先週の8日、9日に試験が行われておりまして、こちらにも44名が今、受験をしているところです。合格発表が明日ということですので、まだちょっと合格数のほうはわからない状況となっております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 4番。

○4番（宮本修治君） 受験した生徒は自分が追跡調査ということで、明日が発表ということで、ちょっと早めに御質問を出したようですね。申しわけないんですけども、今まで何回か教育問題に携わってきましたけども、教育長としてはですね、今後の学力向上の対策についてということで、どういうお考えを持っておられますか。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） はい、町内の小中学生の学力の向上について、私の考えということでございますけども、学力の向上というのは、究極突き詰めるところ、やはり1時間1時間の授業をどう改善していくかということが、最も重要であろうというふうに思っております。このことについては、一発逆転の秘策というようなことはない。やはり1時間1時間の授業の改善ということは、先生方の授業力をどう高めていくかということではないかなというふうに思っております。

そのために、町教育委員会といたしましては、県の教育委員会が主催して行われる研修会への参加ですとか、町の教育委員会が主催する研究会あたりも、全小・中学校の教職員一堂に会する研修会も行っております。そのような研修を通して授業力を高めていくというようなこと。

また、それぞれの学校でも必ず公開授業、または研究授業というものをしてもらいまして、そのあとには授業研究会ということで、授業を行った先生に対してみんなで意見を指導したりというようなことを行っております。また、放課後等にですね、学習の時間を設定をいたしまして、補習の授業をいたしましたり、基礎、基本的な定着をした補習授

業あたりも行っております。また、家庭での学習というのは大変重要ですので、宿題などの家庭学習の課題にも工夫を行っていただるところでございます。

このように一人一人の教職員の力をつけていくという、そのような努力を行っていただりますが、一方では、町の教育委員会として、教員の授業力向上を支援していくということも、もっと積極的な意味でのですね、支援も必要であろうと思っております。そのために教育のICT機器を導入すること、これを推進いたしまして、より学習効率の高い授業づくりをサポートしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 今の教育長の答弁にもありましたように、ICT機器ということですね、先般、子ども議会です、子どもたちが要望ということで、ICT機器のなんか黒板とかテレビとかですね、子どもたちが言っていましたけども、ICT機器の導入促進についてですね、今後どういう、ちょっとわからないのです、その機器は全般どういふのがあるかちょっと説明いただけますか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） はい、ICT機器にどういうものがあるかということで、まずICT機器につきましては、パソコン、コンピューターですね、それと今言われております電子黒板、これはテレビなどのようなものに、モニターにですね、タッチパネルを付けまして、インターネットサイト、またコンピューター上に表示できるものなどを、画面上に表示拡大できるものでございます。この電子黒板上に先生方が描かれたものなど、また生徒が記入したものを記録することもできまして、学習の理解促進や学習履歴を蓄積できるというようなものでございます。

それと、実物投影機といいまして、これは書籍や紙ベースの教材等を映し出して、スクリーン等に拡大して映し出すというような機械になります。それとあとタブレットコンピューターというようなものがございまして、そういったものを総称しましてICT機器というふうに言っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） そういふですね、ICTの機器もですね、いろいろありますけども、今後ですね、配備予定するあれはあるのかなんか、どうなのかお聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） はい、ICT機器、まずICT機器を使った、導入することによって、どのような学習、学力の向上が期待できるかということでございますけども、国の研究指定校、ICT機器教育の研究指定校の結果あたりを見ますとですね、すべての指定校で学力が上がっているという報告がっております。また、県内でも県の教育委員会の指定校あたりでも、非常にその学力向上の効果が出ているということが出ております。

このようなことから、本町におきましても、学力の向上というのを大きな目標にしているわけでございますので、ぜひ導入を進めていきたいというふうに思っておりますが、一つの課題といたしましては、機器の活用能力というものが、教職員にどれほどあるのかというところが指摘をされておりますし、心配するところでもございます。したがって、すべての教職員にICT機器を活用する能力を高める研修をですね、今年度、28年度ですね、課していきたいと、そして力をつけてもらって、導入を計画的に年次計画でですね、導入を図っていきたいというふうに思っております。

今のところ具体的には、先ほど説明をいたしましたICT機器のですね、一番中心になる機器としては、子どもたちに映し出してみせるという、大きな画面を持った電子黒板、これが中心的になりますので、これを平成31年度までに、今のところこちらの願いでございますけれども、全クラスに1台ずつは入れていきたいというふうに願っているところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 導入を目指していきたいということで、ちなみにですね、県というが上益城町村内でもかまいませんけれども、これを導入しとるところがあるのかなのか、聞きたいと思います。

ちょっと待ってください議長。その効果とまたその課題、課題的なこともお願いしたいと思えます。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） 学校へのICT機器の導入状況ということで、これにつきましては、平成27年の3月現在の、学校における教育の情報化の実態に関する調査というのがございまして、そちらのほうで、ただいま御説明しております電子黒板、こちらの導入状況の調査結果が出ております。

この調査結果によりますと、これは県内ですけれども、小学校、一つの学校当たりの電子黒板の整備台数が、多いところで13.7台、それと県平均でいくと2.7台、一つの学校を当たり2.7台というふうになっております。中学校におきましては、同じく多いところで、一つの学校を当たり19台、県平均で2.4台というふうになっております。

郡内の状況といたしましては、嘉島町のほうでは、各小・中学校に1台ずつ、御船町では、小学校に各1台と中学校に2台、益城町におきましては、小・中学校で13台ということで、1学校あたりに1から2台、それと山都町におきましては、小学校に42台、中学校に12台ということで、山都町におきましては、普通教室に1台ずつ配備をしているというような状況でございます。

それとICT機器の導入についての効果ですけれども、これにつきましては、視覚に訴えることができまして、児童・生徒の興味、関心を引くことができるということで、また、画面に直接書き込むことができ、消去も簡単にできると。書いたものをデジタルデータとして残すことができ、あとで呼び出したりして復習とか、そういった部分にも使えるというような状況になります。

課題といたしましては、先ほど教育上のほうからも言われましたけれども、指導する先生方の動作、また操作、そういったところの取り扱い上の不安があると、そういったところにまだ課題が残っているということと、あと電子黒板あたりを移動して使う場合には、移動した際に設置、設定をまたしなおす必要があるということで、そういったところにも時間がかかると。それと、あと一番にこの電子黒板、プラズマテレビ型になりますと、そのテレビの大きさが50型とか60型のタイプになりますので、そのスタンドまで入れたところで、70万から80万ぐらい、1台あたりに導入費用が高額になるというところが課題というところになっております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） すみません、補足をさせていただきます。

I C T活用の目的というのは、大きく二つに分けられると思います。一つはですね、これから先の社会は情報化社会になると言われております。そういう意味で、子どもたちがその情報処理能力を持つということが、不可欠になってくるだろうと思われまふ。したがって、子どもたちにその情報処理能力をつけるという意味と、もう一つは、学力、教科の学習を目標を達成するという、要するにその授業をわかりやすくするという、大きくこの二つの目的があります。

ここで答弁といたしましてお答えさせていただいたのは、後者の教科の学習目標を達成するためにどんな効果あるかということでありまふけども、教師が授業のねらいをしっかりと示したり、学習課題の興味、関心を高めたり、集中力がですね、非常に高まるというようなことが言われております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） そのI C T機器のですね、導入に当たってということで質問いたしましたけども、ただ入れるだけじゃなくてですね、教職員、また学校教育課、職員さんもですね、一緒になってですね、これからのその導入に当たってですね、皆さんその中身を理解して勉強をしていただいて、それから、この良いものは良いということでですね、入れていただければ、未来の子どもたちがですね、環境面でもその学力向上に対してもですね、良い機械は導入していただくというふうな方向でですね、要望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） はい、これで4番、宮本議員の質問は終わりました。

しばらく休憩いたします。2時5分から始めましょうか。2時5分から始めます。

休憩 午後1時54分

再開 午後2時05分

○議長（緒方哲哉君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

最後に、7番、宮川安明議員の質問を許します。

7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） 7番、宮川でございます。それでは、一般質問を通告書に従いまして行いたいと思います。

前のお二人が非常に早く終わられた関係でですね、私の体内時計のほうが1時間ほど早められましたもんですから、ちょっと戸惑っている感もありますけども、最後でございますので、執行部の方々もよろしくお願いを申し上げます。

それでは、まず自主防災組織についてお尋ねを申し上げます。

最初に、甲佐町の自主防災組織の設立の状況、現状はどのようになっているか、くらし安全室長をお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（清水 明君） 甲佐町の自主防の現状についてお答えいたします。

本町の本年2月末現在の組織率でございますけど、83.3%でございます。本年は8組織でつくっていただきまして、現在37組織でございます。これ全国平均でございますけども、平成26年度末の全国の組織率は、81.0%でございます。県につきましては、昨年の10月末の現状でございますけども、組織率が78.5%でございます。どうにか国と県と並べる水準の組織になったところでございまして、今後とも引き続き設立促進に努めてまいりたいとこのように思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 組織率が83.3%で、国・県と肩を並べる水準の組織率になったということで、非常に担当課としても御努力されたというふうに評価いたします。でですね、これは先日の熊日新聞にも取り上げてありましたけど、その避難行動、要支援者に対する個別計画等も、計画をしないといけないというような記事を見たわけでございますけど、そのへんのことはどうなっておりますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（清水 明君） はい、個別計画についてお答えいたします。

本町におきましては、いまだ個別計画の策定には至っておりません。議員ありましたように、先日の新聞にも掲載しておりました。この個別計画というのはですね、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者のですね、避難を手助けする人の名前や避難先を、個別に明記した計画書でございます。

本町におきましてはですね、昨年の10月に、この計画の基礎となります避難行動要支援者名簿をですね、福祉課において作成されたところでございます。今後はですね、この名簿を基本としてですね、福祉課並びに各地区の自主防と連携を図りながら、個別計画の策定に向け取り組んまいりたいというふうにも考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） わかりました。これは福祉課のほうにも関係ありますのでですね、今おっしゃったように、福祉課並びに自主防との連携をとりながらですね、しっかりとした個別計画をとっていただきたいというふうに思います。

それからですね、組織率は全国平均、県平均に届いたということですが、やはりその自主防災組織の活動の内容です、中身ですね、活性化が重要じゃないかというふうに私は今考えて、もう当然そういう活性化について、語るべき時期じゃないかというふうに考えるわけですが、そのへんについてどのようなお考えをお持ちかお聞かせください。

○議長（緒方哲哉君） ぐらし安全推進室長。

○ぐらし安全推進室長（清水 明君） はい、自主防の活性化についてお答えします。

議員ご指摘のとおりですね、自主防の活動の活性化の取り組みはですね、大変大事なことだというふうに思っております。ぐらしとしましてはですね、次年度は防災意識の啓発及び地域防災力の向上を目的としましてですね、防災意識によります防災訓練を支援する自主防災組織育成事業を実施したいと考えております。今回の予算のほうにお願いしたところでございます。

また、ですね、10月には町の総合防災訓練をですね、この自主防を中心とした活動をですね、計画しております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） はい、10月に総合防災訓練を計画してるということで、やはりですね、そういう次のステップにですね、入るべきだというふうに考えております。

もう一つそれではお聞かせ願いたいんですけども、自主防災組織のですね、防災訓練等をする場合ですよ、やはり活動に対する支援と申しますかね、そのへんどうなっているか、よければ上益城郡内の実施状況あたりをどうなっているか、それと、担当課としてその活動に対する支援には、どのような考えで取り組まれるのか、そのへんお聞かせ願えませんか。

○議長（緒方哲哉君） ぐらし安全推進室長。

○ぐらし安全推進室長（清水 明君） はい、自主防に対する活動支援の上益城郡内の状況等、担当課として支援についてどう思ってるかという御質問でございますけども、上益城郡内におきましてですね、自主防に対する活動支援の実施状況でございますけども、益城町と山都町にいてですね、訓練時の資機材購入費や、あるいは補助金の交付等の活動の支援を行っております。2町が。

次に、担当課としてですね、活動支援についてどう考えているかということですが、先ほども答弁しましたように、自主防のですね、活性化についてはですね、大変重要なことだと思っております。この活動に対する支援につきましてもですね、今後具体的にですね、検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） わかりました。自主防災組織のですね、設立の経緯については、平成7年の1月に発生しました阪神淡路大震災の被害を教訓にですね、やっぱり自分たちの地域は自分たちで守るといような視点で始まったものと私は理解しております。安心・安全なですね、我が甲佐町をつくるためにも、今申しました個別計画の策定や総合防災訓練、また最後に言いました活動に対する支援も含めてですね、今後ともしっかり担当課として頑張っていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

続きまして、小中学校での教育環境についてという点で、教育長にお尋ねをいたします。

これも新聞報道であってましたけども、小学校の部活動が社会体育へ移行することになっておりますけど、そのへんについて教育長のほうからお答えをお願いしたいと思います。どのようになっているのかということをお聞かせください。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） はい、小・中学校での教育環境、特に小学校の運動部活動が社会体育へ移行するということが報道されております。このことについて御説明申し上げます。

まず、これが、この事柄がどういうことから言われ始めたかと申しますと、近年の少子化でございまして、少子化に伴って部活動に入ってる子どもたちの数が少なくなって、チーム編成もできなくなってきたり、また、クラスが減って指導者が、専門の指導力を持った人も少なくなってきたという、いろんな課題が生じてまいりました。

そのようなことを受けまして、このことが考えられ始めたわけでございますが、一つ前提としてお知りおきいただきたいのは、小学校の運動部活動というのは、熊本県で特に盛んに行われておりますが、本県以外の都道府県においては、小学校ではあまり運動部活動という形では行われておりませんので、熊本県の特有の課題というふうな側面もあるということをお踏まえていただきたいと思います。

このようなことを踏まえまして、県の教育委員会のほうでですね、子どもたちの安定したスポーツ環境のあり方を検討するために、運動部活動及びスポーツ活動のあり方検討委員会というものを設置をされました。これは委員といたしましては、有識者として大学の先生、それからマスコミの方、PTAの代表の方、各競技団体の代表の方、また公立の小・中・高校の管理職の代表の方、小・中・高体連の理事長あたりを委員として組織されまして、平成26年にその提言がその委員会から出されました。運動部活動を及びスポーツ活動のあり方についてという提言でございます。

その提言を受けまして県の教育委員会では、平成27年、昨年度の3月、昨年3月に方針が示されました。これが児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針という形で、県教委のほうから示されまして、その中身といたしまして、児童にとって適切なスポーツ環境を確保するために、小学校の運動部活動を社会体育へ移行するということが

うたわれております。これは熊本市を除く小学校の運動部活動ということになっております。

さらに、移行期間といたしましては、平成27年度、本年度から社会体育移行に向けた検討を開始いたしまして、移行基準が整った地域、学校、種目から順次移行を進めると。また、移行期間を4年間とし、平成30年度末には、各市町村において社会体育移行が達成できるようにするというふうにされたわけでございます。

それを受けまして本町でも動きを始めておりますが、現在、本町におきましては、白旗小学校、乙女小学校で活動されている野球がですね、社会体育として活動をしております。しかし、そのほかの運動部活動は、学校体育として、学校の運動部活動として行っております。児童数が減ってまいりまして、部員数の減少とか、保護者や児童のニーズの多様化、指導力不足、指導者の指導力がなかなか確保できないというような課題等もあります。将来的には部員数の減少による休部とか廃部とか、そのようなことも危惧されているところでございます。児童がスポーツに親しむことは、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進を図るだけではなくて、学校、学年の枠を越えて、自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、仲間との密接なふれあいの場として大きな意義を有していると。そういう観点から、本町においても町の体育協会、町の総合型スポーツクラブ、アユスポでございます。そのようなところと連携をとりながら、社会体育への移行を図っていきたいというふうに思っております。

実際の動きといたしましては、昨年、2学期から各学校の運動部活動の実態の調査を始めました。その調査結果を受けて、今月の3月4日の日に、体協とスポーツ推進委員、アユスポの関係者など、それから、各学校の校長先生、PTAの方、体育主任の方あたりを構成委員といたしまして、社会体育移行協議会、本町の協議会を立ち上げて協議を始めたところでございます。

基本方針といたしましては、社会体育移行については、一斉にということではなくて、準備のできた部活、運動部から順次社会体育に移行していくと、そういうことで考えて進めているところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） はい、社会体育への移行についてお聞きしましたけども、新聞によりますとですね、やっぱり今、教育長おっしゃったように、部活動の移行は、学校での活動の過熱化や教職員の過度の負担に歯止めをかけるのがねらいで、また、少子化で学校単位のチーム編成ができなくなると、などの事情にあると報じてあります。

ただいま、教育長の答弁で、社会教育に移行する内容につきましてははっきり理解いたしました。町の総合クラブアユスポ等と連携をとりながらやっていくということで、安心をいたしました。また、3月4日には、関係者で社会体育移行協議会を立ち上げられたということなのでですね、しっかりそこで課題を協議していただきながら、スムーズな移行ができるように努力をしていただきたいというふうに思います。

では、もう一つお聞きしたいんですけども、地域未来塾についてでございます。27年度から県内の市町村でスタートしたということですが、その実情と事業の趣旨までお聞かせ願えませんか。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 地域未来塾の御質問にお答えいたします。

この地域未来塾という事業は国の事業でございまして、そのねらいといたしましては、元教員ですとか、学習塾などの民間の教育事業者、また教育力あたりを活用して、幅広い地域の協力を得ながら、経済的な理由ですとか、家庭の事情で家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分についていないというような児童・生徒につきまして、学習機会を提供するという。さらには、学習機会の提供によりまして、貧困の連鎖を断ち切るという国の大きなねらいのもとに、昨年3月にですね、この事業が立ち上げられました。

ただ本町におきましては、昨年3月時点で予算化もできておりませんでしたので、この事業を取り組んでおりませんが、28年度から取り組んでいこうと思っておりますけども、現在の時点での本事業の実施状況でございますけども、まず、上益城郡内ではですね、御船町の1町が昨年の27年度からこの事業を実施しております。その内容といたしましては、先生OBですとか塾の先生あたりをお願いいたしまして、教科の指導を行っておられるということでございます。

今年度はこの事業に取り組む市町村が、恐らく非常に多くなるだろうということが予想されております。本町におきましても実施の意向をですね、もう既に伝えておりますけども、国が3分の1、県が3分の1、市町村が3分の1の予算の負担ということになっておりますので、国・県の予算が確定しない限りは始まりません。ただ、ぜひですね、この事業を活用していきたいというふうに思っております。具体的には、甲佐中学校のほうで、教科の指導ということで取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） この地域未来塾については、今、教育長の答弁でもありましたように、新年度の新規の事業として取り組むということでございますので、その内容等については申しわけございません教育長、予算の中でまた質疑させていただきますので、今日はこれで終わらせていただきます。

続きまして、職員の資質の向上についてということでお尋ねを申し上げます。

甲佐町では、平成22年度に人材育成基本方針を定め、職員の人材育成に取り組んでこられました。また、平成27年度には職員研修計画を策定し、その計画に基づいて職員の資質向上のために研修をやっておられます。その先頭に立っておられますのが師富副町長でございますので、答弁は副町長にお願いしたいと思います。職員の資質向上についてどのようなお考え持っておられるかお聞かせ願います。

○議長（緒方哲哉君） 副町長。

○副町長（師富省三君） 職員の資質の向上につきましては、以前も宮川議員から御質問をいただいたところです。また、昨年の9月議会では、宮本議員から若手職員の育成指導

という視点からの御質問をいただきました。今、国はそれぞれの自治体に、地方創生の観点から、ほかにはない先駆的な取り組みを求めています。その国からの求めがあるなしにかかわらず、やはり、町のさらなる発展のためには、町職員として豊かな想像力を持って、また課題を発見し、戦略を立てて政策を形にしていく、そういった人材が求められているというふうに思います。それ以前に町職員としての使命感と情熱にあふれる、町民の皆さんから信頼される職員でなければならないということは言うまでもありません。

今、宮川議員からありましたように、町では平成22年に甲佐町人材育成基本方針を定めまして、今まで人材育成に取り組んできておりますし、特に平成27年度にはですね、今年度には27年度版の職員研修計画というのを策定をしまして、力を入れてきたところです。

ちょっとこの中身をですね、少しお話しいたしますと、この計画の中では二つのことをポイントにしておりまして、その一つは、人材育成を意識した職場研修の実施としまして、全職員を対象としました全体研修、そしてまた、定期的に行います各課内での研修、経験年数や役職に応じて、これは必ず受講する基本研修、またITや政策実務などの専門的な研修などを体系的にですね、組み合わせながらこの計画的に実施をしております。

それともう一つは、学習意欲を喚起する職場風土づくりということ等を掲げまして、課長等がですね、率先して研修を受講しまして、部下職員の成長意欲、学習意欲を喚起して、学習する職場風土をつくるということをねらいとして取り組んできております。

また、基本研修、また専門研修を受講する前には、事前の研修の心構え、それから研修受講後にはですね、研修で得た知識の活用などについて報告書にまとめて、それぞれの所管の課長に報告をするというようなことを義務づけまして、この研修効果が上がるように工夫もしたところです。今後もですね、研修内容を見直して、研修テーマを変えながら、職員の資質向上に努めてまいり所存でございます。

また、来年度から人事評価制度を導入いたしますけれども、この制度はいわゆる人事評価による処遇管理に重きを置くのではなくて、人材育成に重きを置いた制度として運用をしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） この件に関しましてはですね、この席から私も何度か質問をさせていただいているわけでございます。今回はですね、私が感じている現状について少しだけお話しをさせていただきたいというふうに思っております。

近年のですね、職員構成では、若い職員の方が多くなりですね、そのせいではないでしょうけれども、職務遂行能力が少し低下してるんじゃないかというふうに感じているわけでございます。以前は、今よりも職員構成では、若い職員、それから中堅の職員、それから年配の職人とうまい具合にバランスがとれてたというふうに思うんですけども、近年においてはそのバランスがとれてないと、これはもう副町長も感じておられることだと思います。

副町長はですね、23年9月の議会で私の質問に対して、職員の人員構成で、今後10年間

に全職員の36%以上の退職者が見込まれ、町政を中心として担う職員の減少が一気に進む恐れがあるというふうに答弁をされております。まさにそのとおりだと思います。また、そのときに、民間企業等の職務経験者を採用して、採用を具体化していく必要もあると思う答弁されております。

近年においてはですね、そのとき言うておられた、いわゆる社会人枠を設けられていますが、なかなかその解消までには至ってないのが現実ではないかというふうに思うわけでございます。

そこでその問題はですね、その職員が若いからいけないのではないけどですね、若いがゆえに物事の本質ですね、誰のために事業をしているのかとか、この事業をするとどうなるのかとか、また、しなかったためにどのような損失があるのかと、そういう物事の本質を見抜く能力が、不足しているのではないかというふうに私は感じてるわけです。

業務遂行していくわけですけども、業務遂行では、単に決まりごとですね、条例や規則、規定などに従うだけでですね、時代の変化に対応できてないのではないかという気持ちもします。まあ誰々職員は頭が固いとか、要望や頼みごとをしても処理してもらえない等の話を聞くこともあります。そりゃあ対応ができないということについては、行政の言い分もあるでしょう。当然それはあると思います。ただですね、私が思うには、最初からできないという気持ちで、仕事に当たっているのではないかということですね。それはできないことはできませんよ、当たり前のことです。そういうことを言うていらっしゃる方もですね、難しいときは難しいとわかっていておられると思うんですよ。もう少しそれで相手の立場に立って考えてですよ、こういう理由でできないんですよとか、できるように努力をしたができないと、できるようにこういう努力をしたんですよ、でもできないんですよと、そういう説明をすれば、必ず相手もわかってくれるんじゃないかというような思いですね。

それから、これは最近新聞でちょっと見たんですけども、ソニーですね、ソニーでは、大事なの中身として、説明会や選考会では服装は自由とされているとですね。また、香川県の三木町では、昨年の公務員の採用試験でスーツの着用を禁止されたと。ねらいは、マニュアルどおりでない人材を確保したいと。やっぱりですね、このように企業、行政にあっても、従来からのやり方をですね、変え、時代に対応できるような社員や職員の育成がなされてるというふうに聞いております。ぜひですね、副町長におかれましても、このような職員の育成をお願いしたいというふうに思います。

これも私がまた感じていることですけどね、職員の最近の職員の方はですよ、想定外とか、要項に載ってないとかいうときにですね、なんかこう過ちとかあってもなかなか気付かないふり、言い方は悪いかもしれないけど、ふりをしてるんじゃないかというようなことも感じられるときがあるんですね。そういうときにやっぱり甲佐町ではですね、様々な業務を行う中で、甲佐町の組織の規則を定めてですよ、課とか係とかを決めて、それぞれの課でですね、明確な範囲の把握事務を有し、目的を達成する手段として、係員がそれぞれ連携をとりながら、職務、業務遂行に対するリスクの把握や対応についての学習やコミ

コミュニケーション能力を身に付けるために、先ほどおっしゃってました課長の指導のもとに指導が行われてるといふふうに思います。

先ほど副町長の答弁でも、部下職員の成長意欲、学習意欲を喚起するとありました。私が言ってることはですね、確実なその業務遂行を行うために必要なことだと私は思っております。しかし、近年においては、非常に業務の多様化や職員数の減少、それに加えて先ほどから言ってますように、経験の少ない人員比率の増加によりですね、処理能力が低下してるといふふうに思います。

また、業務が複雑になるとですね、本人のチェックがおろそかになり、結局その想定する事柄も浅くなってるのではないかと思うんですね。そのために業務がうまくいってるときはいいですよ。でも本人が思ってもない出来事が出た場合、想定外とか、要綱に載ってないとかいうことになるんじゃないかというふうに感じるわけですね。そのようなときですよ、どうするかというと、甲佐町では主査と副査というようにチェック機能を設けられておりますね。そのへんが少し機能してないんじゃないかというふうな気持ちを持っております。

いろいろ職員の資質向上について私の考えが今、幾つか申し上げましたがですね、来年度からの人事評価制を導入すると副町長の答弁でした。人材育成に重きをおいた制度として運用していくということですが、やはりですね、役場職員の皆さんがそれぞれ職務を果たすために、資質の向上に研鑽されながら、やはり町民から信頼されるすばらしい職員となられることをですね、期待しましてですね、私はこの質問をこれで終わります。

次に、最後の質問でございます。総合福祉センターの活用についてということでお尋ねを申します。

午前中にですね、佐野議員のほうからいろいろ質問もあっております。重複する点もあると思いますが、私はですね、浴室を改修して、町民の健康増進につなげるといった取り組みについては、執行部の考え方を評価しております。

その前にですね、少し話させていただきたいのは、御存知のとおりですね、小泉総理の三位一体の改革時代にはですよ、地方交付税の大幅な減少等により、一時期地方の財政が逼迫した時期がありました。本町においても、将来は財政調整基金の枯渇も憂慮され、そうした厳しい中期財政計画の中で、相当厳しい予算編成を強いられたといふふうに思います。

そうした状況において、時同じくして行財政改革に取り組み、先ほど町長のほうが答弁されておりましたが、幼稚園の廃止や老人ホーム等の町有施設を民間へ移したり、あるいは、給食センターの調理業務の委託であったり、町が取り組んだ多くの改革によってですね、私が聞くところによると、平成22年度までに21億2,000万円の財政効果が生まれたといふふうに聞いております。こうした行革効果を新たな視点に立ち、時代に合った町民サービスに活用していくことは、非常に私は重要なことだと考えます。いつも言われることですが、限られた予算の中で最少にして最大の効果を生み出すと、これこそがやはり行政に課せられた使命とも言えると思います。

そういう中で行革を断行する中で、時には町民の一部の皆さんに対しては、痛みを伴ったかもしれませんが、現在、本町の子育て支援対策の大きな柱となってる義務教育期間の医療費の無料化や、それから保育園の保育料の軽減措置、そういった改革に伴う財政効果を充当した取り組みであり、これもまた他町に先駆けた取り組みですね、このようなことによって定住政策にも大きな効果をもたらしたというふうに考えております。

今回、浴室廃止についてはいろいろの考えがあるようですが、昨年開催された全員協議会でも、ほとんどの議員が理解を示したとおり、やはり行政を執行するうえではですね、財政問題抜きには議論を進めることはなかなか難しいと思います。

そこで、私からこの件について何点か今日はお尋ねしたいと思いますので、答弁のほうよろしく願いいたします。

まず1番目です、総合福祉センターを設置したその設置の目的と浴室の過去の収支状況、並びに利用者の推移から改めて尋ねます。それと、今後想定される高額の修繕費等も、何回かお聞きしますが、改めて答弁いただきたい。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） はい、お答え申し上げます。

まず、当センターの設置目的です。当センターは、平成12年度より甲佐町民の健康増進、疾病予防、保健衛生の向上及び福祉活動を推進し、並びに高齢者の安らぎの場を提供するための拠点として開設されました。設置当初より町民の健康増進、疾病予防、保健衛生の向上のための保健事業の実施や、福祉活動の推進へ向けた社会福祉協議会等の会議、自主活動、近隣行政区のボランティア活動等に利用されております。

次に、過去の収支状況ですけれども、過去3年間の職員の人件費を除いた、平成24年から26年度の平均赤字額が、年間807万3,000円程度になります。収支バランスを考える際に、現行料金の見直しを行わずに、利用者の人数増加を考えた場合は、平成26年度で町内外合わせて、1日平均58人程度利用されておりますが、赤字補填額を町内の大人の利用者で補填した場合は、1日当たり146人の方が追加で利用していただく必要があります。

また、料金を見直しを検討した場合は、平成26年度の利用者数で試算した場合は、すべての料金でプラス550円ずつ料金を上げる必要があります。

続きまして、利用者ですけれども、利用者については、過去3年間ですが、週1回の休館日の延べ人数の利用者で、平成24年度は1万7,190人、1日あたり55人、平成25年度は1万7,202人、1日あたり57人と推移をしております。26年度は週2回の休館日になり、延べ人数の利用者は、1万4,973人、1日あたり58人と推移をしております。

最後に、今後想定される高額の修繕費についてですけれども、平成12年度より営業開始している関係で、その際設置したボイラー機械等が更新時期にきておまして、更新費用として1,000万円程度の設備が必要となります。修繕費については、シャワーの故障や照明器具等の修繕で、直近の過去3年間の平均44万6,506円になり、毎年平均の修繕費程度は必要になると思われまます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） ただいまの答弁からするとですよ、浴室の運営自体、慢性的な赤字体質を背負っているということがわかるわけですが、また累積の欠損額は相当の額にのぼっております。これではですね、利用数と経費との数字を見たときに、費用対効果においても、やはり問題があるのではないかと考えるわけでございます。

そのほかにもですね、利用者以外の町民の方からすると、これも先ほどの町長の答弁にあってましたけども、赤字の部分の一般財源を、なぜもっとほかの政策に使わないのかという、声も出てきて当然じゃないかというふうに考えるわけでございます。

仮に今の説明で、利用者だけで収支の均衡を図るとなると、現在の利用者の約4倍程度の数が求められ、また、今後高額な修繕費も発生するという中において、温泉というその付加価値があるわけでもなく、期待度は今度も私は低いと思われまます。それじゃあ現実には値上げができるのかと云ったら、それもこれは不可能に近いというふうに思われまます。施設の設置目的からしてもですね、半身浴で歩行運動とか、そういったリハビリ機能もなく、ある意味銭湯がわりに利用したと、してるという意味合いが強いのではないかと云うことを思うわけでございます。

そこでですね、こういう同様の施設が廃止されたというようなことが、他町においてもあるのかどうか、どのようにそのへんは承知しておられますか。ありますかどこか。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） はい、お答えいたします。

近隣町では、山都町が公衆浴場を廃止されておりますが、近くに通潤山荘があるため、代替及び入浴支援対策は実施はされておられません。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 今、課長の説明であったようにですね、他町においても廃止に至った事例があるということがわかりました。廃止に当たってはですね、これまで利用者に対する緩和措置というものが考えられなくはないが、これまでの説明では、シャワー室を別途設置するという話は理解しているものでありますが、改めてその内容を尋ねたい。

また、浴室廃止に伴う代替案ですかね、代替案などは検討したのか。また、検討したのであれば問題点があったのではないかと云うので、そのへんもあわせてお尋ねしたい。

それと、公衆衛生上の浴室設置義務が法的にですよ、これ自治体に課せられているものかどうかという点について、これは町長のほうにお尋ねをいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） 大体4点ほど今、御質問をいただきました。順次お答え申し上げたいと思います。

まず、利用者に対する緩和措置ということでありますけれども、これまでの考え方といたしましては、現在のボイラー室の中にシャワー室を男女2基ずつ設置をして、これを今

の鮎緑の湯の利用者の方にも御利用いただけるならばということで考えておったわけなんですけれども、ただいろいろ問題点もあるということで、再検討いたしまして、ボイラー室のシャワー室については、トレーニング室及び各運動教室等の参加者のためのシャワー室ということで位置づけたいというふうに思います。

それで、これまで鮎緑の湯の利用者への支援といたしましては、これまでもお話しておりますとおり、自宅に入浴施設、例えばお風呂であったりシャワー室であったり、そういう施設を有しておられない町民の方々を対象にして、専用といいますか、登録制になるかどうかと思いますけれども、シャワー室を2基、休憩室の隣にこれは別途設置をしたいと考えているところであります。

それと、佐野議員の質問のときもお答えしましたけれども、そのシャワー室については、運動後に使われるシャワー室よりも、もっと広いスペースの、体を洗えるようなスペースのシャワーユニットを設置をいたしまして、あわせてヒートショック等にも対応するような設備を設置したいというような考えを持っているところであります。

それから、代替案ですね、についても、執行部の中でいろいろ検討させていただきました。3点ほどありますけれども、まず、じゃあお風呂、浴室を廃止することによって、その代わりとして個室の浴室といいますか、家庭用のお風呂といいますか、そういうことは考えられないだろうかということの検討もやってみました。この件については、公衆浴場法においては、温湯、それから潮湯、あるいは温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設が対象となるために、例え1人用の浴槽でも不特定多数の方が利用される場合は、公衆浴場法のこれは適用を受けます。

それと、熊本県の入浴施設における、レジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の適用も受けることとなります。となりますと利用者ごとに水を入れ替える、お湯を入れ替える作業が発生しますし、それと洗浄洗剤を用いてのブラシ等で、これは洗浄しなくちゃならないということになります。そのため広範囲にわたる衛生管理作業がこれは想定されるところであります。となりますとですね、これは当然1人分の人件費は発生するということが考えられるということでもあります。

それと、今度は二つ目に、他町のそういった浴場を利用するということの考えも考えてみたんですけれども、最初はですね、当初は鮎緑の湯の廃止に伴う代替措置として、今言ったようにことも考えましたけれども、それには浴場利用の際の送迎を少し考えてみたところであります。ただ鮎緑の浴室改修が完了する29年の3月31日までの期間限定ということで考えてみましたが、これによりますと、その以降ですね、29年の4月からは、現在のボイラー室に設置予定のシャワー室を利用することとなりますので、先ほど申し上げたように、シャワー室自体も非常に狭い部屋の中ということになります。それとトレーニング室や各運動教室参加者も当然利用されますので、そうなった場合に非常に利用者の混雑が予想されるということでもあります。そのへんの懸念が生じます。それと、送迎をされる場合に、これは運転手さんが必要でありますので、非常勤職員を雇用したとしましても、庁用車を利用してもですね、経費として129万円ぐらいは、新たにそういった経費が

発生するということがあります。

それともう一つ、じゃあ浴場を設置される方の支援をしたらどうかというようなことも考えてみました。この浴室設置費の補助になりますと、対象者として、自宅に入浴施設がない方が対象になるというふうに考えられますけれども、28年の1月8日から15日までアンケート調査を行っております。それによりますと、自宅にお風呂がない方が12名というような調査結果が出ておりますけれども、浴室設置となりますと、自宅をやっぱり改築しなくちゃなりませんし、間取りの問題、あるいは自己負担の問題が当然これは懸念をされるところです。それとお風呂がない方の年代層ですよね、80歳後半の高齢者の方もその中には含まれておりますし、そういう補助制度を活用されるのかといった懸念も生じますので、今言ったその代替案等もいろいろ検討はしてみましたけれども、最終的には総合的に判断をいたしまして、シャワー付きユニットの設置を今回考えたところでありまして、

それと、最後に、公衆衛生場の浴室の設置義務はないのかというお尋ねがありました。結論から申し上げますと、町が公衆衛生場浴室の設置義務については、法的にはないということでありまして。ただですね、今回、鮎緑の湯を廃止するとなりますと、事実上、清潔を保持できない方が、少数ではありますけれども出てまいります。そこで、町が代案的にそういった代替施設を設置することについては、望ましいというような弁護士さんの見解もいただいているところでもあります。

それとですね、鮎緑の改修については、まずはシャワー室、今申し上げましたその専用のシャワー室ですね、運動器具を使われる方じゃなくって、お風呂が自宅にいない方の分の工事から先にやりたいと思っております。それが終了した段階で浴室の改修に着工するという行程を考えております。その期間じゃあどうするのかということになりますので、シャワーユニットの設置する間の期間、1カ月ないし2カ月については、鮎緑の湯を営業を延長したいという考えであります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） はい、ただいままで町長に答弁をしてもらいましたが、やっぱり執行部としてもいろいろと試行錯誤を重ねられですね、浴室改修に至った経緯について、十分理解をしたわけでございます。そこで重要なことはですね、浴室を廃止したあと、どう鮎緑の施設を有効活用し、町民の健康保持、増進につなげ、そういった予防医療的活動によってですよ、医療費を削減し、保険税を極力抑える形の中で、国民健康保険運営にどう生かしていくかということじゃないかと思うわけですね。

私が聞くところによりますと、国民健康保険の調整交付金の算定において、先進的な取り組みが評価指数に反映されるというような話をお聞きしました。その点はどのようなのかということと、またマイレージ機能など商工会とのタイアップによって、少しでもですね、地元購買率の向上につながるよう、さらなる研究も必要じゃないかと思えますし、地方創生の先駆的事例として、今回の活性化交付金には間に合わずともですね、新年度の地方創生型交付金へのですね、頭出しも検討してみる必要があると思えます。こういったことで

ですよ、これまでの具体的取り組みと今後のそのへんの方針について、町長にお答えをお願いしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 3点ほど御質問をいただいたところであります。

まず、新型交付金の件でお話がありました。実は、加速化交付金にこれが、この事業が乗せられないかというようなことで、ずいぶん部署内でも研究したところでもありますけれども、一事業に絞ったほうが、採用、採択が受け入れやすいというような情報も入ってまいりますので、今回の加速化交付金については、頭出しはしておりません。ただ、おっしゃるとおり新型交付金も50%、国の50%の補助ということになりますけれども、そのへんはちょっと研究したいなと思っているところでもあります。

それから、国民健康保険の調整交付金の算定についてのお尋ねがありました。この特別調整交付金につきましては、町で不足する保険給付費に対しまして、国が補填していただく交付金であります。現在は災害等による保険料の減免、それから、原爆とか結核等地域的な特殊事情によっているところでもありますけれども、今後その交付金に対する評価の指標が設定をされまして、その保険者の達成度に応じて特別調整交付金に上乘せされるという制度であります。実際ですね、国民健康保険、それから後期高齢者医療につきましては、平成28年度と平成29年度に実施をされることになっております。さらには、平成30年度からでありますけれども、保険者努力支援制度として本格稼動するような国の方針も打ち出されているところであります。

この交付金に影響を与える評価の指標といたしましては、特定健診、特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少率、それと糖尿病等の重症化予防の取り組みの実施状況、それから、後発医薬品、ジェネリックですね、これの使用促進に関する取り組みの実施状況、そういったことなど全6項目あるわけでもありますけれども、メタボリックシンドロームとそれからメタボリック予備軍の解消には、この食事指導と運動の実施は、これは欠かすことができない項目だというふうにも考えているところであります。特に運動は継続することが大事となりますので、今後トレーニングルームを設置して利用していただくことで、これが必ずや評価指標の達成につながるというふうにも考えているところであります。

それと、これまでのモデル事業としての取り組みということもありましたので、この件については担当課長のほうから説明いたさせます。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） はい、お答えいたします。

これまでのモデル事業としての取り組みを改めて御紹介いたしますと、平成27年12月15日から本年2月28日まで、当センターの機能強化を図り、予防医療を推進し、医療費削減に向けた取り組みを行っていくため、健康増進機能、健康マイレージ機能、高齢者健康づくり、介護予防機能、子育て支援機能及び多世代交流機能の五つの機能強化を図るための、多世代多機能型健康増進事業を実施いたしました。

具体的には、健康増進機能として、総合保健福祉センターに筋力量や内臓脂肪量がわかる体組成計を設置し、トレーニング機器利用や運動教室に参加することで、トレーニング効果の見える化を図り、健康づくりや生活習慣病を予防につなげてもらう取り組みを実施しております。

また、健康マイレージ機能として、甲佐町商工会と連携した健康マイレージシステムを構築し、本事業を利用することで健康ポイントが貯まり、事業協力店で使えるお買い物券として利用ができるシステムを実施しております。非常に反響もあって、新年度においても多世代多機能型健康増進事業として、引き続き事業を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） 答弁ありがとうございました。

この鮎緑の湯のですね、浴室改修については、いろいろと異論もあるようでございますが、私としましては、本日の質問を通じて、この改修によってですね、これまで以上の施設の利用者が増え、そして町民の健康増進が図られ、やはりやってよかったというように、町民の皆さんからそう言っていただけるような、積極的な取り組みをですね、ぜひとも期待をいたしましてこの質問を終わりたいと思います。

御清聴ありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） はい、これで7番、宮川議員の質問は終わりました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

明日15日は、午前9時から本議場において全員協議会を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

散会 午後3時05分

3月16日（水曜日）

平成28年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第3号)

- 1. 招集年月日 平成28年3月11日
- 1. 招集の場所 甲佐町議会議場
- 1. 開議 3月16日 午前10時00分 議長宣告
- 1. 延会 3月16日 午後4時32分 議長宣告

1. 応招議員

1番 山内亮一	2番 佐野安春	3番 荒田博
4番 宮本修治	5番 福田謙二	6番 西坂和洋
7番 宮川安明	8番 緒方哲哉	9番 本郷昭宣
10番 渡邊俊一	11番 本田新	12番 中村幸男

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 山内亮一	2番 佐野安春	3番 荒田博
4番 宮本修治	5番 福田謙二	6番 西坂和洋
7番 宮川安明	8番 緒方哲哉	9番 本郷昭宣
10番 渡邊俊一	11番 本田新	12番 中村幸男

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岡本幹春 議会事務局事務長 山本洋子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 田上洋子	総務課長 内山洋
企画課長 西坂直	くらし安全推進室長 清水明
税務課長 北畑公孝	住民生活課長 福島明広
総合保健福祉センター所長 井上美穂	福祉課長 北野太
産業振興課長 鳴瀬美善	建設課長 志戸岡弘
環境衛生課長 橋本良一	会計課長 田上洋子

町民センター所長	吉岡英二	教 育 長	蔵田勇治
学校教育課長	古閑 敦	社会教育課長	上田 悟
農業委員会事務局長	鳴瀬美善	選挙管理委員会書記長	内山 洋
代表監査委員	本田 進		

1. 開議 3月16日 午前10時00分

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- 日程第1 議案第16号 平成27年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第2 議案第17号 平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第3 議案第18号 平成27年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第19号 平成27年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第20号 平成27年度甲佐町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第21号 平成28年度甲佐町一般会計予算

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（緒方哲哉君） ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。本日の議事日程は議席に配付のとおりです。朗読を省略いたします。

日程第1 議案第16号 平成27年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、議案第16号「平成27年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） それでは、議案第16号について御説明申し上げます。

議案第16号「平成27年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）」について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

平成27年度甲佐町の一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億3,123万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ59億4,802万9,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度へ繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費によります。

債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の追加及び変更は、第3表、債務負担行為補正によります。

地方債の補正。第4条、地方債の変更は、第4表、地方債補正によります。

平成28年3月11日提出。町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款10地方交付税に351万6,000円を追加し、21億9,142万8,000円としております。1の地方交付税です。

款12分担金及び負担金から1,447万9,000円を減額し、9,733万2,000円としております。1の負担金です。

款13使用料及び手数料から27万1,000円を減額し、3,728万9,000円としております。1の使用料、2の手数料です。

款14国庫支出金に8,016万7,000円を追加し、10億1,308万8,000円としております。1の国庫負担金から3の委託金までです。

款15県支出金から1億3,751万円を減額し、6億6,038万2,000円としております。1の県負担金から3の委託金までです。

款16財産収入に3万6,000円を追加し、1,593万9,000円としております。1の財産運用収入、2の財産売払収入です。

款17寄附金に99万円を追加し、99万2,000円としております。1の寄附金です。

款18繰入金から1億5,594万6,000円を減額し、1億4,140万1,000円としております。1の基金繰入金です。

款20諸収入から1,583万4,000円を減額し、1億2,929万7,000円としております。4の受託事業収入、5の雑入です。

次のページをお願いいたします。

款21町債に810万円を追加し、4億7,314万1,000円としております。1の町債です。

歳入合計、補正前の額61億7,926万円から2億3,123万1,000円を減額し、59億4,802万9,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1議会費から128万1,000円を減額し、8,771万1,000円としております。1の議会費です。

款2総務費から1,453万7,000円を減額し、8億4,995万1,000円としております。1の総務管理費から5の統計調査費までです。

款3民生費に119万円を追加し、19億2,725万1,000円としております。1の社会福祉費、2の児童福祉費です。

款4衛生費に3,743万6,000円を追加し、6億7,995万6,000円としております。1の保健衛生費、2の清掃費です。

款5農林水産業費から1億3,227万5,000円を減額し、3億2,332万8,000円としております。1の農業費、2の林業費です。

款6商工費に1,300万1,000円を追加し、4,832万6,000円としております。1の商工費です。

款7土木費から8,601万5,000円を減額し、5億6,251万円としております。1の土木管理費から4の住宅費までです。

款8消防費から179万3,000円を減額し、2億4,141万2,000円としております。1の消防費です。

次のページをお願いいたします。

款9教育費から2,659万円を減額し、4億2,183万9,000円としております。1の教育総務費から5の保健体育費までです。

款10災害復旧費から1,444万3,000円を減額し、3,391万1,000円としております。1の農

林水産施設災害復旧費、2の公共土木施設災害復旧費です。

款11公債費から592万4,000円を減額し、7億5,183万3,000円としております。1の公債費です。

歳出合計。補正前の額61億7,926万円から2億3,123万1,000円を減額し、59億4,802万9,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費です。款、項、事業名、金額の順に読み上げます。

款2総務費、項1総務管理費、事業名が統合型地図システム構築事業、金額が1,600万円です。同じく情報セキュリティ強化対策事業1,350万1,000円です。同じく地方創生加速化交付金事業3,097万円です。同じく項3戸籍住民登録費、地方公共団体情報システム機構交付金事業325万4,000円です。

款3民生費、項1社会福祉費、年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業6,356万2,000円です。同じく項2児童福祉費、放課後児童クラブ勤務環境改善事業50万円です。同じく多子世帯ひとり親等保育料軽減事業81万円です。

款4衛生費、項1保健衛生費、浄化槽設置整備事業460万円です。同じく総合保健福祉センター改修事業5,854万3,000円です。

款5農林水産業費、項1農業費、地方創生加速化交付金事業892万円です。同じく担い手確保経営強化支援事業1,307万2,000円です。

款6商工費、項1商工費、地方創生加速化交付金事業1,450万円です。

款7土木費、項2道路橋梁費・道路新設改良事業2億3,568万7,000円です。

款9教育費、項3中学校費、中学校修繕事業70万円です。

次のページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正、1、追加です。事項が多世代機能型健康増進事業委託料、期間が28年度、限度額が1,453万6,000円です。

次に、避難行動要支援者システム賃借料。平成28年度から平成32年度までです。240万円です。

次に、避難行動要支援者システム保守料。平成28年度から平成32年度までです。81万円です。

次のページをお願いいたします。

2、変更です。事項が町営バス運行委託料。期間が平成28年度から平成30年度までです。変更前限度額が2,665万8,000円、変更後限度額が2,262万6,000円です。

次に、農業制度資金利子補給金。平成28年度から平成36年度までです。変更前限度額が9万円、変更後限度額が0円です。

次に、熊本県信用保証協会に対する損失補償。契約締結の日から解除の日まで。変更前限度額が、代位弁済元金額の2割相当額の半額、変更後限度額が0円です。

次のページをお願いいたします。

第4表、地方債補正です。1、変更です。起債の目的が過疎対策事業、限度額が2億

6,350万円に1,370万円を追加いたしまして、補正後の限度額が2億7,720万円としております。

次に、起債の目的が災害復旧事業、限度額が1,390万円から560万円を減額して、限度額が830万円としております。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（緒方哲哉君） 説明が終わりました。

これより質疑を行いたいと思います。

最初に、歳出についての質疑をお願いいたします。

まず22ページ、款1の議会費から、29ページ、款2の総務費までといたします。22ページから29ページ、款2の総務費までといたします。

何かありませんか。22ページの款1の議会費から、29ページ、款2の総務費までです。何か質問、質疑ありませんか。

○議長（緒方哲哉君） 9番、本郷議員。

○9番（本郷昭宣君） 24ページです。上段の3の企画費の中で、地域おこし隊の関係が増額補正されていますが、3月の補正ということ、増額補正というが、どういう意味か説明していただきたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 今回の補正をお願いしております地域おこし協力隊事業についてでございますが、これにつきましては、今回、国のほうで補正予算で計上されております、地方創生加速化交付金事業というものがございまして、これに計上いたしまして事業を実施するということで、今回の補正でお願いしたところでございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 企画費の中の地域おこし協力隊報償費並びに地域おこし協力隊の活動助成、これは大体27年度当初から予算は組んであったと思うんですね。この数字はどのような意味かなというようなことでお尋ねいたします。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 地域おこし協力隊事業につきましては、28年度におきましても、昨年の26年度の3月議会におきまして、26年度の補正予算として計上させていただきました。その際も地方創生の先行型事業ということで、計上をさせていただいております。本来でありましたら、当初予算のほうで計上すべきところでございますが、国のほうの地方創生関連の交付金事業がございましたので、そちらのほうで手当てをするということで、補正予算でお願いしたところでございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、29ページ、款3の民生費から、38ページの款5、農林水産業費まで、何かありませんでしょうか。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） はい、2番、佐野です。

34ページですね、総合福祉センター費の中で、工事を行われるということで、工事請負費が5,189万ほど計上されておりますが、一般質問の中でもありましたように、シャワー室の設置ということで、そのシャワー室の工事予定はいつごろまでなのかということでお尋ねしたいんですけど。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） はい、お答えいたします。

こちらは補助金が絡みますので、まだその補助金の決定によりまして決定をいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） この備品購入費の中にトレーニング機器が計上されておりますけど、これはもうトレーニング機器としてはもう揃ったということでよろしいのでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） はい、お答えいたします。

モデル事業を行っておりますが、その中で、一応足りない筋トレ機器が3種類ほどあがってきております。こちら腹筋を鍛えるもの、それから背筋ですかね、それと足腰を鍛えるレッグプレスというものがありますけれども、こちらが揃えれば大体おおかた揃ったものと思っております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） はい3番、32ページの民生費の保育の実施のところで、関連でお尋ねいたしますけれども、本年度と来年度の保育所の入所ですね、正式な通達とかで終わってると思うので、大体の、本年度は待機児童が発生したのか、来年度の待機児童の発生の見込み等、そのあたりをお尋ねいたしますとともに、また、保育の保育士等の処遇改善臨時特例事業補助金かな、こちらのほうも来年のほうではなくなるような話も聞いてますものですから、そういったことも今後のことを考えてですね、保育士さんになられる方がまた減ってくるのではないのか。

それと家庭で預かるようなことにも補助金を使うということでありましたけれども、そういう申し込みがあってるのか。

以上、3点ほどお聞きいたします。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それではお答え申し上げます。

まず、本年度の保育所の入所者数ということでお尋ねですけども、本年度が今、2月1日現在の数値でございまして、町内の保育所がですね、五つの保育園で全部で443名です。そこにはほかの市町村から受け入れられてる児童もございまして、それが13名で、町内の

保育園では、町民ほかの町外の方の児童も合わせまして456名でございます。

また町外のですね、保育園とか認定こども園あたりに預けている児童が33名おります。町のほうで措置しております児童数は、総計で476名ということでございます。待機児童につきましては、今のところございませんけども、一つの保育園を希望して待機されている0歳児の子どもを一応申し込みはされておりますけども、その子どもについては、まだ親御さんがですね、まだ勤める予定ということでですね、待機されるという状況でございます、一応来年度は入所されるということで、解決するとだろうということで考えております。

それと、来年度の保育園の一応入所の今の状況ということですけども、一応申請がですね、全部で465名分あります。そのうち取り下げられているのが5名で、今のところ460名ですね、入所を希望されているというところで、内定通知をですね、先々週ぐらいですね、に送っておりますけども、内定したのが455名、5人の方は今ちょっとまだ調整中ということでですね、保育園のほうと交渉を行っております。来年度は一応460名で調整終了しまして、スタートしたいということで考えております。今のところ待機児童が発生するというような予定は、来年度もないというようなことでございます。

それと処遇特別加算の件でお尋ねなんですけども、保育士等の処遇改善臨時特例事業というのがですね、平成25年度から26年度までにおいて、保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育所へ資金の交付を行うことにより、保育士の確保を進めるということを目的に、国が臨時的に行っております。一応町内の5保育園に対しまして、平成25年度は1,153万5,000円、平成26年度は1,234万3,000円を交付しております。補助率につきましては、国が4分の3、県が8分の1、町の持ち出しが8分の1ということでございます。

一応25年度から26年度までは、こういう形で実施をしております、その賃金の改善に係ることにつきましては、一応その中で基本給、手当、一時金、その他と、支給の方法は国のほうでは限定されておりません、また、あくまでも臨時的な、臨時特例的なその事業ということでありまして、すべての保育園がですね、一応これが一時金として、ボーナスとして支給されているというような状況でございます。したがって、基本給の部分のベースアップにはつながっておりませんが、一時的な賃金改善が図られたというような状況でございます。

御質問の今年度ですね、27年度からは、保育の実施費の、実際保育園に交付している保育費の中に、処遇特別加算分が算入されるということになっておりまして、保育士等のキャリアに応じて、県の認定を受けたうえで加算が行われるようになっております。保育士等の処遇改善臨時特例事業は、26年度で、2年間で終了しとるということで、今年度からは保育士、保育の実施費の中に含まれて、県の認定を受けて、3%から4%の加算ということでされております。

以上でございます。

もう一つですね、失礼しました。家庭的保育事業のその参加の申し込みはあったかということでございますけども、今のところあってないというようなところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） すみません、ちょっと先ほどの34ページの総合保健福祉センターの改修工事の関連で質問をいたします。

こちら一般質問のなかでもですね、センター所長のほうから、9月議会で示された収支決算の変化の修正ということで、電気料の修正と自動電気保安の修正ということで説明がございましたが、そのほかに修正とかいうことはなかったですかね。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） はい、そのほかにはございませんでした。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） はい、佐野議員。

○2番（佐野安春君） じゃあここに示される、収支決算の変化の示される決算額からの換算率というのは、これは鮎緑の湯で使ったということになりますが、その対されるものは、健康福祉センターと老人憩の家、社会福祉協議会も含めてでしょうか、どうでしょうか。一つは、その社会福祉協議会では、こういった支出があつてるのかどうかです。電気料とか水道代とか。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） お答えいたします。

当センターの電気料の中には、社会福祉協議会で使っておられる電気料が含まれております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） すみません、電気料は社会福祉協議会で支払っていらっしゃるんですか。電気料、水道料とか支払ってますか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時30分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） お答え申し上げます。

電気料はメーターが一つで、うちの当センターのほうにありますので、社会福祉協議会の電気料を含めてうちのほうで支払をしております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、老人憩の家とですね、保健福祉センターの電気代
のですね、支払についてという御質問でございますけども、総合保健福祉センターと老人
憩の家はですね、今、廊下のような形ですね、つながっております、電気の配線上は
1棟としてされております。その関係で、九州電力のほうがですね、メーター器を総合保
健福祉センター側に一つ付けて、それで憩の家に配線をして、一体としてメーター器が付
いております関係上、会計処理としましては、総合保健福祉センターのほうの会計で電気
代を払っております。老人憩の家のほうにはですね、現在、社会福祉協議会及びシルバー
人材センターなどが事務所が入って、そこで事務をされておりますけども、そこについ
ての電気代も実際は町のほうといいますか、総合保健福祉センターの会計のほうで払って
おります。ほかに水道代とかですね、そういった水道光熱費ほかにもございますけども、
そういったものにつきましては、老人憩の家の分は、福祉課のほうの予算でお支払いして
おります。

老人憩の家というのはですね、町が設置した町の施設でございます、同じく総合保健
福祉センターも町の施設ということで、両方水道代も電気代も一般会計のほうから支出し
ております。その関係で電気代につきましてはですね、二つに分けられないということも
ございますので、鮎緑のほうですね、お支払いをしてるといような状況でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 最後に一つだけ、だから、さっきお話もしたんですけど、社会福
祉協議会ですね、そういう光熱費をですね、支払わなくていいということで、その根拠を
ちょっと。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 社会福祉協議会のほうにはですね、一応そこで入居されて事
務をされておりますけども、そこには大体老人憩の家ですね、管理者ということで所長
を置くようになっております。社会福祉協議会のほうにはですね、逆に町のほうから管理
をですね、お願いしてるといようなことで、一応管理委託契約として年間24万をお支払
いして、そこでいろいろ老人の方がですね、利用されたり、ほかの方、カラオケとかそう
いった形で利用された場合は、利用料をですね、いただいたりされている、そういった管
理をですね、社会福祉協議会の事務局長を、老人憩の家の所長という立場でですね、お願
いしますということでしております。

したがいまして、社会福祉協議会からは、そういった水道光熱費とかですね、いうお支

払いも入居費と使用料というのもいただいております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

6番、西坂議員。

○6番（西坂和洋君） はい、6番。同じページでですね、中段の保健事業費の中で、がん検診委託料、減額されておりますが、これは受診者が去年よりか少なかったということですか。大体何名ということはわかりますか。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） はい、お答えいたします。

節目健診受診者数を当初100名として見込んでおりました。それが実際は55名ということで減額をいたしております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 36ページの中段の農業振興費の中に、適地適作の調査が500万計上されております。これは町長のマニフェストにもありましており、どこに何をつくるかというのはこれは非常に、その方針を立てるといえるのは、非常に農業の振興のためには大変重要なことだと思います。この500万の予算、どのように使われるのか。特にこの委託先は誰にお願いされるのかを含めて、説明をお願いしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 御説明申し上げます。

御質問のとおりですね、この事業につきましては、適地適作につきましては、今回の地方創生の加速化交付金の事業を利用して、補助金を利用して実施するものでございますけれども、中身につきましてはでございますが、これまでも御質問があったと思っておりますけれども、農作物の甲佐ブランド化ということで、ブランドを図るためにまずはそのモデル、甲佐地内においてモデル地区を選定してですね、そこにおける土壌の調査だったり、その土壌改良剤だったり、そういったところをですね、JAさんとか、それと県の普及振興課のほうといろいろな協議をですね、話し合いをしながら、そして専門家への意見をですね、取り入れて、今後調査をしていくということでございますので、まだ詳しい中身についてはですね、これから、今からちょっと詰めていきたいということで思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 県の普及センターか普及所か、とJAあたり、そこは執行部がそう考えられるならそうなのかという思いがあるけれど、例えば、市場関係だとかですよ、なんかそういったいわゆる買い手というかな、買い手が求めているものの方向で、例えば、地域、環境から何をつくったらよいかいけるとかいうのと、また、逆に今度は買い手、市場とか、そういった買うのが何を求めているかという方向からこの調査する。私はその二つが

相まってですね、やっぱりこの適地適作というのがあるというふうに思ってるんですよ。一つその点はこれからということですので、大いに検討してください。お願いしときます。

○議長（緒方哲哉君） はい、ほかには質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないようでございます。次に、38ページ、款6の商工費から46ページ、款11の公債費までです。38ページから46ページ、款11の公債費まで、何か質疑ありませんか。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） 2番です。38ページにですね、蚤の市補助金があげられておりますが、この蚤の市ですね、実施によって、地元甲佐町の商店、商店街がですね、どのような経済的な効果を生み出しているのかというようなことをちょっと考えるものですから、具体的に何かそういった効果があったということがあればですね、お話をいただきたいというふうに思います。

それと、空き店舗改修補助金ということで150万あげられてますが、これは何件とかどことかいうのはわかりますでしょうか。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） まず最初の蚤の市の補助金でございますけれども、事業でございますけど、これにつきましても地方創生の加速化交付金を利用して実施するものでございます。昨年度、27年度におきましては、3回目ということで、前回にも申しておりますが、入り込み客数も7,800人、実際に聞いたところによりますと、それ以上の入り込み客数があったのではないかとというようなことで、お話を聞いてるところもあります。この事業につきましても、商工会の特に商工青年部のほうが、力を入れられて実施をされてきた事業でございます。

経済効果としましては、そのような対外からのですね、やっぱり入り込み客によって、甲佐町のPRはもとよりですけれども、2問目で質問されました空き店舗、この件についてもですね、甲佐町における空き店舗について、そういった新しい方たちの入り込みで、店舗運営ができないかというような目標がございますので、現在までに空き店舗を利用して、新しく甲佐町で企業を興された方が、3店舗ほどございます。飲食店が2店舗と小間物屋さん1店舗でございますが、その後また飲食店の方が、仁田子地内のほうに1件来られるというような状況でもございますので、空き店舗とこの蚤の市の開催、これについては関連性がございますので、やっぱり絡めたところで考えていきたいということも思っております。

以上です。

それと、すみません、2点目のですね、空き店舗改修についての事業でございますけど、これについてもやっぱり地方創生の加速化交付金のほうで行う事業でございますので、一応事業としましては、店舗の空き店舗を改修する場合に、1店舗当たり30万ということで、

上限で一応5店舗の改修を見込んでおります。その中で、町としてはその半分の2分の1についての、15万を支援するというような形をとっていきたいということで、5店舗をまずは予算として補正であげさせていただいたところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、歳入のほうは全部で質疑をお願いいたします。

歳入については全部について質疑をお願いいたします。

12ページから21ページです。12ページから21ページまで、歳入について何か質疑ございませんか。歳入につきましては全部を、12ページから21ページまでです。

歳入についての質疑はございませんか。

ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） はい、ないようでございますので、次に、2ページの第1表から、9ページ、第4表までです。次に、2ページ第1表から、9ページの第4表までの質疑をお願いいたします。2ページの1表から9ページの4表までです。

ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） はい、ないようでございます。

最後に、本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部についての質疑をお願いいたします。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 8ページに町営バスのですね、運行委託料というのが載せられておりますが、昨日説明がありました後期基本計画の中で、町営バスについてはですね、交通弱者対策が急務であり、運行形態も含め抜本的見直しが必要というふうにうたわれておりますが、当面は今のままでいくということで、変更はないということによろしいんですか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） この第3表の債務負担行為補正で、計上しておりますのは、当初に町営バス運行委託料として、3年間分、28年度から30年度までの債務負担ということで計上しておりました。これを入札に付しまして、金額が固まったということで、今回変更をお願いしているところでございます。現在のところこの3年間については、この現在の運行形態で行うということで考えております。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。本予算全部についての質疑をお願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） はい、ないということでございます。

質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 一つだけですね、私も一般質問で、12月、また今回の議会のなかでも申し上げましたが、鮎緑の湯の廃止という関連で予算が出ておりますので、その点についてはちょっと反対ということで発言をさせていただきます。

○議長（緒方哲哉君） 次に、賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第16号、平成27年度甲佐町一般会計補正予算でございますが、これが多分最後の補正に、平成27年度の最後の補正だろうということで、59億、このお金は、我が町のしっかりとした安心・安全を守られて、またいろんな活性化へといろいろされてきて、またこれからまた繰越がっておりますので、これからもされるものと思います。議会の中でもですね、いろんな意見がございますけれども、しっかりと補正予算が組まれたものと思い、本予算に賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第16号「平成27年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）」を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方哲哉君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第17号 平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（緒方哲哉君） 次に、日程第2、議案第17号「平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（福島明広君） それでは、議案第17号について御説明申し上げます。

議案第17号、平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成27年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,424万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,773万1,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によります。

平成28年3月11日提出。町長名でございます。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款1国民健康保険税から3,212万1,000円を減額し、3億2,933万4,000円としております。

1の国民健康保険税です。

款2使用料及び手数料に7万4,000円を追加し、13万4,000円としております。1の手数料です。

款3国庫支出金に1,470万6,000円を追加し、4億7,183万3,000円としております。1の国庫負担金、2の国庫補助金です。

款4県支出金に1,104万7,000円を追加し、9,845万7,000円としております。1の県負担金、2の県補助金です。

款5療養給付費等交付金から3,778万円を減額し、5,583万6,000円としております。1の療養給付費等交付金です。

款6共同事業交付金に5,012万8,000円を追加し、4億7,812万8,000円としております。

1の共同事業交付金です。

款8財産収入に1万6,000円を追加し、4万2,000円としております。1の財産運用収入です。

款10繰入金に729万6,000円を追加し、2億3,953万5,000円としております。1の一般会計繰入金です。

款12諸収入に87万9,000円を追加し、1,227万4,000円としております。1の延滞金及び過料から3の雑入までです。

歳入合計。補正前の額20億8,348万6,000円に1,424万5,000円を追加し、20億9,773万1,000円としております。

次のページをお願いします。歳出です。

款1総務費から322万8,000円を減額し、3,347万5,000円としております。1の総務管理費から5の医療費適正化対策事業費までです。

款2保険給付費に1,072万6,000円を追加し、11億5,634万3,000円としております。1の療養諸費から4の出産育児諸費までです。

款3後期高齢者支援費等と次の款6の介護納付金につきましては、財源内訳の変更によるもので、補正額は0円になっております。

款7共同事業拠出金に2,604万5,000円を追加し、4億5,852万1,000円としております。1の共同事業拠出金です。

款8保健事業費から440万1,000円を減額し、1,221万9,000円としております。1の保健事業費、2の特定健康診査等事業費です。

款9基金積立金も財源内訳の変更によるもので、補正額は0円です。

款12予備費から1,489万7,000円を減額し、1億4,300万8,000円としております。1の予

備費です。

歳出合計。補正前の額20億8,348万6,000円に1,424万5,000円を追加し、20億9,773万1,000円としております。

今回の主な補正といたしまして、国保税の減額補正がっておりますが、これも以前お話ししておりました軽減分の試算誤りによるものと、加入者数及び所得の減少がありまして、それによるものと考えられます。

また、歳入の療養給付費等交付金の減額が大きいところでございますが、これは退職者医療制度の新規適用が昨年度、26年度で終了したことに伴うもので、歳出の退職被保険者の医療給付費等も関連して減少しているところでございます。

また、歳出の共同事業拠出金が増額となっておりますが、これに対しまして、歳入の共同事業交付金も拠出金額以上の増額となっております。この共同事業につきましては、国保の財政安定化を図るため、県内市町村が拠出することにより、負担を共有する事業となっております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（緒方哲哉君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

この質疑につきましては、本予算全部についてをお願いいたします。質疑につきましては、本予算全部についての質疑をお願いいたします。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 12ページが一番下のところに、ジェネリックの差額のこれがあるんですが、成人式のとときに成人者に、年金とジェネリックは大事というて訴えておりましたけども、このジェネリックのですね、どれくらいの効果が上がってくるのか。どれくらい差額があるのか、甲佐町全体で。それ何か26年度でもかまいませんし、25年度でもいいし、そこらへんの参考になる数字をちょっと出してもらえないでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（福島明広君） すみません、ジェネリックの効果額ということでございますけれども、26年度におきまして、先発品から後発品、ジェネリックに替えた場合、今、替えておられるとに、その金額を先発品に戻した場合の差額ということにはなりますけれども、それが26年度におきまして、10割分の金額ですけれども、2,470万円ほどの効果があったということです。ちなみに、27年度の見込額としては、2,690万円ぐらいを見込んでおるところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） それは先発してるのからジェネリックに替えた。じゃあその前からジェネリックでずっときてたというのは、その数字の中には入ってらんわけですか。そこまではわからんのかな、わかるならちょっと、大体本当にどれくらいあってるのか。どのくらい使われているのかというのでもかまいません。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（福島明広君） 今現在で、その年度ごとに使われている後発品を元に戻した場合という金額になりますので、もともとがどれくらいあったかというのが把握はできておりません。

○11番（本田 新君） わかりました。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。本予算全部について質疑を伺っております。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから、これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 議案第17号、平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましてはですね、先日の全員協議会、財政健全化アクションプランかな、そういうこともできておりますし、28年、29年、健全な運営ができることをですね、願って賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第17号「平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第18号 平成27年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（緒方哲哉君） 日程第3、議案第18号「平成27年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 議案第18号、平成27年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成27年度甲佐町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,551万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,353万5,000円とするものでござ

ございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正により御説明申し上げます。

平成28年3月11日提出、町長名でございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款2分担金及び負担金から108万3,000円を減額して、156万3,000円としております。1の負担金です。

款4支払基金交付金に15万6,000円を追加して、3億7,169万8,000円としております。1の支払基金交付金です。

款5国庫支出金から848万9,000円を減額して、3億5,765万9,000円としております。1の国庫負担金、2の国庫補助金です。

款6県支出金から518万9,000円を減額して、1億9,065万9,000円としております。1の県負担金、3の県補助金です。

款7財産収入から1万8,000円を減額して、5万9,000円としております。1の財産運用収入です。

款8繰入金から126万円を減額して、2億2,743万9,000円としております。1の一般会計繰入金です。

款10諸収入に36万7,000円追加して、706万円としております。1の予防給付費収入です。

歳入合計。補正前の額14億5,905万1,000円から1,551万6,000円を減額して、14億4,353万5,000円としております。

次の3ページをお願いいたします。歳出です。

款1総務費から258万2,000円を減額して、4,054万4,000円としております。1の総務管理費、3の運営協議会費です。

款2保険給付費に1,227万4,000円を追加して、13億2,192万5,000円としております。1の介護サービス等諸費です。

款4地域支援事業費から144万1,000円を減額して、3,444万円としております。1の介護予防事業費、2の包括的支援事業・任意事業費です。

款8予備費から2,376万7,000円を減額して、558万9,000円としております。1の予備費です。

歳出合計。補正前の額14億5,905万1,000円から1,551万6,000円を減額して、14億4,353万5,000円としております。

今回の補正の主なものは、法改正に伴う介護保険システム改修委託料及び平成27年度保険給付費等の、最終見込みなどによるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

質疑につきましては、本予算全部についてをお願いいたします。質疑につきましては、

本予算全部についてお願いいたします。

何か質疑ありませんか。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 本年のですね、地域支援事業ということで、介護予防教室を創設されるとともにですね、サポーターの養成講座というのをされたということで、サポーターの養成講座はですね、就労されたのはどれくらいかということと、サポーターが全然いらっしやらなかったところもありますよね、そういったところ、それとまた、町としてこの介護予防教室をですね、推進するに当たり、どれくらいのサポーターが必要なのかというようなところもですね、お話しいただきたいと思いますが、何人ぐらいを考えていらっしやるのか。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） はい、お答えいたします。

介護予防サポーター養成講座につきましては、全部で86名のサポーターさんになっていただいております。行政区につきましては、30行政区で受けていただいております。残りの20行政区につきましては、まだ28年度継続で予算計上をお願いしておりますので、そちらのほうで対応してもらいたいと思います。各行政区、そうですね、3人いらっしやれば大丈夫かなと思ってるところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

6番、西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 6番。この資料ではわかりませんが、今、通所とか特老とかありますが、1人にかかる月額の治療費といいますか、経費は、大体10万とか12万ぐらいはみとかにゃんよという、よく聞きますが、大体1人が入所したならば、金額は幾らぐらいかかるかわかりますか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時21分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、介護保険サービスの施設介護サービスに係る1人当たり幾らぐらい大体かかっているかということでございますけども、一番直近のですね、2月末現在のその2月1月分の一応請求データが出ておりますので、それをもとに御説明申し上げます。

介護保険の施設介護サービスにつきましては、特別養護老人ホーム、老人保健施設、それと療養型の医療病棟ということでございますけども、一応2月現在でですね、件数とし

ましては144件で、金額としましては3,904万4,936円ということでございます。この総額を件数で、144件です、割りました数値につきましては、27万1,145円ということになります。1人当たりじゃなくて1件当たりという数値になりますけども、27万1,145円ということでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） はい、質疑なしということでございます。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 本案に対する賛成者の発言を許します。

12番。

○12番（中村幸男君） 議案第18号、平成27年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第18号「平成27年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第19号 平成27年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（緒方哲哉君） 日程第4、議案第19号「平成27年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（福島明広君） それでは、議案第19号、平成27年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成27年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,819万7,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

平成28年3月11日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款1 後期高齢者医療保険料に37万9,000円を追加し、7,819万9,000円としております。

1の後期高齢者医療保険料です。

款4 繰入金から126万4,000円を減額し、5,472万5,000円としております。1の一般会計繰入金です。

款5 繰越金に210万円を追加し、210万1,000円としております。1の繰越金です。

款6 諸収入から33万1,000円を減額し、317万円としております。4の受託事業収入です。

歳入合計。補正前の額1億3,731万3,000円に88万4,000円を追加し、1億3,819万7,000円としております。

次のページをお願いします。歳出です。

款1 総務費から30万円を減額し、85万円としております。1の総務管理費です。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金に21万7,000円を追加し、1億3,287万6,000円としております。1の後期高齢者医療広域連合納付金です。

款3 保健事業費から33万円を減額し、306万4,000円としております。1の健康保持増進事業費です。

款5 予備費に129万7,000円を追加し、130万6,000円としております。1の予備費です。

歳出合計。補正前の額1億3,731万3,000円に88万4,000円を追加し、1億3,819万7,000円としております。

今回の補正の主なものにつきましては、歳入において、県からの保険基盤安定負担金が減額の見込みとなっております。また、保険料の調定見込額の増によりまして、歳出の広域連合納付金が増額となる見込みです。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

この議案につきましても、本予算全部について質疑をお願いいたします。本予算全部についての質疑をお願いいたします。

何か質疑ございませんか。本予算全部についての御質問でございます。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんということで、質疑なしというふうに認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 議案第19号、平成27年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算でございますけれども、年度末の保険給付費等の見込額の決定等により増額という部分でございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第19号「平成27年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第20号 平成27年度甲佐町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（緒方哲哉君） 日程第5、議案第20号「平成27年度甲佐町水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 議案第20号、平成27年度甲佐町水道事業会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

1ページをお願いします。

平成27年度甲佐町水道事業会計補正予算（第2号）。

総則。第1条、平成27年度甲佐町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

資本的収入及び支出。第2条、平成27年度甲佐町水道事業会計予算第4条本文括弧書き中、「当年度分消費税資本的収支調整額1,948万円」を「当年度分消費税資本的収支調整額1,874万3,000円」に、「過年度分損益勘定留保資金4,456万4,000円」を「過年度分損益勘定留保資金4,530万1,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

科目、既決予定額、補正予定額の順で説明させていただきます。

収入。第1款、第1項企業債、既決予定額2億4,000万円から730万円を減額し、2億3,270万円としております。第3項繰入金、既決予定額4,045万円から484万2,000円を減額し、3,560万8,000円としております。

支出。第1款、第1項建設改良費、既決予定額3億343万4,000円から1,214万2,000円を減額し、2億9,129万2,000円としております。

企業債、第3条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正いたします。

起債の目的が、施設整備事業及び施設更新事業費で、限度額2億4,000万円から730万円を減額し、2億3,270万円としております。

平成28年3月11日提出、町長名でございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

質疑につきましては、本予算全部についてをお願いいたします。何か質疑ございませんか。本予算全部についての質疑を伺っております。ございませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） この本予算を読んで、水道会計がどのように推移してるのかというのは、議員そう理解はできてない点があると思うんですよ。甲佐町の水道会計は、総括的に見て、総括として答弁していただきたいと思いますが、総括としてうまくいってるのかうまくいってないのか。あとどれくらいどうなるのか、そこら付近をですね、ひとつ議員さん、これくらいは知っててくださいよというレベルでかまいませんので、どうぞ担当課のほうとしての所感をお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） はい、御質問にお答えさせていただきます。

甲佐町水道事業の経営状況につきましては、毎年度決算後に財政収支予測のシミュレーションを行いまして、水道事業運営委員会に報告させていただいてるところでございます。平成26年決算後に作成しました見通しでは、平成29年度までは収支は黒字を保てる見通しですが、平成30年度から100万程度の赤字が出だしまして、その後300万、500万と徐々に単年度の赤字が出てくるものと予想しております。

理由としましては、現在行っている基本計画に基づく大規模改修によって資産を取得しますので、減価償却費が増えていくということと、企業債を財源としておりますので、その利息の支払が嵩んでくるということが原因となっておりますが、幸いなことに現在金利が非常に低くなっておりまして、このシミュレーションをしたときは、金利は1.5%で計算しておりましたんですが、先日、財務省に申し込みました企業債の金利が、0.5%という非常に低い金利となっておりますので、見通しのほうは、やや良い方向に修正してもよろしいのではないかと考えているところです。

それと、赤字につきましては、経営努力、支出を抑えるというようなことで、できるだけ赤字にならないように努力していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） それとですね、私がちょっと思ったのは、大体平成何年ごろ水道料金の値上げと、そこまで言及されるのかなという思いがあって、ちょっとそういう兼ねてちょっと質問したんですけども、少しずつ赤字が増えてくるというなら、そのように平成30年かな、ぐらいから皮切りに、黒字から赤字に少しずつなっていくだろうという今のはあれだったけど、じゃあいつごろ水道料金の値上げとか、そういったのはまだまだ考えておられないんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 水道料金の設定についてでございますが、水道料金の設

定は、3年から5年間の財政収支見通しにより決定するというのが一般的となっております。赤字が出てない現状では、もちろん見直す予定はございませんが、大きな赤字が続き始めると予測されるときには、運営委員会に諮って値上げのことを検討しなければならないと思っております。金額的には、500万円以上の赤字が続いていくという状況になりましたらば、お諮りさせていただきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないようでございます。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

7番。

○7番（宮川安明君） 議案第20号、平成27年度甲佐町水道事業会計補正予算（第2号）でございますけど、適切な補正と認め、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第20号「平成27年度甲佐町水道事業会計補正予算（第2号）」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時50分

○議長（緒方哲哉君） では、休憩前に引き続き、会議を開きます。

本題に入ります前に、平成27年度の一般会計補正の中で、佐野議員から産業振興課のほうに、空き家店舗の改修補助金の件について、ちょっと説明が間違っと思ったろうということで、担当課のほうから再度説明をしたいという申し出が出ております。これを許します。産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 先ほど佐野議員から質問を受けました、甲佐町の空き店舗改修の補助金でございますけども、訂正させてちょっと説明させていただきます。

先ほど私、30万で15万の補助というようなことで答弁させていただきましたけれども、実際は、事業費に対して、補助対象額の上限は、交付限度額を30万ということで設定をし

ております。対象になりますのは、対象経費の2分の1を上限として、交付限度額は上限30万ですよということになりますので、60万以上の改修等をされましても、上限は補助の対象は2分の1以内の30万ということで、件数的には5件ということで設定いたしますので、30万の5件ということで、150万計上させていただいたということでございます。

すみません、申し訳ありませんでした。

日程第6 議案第21号 平成28年度甲佐町一般会計予算

○議長（緒方哲哉君） 続きまして、日程第6、議案第21号「平成28年度甲佐町一般会計予算」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） それでは、議案第21号について御説明申し上げます

平成28年度甲佐町一般会計予算について御説明を申し上げます。

次のページをお願いいたします。

平成28年度甲佐町の一般会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63億6,446万1,000円と定めております。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によります。

債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によります。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債によります。

一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定めております。

歳出予算の流用。第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めております。第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月11日提出。町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算。歳入です。

款1 町税を8億5,076万9,000円としております。1の町民税から4の市町村たばこ税までです。

款2 地方譲与税を5,500万1,000円としております。1の地方揮発油譲与税から3の地方道路譲与税までです。

款3 利子割交付金を80万円としております。1の利子割交付金です。

款4 配当割交付金を150万円としております。1の配当割交付金です。

款5 株式等譲渡所得割交付金を150万円としております。1の株式等譲渡所得割交付金です。

款6 ゴルフ場利用税交付金を1,000万円としております。1のゴルフ場利用税交付金です。

款7 地方消費税交付金を1億9,000万円としております。1の地方消費税交付金です。

款8 自動車取得税交付金を400万円としております。1の自動車取得税交付金です。

款9 地方特例交付金を500万円としております。1の地方特例交付金です。

款10 地方交付税を21億円としております。1の地方交付税です。

次のページをお願いいたします。

款11 交通安全対策特別交付金を80万円としております。1の交通安全対策特別交付金です。

款12 分担金及び負担金を1億461万9,000円としております。1の負担金です。

款13 使用料及び手数料を3,760万円としております。1の使用料、2の手数料です。

款14 国庫支出金を11億5,536万4,000円としております。1の国庫負担金から3の委託金までです。

款15 県支出金を5億4,935万7,000円としております。1の県負担金から3の委託金までです。

款16 財産収入を1,027万1,000円としております。1の財産運用収入、2の財産売払収入です。

款17 寄附金を2,000円としております。1の寄附金です。

款18 繰入金金を4億2,642万7,000円としております。1の基金繰入金、2の特別会計繰入金です。

款19 繰越金を5,000万円としております。1の繰越金です。

次のページをお願いいたします。

款20 諸収入を4,315万1,000円としております。1の延滞金加算金及び過料から5の雑入までです。

款21 町債を7億6,830万円としております。1の町債です。

歳入合計。63億6,446万1,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1 議会費を8,045万3,000円としております。1の議会費です。

款2 総務費を8億2,396万6,000円としております。1の総務管理費から6の監査委員費までです。

款3 民生費を17億9,832万4,000円としております。1の社会福祉費から3の災害救助費までです。

款4 衛生費を6億2,134万5,000円としております。1の保健衛生費、2の清掃費です。

款5農林水産業費を3億23万2,000円としております。1の農業費、2の林業費です。

款6商工費を4,021万4,000円としております。1の商工費です。

款7土木費を9億3,793万3,000円としております。1の土木管理費から4の住宅費までです。

次のページをお願いいたします。

款8消防費を2億4,153万5,000円としております。1の消防費です。

款9教育費を6億6,364万5,000円としております。1の教育総務費から5の保健体育費までです。

款10災害復旧費を4,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費、2の公共土木施設災害復旧費です。

款11公債費を8億4,680万9,000円としております。1の公債費です。

款12諸支出金を1,000円としております。1の普通財産取得費です。

款13予備費を1,000万円としております。1の予備費です。

歳出合計。63億6,446万1,000円としております。前年度と比較いたしまして、3億4,390万3,000円、5.7%の増となっております。

次のページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為です。事項、期間、限度額の順に御説明申し上げます。

事項が定住促進助成金。期間が平成29年度から平成33年度まで。限度額が2,730万円です。

次に、農業制度資金等利子補給費。平成29年度から平成37年度まで。限度額は34万2,000円です。

次に、やな場駐車場土地借上料。平成29年度から平成32年度までです。限度額は162万4,000円です。

次に、熊本県信用保証協会に対する損失補償。契約締結の日から解除の日まで。限度額が代位弁済元金額の2割相当額の半額です。

次のページをお願いいたします。

第3表、地方債です。起債の目的が過疎対策事業です。限度額を6億830万円としております。起債の方法が証書借入れ、または証券発行。利率が年5.0%以内。ただし、利率見直し方式で、借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法です。政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により、据え置き期間及び償還期間を短縮し、または、繰上償還もしくは低利債に借り替えることができる。

以下、起債の方法、利率、償還の方法については、朗読を省略させていただきます。

次に、起債の目的が臨時財政対策債です。限度額を1億6,000万円としております。合計で、限度額が7億6,830万円です。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 説明が終わりました。

しばらく休憩します。午後は1時から再開したいと思います。

休憩 午前00時03分

再開 午後1時00分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、議案第21号「平成28年度甲佐町一般会計予算」につきましては、説明がございましたので、これより質疑を行いたいと思います。

まず最初に、歳出について質疑を行います。この質疑は、おおむね款ごとに行いたいと思います。

なお、本年も執行部から別冊のとおり、平成28年度当初予算（案）説明資料及び平成28年度から平成30年度の甲佐町実施計画書が配付されています。この資料からでも質疑はできます。

最初に、歳出について質疑を行います。

まず、款1の議会費および款2の総務費について質疑を行います。

29ページ、款1議会費から44ページ、目1監査費までの質疑をお願いします。29ページの款1議会費から、44ページ目1監査費までについてを質疑をお願いいたします。何か質疑ございませんか。29ページから、44ページです。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 37ページはよろしいでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） はい、44ページまでです。

○11番（本田 新君） 交通安全の関係のが予算がっておりますが、その関連で質問をさせていただきたいと思います。

信号機のこと、最近、どういうわけか。芝原とか吉田の方からよく声をかけられるようになりましたけども、信号機があそこの芝原のほうになんか要望されておるということで、中には本年度でつくるとか、つくってもらえるとかいう方もおられるし、なんかそういう話はどうなのかなと思っておりますので、その確認の意味を含めて、信号機について担当課の方に質問させてください。

○議長（緒方哲哉君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（清水 明君） はい、それでは、御質問の場所は、芝原バス停の信号機の設置の件かと思えます。この場所につきましては、平成24年の3月にですね、この辺の方が横断中に死亡されたという現場でございますけども、これまで継続してですね、設置要望を行っております。昨年12月にもですね、地元の方からの要望もございまして、御船警察署のほうに再要望書を提出したところでございます。

警察にですね、確認しましたところですね、もちろんその芝原バス停についての設置についてはですね、十分その必要性があるというふうに判断して、毎年本部の交通規制課の

ほうにはですね、設置の上申をしているということでございます。ただですね、警察の話によりますと、これも皆さんも御存知と申しますけども、交通施設整備のですね、予算がかなり減少してるということで、以前にもお話したと申しますけども、新設道路へのですね、新設道路へのそういう信号機の設置がですね、どうしても優先するということですね、既設道路にはですね、どうも後回しになってしまうということですね、県下全体でも非常にその設置数が少なくなっているということでございます。

警察からもりましたちょっと資料をちょっと御披露しますけどですね、これは25年の10月のですね、新聞の記事でございますけども、ちょっと2年ほど前でございますけどですね、この県議会の中でですね、御存知かと思いたすけども、信号機の新設に係るですね、質疑が行われております。その中でですね、県警はですね、その25年度でございますけども、信号機の設置要望がですね、110カ所上がってきたと。しかしですね、先ほど言いましたように予算減少等ですね、既存施設の更新などで、維持管理に多大な費用がかかっておるということですね、その25年度にですね、新設したのは13カ所だけと、非常に少ない設置なんですね、数字が。

こういう現状でございますけども、地元の方のですね、議員おっしゃいますように、たびたび付けてくれということでですね、私のほうにもお聞きしております。そういう状況でございますけども、継続的にですね、粘り強くですね、なるべく早く設置していただくようにですね、町からもしっかり要望していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 37ページの防犯灯設置工事ということの関連で質問いたします。

防犯灯の設置につきましては、町長のマニフェストの中にもですね、計画的な整備というようなことをうたわれ、また、本年度からですね、前年度よりも、防犯灯設置についてはですね、数を増やしていくというような話がありましたが、どのような計画をされてるのかというのが、よくまだ議会のほうにもですね、お知らせがないような気がいたしますので、その点どうかということでお尋ねいたします。

○議長（緒方哲哉君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（清水 明君） はい、それでは防犯灯設置について御説明いたします。

平成28年度ですね、防犯灯の設置計画についてでございますけども、現在設置中のですね、白旗地区、県道嘉島甲佐線でございますけども、この路線につきましてはですね、さらに延長する予定でございます。その他の設置箇所につきましてはですね、18日に、今月の18日に開催しますけども、4回目になりますけどですね、町の防犯灯整備5カ年計画のですね、策定委員会ですね、その他の場所については、最終的に決定することになっております。

設置場所の選考につきましてはですね、現在14路線ほどですね、あげておまして、この中でですね、この道路につきましてはですね、各小学校、四つの小学校と中学校、それ

と高校をですね、起点としまして、主要な通学路に設置するという方向で検討しております。この14路線につきましてもですね、全部この主要な通学路ということになっております。18日の策定委員会でですね、最終的な決定をする予定でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） その18日の策定委員会で決められ、その周知についてはどういふふうにされますか。ホームページで明らかにするとか。

○議長（緒方哲哉君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（清水 明君） はい、18日の策定委員会で決定しました事項についてはですね、ホームページ等で明らかにしたいと思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 32ページのふるさと甲佐応援寄附金パンフレット作成委託料、作成委託料、これについてはありませんけど、委託をされる以上はですよ、いろいろどういふお礼を返すとか、そういう案はもうでき上がってるわけですかね、その点を。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） このふるさと応援寄附金につきましては、プロジェクトチームをつくりまして計画を策定いたしまして、来年度以降につきましてですね、返礼品の見直しとか、そしてまた返礼品の数を増やすといったところ、またホームページ等でも広報をするということで、それに付け加えましてこの今回当初予算であげさせていただいております、新たな返礼品のパンフレット、商品を写真で写したところの、各ほかの自治体はきれいなパンフレットをつくっておられますので、そういったパンフレットをですね、今後つくって、またその内容についても、ホームページ等で見られるようなシステムをつくっていききたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 12番。

○12番（中村幸男君） そういうことですよ、農産品、いろいろ加工品とかいろいろあるかと思えますけど、その点もいろいろ案は出てきとるわけですね。今からですか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 対象となります返礼品につきましては、今、各農協とか生産者の皆さん方、また、ろくじ館の部分もあるかと思えますが、そんな生産者に対してですね、それぞれお願いを今しておる途中でございまして、どのくらいその数が揃うかは、ちょっと今のところはわかりませんが、できるだけ多くの返礼品が揃うようにですね、お願いをしまいたいというふうに考えております。

○議長（緒方哲哉君） 12番。

○12番（中村幸男君） そういうことですね、この30万というやつは、あくまで町がい

ろいろ考えたやつを、パンフレットを作成するための予算ということで捉えていいですね。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） はい。返礼品として対応をしていただけるという商品が決まりましたら、この商品についてきれいな写真を撮りましてですね、パンフレットに載せるということで、この印刷製本費という形で計上させていただいております。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 3番。34ページの空き家再生改修事業補助金と、400万ですかね、説明資料には40万の10戸ということで書いてありますけれども、先ほどの27年度の補正予算では、地方創生加速化交付金ということで、空き店舗の改修補助金がありましたけれども、これを合わせてもし申し込みがあった場合は利用できますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 今回当初予算で計上しております空き家再生改修事業補助金、これにつきましては、住まいに係る空き家の改修ということで対象にしております。店舗と住まいが兼用といいますか、併用である場合につきましては、その棲み分けを十分みたところで、それは可能になるかというふうには考えます。

○議長（緒方哲哉君） 6番、西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 6番。今の関連質問になりますが、空き家バンクということが説明資料にありますか、これはバンクは立ち上げておられるのですか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） はい、空き家バンクにつきましては、同じ34ページの企画費13委託料の中に、空き家等調査業務委託料というのを220万お願いしておりますが、こちらのほうでまず空き家についての調査を再度行いたいと思います。昨年度、昨年度といいますが、昨年7月ぐらいに、区長さんを通じた調査を行っておりますが、これにつきましては、区長さんの主観による判断というようなことで、空き家の定義自体もまちまちであったのかなというふうに思いますので、それを一応業者のほうに委託をいたしまして、町内全域を調査したところで、空き家を特定をしたいということで考えております。

その空き家として認定をしたときに、今度は空き家バンクに登録をするわけですが、それにつきましては、所有者の方の了解も必要になりますので、その了解も取りまして、空き家バンクに登録をして、貸し出しができる、売り渡しができるということで了解をされた部分について、空き家バンクを立ち上げたいというふうに考えております。これにつきましては、一応10月、下半期からになるかというふうに考えております。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 説明資料の中にあります町営バスの運行についてでありますか、町営バスについてはですね、私も最近知ったことなんですけど、ある一定期間を除けばですね、どこからでも乗れると、乗車できると。そのことがですね、町民の中にはしっかり浸透してるのかなという思いがあります。やはり広報を通じてですね、そういったPRは

ですね、必要かというふうに思います。それが1点ですね。

午前中もこの件について質問しましたが、やはり、こちらですね、関連で、基本計画の中にはですね、朝から言いましたが、交通弱者対策で、運行形態も含め抜本の見直しも必要というような記載がされております。そういった意味では、やはり町営バスも含めてですね、その交通弱者対策については、どのようにお考えをいただいているのかということで質問いたします。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 2点の質問だったかと思います。まず、フリー乗降制につきましては、区間を説明申し上げますと、宮内方面への区間については、役場から下豊内バス停までは、バス停でのみ乗降というふうにしております。それ以降につきましては、乗車をされる方が手を上げられれば、乗りたいというふうな意思表示をされれば、どこからでも乗ってもいいと。ただ、反対車線からの乗降になりますと危険でございますので、それはやめていただきたいというふうに思います。

それと、竜野方面への乗降につきましては、同じく役場から横田の、甲佐高校裏のバス停が横田のバス停になりますが、そこまでは各バス停での乗降というふうになりますが、それ以降につきましてはフリー乗降ということで、実際行ってるところでございます。

町民の方への周知が浸透していないということでありましたら、何かのPRあたりもするように考えたいというふうに思います。

それと、交通弱者に対する交通手段の確保というようなことでございますが、これにつきましても、町営バスが今現在運行している場所につきまして、宮内地区、それと竜野地区につきましては、現在の町営バスの運行を行いたいというふうに考えております。

それと、そのほかの地区、甲佐、乙女、白旗地区については、現在民間バスの熊本バスが運行をしておりますので、そこに新たな交通手段を設定をするというふうになりますと、民間事業者に対する妨害といいますか、民業圧迫的なものもございまして、そこについてはなかなか難しいのではないかなというふうに考えます。そういう幹線道路について、今、民間バスが運行しておりますが、仮にそういう交通弱者、バス停から離れたところまでの方がおられるというようなことであれば、その地区からバス停までの運行については、考えられないこともないわけではないんですが、そこについては経費的なものもございまして、今現在は県の補助がありまして財源充当をしておりますが、そういった運行をする場合については、補助の対象にはならないのではないかなというふうに考えます。それと、民間バスの運行に対する民業圧迫の考えもありますので、なかなかそこは難しいのではないかなというふうに考えております。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑がないようでございます。

次に、款3の民生費について質疑を行います。

45ページ、款3民生費から、民生費目1社会福祉費総務費から、53ページ中段、目1災

害救助費までについて質疑をお願いします。45ページから53ページ中段、災害救助費までの質疑をお願いします。45ページの款3民生費、目1社会福祉総務費から、53ページの中段、目1災害救助費までの質疑をお願いします。

はい、11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 46ページの上のほうに、臨時福祉給付金というのが計上されておりますが、これはどういったものなのか、説明をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、28年度予算に係る臨時福祉給付金のことについて概要を御説明申し上げます。

まず、この臨時福祉給付金のこの負担金補助及び交付金の額に、1,860万円ということ載せておりますけども、これにつきましては一応二つのですね、来年度は二つの臨時給付金の事業があるということがございます。一つ目が、簡素な給付金という形で、一応27年度にですね、1人当たり6,000円という形で臨時給付金を給付いたしましたけども、引き続きですね、28年度も行うということになっております。目的につきましては、消費税の引き上げに伴う影響を緩和するための給付措置を行うということがございます。

支給対象者につきましては、市町村民税の非課税者と、生活保護の被保護者を除きます。支給額は、1人につき3,000円となります。今年度の半額ということですが。対象者数は、概算で3,200人程度を見込んで予算化をしております。支給方法については、これまでどおり臨時福祉給付金と同様で、申請に基づき行っていくというようなことがございます。

もう一つがですね、年金生活者等支援臨時福祉給付金のこれは障害と遺族年金の受給者向けということで、新年度で予算化をしております。この目的につきましては、一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵がおよびにくい、低所得の障害、遺族年金受給者に対して給付金を支給するという事で、これにつきましては、支給対象者は、平成28年度の臨時福祉給付金対象者のうち、障害基礎年金及び遺族基礎年金を受給している方ということでございます。生活保護の被保護者は除きます。支給額は1人につき3万円、対象者数は、概算で300人程度を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 11番。

○11番（本田 新君） 先ほどの27年度の補正で6,000万繰り越しておりますよね。あれとこの給付金もそうけども、大体これいつごろ給付を考えるとするのか。それは国のすることだから想像はつくけど、大体いつごろ給付をされるんでしょうかね。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） すみません、それでは御説明申し上げます。

27年度にですね、繰越しを予定して、補正を先ほどですね、議決いただきました給付金につきましては、これは年金生活者等の支援臨時給付金の高齢者向けということでございまして、これについても1人につき3万円と。これについては27年度、今年度を実施した臨時福祉給付金対象者のうち、65歳以上となる者と、生活保護の被保護者は除くというこ

とで、これは2,000人程度を見込んでおります。

今後の来年度にですね、おいて、三つの臨時福祉給付金の給付を実施するというところでございますけども、スケジュールにつきましてはですね、まず今度、繰越事業の臨時福祉給付金につきましては、28年度早々にですね、一応システム、コンピューターシステムのほうを整備する必要がございます、それが終わり次第早々にですね、申請受付を開始いたします。申請受付期限を7月までに行いまして、支給期限を8月末までということで予定しております。

新年度にですね、また行う臨時福祉給付金につきましては、これは一応10月から申請受付をですね、8月から1月まで、二つの給付金ですけども、支給を10月から2月までというふうに予定しております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに、7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） はい。46ページ、私が一般質問でお尋ねした、これは避難行動要支援者のことがここに予算組まれてますけど、もう少しその内容についてどういうことか、福祉課のほうから答えていただけませんか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、46ページの避難行動要支援者名簿管理システム保守点検委託料の件でよろしいでしょうか。このシステムの内容につきましてはですね、新年度予算で今度計上しておりますけども、まず必要性としましては、災害対策基本方の一部改正に伴いまして、町には避難行動要支援者名簿の作成、それと避難支援関係者への情報提供、それと個別支援計画の作成等が義務づけられております。これにつきましては、甲佐町の地域防災計画書に定められた、要介護高齢者や障がい者など、災害発生時に支援が必要とする在宅で生活する方を管理して、避難支援に結びつけるということでございます。

問題点につきましては、今、民生委員さんによる年1回の訪問調査情報により、名簿を作成してこれまでおりました。これにつきましては、一人暮らしとか高齢世帯とかですね、台帳整備に時間がかかりまして、災害時に実効性のない名簿となっております。これをですね、今度、要支援者を自動で抽出するシステムをつくりまして、名簿の自動作成を行います。更新作業の大幅な軽減によりまして、実効性のある名簿が早期につくられるということになります。そのシステムを基本としましてですね、また民生委員さん当たりでの実態調査、それから名簿の作成、そして、くらし安全推進室と連携して、自主防災組織及び行政区へ情報提供を行いまして、それぞれの避難支援計画を作成しまして、災害時に対応できるシステムづくりをですね、つくっていきたいということで導入をするものでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） 私の一般質問のとき、くらし安全室長のほうから、10月にはその

名簿ができるとというようなことだったんだけど、甲佐町はそういう方、何名ぐらいいらっしゃるんですか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 今年度はですね、平成27年の10月1日に作成をしております。一応対象者はですね、284名ということでしております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 款3目2の節の19シルバー人材センター運営補助金、これは27年度と変わらないというように私は捉えておりますけど、このシルバー人材センターのですよ、25、26年、本年度はまだ年度途中ですけど、利用状況あたりはわかりますかね。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） シルバー人材センターのですね、まず予算の件につきましてですけども、今年度はですね、134万5,000円としております。これまではですね、100万円で行っていただきました。引き上げた理由につきましてはですね、今まで100万円というのは、シルバー人材センターの事務局長の人件費に充てられるというようなことで、100万円を支給してございましたけども、27年度からですね、26年度において、シルバー人材センターの会計システムをですね、シルバーのほうを導入されて、事務局長の事務の負担軽減を図られているわけですけども、この部分が一月ですね、50万円程度のリース料と申しますか、そのシステムの使用料がかかっておりますので、どうしてもその会計上ですね、今後繰越金が不足して無理がくるということで、運営の一環としてそのシステムを導入されてるということで、今度ですね、今年度シルバー人材センターの補助金交付要項の上限額ということで、134万5,000円を計上してですね、その運営費に充てていただくというようなことで、計上させていただいております。

それと、今は25年、26年のシルバー人材センターの運営の実績ということでございますけども、一応25年度がですね、会員数が52名で、延べの受注件数が、655件受注がっております。契約実績が1,641万3,882円ということでございます。

26年度につきましては、年度末会員数が43名と減っております。延べ受注件数が719件で、契約実績が1,806万9,545円ということで、今の課題につきましてはですね、高齢者世帯の増加等により、草切りとかですね、家の管理とか受注件数は多くなっておりますけども、なかなか会員様の確保がですね、会員の確保がちょっと難しいということで、年に2回、広報、チラシなどで会員募集をやっておられますけども、なかなかまだ会員さんの加入が少ないということで、今後の課題としましては、会員さんを増やしまして、いろいろな福祉分野のですね、日常生活の支援等も、女性会員等も増やしながら、シルバー人材センターの活動をさらに広げていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 12番。

○12番（中村幸男君） なんか機械のリース料を50万とか言うたでしょう、月に。月に50

万ですか。それも含めてですたいね、あとでいいんですけど、25、26年、登録者は減つとるわけですよ。減った中で、受注並びに金額は増えとる。要するに登録者がですね、9名ぐらい減つとるといことがですよ、やはり仕事の内容あたりのですよ、やっぱりPRとですね、やはり、私がやっぱり受注件数は増えて、その売上高て言うたらいかんけど、2,000万超すようなですね、やっぱりシルバー人材センターに、他町を見た場合ですね、なってもらいたいわけですよ。

その点でですね、町あたりが、この庁舎の周りの剪定あたりはですよ、これは松の木の何百万もするとか、すばらしい木がいっぱいあるというこっじゃないと思うとですよ。だから、こういうやつはシルバー人材センターで出来とっじゃなかるかと、私はそう捉えとるわけですよ。そういうことですね、シルバー人材センターあたりもPRするにはですよ、町あたりの施設あたりを優先的にやってもらおうというような考えはありませんかね。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） シルバー人材センターのですね、先ほどコンピューターシステムのリース料ということで、ちょっと私の発言がですね、間違っております、年額ですね、正確に言いますと45万1,008円ということで、一月ということで説明したかと思えますけど、年額45万1,008円ということでございます。

それとシルバー人材センターの活動につきましてはですね、ほぼ男性が主に草刈りとかいうことになっておりますけども、実際いろんな活動をやってもらいたいということで、町のほうは一応考えておりますけども、周知につきましては、パンフレット等でやっておりますけども、事務局長のほうもしっかり頑張っておられますけど、なかなか手がですね、会員のなり手が少ないと。遠慮されるのかどうかわかりませんが、そういった形でですね、控えて会員のなり手が少ないというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） シルバー人材センターの理事長をしておりますので、じゃあ私のほうからお答えしたいと思います。

これまで高齢者の方々の生きがいつくりというような観点からですね、職種を広げて、受注量も上がるようにとそういった思いで、庁舎の中の日常清掃等については、シルバーのほうにお願いするようにいたしております。経費的にもですね、以前よりもその分は結構安くなったんじゃないかなという思いもありますけれども。

それと剪定作業をされる方は、確かに会員の方々の中にもいらっしゃいます。ただ、庁舎内の今のその樹木管理については、総務課長にちょっと聞いたんですけど、肥料をやったり消毒をしたりというような作業も含まれるそうでもありますので、やっぱりどのへんまでじゃあシルバーの方々にやっていただけるか、そのへんの棲み分けはやっぱり必要かなというようなことを感じたところです。ちょっと検討してみたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 12番。

○12番（中村幸男君） そういうことですね、この受注件数にしてもですよ、655、719、

増えとる。このですね、受注件数についてもある程度ですね、やっぱりよけい頼まれる方がかなり4、5件あつと思うとですよ。こういうことですね、600とか700とか数字が私は出てきとつと見とるわけですよ、ですね。だからですよ、じゃあ受注件数を実際じゃあ何件かて、件数でなくしてですよ、頼まれる方が何名かて聞いた場合は、かなり減ってくつと思うとですよ。だから、そういうことも含めてですよ、やっぱりシルバー人材センター、高齢者ですよ、やっぱり生きがい、やっぱりちょっとアルバイトというような感じですね、甲佐町役場の庁舎内の清掃あたりも、本当にきれいにやつとられるしですね、町内には町の施設がかなりあつと思うとですよ、そういうとも含めて、今後御検討をよろしくお願いしときます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 2番です。ページ49、地域改善対策費、説明資料の9から10ページですね、にかけてについて質問、お尋ねをいたします。

この説明資料の中であげられてるのは8件ですね、項目で、1,100万ほどになります。この地域改善対策費についてはですね、もともとの根拠は、地域改善対策特別措置法であつたというふうに思います。この法律についてはですね、2002年、平成14年でですね、終結をしております。それから約16年ほど経過をしております。そういう中で、自治体によってはですね、この法律とともに、こういうふうな地域改善対策費はもうなくなったということもですね、多くの自治体であるというふうに聞いております。

一つはですね、この人権啓発活動補助金、二つの団体にですね、350万出されております。昨年度ですね、100万を超える補助団体等ですね、使われ方について資料提供をいただいたんですけども、やはり、活動はですね、二つの団体もされていらっしゃる。やはりですね、この二つの団体の活動ですね、資金が、ほとんどこの町からのですね、人権活動補助金にですね、頼っていらっしゃるということで、やはり、二つの団体の一つのほうはですね、行動指針の中で、自主財源を基本にした、適正な会計財政の運営というようなことをですね、自らうたわれてるところもあります。そういった意味ではですね、やはり補助金のあり方についてはですね、見直しがあつてもいいんじゃないかというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 町民センター所長。

○町民センター所長（吉岡英二君） この人権啓発活動補助金と特別措置法に関連しますことについて、若干、特別措置法と人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、そういった流れとか経緯を説明しながら、御答弁させていただきたいというふうに思います。

まず、最初の特別措置法ということで、昭和44年に同和対策事業特別措置法というのが、時限立法のもとにですね、制定、施行されております。この法律は、時効後すぐに地域改善対策特別措置法に移行されたような形になっております。これも時限立法でございましたので、そのあと最後の特別措置法になりますけれども、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律というのが、同じように時限立法のもとに制定、施行さ

れておりますけれども、佐野議員おっしゃるとおり、この法律は、平成14年3月31日をもって失効となりまして、一般対策に移行されたというような経緯がございます。現在はございません。

しかしながら、この法律とは別にですね、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律というのが、平成12年に制定、施行されております。この法律は現在も継続されているというようなことでございます。

特別措置法とこの法律は若干性格が違うと申しますか、特別措置法につきましては、道路整備、それと水路の整備とか、必要な施設の設立といったような、環境整備面に関するウエイトが大きかったというような法律でございましたけれども、この人権教育啓発の推進に関する法律につきましては、人権の擁護ですね、主に名称のとおり、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、必要な措置を定めるというふうになっている法律でございます。

そういった人権擁護の目的のもとに制定された法律でございますので、この人権啓発活動補助金、2団体に175万ずつ今、交付しておりますけれども、これは先ほどもお話がありましたけれども、支部の方々に部落差別をはじめとする様々な人権問題解消のため、正しく理解、認識していただき、知識を深めてもらいたいと、そのようなことで今後啓発のやり方を養っていただきたいということで、それに必要な補助金ということで交付しているものでございます。補助金の内容につきましても、佐野議員お調べでございますけれども、毎年私と担当職員で監査、場合によっては指導を行っておりますけれども、このほとんどが人権啓発研修、学習会の参加費用であるということでございます。

ただ、自主財源ということになりますけれども、会費についてはですね、お出しになっておられますし、また、この研修会等に参加するためには、ほかにもまた目に見えない金額を要するわけでございます。そういった面につきましてはですね、個人さんが負担されているというようなことでございますけれども、なにぶん人権教育、人権啓発に関する法律と、それに関連いたしております甲佐町人権のまちづくりに関する条例、それと甲佐町人権教育啓発基本計画等に基づいてですね、交付されている補助金ということで、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） 御説明がありましたけれども、私もですね、やっぱり差別についてはあってはならないし、これから先ですね、差別解消の方向というのがですね、やっぱり人間の進んでいく道だというふうに思います。

そういう中でですね、やはりこういった活動の補助金のあり方もですね、過去からずっと同じ形態でですね、進んでいくのはですね、如何かなど。やっぱり、ある時点でどうだろうかとこのところも、必要ではないかというふうに思いまして発言をいたしました。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑。7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） すみません、説明資料の15ページ、12番の放課後児童健全育成事

業ということではありますが、以前ですね、私これ今、くるみクラブとげんきクラブということをやっておられますけど、乙女小学校の関係で質問したと思うんですけど、そのときにアンケートをとって、進めていくというようなお話を聞いてたわけですけど、その後その件につきましてはどうなってるかお聞かせ願えますか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、乙女地区の放課後児童クラブの設立に向けた、進捗状況ということでお尋ねですけども、今年度におきましてはですね、議員がおっしゃられたとおり、年度当初にアンケート調査を、乙女地区の5歳から小学生までを対象に実施しております。その後ですね、熊本県による28年度計画の調査が、意向調査ですか、が8月にございました。県のほうの調査が早くありました結果、28年度実施がちょっと難しいと、準備がですね、なかなかその進捗状況が、途中で県のほうの要望調査が早期にありましたので、8月にあったので、そこには計上できませんでした。

その後、県に確認しましたところ、29年度に向けてですね、一応取り組むということになりましたけども、来年度におきましては、現在、乙女地区については、げんきクラブの会員数が23名のうち乙女地区が9人、7世帯がその白旗のげんきクラブのほうに行っているわけですけども、そういった関係で、乙女地区が抜ければ今度はげんきクラブの運営がですね、またどうなのかということもございしますので、来年度につきましては、白旗、乙女、竜野の地区についてですね、すべてアンケート調査をしまして、竜野地区につきましては、新しい団地もございまして要望もあっておりますので、調査をしましてですね、設立に向けてですね、進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） それは合同でやるというわけですか、今、乙女、白旗、竜野で、合同でどっかに別にやるような考え方で持っとるということですかね。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） アンケート調査についてはですね、それぞれの地区を一緒に行うわけですけども、設立に向けてはですね、その人数とかいうところで、その設置団体が保護者になるのかNPO法人のほうに委託するのかという形で、基本的には、町長のマニフェストにもありますように、各地区、乙女地区、各校区ですね、校区に一つずつということで設置しようというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） この9人の方は、そのときはなんか送迎がタクシーとかなんか、そういう形でやっとならということだった。そのへんはもう改善したとか、今もそうやっとならとか、どっちですか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） このげんきクラブにですね、通っておられる乙女地区の9名

の方につきましては、現在もタクシーでですね、移動をされております。このタクシーを使う経費につきましてはですね、県の補助のほうでみられるということになりましたので、28年度はですね、そのタクシーの補助のほうも含めて、げんきクラブのほうに乙女の送迎分もですね、経費も少しは補助ができるというふうになっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。2番。

○2番（佐野安春君） 出生祝い金ですね、説明資料の中の13ページにもありますが、第3子以降の出生児に対してですね、1人当たり10万円の祝い金ということで、25名を見込んでいらっしゃるということですが、町においてはですね、子育て支援ということで、子ども医療費助成と保育料の軽減とかですね、いろんな施策をされていらっしゃるんですが、やはり、この出生祝い金もですね、第3子からというようなことですね、こういったこの補助の拡大といいますかですね、第1子、第2子というのが出ないほうになってますので、そういったところで、こういった援助の拡大はできないのかなというふうに思いましたので質問いたしました。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） 子育て支援については、今回の議会でも何回もお話ししておりますとおり、医療費の無料化であるとか、それから保育料の軽減、それとこの第3子に対する出生児祝い金については、以前は3万円だったという記憶があります。それで1期目の、私が1期目の町長をしてですね、就任してですね、1期目の際に、3万円を10万円に上げたという経緯があって、その後保育料とか医療費無料化とかですね、そういったことにつなげてきた政策でございます。

今のところは、まだそのままの状況ではありますけれども、ちょっとそのへんはまた今後どうするかについては、さらに検討しなくちゃならんかなと。今のところはその三つの三本立てで今まいておりますので、そういう状況でございます。

○2番（佐野安春君） わかりました。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないようでございます。

次に、款4の衛生費について質疑を行います。53ページ下段、款4衛生費、目1保健衛生総務費から、59ページ目2し尿処理費までについての質疑をお願いいたします。53ページから59ページまでの質疑をお願いいたします。53ページから59ページです。59ページ。53ページから59ページまでの質疑をお願いします。

6番、西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 56ページの上から2番目の熊本県浄化槽普及促進協議会負担金、これは昨日だったかなんか説明があったと思いますが、これはどこだったかな、説明資料では、22ページが一番下です。③、今、協議会つくられたということで、そのための各町から負担金、そしてまた、これはこの前の説明では、場所とかそういうところが確定して

いないので、それを確定するための委員会ですか。これは町長町政報告じゃなかったですか、この前あったつは。丸か円書いてあって、どこにつくるかという。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） この56ページの県の浄化槽普及促進協議会の負担金とは、今、広域の協議会とは全くこれは全然違う代物であります。その場所の選定については、この前、全員協議会でも御説明をしましたがけれども、まだその段階まではいっておりません。ただ、役場所在地から10キロと、10キロの範囲、それから、人口の重心地区とのちょうど交わるところの範囲の中で考えていこうという、基本的なことについてはですね、御了解いただいておりますけれども、協議会のあり方等について、今まだ協議がなされている段階でありますので、場所の選定のところまでいきつくには、もうしばらく時間がかかるんじゃないかというような認識を持っております。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） 56ページの委託料、多世代多機能型健康増進事業委託料、これについてもう少し説明を加えていただけませんか。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） 多世代多機能型健康増進事業委託料1,453万6,000円組んでおります。内容について御説明を申し上げます。

今回計画いたしております委託料につきまして、まず、トレーニング機器を使用しました指導料、それと運動教室、6種目ですね、が予定しております。それと子育てサロンを予定いたしております。それと甲佐健康クラブ、こちらが健康マイレージ機能といたしまして、参加されることによってポイントが付きまして、それがお買い物券になるという事業でございます。それとウエストサイズ大作戦、こちらは2人か3人かで参加されまして、ウエストサイズをちょっと細くなるのを競ってもらおうと思っております。それと、あとはげんきクラブがありますけれども、65歳以上の高齢者を対象に、送迎それから鮎緑に来てもらって運動、それと脳トレ、そして昼食をしてもらって、お買い物をしてもらって帰ってもらうという事業でございます。こちらはすべてですね、委託料といたしまして組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） あまりよくわからなかったんですけどね、ちょっと休憩してもらっていいですか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時59分

再開 午後2時09分

○議長（緒方哲哉君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの答弁、総合保健福祉センター所長、大丈夫ですか。はい、どうぞ。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） 申しわけありません。再度お答え申し上げます。

まず、多世代多機能型健康増進事業といたしまして、まず地域活性化を図るために、こうさ健康クラブを設置いたしております。こちらは陽気カードを発行いたしまして、1回利用ごとに1ポイントの健康マイレージが貯まります。50ポイントで1,000円分のお買い物券として、甲佐町商工会加盟の事業協力店で使用することができます。

また、こちらに関しては、多目的ホールにトレーニング機器を設置しております。また、運動教室も参加していただいた際に、そのポイントが付加されるような形になっております。トレーニング機器につきましては、筋力トレーニング機器が1台、それと有酸素運動トレーニング機器が3台設置してあります。また、トレーニング効果の見える化を図るために、体組成計を1台設置をしております。運動教室については8種類ございます。お若い方から80歳代の方まで使用ができることになっております。

また、65歳以上の方を対象に、介護予防と健康増進を図っていただくために、甲佐げんきクラブを設置いたしております。こちらはうちのセンターのほうをですね、利用していただいて、運動、食事、そしてお買い物ができ、いつまでも元気に暮らしていただくためのお手伝いをするクラブとなっております。全10回を予定しております。

続きまして、甲佐町ウエストサイズ大作戦というのがございます。こちらが、職場また御家族で、年齢は関係なく3人または2人一組でのグループの参加となっております。こちらにつきましては、最初、腹囲を測定いたしまして、その後、こちらの事業に参加をしていただきまして、終わりましたから腹囲をまた測っていただいて、それに応じてポイントが付加するという事業でございます。こちらは大変御好評をいただいております。

さらに、もう一つ、子育て支援といたしまして、うちの休憩室のほうで、子育てサロン鮎緑ということで開催をしております。こちらは、子どもさんを預けて運動をしたいお母さん方への取り組みでもあります。こちらが10時から16時まで取り組んで、週2回を計画しております。町民センターの子育てサロンと一緒に、曜日を変えまして実施していく予定ですので、多くの方に御利用がいただけると思っております。

以上でこの多世代多機能型事業の説明を終わりますけれども、こちらを利用されることによって、多くの町民の方が地域でですね、介護予防も含め、さらなる健康増進に向けて、頑張ってくださいのために設置するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） はい、内容についてですね、詳しく説明を受けましてありがとうございました。これはですね、去年12月から2月までだったですかね、モデル事業としてやられた部分ですよね。そういうことで、そのときにも非常に反響がよかったということでございますのでですね、ぜひこれをですね、きちっとした形で成功されてですね、町民の方が利用者がですね、多くなって、そして健康につなげるというしっかりした目的で

ございますので、やっていただきたい。

そしてまた、私が一般質問のとき申しましたように、ポイントも貯めて商工会と云々ということもあります。そういう意味でも大事な事業でございますので、しっかり頑張りたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 3番。同じところに関連してお聞きしますけれども、甲佐町多世代多機能健康増進事業の中身については、十分説明いただきましてわかるころではございますが、この業務委託料ということで1,462万6,000円となっております。これがじゃあ毎年毎年かかるのか。または、その事業費のこの1,462万6,000円が、その委託料として6種目事業をされるということで、中身については先ほどお聞きしましたけれども、要はじゃあ6団体のところに委託をされるのか。そういうその委託料の詳しい中身ですね、についてお尋ねいたします。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） はい、お答えいたします。

この事業につきまして、1,453万6,000円のうち180万は使用料でみております。その残りの額につきましてはですね、来年度地方創生の新型交付金のほうに手を上げてみたいと思います。こちらの事業をですね、それぞれ事業所に委託するのではなくて、一つの事業所に委託をして行いたいと思います。28年は委託なんですけど、29年度になりましたら、指定管理のほうを考えておりますので、その際、金額はまたこの金額になるとは限りません。来年度の実績を見ましてまた再検討させてもらいたいと思います。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 説明資料で聞かせてください。23ページに一部事務組合のし尿の一部組合のが載っております。本町のが4,600万ちょい出とりますが、これ大概こういったのは、均等割と人口割とかやとりますけども、その割合で大体幾らぐらいだったのか、教えて下さい。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時17分

再開 午後2時18分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 御船地区衛生施設組合負担金について御説明させていただきます。

組合構成町である甲佐町、益城町、嘉島町、御船町の4町で負担しておりまして、均等

割が20%、実績割といいまして、持ち込んだ料が70%、人口割が10%となつてございます。甲佐町には下水道がございませんので、甲佐町の負担がやや高くなつてるといふ状況です。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 11番。

○11番（本田 新君） まさしく課長のおっしゃるとおり、特に益城町、嘉島町あたりは下水道が普及しとるけん、それだけ負担金も少ないということでありすけども、これはこの傾向がどんどん進んでいくのかどうなのかという点が1点。それと、10年後にはこれも含めて広域化ということがあつとりますけども、まず広域化になつたとき、この4,600万ぐらい負担しとるけど、まあ施設をつくるからどうなのか、ようそこのところはわかりませぬけれども、これがどんどん下がってくるのかどうなのか。その2点、どういった傾向にあるのかを教えてください。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） この負担割合につきましては、今度また組合の中で検討されていくことと予想してるところですけれども、広域化した場合、山都町さんと西原村さんが加入されることとなります。

○11番（本田 新君） 西原は入らんです。

○環境衛生課長（橋本良一君） そうでした。傾向としましては、甲佐町がやはり浄化槽を普及させても、浄化槽汚泥を持ち込まなくてはならないということで、下水道があるところに比べると高くなっていくと。よそは下水道の普及を進めていらつしやるところがございまして、甲佐町が高くなっていくという傾向でございまして。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今、ただいま課長が説明したとおりですね、益城、嘉島については、下水道が恐らくずっと進んでいくんだろうと思います。御船にしても下水道を汚水道としてやっておられる地区もありますので、そういう状況がさらに高まってくると。だから、広域で今後考えなくちゃならないのは、当然このままの状況でいきますと、甲佐町の負担というのは、当然高まってくるというのは、御理解いただけるんじゃないかなと思つております。

それで、下水道汚泥の処理の仕方とかですね、そういうことも視野に入れたところで、共同でやっぱり処理するような事柄を、考えていかなくちゃならんんじゃないかなと。そうしないと甲佐町だけに負担がかかってくると。ですから、そのへんは今後の処理の方法とかですね、あと助燃剤に使うとか、いろんな方法が考えられますので、技術的なこともこれは絡みますけれども、今後一層研究していきたいというような思いを持っております。

○議長（緒方哲哉君） 11番。

○11番（本田 新君） もう町長のことだから、しっかり考えとられると思うけども、と思ひますけども、やっぱり、その合併したときですね、事務組合でやつたときですよ、甲佐町の今、4,600万ぐらい負担してるのが、それが5,000万ぐらいだとかいうんだつたらわかるけど、これがずっと上がらないような、なんかそのいわゆる戦略というんですかね、

いろんなことをこうしてなるべく負担がかからないようにですね、大いにこれは研究してですね、そして広域化を進めてくださいと思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 協議会の中でもそういったことが、今後どういった処理の方法が一番いいのかどうかですね。結構これはさっき言いますように、専門的な知識も必要なんですけれども、協議会に本田議員も入っておられますので、ぜひそういったお考えもですね、協議会の中で述べていただいて、より良い方向性をですね、見いだしていただければ本当にありがたいと思いますので、逆にこちらのほうからもよろしくお願いします。

○議長（緒方哲哉君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） はい、ないということでございます。

それでは、次に、款5の農林水産業費及び款6の商工費について質疑を行います。60ページ、款5農林水産業費、目1農業委員会費から、69ページ、目2観光費までの質疑を行いたいと思います。60ページから69ページの観光費までについて、質疑をお願いいたします。60ページから69ページまでです。

○議長（緒方哲哉君） 3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 65ページの多面的機能支払事業、農地維持及び資源向上支払交付金についてお尋ねいたしますけれども、これの交付金のくる時期がですね、2回に分けてくると思います。特に後期に関しては12月ごろですかね、くるんですけど、基本的には、区役等の人件費等で使われることが多いと思うんですけども、春区役、秋区役ということで2回されますけど、それに充当されてるとが多いと思うんですよ。特に2回目に支払われるのが12月なものですから、そこから使うというのがなかなかですね、事前にとっとなかないといけないというような状況だと思うんですよ。その中で後期のお金がきて、それをすぐ使えと。余っていると結構県から指導がくるということでございます。そういった部分で、その支払の時期のですね、が前倒しにならないのか、そういった部分は難しいと思いますけれども、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 今、御質問で、支払の時期が2回に分かれるという様なことでございます。先ほどの御質問のページの中でですね、多面的機能の支払の農地維持及び資源向上支払という補助金の一つと、もう一つ、同じ多面的機能支払事業の中の、資源向上活動の施設の長寿命化という、二つの事業が多面的機能の中にはございます。

特に、まず一つ目の資源向上の維持支払のほうなんですけども、こちらについてが、通常皆さん方がされる区役みたいな、労力に対する補助金ということでございます。こちらのほうについては、予算を次年度に繰り越して利用するというのも可能でございますので、春区役等については、その繰り越されたお金とかについて、利用されとるということが基本となっております。

次の12月以降にくる補助金ということでございますけど、これについては、施設の長寿命化ということで、事業的にはハード事業のような形で、農道の生コン舗装だったり、水路のU字溝の敷設だったり、そういったハード的なことに対して、補助金が分かれてきますので、こちらについては、基本としてはその同一年度で施行してくださいということで、12月に補助金がきて、3月までに竣工検査を受けなさいというようなことでございますので、これについては、これまでも県を通じてですね、局のほうには、なるべく早く補助金の決定通知等、早急な使われ方ができるように、お願いしますということで働きかけはしておりますが、今のところとしては、やっぱり12月ぐらいの補助金からの施行ということになっておるところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 3番。

○3番（荒田 博君） そういうことですね、そのとおり要望されているということでございますので、引き続きですね、12月ではなくて6月とかですね、できればそのあたりでできるような方向をですね、また随時お願いを続けていただければと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 60ページから69ページまでの質疑を行っております。

2番。

○2番（佐野安春君） 69ページの甲佐町観光案内板設置工事ということで、1,000万あげてありますが、これは何カ所、どちらあたりに考えてらっしゃるのかということと、ここにやな場というのも出てきてますので、やな場についてはですね、集客力の強化というようなことを言われてまして、もう一つは、1年を通じての営業ということで、調査検討するということがありますが、その1年を通じての営業というのは、具体的にどういふふうと考えていらっしゃるのかということで、お尋ねしますが。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） まず1点目の、観光案内看板の設置ということでございます。これにつきましては、まず委託料ということで、先ほど加速化交付金のほうの補正ですね、予算化をさせていただいて、まず、サイン計画をまず作ると。そして、新年度になりましてこの1,000万を使いまして、そのサイン計画をもとに、一応28年におきましては、箇所数的には20カ所ほどやな場を含めてですね、キンモクセイとか、そういった観光施設の、やっぱり導線的なサインがちょっと不足するというので、そちらのほうに、まず20カ所に対しての、この1,000万の工事費で対応したいということで思っております。

次の、通年営業については、これは町長のほうからよございませうかね、やな場の通年営業は。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） やな場の通年営業については、私の政策目標の中でもこれまでも掲げてきたところでありまして。やっぱり、うちやなの良さといいますか、なかなか県内にも本町のやなのような施設は、あまりお見受けできないわけでありまして、県外について

もあんまり例はないのかなという気がします。それで非常にロケーションが良くて、いろんなお客さん来られる中ですね、どうして1年使ってこの施設を利用しないのかという御意見も、これまでもいただいているところであります。もっとも本町の観光の名所でもありますやなについては、活用すべきだという考えですね、できれば1年間を通じて営業ができればという思いがあります。

ただ、やっぱり夏場と冬場では、当然これはメニューも考えなくちゃなりませんし、それと、委託をしていただいているところの考えもありますので、毎年、来年に向けてのそんな、どういうやり方というような協議もですね、担当課のほうでやっているところでありまして、少し延長、少しずつではありますけれども、延長してみたいというような、業者のほうのですね、お考えもあるようでもありますので、そのへんの考え方を受けて、できればメニュー等もいろいろ考えながら、何とか1年間の営業につなげるようなことで、今後も両者協議を重ねていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 町長から今、お話がありましたが、私もですね、すぐ近くにおりますので、いろいろ見たり考えたりするんですけども、やっぱり、やなというのは、どうしても夏向きにつくられた施設だと思うんですね。やなの良いところは、竹を張ってですね、そこに緑川の水が流れて、魚も落ちますよということで、そして、竹自体がですね、そんなに対用がですね、これは1年ごとに組み替えていかないといけないというところもありますし、やはり、私の個人的に考えれば、やっぱりそのやなそのものと、それに別な施設とかいったものを考えないと、なかなかですね、通年的にするというのは厳しいかなと思って、やはり今のやなとマッチしたですね、やっぱりそういったものがあれば、通年的なものは考えられるのかなと思うんですけど、今あるやなだけで考えたらなかなかですね、通年制というのは、厳しいのではないかなというふうに思いますので、はい、ひと言。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） あのエリアの外となりますとですね、ちょっと私、個人的には、やっぱり今の竹で編んであって、あの雰囲気といいますか、先ほどから申し上げておりますとおり、やっぱりロケーションを楽しまれるというような部分もありはしないかなと思うんですね。だから、その冬営業するとなると暖房の問題もありますし、底冷えがするような状況では、ちょっとなかなか厳しいところもあるのかなと思いますので、あわせたところでの今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思います。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑。6番、西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 資料の中の26ページですが、款5ですけど、中山間地域直接支払制度、今これは3期目ぐらいだろうと思いますが、もう3期目かなんかもあと数年と聞いておりますが、またそのあと新たな事業が行われますか、中山間地に関係した。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 今、議員がおっしゃるとおり、中山間の直接支払のこの

事業については、5年を一区切りということで、今おっしゃるとおり3期目、今4期目ですかね。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時34分

再開 午後2時34分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 申しわけありません。中山間の今この資料でいきますと、直接支払事業ですよ。

○6番（西坂和洋君） はい、そうです。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） これにつきましては、おっしゃるとおり、5年を1スパンとして、一応今、4期目に入るところでございます。一応1期からずっと4期まできておりますけれども、やっぱり、将来的にこの事業が続いていくかというようなこともおっしゃられましたけれども、この事業については、ほかの多面的事業のような形で、国の直接支払制度の中の一事業ということでございますので、ほかの多面的機能とか、この中山間の直接支払制度、これも一つのパッケージというか、その大きな事業の中の柱に入っておりますので、だけんほかの事業もまだ充実して継続していておりますので、今のところではこれが廃止になるというようなことは聞いてはおりません。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 説明資料のですね、29ページ、有害鳥獣捕獲事業の中の、そのイノシシとかカラス、24年度から猿も加えてですよ、駆除をやっておられるというのはわかります。ただ、私、去年の一般質問の中でですね、甲佐町のキャッチフレーズ「花と緑と鮎のまち」、そういう中においてですね、鮎、これがメインじゃないかと思うわけですよ。鵜の駆除あたりをぜひお願いしたいというようなことで、お願いはしとったんですけど、緑川漁協はですね、本年度から、27年度から、1羽につき6,000円出してですね、かなり熊本市内の方がですね、実績を上げておられます。ただ、増えはしても減りはせんというのが今、現状なんですよ。

漁協でもですね、調査をされて、産卵、鵜の産卵時期を、場所を調べたらですね、美里町のダム、あの付近がその巣らしいですね。そういうことですね、鵜は昔はですね、河川にはあまりおらなかったと。海のほうが多かったというようなことも聞いておるしですよ、今後やっぱり鵜の被害というのはですね、鮎だけに限らず、緑川に生息する魚についてですね、やはり、かなり被害が今、出とるんじゃないかと思えますけど、その点は、担当課長あたりはどんなに捉えて。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） はい、今おっしゃられたとおり、私も川鶺の被害といえますか、その繁殖については、非常に危惧しているところではございます。町として何か対応できないかと私も考えるところでございまして、基本的に鮎の放流については、町のほうから、観光のほうで160万を使って稚魚の放流をやっております。これに伴って、やっぱり比例するような形で、鶺のほうも増えてきておるということで、私たちもちょっと調べてみておるところなんですけれども、まず、川鶺の対策としまして、二つ事業があるということ、ちょっとまず御説明させていただきます。

一つは、内水面生態系の復元等の推進事業という事業が一つございます。これにつきましては、実施団体ということで、民間団体の民間企業とか協同組合というようなところが、事業主体の対象になりますものですから、これにつきましては、今、緑川漁協さんのほうで対応されとるということで判断しております。

それと、今度はじゃあ町のほうはということでございますけれども、町のほうにつきましては、今おっしゃられましたとおり、川鶺につきましては、今、駆除対象の鳥獣ということでは、今、鳥獣被害防止対策の計画の中に入っておりません。カラスは入っておりますけど。今、熊本県のほうも、平成27年ですけれども、緑川、菊池川、球磨川の三つの河川について、27年度に県の単独でモニタリング調査ということで実施をされました。この調査の結果を踏まえてですね、県のほうがまず被害防止対策の総合対策の補助金で対応できるような体制を、防止計画を組まれるというふうなことになっております。それを受けて、そのモニタリングの結果で、県のほうが組まれたその計画に基づいて、今度は町のほうが、あわせて鳥獣被害防止対策の計画の見直しを、カラスに加えて川鶺も含めたところで、計画の見直しを図っていきたいと思っております。

ただ、今、カラスが今1羽、国のほうからの補助金は200円でございます。町の上乗せが300円ですので、1羽カラスを駆除しても500円ということ。ただ川鶺については、緑川漁協さんのほうが、1羽3,000円から6,000円ということで対処されておりますので、ここの費用についてはですね、今のところは500円ということで、今、検討しておりますけれども、今後その県のこの防止計画も含めてですね、検討させていただきたいと思っております。またこれはまだ県のほうの結果がまだ出ておりませんので、それを踏まえてやっていきたいと考えておるところです。

少し長くなりますが、あと一つだけ、今度、新しく5・2・1のほうで、有害鳥獣の駆除の見回りのための報償費を一応組んでおります。この中で、川鶺の巡回のための謝礼ということで、予算化を今回計上させていただいております。これにつきましては、鮎の稚鮎は4月から随時放流されていきますけど、4月になりまして、ここもさっきお話が出ましたけど、私が考えるのは、シルバー人材の方等をお願いして、稚鮎のための川鶺の追い払いのために、うちのほうでロケット花火を購入しておりますので、そしてまた購入する予定ですので、そういったのも含めて、追い払い活動をあわせてやっていこうかというようなことで計画しております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 12番。

○12番（中村幸男君） そういうことですね、菊池川、緑川、球磨川、確かにですね、内水面協議会の中でですね、県あたりに要望してある中でですね、県も立ち上がっていただいとるわけでございます。ただ、我が町はですね、「花と緑と鮎のまち」というようなキャッチフレーズですからですね、やはり県あたりが取り組まれる前にですね、何らかの形でですね、やっていただきたい。

現に3番議員あたりは、鮎の放流あたりにも携わっておられてですね、その翌日の朝はですね、鵜がもう来とるわけですよ。放流したやつの恐らく半分ぐらいは、もう食べてしまうというような状況ではないかと私は捉えておりますのでですね、その点も含めて、町の財政事情もありますけど、町長、ぜひ早急に考えていただくことはできないでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 3番。すみません、ちょっとあわせてですね、補足ではないですけども、説明をして、町長の答弁をお願いしたいなと思っておりますけども。ちょうど今、県がモニタリングをしてるということで、各漁協のほうにも調査依頼という部分で、名乗りを上げるところにはですね、補助をして調査をするというような話になっております。緑川漁協としてもですね、まず鵜の生息地と、どこに大体行くのかというのを、今、調べているところではございますけれども、この緑川においてはですね、2カ所多く巣としてですね、寝泊まりしている所があります。

一つは船津ダムに、大体毎日60から70ぐらいが寝泊まりに帰ってくる状況でございますけど、もう一つは、本流と緑川の合流するところのちょっと、緑川と御船川の合流するところの御船川のほうに、ちょうどファミリーマートがあるところの堤防の反対岸ぐらいですかね、あちらのほうに大体300から400ぐらいが寝泊まりしております。ちょうどその御船のほうにはですね、裏手が民家が多くありますので、なかなか銃等でですね、撃つというのはなかなかできない状況ではないのかなと思っております。

そういうところで、この本町においてはですね、寝泊まりしているところはありませんけれども、鵜ノ瀬堰とか、甲佐大橋の下とかですね、あとは高速高架下辺りぐらいによく、昼間のほうにはですね、魚を食べに来るといような状況でございます。今の場合ですと、緑川のほうに主となる魚が食べるものがありませんものですから、今は海のほうに朝からですね、日の出と同時に出て、日の入りと同時にまたその同じ巣に戻ってくるという状況でございます。そういったところで、本町としても鵜に対しての対策強化を図るとともに、やっぱりですね、緑川環境期成会等そういった広域でですね、でもあわせてやっぱりしていかないとですね、ただいるところを撃つということであれば、ただ巣の場所が変わってしまうということがございますので、そういう部分であわせてですね、やっぱり駆除をしていかないと、この問題は解決できないのではないかなと思っておりますので、そのあたりを説明して町長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） 先ほどから中村議員おっしゃっておるとおり、現在、町のほうは放流事業のほうに手当をやっているというようなことは、もう御存知かと思います。国からの補助とか、それから県のほうでもモニタリング調査をやっておられるというようなことをお聞きしました。そういった調査をやられたうえの中で、じゃあどういった手立てが有効なのかということは、これはやっぱり町としても、見極めなくちゃならないんじゃないかというような思いを持ちましたので、そういったところが見えてきた時点です、検討させていただくならというふうな思いを持ったところであります。

それから、緑川改修期成会のはちょっとですね、これは次元がちょっと離れるんじゃないかというような思いを持ちました。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） はい、60ページから69ページまでの質疑を伺っております。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 今、佐野議員のほうから看板の質問がっておりますが、関連してすみませんが質問させてください。

やなの先にまだダム反対の看板があるというのをちょっと聞きました。何年かとかもう、ダムだったかな、なんか。

（「産業廃棄物」と呼ぶ者あり）

産業廃棄物か、産廃ですね、すみません、産廃のあれがあつとると思いますけども、これはもう解決したんじゃないかなという思いがあるけど、何年か前にもう撤去しようということだったろうと思うんですけども、これはどうその後、どこがどう反対してるのか、名前が出とるのかわかりませんが、そこをお願いして撤去するというような話には、もういいんじゃないかなと思うんですけど、どうなんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） おっしゃられますとおり、やな場のところに反対の看板がありますけれども、これが去年の台風のあとの強風が、失礼しました、今年の強風が吹いたときにですね、看板のほうで破損というか外れてしましまして、もう枠組みだけちょっと残しておまして、あとはもう撤去してしまっております。ですから、もう看板自体はない状況でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 9番。

○9番（本郷昭宣君） はい、9番。今、看板の話が出てましたので、先ほどちょっと質問しようかと思いましたが、もう一回前のほうに戻しまして、企画の中で、看板設置の敷地料というのが2,000円あつとですね。これも確か産廃関係の星山産業の入り口のところの看板だろうと思うて敷地料と思いますが、それにつきましても、あのときは産廃で大分議会もちょっと議題あがってした看板と思いますが、今のように産廃についていかなら、もうあそこも返した方がいいんじゃないかと思いましたが、関連でまた元さん戻ってすみませんが、その看板ですかね、これは。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） はい、今、お尋ねの分は、2・1・3の企画費の中に計上しております、看板設置の土地代の使用料になります。これは麻生原地区だったかと思いますが、世持ですかね、星山産業の設置の反対側のところに一応看板を立てて、産廃の拡張に対する反対というようなことで設置をされてるところでございます。

現在のところ、こちらのほうの看板については、まだしっかりしたもので設置をされておりますので、現状で借用するということでしております。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

6番、西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 私もさっきから看板のことをちょっと尋ねてみようかと思いましたが、やな場の看板は、もともと産廃の看板で、あそこの支柱は、最近看板自体が外れたというのは私も気づきませんが、あそこの支柱は結構頑丈な支柱で、確か3本ぐらいあると思います。あれを、私は、あれが看板が外れるなら、ペンキでも塗って、確か阿蘇関係にしたサザンルートになつとると思いましたので、地図をあそこに書いてするといいなあてにゃ思いました。そして今はもう産廃というか、産廃予定されていたところは、太陽光発電をもう機械据えてありますので、多分産廃関係はないと思います。だから、あれをただ撤去して溶接機で切れば簡単なものですが、あれに利用して、そういったそれは甲佐町だけの地図でもよろしいかと思えます。

以上ですが、そういう考えはありませんか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 議員おっしゃられますとおり、看板のその字が書いてある部分については、風で飛んで撤去をしてしまいましたけども、支柱についてはかなりしっかりしたものがまだ残っております。ですので、そちらのほうについては、今後活用する方法も当然あるかと思えますので、そのへんは今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないようでございます。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） ここに青年就農給付金というのが63ページに設けてありますが、対象になるのは何人いらっしゃいますか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 一応この28年度におきましては、12名の方を対象として、お一人当たり150万ということで予定をしているところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質問。はい、7番。

○7番（宮川安明君） 関連でございます。青年就農給付金、これは非常に後継者不足と

ということで、国のほうも一生懸命進めているわけですが、この現状とといいますか、その給付受けられてる方が、そのどういう状況にあるのか。それと、これ5年ということで、もう終わられた方もいらっしゃるんじゃないかなという、聞いております。そのへんの方がどういうふうに就農されてるかということがわかりましたら、お願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） すみません、先ほどの中です、11名と言いましたけれども、11名と、1名の方は75万ということでおつなぎをさせていただきます。ということで、はい、ということは、これが1年間に半分ずつというような支給の形になります。申請された時期によって、当該年度で75万もらえる方と、翌年度に75万もらえる方がおられます。対象の年齢が45歳までということでございますので、年齢が45歳を過ぎてしまわれたら、そのとこでもう終わるといような形になります。ただ、ほとんどの方は、5年間ぐらいもらえる形で申請はされてこられますけれども、今度は宮川議員のほうのないようすけれども、やっぱり、最初に新規就農されるということで、やっぱり面積的な要件もございまして、農地を借りたり、取得して、基本的には、やっぱり野菜とか、特にニラ、それとか果樹のような作物への取り組みが、非常に多いということでございます。普通作の米とか麦、大豆、この土地利用方のような形の普通策の作付け体系ではなくて、やっぱり何らかの思いを持たれて就農されるという方が非常に多ございます。ただ、この方たちの所得についても、一概にいきなり基本とする35万を超えていくといようなことは、なかなかすぐはありませんけれども、5年間をその基本として、その5年間の中でその経営が立っていけるような形で、年間150万という青年就農給付金が交付されるということでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） まあわかりますよ、わかりますけども、結局5年間ですよ、350万で今おっしゃったように、350万なんですよ。ですかその目標というのは、そのへん。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 26年度までにですね、採択を受けた方については、250万を前年度の所得についてです。今の27年度以降については、350万という金額に変わっておるといことで、年度で変わったといことは御理解いただきたいと思ひます。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） わかりました。250万が350万になったと、それはそれでいいんですけど、結局5年間のあいだにですよ、250万なり、今この350万、そこに目標が、目標を持ってそれで申請をしてるわけでしょう。ですから、そういう過程であつたらばですよ、やっぱり町としても何と申しますか、ヒアリング等をやつてですね、やりっ放して、これは言葉が悪いかもしれんけど、150万やりっ放しといことじゃなくて、その計画に基づいて、どうなつてるのかといようなことを、やはりされるべきじゃないかなとい思ひ

があるんですけど、そのへんされてますか。まずしてるかしてないか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） それはやっています。ということでおつなぎさせていただきます。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） やってるのであればですよ、その10何名かいらっしやる。その人は途中だからいいですよ、5年後、そこになったらいいんだから。それはさしより課長が言うように、最初からボーンとならんですよ。いろんなことこれ気象条件もいろいろあるからですね、農業は。だから難しいところもあるけども、最終的にはそこに持っていくということです。

そして、1人終わられた方がいらっしやるでしょう。その方はそこまで到達されたのかどうか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 結論からいきますと、その終わられた方が1名おられますけど、その方についても、まだ目標の250万には達成はされておられません。少し今御質問のちょっと前に戻りますけれども、やっぱり現在のこの青年就農交付金をもらうための要件として、目標とする金額要件もございますけれども、まず地域の人・農地プランで位置づけられるということが前提になります。ということは、地域の中で担い手という位置づけになって、地域が育てていくというような形になりますので、やっぱりその方が目標とされるその所得ですか、それに向けてみんなが地域で応援するという形になります。

それと、1名終わられた方がおられますが、この方についても、国のほうからの指導で、引き続きですね、3年間ほどはちゃんと追跡調査じゃないですけど、その動向については、ちゃんと町のほうで把握してくださいよというような指導も受けておりますので、やっぱり経営が成り立つような指導を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） 課長が答弁されたように、国のほうもですね、やはりそれぞれにどうなってるかというのは、必ず追跡調査というか、そういうことで尋ねてくると思うんですよ。そうなった場合にですね、やはりそうなったときにきちっとできるように、それと、やっぱり本来の目的である地域の担い手として、しっかり頑張っていただくという意味からもですね、しっかりそのヒアリング等はですね、やっていただきたいということを希望いたしておきます。

以上です。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） わかりました。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時01分

再開 午後 3 時12分

○議長（緒方哲哉君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、款 7 の土木費について質疑を行います。

70ページの款 7 土木費、目 1 土木総務費から、74ページ上段、目 1 住宅管理費までについて質疑をお願いいたします。70ページから74ページまでについての質疑をお願いします。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 説明資料の中のですね、34ページの橋の点検なんですけども、本年度は28ということで点検を実施しますとありますが、これは大井手川に架かってる木の橋も対象になってるんでしょうか。かなり傷みがですね、進行してると思うんですけど。お願いします。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） この橋梁の点検につきましては、町道橋ということで、町道に架かる橋ということで、大井手川に架かる木橋はですね、点検のあれには入っておりません。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。はい、2番。

○2番（佐野安春君） 一度その木の橋もですね、確認されたがいいと思いますけどね。結構傷んでると思いますよ。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 産業振興課のほうからお答えをさせていただきます。

あの木橋につきましては、以前に水環境整備事業ということで、農政サイドのほうの補助事業を使って整備したものでございます。緑石堂さんの前ともう一つ、伊豆野写真屋さんの前ですかね、2カ所ほどありますけれども、特に、この前、私も現地に赴いて、緑石堂さんのほうをちょっと渡ってみました。そうした場合に、ちょっと釘が抜けたりですね、天秤うつとといいますか、そういったことだったり、ちょっと老朽化してる場所も確認できましたので、釘が抜けとる部分については、応急的にドリルビスで留めておりますけれども、改修についてはですね、全面的な改修についてはですね、当時の費用的なものもちょっと調べてはみてるんですけど、1基当たり700万ほどかかっておりますので、それを改修するとかになると、ちょっと費用的にもちょっとかかりますので、それについては今後検討させていただきたいと、担当課としては思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） 具体的な位置について今、お話があったんですけども、一つは、やなの下公園にもですね、木の橋をつくられております。あそこもですね、結構傷んでる

と思います。だから、傷んでるだけならいいんですけども、腐れてですね、あれが倒れたり、やっぱり橋そのものがですね、やっぱり風水害でやられて、人的に被害が及ぶようなことがあったらですね、大変だと思いますので、やっぱり1回どれぐらいの傷みがあるかということはどうですか、全部確認された方がいいかとは思いますが。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 御指摘のとおりでございますので、一度調査をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑。5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） はい、5番。この説明資料の33ページでございます。③の町道山出県道線道路改良事業というのがございますけども、甲佐町地内はですね、この町道はですね、立派な道路ができますけども、山出から御船のほうですね、御船町との協議はどぎゃんかなりよつとですか。道幅はちょっと広くならんかとか、そういうような話は。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 県道御船甲佐線のことだと思いますけれども、県の土木部のほうからですね、山出を通り過ぎまして、県道部は継承部分がありますので、その改良要望はですね、期成会を通じて要望しておりますけれども、その中でですね、御船の音大につながる四つ角辺りまでのですね、ルート案をですね、来年度からですね、検討していくということをお聞きしております。県のほうからですね。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 5番。

○5番（福田謙二君） 今回のルート案と言われたけども、ちょっと路線が変わるかもしれないということですかね。ああ、そういう認識でいいわけですね。はい、わかりました。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

2番。

○2番（佐野安春君） はい、2番です。説明資料の6番の上揚団地新築工事の関連ですけども、こちらのほうはですね、私も一般質問の中で取り上げましたが、住宅環境としてですね、今ある住宅の周りがある樹木ですね、あれがかなり大きくなりすぎてるところがありまして、環境的によろしくないということでお話しをしたと思うんですが、手を着けられたでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 上揚団地の樹木につきましては、佐野議員のほうから、9月議会か6月議会のほうで指摘を受けてですね、そのあと樹木の伐採をするような計画をしております。冬場でないと樹木に影響があるということで、2月にですね、実施をいたしました。ということで報告いたします。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。6番、西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 6番。説明資料の34ページですが、一番下の町管理河川における小規模な護岸の修繕、それから川底の浚渫とありますが、これは、この前私が一般質問したところではなく、各方々にありますので、そういったところの何方かはわかりませんが、そういったところをされるのですか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） この河川の維持管理費につきましては、町が管理します町村河川をですね、現在のところはですね、3路線ほどをですね、計画しております。3河川ですね、を計画しております。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

5番。

○5番（福田謙二君） 34ページでございます。説明資料の一番上でございます。①、この大町地区と国道443ですね、これを結ぶ道路で、私もあんまり勉強不足であんまり知らないんですけど、この路線の名前がですね、どこからどこへん、どの道路かと、そすと用地買収とこの拡張工事がこれは金額が一緒になっとっですね。この大体その金額はどのようになっとるのか。いいでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、仁田子古川線の場所についてですけれども、場所については、大町ですね、本村といいますか、集落のところからですね、農道のほうを通りまして、現在国道443号線ですね、前のガソリンスタンドの跡地で、今現在空いてるところがあると思いますけれども、そちらのほうにですね、出ていく道路でございます。

（「前のガソリンで」と呼ぶ者あり）

コインランドリーの前辺りですね、対岸ですね。

（「田中橋ですか、あそこは何か・・・」と呼ぶ者あり）

中村製材所の前辺りになります。

○5番（福田謙二君） ということは、少し下流側になっていうことですかね。

○建設課長（志戸岡 弘君） そうですね、コインランドリー寄りですか、より10メートルほど下流側というふうに思います。

○5番（福田謙二君） あすこに入り道が、千場さんとこんのとこっとまいっちょ下にあっでしょう。

○建設課長（志戸岡 弘君） 今現在ですね、道路と道路の間で、宅地が空いてるところがありますけれども、そちらのほうですよ。ちょうどですね、田中橋から右前です。

○5番（福田謙二君） 田中橋。ほんなもう、なら場所ば、はい。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、あとで明示したいと思います。

○5番（福田謙二君） 用地買収とこの拡張工事の金額。210メートルの、すみません。

○建設課長（志戸岡 弘君） 施工延長がですね、210メートルですね、用地買収が、用地買収のほうがですね、2,000万円ほどと、用地補償費がですね、4,000万円ほどを計画しております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 5番。

○5番（福田謙二君） ま一回いいですか、今のちょっと説明を。用地買収とこの拡張工事です。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 用地買収費にですね、2,000万円、2,000です。補償費にですね、4,000万円を計上させていただいております。工事費が3,020万円ほど計上させていただいております。

以上でございます。

○5番（福田謙二君） はい、わかりました。

○議長（緒方哲哉君） 70ページから74ページです。質疑ありませんか。

あります。はい、6番。

○6番（西坂和洋君） 今、福田議員の質問の中で、これを見ますと210メートルとあります。それから、道路整備5カ年計画では、220メートルとなつておりますが、それは計画だから、実測が210メートルということですか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 今回計画しておりますのは、平成28年度の事業延長が210メートルということになります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないようでございます。

次に、款8の消防費について質疑を行います。74ページ下段、款8消防費、目1常備消防費から、77ページ、目6災害対策費までについての質疑をお願いします。74ページから77ページまでの質疑をお願いします。74ページ、消防費、常備消防費から、77ページ、目6の災害対策費までの質疑をお願いします。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 3番。説明資料の36ページの非常備消防費に関連してお尋ねいたします。

消防再編ということで、幽霊部員等の数を把握して、適正な数値といいますか、にされていると思いますけれども、どうしてもですね、入ったものの仕事等で参加できないというような団員さんも、中にはいらっしゃるのではないかなと思います。そういう中で、そういう部分で出席しない、在籍だけしてるというような部分で、それを削られてるというふうに消防としてはね、されてると思いますけれども、そういった中でですね、今度消防団員報酬に関しては、郡内軒並みあんまり変わりはないかと思いますが、そのあたりが一点どうなのか。

それと、その消防の数をですね、減らす部分で、実動者というふうに限定していくので

あれば、例えば、この消防団費の報酬を上げていただけないか。消防団員である私が言うのもですね、何かちょっとおこがましいですけれども、そういった部分でちょっとお願いしたいなと思います。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 消防団員の団員の報酬というところでございますけれども、郡内を比較してみましても、甲佐町は高いほうではないというふうな状況ではございます。確かに団員の皆さん方、日ごろ消防活動等に努力をされておるといふところではございますけれども、今後そのへんはですね、郡内の各町の団員の報酬等とも比較するといふところもあるかと思っておりますので、そのへんは郡内の状況も見ながらですね、必要があれば引上げを行うといふことも、今後検討していきたいといふふうに考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 12番。

○12番（中村幸男君） 防災行政無線、これは数字、この金額じゃないんですよ、自主防災組織。本町はですね、積極的に取り組まれておる中でですね、この防災行政無線の設置率、本町の世帯数からしてですね、設置率はどのくらいぐらいなるんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） ぐらし安全推進室長。

○ぐらし安全推進室長（清水 明君） 新規の設置率でございます。89.5%でございます、現在の設置率は。

○議長（緒方哲哉君） 12番。

○12番（中村幸男君） そういうことですね、90%近くの設置率ではございますが、自主防災組織を立ち上げる中においてですね、やはりこの防災無線がですね、一番の要じゃないかと思うわけですよ。恐らく新しく新築された家とか、移転されたところとか、かなり10%近くですね、非設置があるというようなことですね、この自主防災組織をつくるにおいてはですね、これが一番要と私は見ておるんですけど、その点はいかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） ぐらし安全推進室長。

○ぐらし安全推進室長（清水 明君） 災害時のいわゆるその情報の伝達手段という意味ではですね、これはJアラートと連携しております、非常に大事なものだと思っております。これからもですね、新築住宅の方に対してはですね、設置促進を図っておりますけれども、設置されないところにもですね、嘱託員会議等を通じて、区長様方にですね、お願いして、ぜひ設置していただくように、これからも設置に努めてまいりたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 1番、山内議員。

○1番（山内亮一君） 1番。資料37ページですけども、予算のでは76ページ、防火水槽の新設工事ということで4基ほど計画されておりますが、場所あたり、それと、最近承認団地とかそういったところもありますし、新興団地とかなんかが増えてきてる中で、防火水槽あたりの設置の今、完成度というか、何パーセントぐらいになっているかといふところをお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 28年度で4基を予定をしておるところでございますけれども、まだ最終的な場所の確定はしておりませんが、地区といたしましては、下横田、横田、上早川3区、八丁の地域で、設置ができればというふうに考えておるところでございます。また、承認団地につきましては、その開発の条件として、防火水槽を設置していただくということで、お願いをしてあるところがございます、下横田の団地のほうも防火水槽は設置をされておるところでございます。

防火水槽につきましては、現在のところ基準になります、防火水槽の設置目標というものを考えておりますけれども、大体221基を今後、平成35年度です、36年の3月末までに、221基ぐらいを目標にということで考えておるところでございます。大体毎年4基ずつ設置をしていけば、大体平成35年度ぐらいには、大体その目標に達するかというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 1番。

○1番（山内亮一君） 新しいところにつきましては、その格納倉庫とか、そういったものもできていくと思っておりますが、従来の古い防火水槽の近くに格納庫がありますよね、ホースとかなんかの、そういったものが傷んできた場合、行政区からの要望とか、そういったものはあがってくると思っておりますけれども、中のホースはその消防団のほうであれですけど、格納庫については、町のほうで修繕されますか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 消火栓のそばにありますホース格納庫ということでございますけれども、その本体も中身もすべて町のほうで傷んだ場合は交換をするということでやっております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

3番。

○3番（荒田 博君） はい、3番。一昨日の一般質問、宮川議員の中でも出ましたけれども、甲佐町総合防災訓練、説明資料の39ページに載っておりますけれども、10月ごろぐらいされるというふうなお話を聞いておりますけれども、もう大体その具体的な中身についてはこれからだと思いますけれども、それを再度わかる範囲で説明いただければと。

それと次のページの、本予算ですと77ページの特定空き家解体補助金240万は、これがあつて何か具体性があつての出された数値なのか。まあ財源等もですね、その説明をお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（清水 明君） はい、お答えします。

まず最初に、総合防災訓練についてでございますけれども、具体的な中身につきましては、まだ決まっております。ここに76ページですね、総合防災訓練実行委員会費用

ということをお願いしとりますけども、実行委員会を立ち上げてですね、約20名程度と考えておりますけど、その実行委員会を立ち上げてですね、具体的な内容の検討を図っていききたいというふうに思っております。ですから、その立ち上げのあとに検討会を重ねながら、10月の総合防災訓練に備えていくということになります。

次が、特定空き家解体補助金についてでございますけども、この補助金につきましては、補助金要項の制定をする予定でございますけどですね、中身につきましては、空き家等対策審議会におきましてですね、特定空き家と認定された所有者等に対してですね、解体費用の一部を助成する制度というふうに考えております。前話しましたように、対象物件は、特定空き家と認定された物件。それと対象者につきましては、特定空き家の所有者、相続人、管理者。対象事業につきましては、特定空き家の解体工事ということになります。補助額につきましてはですね、解体工事に要した経費の8割、解体工事の上限は100万円ということのですね、80万円ということになっております。28年度につきましてはですね、3戸を予定しまして、今回は240万をお願いしてということとあります。ただ、これには補助がございましてですね、国が5分の2、地方自治体、町が5分の2、そして所有者等が5分の1というような負担になっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、款9の教育費について質疑を行います。78ページ、款9教育費、目1教育委員会費から、93ページ、目4学校給食共同調理場管理費までについての質疑をお願いします。78ページから93ページ、学校給食共同調理場管理費までについての質疑をお願いします。

7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） 説明資料の45ページ、私の一般質問で、予算のときに聞きますということで、地域未来塾について教育長にお尋ねをいたします。

その、町としての具体的な取り組みの内容をお聞きしたいわけですが、中学校で実施されるというふうに思います。その対象者は中学生全部だと思いますけど、それにはどういうことで、希望で選べるのかと、希望をとられるのかということが一つ。それから、するとなれば放課後ということになるとは思いますけど、そのへん、それから、その時間、何時間ぐらいされるのかとか、それから、年に何回ぐらい予定をしておられるのか。もう一つ、教科は何をされるのか。どういう方が指導に当たられるのか。この4点お聞きしたいんですよ。

もう1回言います。対象者を希望をとられるのかということですね。それから、放課後が中心となると思うけど、その時間は何時間ぐらいを考えておられるのか。それから、年間何回ぐらい予定をされようとしてるのか。それから、教科は何を教えられるのか。その教える先生というのは、どういう方々を予定されてるのか。

以上、4点についてお尋ねをいたします。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（上田 悟君） それでは、ただいま御質問があった件についてお答えいたします。

まず最初に、どういった、生徒については希望をとるのかどうかということですが、これにつきましては、甲佐中学校生徒を1年から3年までを対象ということで、今のところ全校生徒に希望者をとるといような方向で考えております。

それから、平日等行うのかどうかということですが、平日の放課後ですね、水曜日が部活がない日ということですので、一応水曜日に2時間、それと、長期休暇中ですね、夏休み、それから冬休み等もありますけれども、そのときに3時間ということで実施するなりということになります。

回数につきましては、この予算上は今、50回程度という思いでおりますけれども、まだ県のほうの予算がですね、3月は骨格予算ということで、6月にその予算確定をされるということですので、多少その回数等についてはですね、変更があるかと思っておりますけれども、予定では今、ただいまのところ、年間50回程度というような思いでおります。

それと、教科につきましては、一応国語、数学、英語の3教科の語学力教科というように、現在のところは考えておるところです。

以上でございます。

失礼しました。指導者につきましては、大学生ですね、先生を将来希望する大学生だったり、元学校の先生、それから民間の塾を開いておられる方ですね、そういった方を指導者には予定しているところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） 今ちょっと気になるあれだったけど、予算が確定しとらんということで、6月かな、と言うから、それじゃあ新年度に入ってすぐやるというわけじゃないんですか。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（上田 悟君） はい、予定ではですね、新年度に入りまして、中学校と打合せしながら実施する予定でありましたけれども、今回県知事の選挙が3月末、27日に行われるということで、3月にその骨格予算の中にはですね、今回の甲佐は28年度から実施するわけですが、以前27年度から実施しているものについては、3月の予算で通っていると。新規に始める町村については、6月の補正でということで、県のほうからは聞いておるところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） 予算あつてのことだから、やむを得んといえやむを得んけども、学力向上という点について、教育長にお尋ねしますが、こういう取り組みというのは、非常に私はすばらしいことだなと思うんですけども、教育長の見解を、そのへんの。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 昨年度からこの国の事業ということでできた事業で、実は昨年度この事業に手を上げた市町村が、どうも優遇されてるといような感じがいたすんですが、文部科学大臣と私は、実は直接会いましてですね、今の馳大臣もですね、この事業を予算を大幅に拡大していきたいといようなことをおっしゃってました。それで、期待をしてるわけですが、県と国の予算の確定待ちというところですね、予算が確定したところで、本町として取り組んでいくわけですが、今後ですね、県にもこの事業の一層の充実、また、特に必要としているその必要性について訴えていってですね、本町の場合は、この事業を非常に期待をしてるといことを、県のほうにも伝えていきたいというふうに思っております。こういうこの事業を活用しまして、基礎・基本、それから学習習慣づくりといものをですね、中学生に。また、将来的には、できれば小学校までといような思いも持っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） 私も一般質問のときの資料として、この学習塾とか習い事、それから学習塾と習い事両方されると、数字的なものをもらっております。私の感じからするともっと多いんじゃないかなとい気持ちでおりますけども、いずれにしましても今、教育長がおっしゃったようなことでございますので、ぜひしっかり対応していただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。6番、西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 資料の47ページ、宮内地区社会教育センター事業といことで、234万1,000円、ありがたいことと思ひます。また、昨日、全員協議会の中で、11番の本田議員のほうから、使用料について宮内はいろいろ苦勞があつたとまでは言われませんでした。2、3年ぐらい使用料の猶予をとい意味で私は受けておりましたが、しかし、私は、宮内の者として、使用料は甲佐町のいろんふれあいセンターとか、そういったところにも使用料は支払があつてと思ひます。宮内もまだ軌道にはのりませんが、元学校の改修工事も済んで、今から地域の住民が、頑張つて軌道に乗つて、わあ改造してもらつてよかつたなあもうとい感じになつていくと思ひます。ですので、ありがたい御意見とは思ひましたが、使用料は人並みに払つていかんと、宮内の者ば甘やかしてはだめです。そういうことで、これは質問といひますか、皆さんにお礼を申します。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） はい、ほかに、78ページから。はい、2番。

○2番（佐野安春君） 説明資料の41ページ、4番の学校司書配置事業といことで、今年度司書を1名配置されるといことで、私も12月議会の中でですね、この問題を取り上げまして要請をしたところでありますが、今までだれもいなかったところからですね、1名配置されるといことで、大変だとは思ひますけども、良い成果がですね、出てくれればといふふうに思ひます。

そういう中で、1名で小・中学校合わせて5校ですかね、それと生涯学習センターと、巡回ということでかなり大変だと思うんですけども、どういうふうにされるのかなと思ってですね、ちょっとお尋ねしたいと思いました。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） 学校司書の配置につきましては、前回、佐野議員のほうからも質問があったときに、各学校のほうと生涯学習センターを含めたところで活用をというところで今、検討しております。小学校、中学校、また生涯学習センターのほうと今後協議しながらですね、どういう、1日単位で動くのか、半日単位で動くのかとか、そういったところを各学校のほうと協議をしながら、活用のほうを図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） すみません、言い忘れましたが、この採用の方はその資格を持っておられる方ということですかね。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） はい、この学校司書につきましては、資格を持った方をというところで検討しております。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） はい、5番。説明資料の43ページ、一番下でございます。龍野小学校校舎増築事業でございます。この説明の中で一番下に、28年度は工事を行いますとあります。その着工と竣工がいつごろかと。体育館側にエレベーターが付く予定だったですかね。そのある程度着工がいつごろと竣工がいつごろかは。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） 龍野小学校の校舎増築工事につきましては、国のほうの補助のほうを予定しております。国のほうの補助の確定の補助の通知はですね、内定のほうが、例年5月の連休前後に県のほうから通知がまいりますので、それ以降に発注の準備ということになりますので、早ければ7月上旬ぐらいの契約ぐらいになるのではないかと思います。

竣工につきましては、年度内の3月に完成を一応見込んでいるところでございます。

以上です。

○5番（福田謙二君） 何月着工になつてですか。

○学校教育課長（古閑 敦君） 7月ぐらいの契約になるんじゃないかと、はい。

○5番（福田謙二君） 7月ぐらいの契約ですか。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。3番。

○3番（荒田 博君） 3番。88ページの文化財保護費の関連でお尋ねいたしますけれども、本町には町指定文化財があると思いますけれども、それが確か15件ほどありますが、どういったところがされてるのか。それと、その指定される要件がわかれば教えていただ

きたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（上田 悟君） はい、それではお答えいたします。

今、御質問がありましたとおり、町の指定文化財ということで、国の指定ということで、麻生原のキンモクセイ、それが一つございます。あと、議員がおっしゃいましたとおり、町の指定文化財には、15の指定文化財ということで指定をされております。まず、下豊内のほうにあります陣ノ内の館跡、それから船津にあります船津東前横穴群、それから早川にあります早川城跡、同じく早川の早川六地藏、それから上豊内の鶴ノ瀬堰、それと早川で円福寺阿弥陀如来座像、それから中横田の目野薬師如来、十二神像、それと上豊内で甲佐城ですね。それと上揚の木像如来形座像、それと糸田のほうで緒方家文書、それと上豊内のやなの樋門、それと上揚の緑川上流通漕碑、それから下豊内の逆襲碑、早川の薬王寺宝篋印塔、それから津志田の逆襲碑ということで、現在15の指定をしております。そのほか、各地区のほうで文化財として町のほうで今、把握しているのが、231はございます。

指定する場合はということですが、指定する場合には、町の区域内に存在する文化財、そのうち町にとって重要なものを甲佐町文化財として指定することができるということ、これは甲佐町文化財保護条例の第5条のほうにうたっております。その際、指定しようとする場合は、各文化財保護委員さんが現在3名いらっしゃいますので、その保護委員さんの意見を聞くものとするというようなことになっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 3番。

○3番（荒田 博君） なぜこういうことをお聞きしたかと申しますと、今年の台風によってですね、私が住んでおります浅井区のほうに若宮神社というものがございまして、そちらの屋根のトタンが壊れて、修繕をしないといけないというようなことでございますけれども、若宮神社は神社なので、特定の団体等に町からの寄附はというのはできないと思いますが、そういった建立されてですね、約600年ぐらいの歴史があるような建物でございます。そういった部分で、本町においてはですね、ほかにも調べてみると、そういう文化財になるような建物等もあるのではないかなというのを思ったところでございます。そういった部分で、そういう建物等をですね、また再度調べていただいて、対象になるものがあるのではないかと思いますので、そのあたりはまた検討していただければと思いますので、回答は要りませんので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 12番。

○12番（中村幸男君） 教育長にお尋ねいたします。

まず41ページですね、特別支援教育支援員の配置、27年度、各小学校何名で、28年度13名となっておりますけど、28年度の予定、各学校、それについてまずお尋ねしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 特別支援教育が必要な子どもたちが、年々増加してきておりま

す。特に次年度、28年度の入学生で、非常に増加しているという現状がございます。したがって、28年度は各小学校に2名ずつ、それから中学校が4名ということで配置をする予定でございます。

今申し上げましたのは27年度でございました。28年度はそれに1人プラス、甲佐小学校に1人増員の予定でございます。

○議長（緒方哲哉君） 12番。

○12番（中村幸男君） そういうことですね、特に甲佐小学校についてはですね、支援の必要なお子さんがおられるというようなことですね、この3名、28年度は、これで十分支援員は足るわけですかね。恐らく県あたりにお問い合わせされた結果がこれだろうとは思いますが。これで大丈夫なんですかね。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 実は甲佐小学校につきましては、特別支援学級の増設が認められましたので、県費職員が1人配置されることになっております。それプラス町からの配置ということになりますけども、十分であるかどうかということはずね、はっきりとは申し上げられませんが、その人員でですね、また、そのほかの教職員も研修を積みながら、その配置等の中でですね、最大限の支援をしていくようにですね、指導していきたいというふうに思っております。

○議長（緒方哲哉君） 12番。

○12番（中村幸男君） そういうことですね、やっぱり保育園も大事、小学校も1年生から、特に多動とか集中力の欠陥とかいうお子さんに対してはですね、やはり支援が本当に必要だと思います。そういうことで今後もですね、やはり学校現場あたりの意見を聞いていただいてですね、教育長、取り組んでいただきたいと思えます。

それと議長、ちょっとよろしいでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） はい、何ですか。

○12番（中村幸男君） 42ページ、また別な件で、教育長並びに町長にお尋ね、資料の。

○議長（緒方哲哉君） 資料ですか。

○12番（中村幸男君） はい、資料の42ページで、別件で質問したいのでお許し願いたいと思えます。

甲佐高校支援事業、これについてはですね、これにちゃんと甲佐高校存続に対してのいろいろな文言が書いてあるところがございます。そういう中においてですね、支援内容として、甲佐高校での英会話塾の教材費、教室使用料、電気代と書いてありますけど、これは27年度もやっとなったわけですね。そういうことで、その中でですね、特色ある学校づくり支援計画策定委託料としてですね、甲佐高校支援計画策定委託料とですね、甲佐高校支援基本計画委託料であるわけですね。2点について、まずその2点をまずよろしくお願い致します。学校教育課長でもよか。

○議長（緒方哲哉君） いいですか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） 甲佐高校の特色ある学校づくり支援事業につきましては、今、委託料のほうで二つ載せております。まず、基本計画によりまして、甲佐高校の支援策を検討を行いまして、そこで基本計画を出していただいて、そのあとその基本計画をもとに、実施の支援策についての計画をしていくというところで、まず基本計画をつくりまして、そのあと実施のほうの計画のほうをつくっていきたいというふうに考えております。

○議長（緒方哲哉君） 12番。

○12番（中村幸男君） そういうことですね、この基本計画、また支援計画ですたいね、これがですよ、基本計画がいつ委託されてですよ、それが出てきて、今度は支援計画、正式なですよ、その期間ですたいね、期間どのくらいかかるか。それとですね、やはり委託料だから、恐らくこういう専門の業者に委託をされるとは思いますがですね、教育委員会部局とか町長含めてですたい、お考えあたりは出しておられるんですかね。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） まず、支援策、まず基本計画をいつまでということでございますけども。できればの話ですが、中学生の体験入学というのがあります、7月に、希望する中学生が高校に来て、いろんな説明をするという事業があります。できればそこまでにつくり上げられたらというふうな思いがございます。

また、支援の事業内容についてはですね、様々な意見が検討委員会の中でも出ておりますし、我々、私たちの思いもですね、持っておりますけれども、一つは、本当に子どもたちが魅力を感じるような、高校の教育内容づくりでなければならぬと。一時的な例えば経済的支援だけではですね、やはり持続的ではないのではないかと。遠くの生徒でも、また地元の生徒でも、行きたいというようなですね、そのような取り組みをつくっていく必要があろうというふうに思っています。そういう共通認識を委員会の中で持ちながら、専門家の方にある程度の知恵も課していただきながら、どういうことで考えていきたいと思えます。できるだけ早く具体化していきたいとは思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 12番。

○12番（中村幸男君） そういうことですね、教育長も甲佐高校におられた中でですね、奨学金廃止なったあとですね、奥名町長はですね、甲佐高校支援についてですね、かなりどのような支援はでけんでしょうかと、経済的な支援も含めてですね、かなり甲佐高校には投げてあるわけですよ。投げた中でもですね、ボールが返ってこんわけですよ。それが現状じゃなかったかと私は捉えております。

そういうことですね、じゃあこの委託をどの業者にされるかわからんけどですたい、その委託業者のとり方次第ではですたい、経済的な応援ばせえとか、いろいろ出てくる可能性もあるしですね、やはり町長含めて教育委員会部局あたりがですよ、本当にやっぱり甲佐高校こうした思いをですね、入れて委託はせんとですね、やっぱり委託業者といってもですね、こういう業者はなかなか私はおらんとすよ。学識経験者とかそういう人がつくった会社かなんか知らんけど、本当にですね、これは大事な問題ですので、町

長も教育委員会関係ございますので、真剣にやっとならば認めますよ。ただ、中にもですね、取り組んでいただきたいと。この両方ですね、557万4,000円ぐらいみてあるけどですね、予算がオーバーしててもですね、やっぱりやっていただきたいという思いがありますけど、町長いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） ここ数年、高校の再編計画ということで、多良木高校が廃止になったりですね、非常に我々の周辺でもそういう状況になっているということは、御存知のとおりです。山都町においても今、様々な支援を町のほうでやっておられるわけでありまして、本町の場合におきましては、以前から私も魅力ある、特色ある学校づくりに対しての、甲佐高校の位置づけをしていただいて、それに支援をしていくならばという思いをですね、非常に強く持っておりまして、単純に経済的な支援とかですね、そういうことの支援よりも、もっと後に続いていくようなことでの考え方をですね、考えていただけないかということですとお話しをしてまいりました。

蔵田教育長も、教育長になられてからも、とにかくこの甲佐高校については、県の再編計画に乗る前と言うとちょっとおかしいですけども、そういう状況に追い込まれる前に、やはり町としての手立てが必要だというようなことを感じておりましたので、今回ちょっと地理的なところがですね、若干甲佐町とは違うんですけども、ちょっと離れ島とかですね、そういう地理的条件は違いますけれども、みごとに高校を再生させたそういう事例がある、そういうことに手掛けられた方がおられます。一度高校関係者の方と、OBの方とか私も入って話を聞きましたけれども、非常に情熱を持って、そういう高校再生をされた方のように私は受け止めさせていただきました。そういう方をこのコーディネーターとしてこの計画策定に当たってですね、そういうアドバイスをいろいろいただきながら、甲佐町にとって、じゃあどういったやり方が一番合うのかということですね、探りながら、ぜひこれは町としてもですね、一生懸命取り組みたいという思いでいるところであります。

あと、一番手っとり早いといえば、スポーツ指導者を入れてですね、何かのスポーツに「有名にして」と言えば、一時的にはそういうことも考えられないこともないんですけども、それはそれとしての一つの方策として考えも必要かと思っておりますけれども、全体的にはやっぱり、例えば地域と連携したやり方とかですね、そういう高校の魅力あるそういう学校にしていくための支援をですね、ぜひ考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 12番。

○12番（中村幸男君） すみません、議長まあ一回。

○議長（緒方哲哉君） はい。

○12番（中村幸男君） そういうことですね、町長の今の答弁ですね、十分理解いたします。ただ、理解する中でですね、やっぱりその経済効果は、熊本バスさんあたりもですね、やっぱり赤字路線は廃止したいという思いがかなりある中で、やはり甲佐高校生徒のやっぱり通学、また、地元あたりの経済効果あたりもですね、かなりやっぱり影響があ

ると思いますのでですね。その点も含めまして、ぜひ存続が実現するようにですね、努力されることをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。2番。

○2番（佐野安春君） 説明資料の47ページの、先ほども質問等あったましたが、宮内地区の社会教育センター事業のことで、ちょっとお尋ねします。

27年度でですね、大きな改修があつて、宮内社会教育センター自身は、もう改修が基本的には終わったかと思うんですが、これまでですね、やっぱりこれ宮内社会教育センターに必要な財源とですね、今後の事業計画ですね、どういうふうに事業を展開されていられるのか、そういったところをちょっとお話をいただければと思いますが。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（上田 悟君） はい、今回、宮内地区社会教育センターの改修工事やったわけですが、それにつきましては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金と電源立地地域対策交付金事業というのを活用して、今回の改修を行っております。

改修内容等につきましては、条例一部改正のときにも多少説明いたしましたけれども、主な内容といたしましては、コミュニティルーム、それから調理室、農産加工施設ですが、それとトイレ部分の改修、それと昇降口へのスロープ等の新設等を実施しております。

その事業費のほうにつきましては、改修工事費ということで、建築の改修工事、それと設備改修工事、それと設計業務委託、管理業務委託ということで、合計合わせまして5,836万7,840円と、それと電源立地対策交付金の活用した加工所、調理室の厨房部品ということで448万2,000円、合計の6,284万9,840円が今回の改修工事の内容となっております。上に述べました改修工事、それから委託等につきましては、農山漁村活性化プロジェクト交付金ということで、2分の1の補助、そのほかは過疎債を充てるということと、加工所の448万2,000円のうち440万円につきましては、電源立地対策交付金というようなことで今回実施しております。

このような改修したわけですが、今後の利用といいますか、計画等につきましてはですね、昨年の3月議会のほうでも、企画課長のほうから答弁されておりますとおり、宮内地域の方の配食、弁当の配食サービスだったり、現在行われております梅ジャムだったり、万能たれ等の商品、それから、料理教室なども計画されてるようでございます。そのようなことをしながら、地域の仕事づくりにつなげたいというふうに、今後は思っております。

また、コミュニティルームにつきましては、地域の方々の福祉だったり、ふれあいの考え方、それからイベント等の実施しながら、地域のコミュニティの場として活用していただけるならというふうに考えておるところでございます。

社会教育センターということで、地域だけの活用ということではありませんけれども、多くの方の、その地域の方を含めまして、多くの方にこの施設を利用していただくならということで、社会教育課としては、今後そのようなことで管理には努めていきたいというふ

うには思っております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） すみません、その事業はいつごろから始まる予定なんですか。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（上田 悟君） 工事は完成しておりますので、新年度から早速そのその配食サービスというのは、まだ私のほうでは確認できておりませんが、現在行われております梅ジャムだったり万能たれだったり、そのようなことはもうすぐ実施されていくんじゃないかというふうには思っております。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑。11番。

○11番（本田 新君） すみません、どうしても質問したいことがありましたので、実は、安津橋上流のグラウンド整備のことでございます。予算書は見たけど出てこない。ただ、実施計画書、3年分の実施計画書の13ページの一番上にあがっております。本年度が2,000万、次年度の次が1億、1億ということで、2億2,000万という数字が載っておりますので、議長申しわけありませんが、これで関連させて質問させていただきたいと思います。

グラウンド整備ということで、すみませんが、あすこでグラウンド整備についてはいろいろと設計の段階に入ってるのかなど、どうなのかよくはわかりませんが、いろいろ計画が立っておると思うんですけども、あすこは安津橋の下のほうはですね、緑川の護岸に接してグラウンドゴルフ場ができてですね、非常に有名になりました。その上流側にもですね、ひとつこのグラウンドができると、なんか非常にすばらしいグラウンドができそうな、呼べるような気がしますし、体験型の観光にもいいんじゃないかなと思うんですけども。

一つ提案させていただきたいのは、何か一つでもいいからですよ、何かグラウンドだけをつくるということもあるかもしれませんが、何か目玉になるような、ちょっとあそこを道路を通して、何かパッと見たら何かあるよなど。あれですけども、例えば、橋から滑り台をグラウンドのほうに出せるとか、何か大きななんかこう、何か一つでもいいから、何かそういった目玉になるようなものをつくってもらえないだろうかという思いがあつてですね、グラウンド整備のほかにはですね、そういう思いがあつて今、御質問させてもらってるんですけども、どうでしょうかね。なんか私は遊具がね、どうしてもね、甲佐町にはないんですよ。確かに執行部の皆さんは、公園はいっぱいあると、公園はあるとおっしゃるけれども、なんかそういった何か一つでもいいから、なにかつくってもらえないだろうかかなという思いがあるので、ちょっと質問させてもらいたいと思いましたが。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） はい。安津橋上流の整備についての御質問でございます。

予算につきましては、28年度の当初予算での計上ではございませんで、27年度の補正予算の中で、企画費の中で2,000万円の実施設計業務委託費として計上させていただいております。これにつきましても、地方創生の加速化交付金のほうで措置をするというふう

考えております。

この整備につきましては、国土交通省と連携をしまして、国土交通省のほうで「かわまちづくり」事業ということで取り組んでおられます。その中で、協議会それと実行委員会というものを立ち上げまして、各種団体の方、議会のほうからも参加していただいておりますし、学校関係、それとかスポーツ関連団体等からも、委員として入っていただいております。その中で、どういう整備をするのかというようなことで、今、話し合いを行っております。一応の案として出来上がっておりますのは、総合運動公園というような位置づけで、サッカー場、野球場、ソフトボール場、それに多目的広場というようなことで、設置をするならということで計画をしておるところでございます。

実行委員会の中でも、公園ということで遊具等の設置については、できないのかというようなことも意見がでております。それにつきまして、現地がどうしても河川敷になるということで、構造物の設置については、どうしても制限があるということになります。構造物につきまして、今、総合運動公園の話をしましたけれども、この中では、一応夜間の使用もできるようにというようなことで、夜間照明を設置するようにしております。これにつきましては、国交省のほうの基準の中で、最小限度の設置ができる構造物というようなことで、設置をするようにしておりますが、そのほかに遊具等の設置ということでしますと、どうしても川の流れを阻害するようなことになってしまいますので、なかなか難しいというような見解をいただいているところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 11番。

○11番（本田 新君） まあ、難しいというならこれ以上はあれですけれども、せっかくグラウンド整備をされるということでございます。一つ考え方として私が思うのは、甲佐町の住民のためのグラウンドというのもあろうかと思えますけど、もう一つ大きく、観光じゃないけども、あそこに本当にちょっと金をかけたグラウンドをつくってですよ、いろんな公式戦ですね、サッカーの公式戦だとか、特に今、浅井にですね、サッカー場も使っておられる方もおられますし、非常にサッカー熱が非常に盛んだし、土・日見ると本当に親子で、こんなにサッカーで人気があるんだなと思って、ぼくはびっくりしてるんですけども。

ひとつそういった、一つの例ですけどもね、やっぱり何か思い切って良いものをつくってですね、呼び込んで、大きな大会でもですね、引っ張り込まれたり、もっと大きく言うならね、オリンピックのあのぐらいのグラウンドぐらいで、そこまではありませんけども、熊本県はそれぐらいのことを考えてると思うんですけども、我が町でもですね、県下でいろんな球技等の公式戦ができるような、そういったグラウンドまで一つ考えられていただくなればと思って、ちょっと質問させていただきました。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） すみません、先ほど説明いたしました総合運動公園の整備の中で、種目で、サッカー、野球、ソフトボールと申しましたけれども、これにテニスコートも設置をするということで考えております。各コートにつきましても、サッカーについ

でもフルコート、野球場についても正式なグラウンドとなるような大きさのコート、それに、サッカー場についてもそうですし、テニスコートについても一応そういうような考えて設置をするということで、県下で行われるような大きな大会でも誘致ができるようなこととするならということでは考えております。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

2番（佐野安春君） 関連でいいですか。

○議長（緒方哲哉君） 今の関連で、どうぞ。

○2番（佐野安春君） 河川敷ですので、今おっしゃったように大規模なグラウンドをですね、作られるということで、水防的なものにはやっぱり大丈夫ですか。それはもうばっちり。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 水防的にはどうかというようなことですが、その実行委員会の中でもそういうような話は出ておりますが、国交省のほうからの見解ですと、今の高さはあまり変えられないというが、河川断面を狭くするようなことはなかなかできないと。町のほうからすると、水害に強いように嵩上げをしてもらって、高くしてもらえれば一番いいんですけども、そういうことになると河川断面を侵すというようなことで、なかなか高さは変えられないのかなというようなことで、年に1回あるかないかのその越水するようなことは考えられますよというようなことは、回答をいただいております。

○2番（佐野安春君） わかりました。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんようでしたら、しばらく休憩したいと思います。
どうですかトイレ休憩しましょうか。半から始めます。

休憩 午後4時25分

再開 午後4時30分

○議長（緒方哲哉君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 先ほどの福田議員の御質問の仁田子古川線についての位置図ですけれども、議員さんのお手元のほうにお配りをさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、款10の災害復旧費、款11の公債費、款12の諸支出金、款13の予備費については、一括して質疑を行います。94ページから95ページ、94ページの款10、災害復旧費から95ペ

ージの予備費までです。質疑をお願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないということでございます。

次に、歳出全部についての質疑がありませんか。歳出全部についての。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんということであれば、まだ審議の途中でありませうけれども、お諮りいたします。

ただいま議案第21号、平成28年度甲佐町一般会計補正予算の審議の途中でありますけれども、本日の会議はこれで延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議はこれで延会することに決定しました。

明日17日は、午前10時から本議場において会議を開きます。

本日はこれで延会いたします。

お疲れさまでございました。

延会 午後4時32分

3月17日（木曜日）

平成28年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第4号)

1. 招集年月日 平成28年3月11日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会 3月17日 午前10時00分 議長宣告
1. 閉会 3月17日 午後2時49分 議長宣告

1. 応招議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岡本 幹春 議会事務局事務長 山本 洋子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	奥名 克美	副町長	師富 省三
会計管理者	田上 洋子	総務課長	内山 洋
企画課長	西坂 直	くらし安全推進室長	清水 明
税務課長	北畑 公孝	住民生活課長	福島 明広
総合保健福祉センター所長	井上 美穂	福祉課長	北野 太
産業振興課長	鳴瀬 美善	建設課長	志戸岡 弘
環境衛生課長	橋本 良一	会計課長	田上 洋子

町民センター所長	吉岡英二	教 育 長	蔵田勇治
学校教育課長	古閑 敦	社会教育課長	上田 悟
農業委員会事務局長	鳴瀬美善	選挙管理委員会書記長	内山 洋
代表監査委員	本田 進		

1. 開会 3月17日 午前10時00分

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- 日程第1 議案第21号 平成28年度甲佐町一般会計予算
- 日程第2 議案第22号 平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第23号 平成28年度甲佐町介護保険特別会計予算
- 日程第4 議案第24号 平成28年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第5 議案第25号 平成28年度甲佐町水道事業会計予算
- 日程第6 請願第1号 「鮎緑の湯」廃止計画の撤回に関する請願書
- 日程第7 請願第2号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願
- 日程第8 議員派遣について
- 日程第9 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第10 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第11 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（緒方哲哉君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 議案第21号 平成28年度甲佐町一般会計予算

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、議案第21号「平成28年度甲佐町一般会計予算」を議題といたします。

甲佐町一般会計予算の歳入から質疑を行います。また、昨日も申しておりましたけれども、本年も執行部から別冊のとおり、平成28年度当初予算案の説明資料及び平成28年度から平成30年度までの甲佐町実施計画書が配付されております。この資料からでも質疑ができます。

それでは、昨日に引き続き、今日は歳入のほうから、11ページの款1、町税から、15ページ、款12、分担金及び負担金までについての質疑をお願いします。11ページから15ページまでの分担金及び負担金までについての質疑をお願いいたします。

何か質疑ございませんか。

11ページの款1の町税から15ページ、款12の分担金及び負担金までの質疑といたしております。

何か質疑ありませんか。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 14ページですね、地方消費税交付金というのが、前年度比較しまして6,400万増額予定ということと、地方交付税のほうも5,000万前年度よりも増額ということになってますが、見込みというのはあるんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） それではお答えいたします。地方消費税交付金につきましては、御存知のとおり、消費税8%に引き上げられたということで、これがちょっと遅れて町のほうに入ってくる状況です。27年度の決算見込額も増えておりますし、28年度の予算見込みというところで増額をさせていただいておるところでございます。

それと、地方交付税につきましてはですが、こちらの5,000万円ほど増額いたしておりますけれども、こちらは起債の償還に充てます起債の元金の償還が増えてまいります。大体1億ちょっとぐらい28年度は増える見込みでございますので、こちらの償還金の増額に伴いまして、当然、地方交付税のほうも増えてくるということで、大体その半分ぐらいを交付税収入というふうに見込んでおるところでございます。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。
町税から分担金及び負担金までです。
ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないようでございます。

次に、16ページ、款13、使用料及び手数料から、24ページの上段、款15、県支出金までについての質疑をお願いします。16ページ、使用料及び手数料から、24ページの上段、県支出金までについて質疑をお願いいたします。

16ページから24ページ上段、県支出金までの質疑をお願いします。

何かありませんか。

6番。

○6番（西坂和洋君） すみませんが、私は書類を車の中に入れてきたままですので、取ってきてよろしいですか。

○議長（緒方哲哉君） どうぞ、取ってきてください。

どうぞ、会議続行します。どうぞ。どうぞ、続行しますので。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 単純なことばお尋ねいたします。

24ページの財政調整基金、預金利子、マイナス金利の中でですたいね、会計課長、大丈夫ですか、この201万4,000円。

○議長（緒方哲哉君） 会計課長。

○会計課長（田上洋子君） 失礼いたしました。201万4,000円を上げてますけれども、今後の金利の動向がちょっと下がってくるかもしれませんけれども。

○議長（緒方哲哉君） マイクを上げて答弁してください。

○会計課長（田上洋子君） 今のところ、下がるというお話はまだ聞いておりません。下がるかもしれません。そのときはまた補正でお願いしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 12番。

○12番（中村幸男君） 下がるかもしれません。

下がるですよ。

恐らくですね、それは銀行あたりですよ、入ってこんで預かりだけじゃですね、銀行がやっていけんからですね、恐らくこの201万4,000円というのは下がると思います。

そういうことで、町長以下の皆さん方はですたい、やっぱりそういう先も見通してはおられるけどですね、よろしくお願ひしときます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 20ページの民生費補助金が前年度予算に比べたら8,400万ほどマイナスとなっておりますが、内容的なことをちょっと教えていただけませんか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時10分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 15款の2、2項の2、目2、民生費補助金につきまして、前年度の当初予算額に比べまして8,465万9,000円というふうな減額につきましてですけども、これにつきましては、一般会計の予算資料のほうの歳出のほうで見ますと、放課後児童クラブの建設費、その補助金。それと、保育士等処遇改善補助金等の減額ということで、そういうことでこれ、28年度と27年度の差が8,465万9,000円ということになっております。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） それでは、ないということでございます。

次に、24ページ、款16、財産収入から、28ページ、款21、町債までについての質疑をお願いします。24ページから28ページ、款21の町債までについての質疑をお願いします。

24ページから28ページ、款21の町債までです。

質疑ありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 28ページの上のほうに、コミュニティ助成事業ということで、1,000円の存目で上がるとお思いますけども、これは毎年行われておりますけども、来年度はどういった、何か要望とか、考えておられるとか、そういったのがあればお知らせください。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） お答えいたします。

コミュニティ助成事業の存目で1,000円計上しておりますけれども、現在、2地区から申請が出ておまして、現在、県のほうに書類を上げて申請中でございます。これが大体まだ決定は来ておりませんので、来た段階で補正をお願いをするというようところで考えております。

決定がもしきましたときには、6月補正で実際の金額を計上したいというふうに考えております。

○議長（緒方哲哉君） 11番。

○11番（本田 新君） 2地区から具体的なあれはまだ来とらんからわかりませんが、大体どういった要望が上がるとするのか、そういったのはわかりますか。今言われるなら言うてください。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 1箇所について記憶しておりますので、1箇所について御説明したいと思いますが、公民館活動をする上で、公民館に設置をする机でありますとか椅子等の整備をするというようなところで申請が出されております。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないということでございます。次に入ります。

次に、歳入全部について何か質疑ありませんか。

歳入全部についての質疑をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 16ページですけども、土木使用料の中の町営住宅使用料の滞納繰越金のこの40万ですね。これは見込みあつとですかね、この40万というのは。

その内訳として、何件ぐらいがあつて何カ月分とか、そういうのわかりましたら教えていただきたいと思うんですけど。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） この28年度分の滞納。調定額がまず、滞納分としまして550万円ほどあります。滞納分につきましては、過去から年々、徴収を取れるところから取っておりますので、だんだんと減ってはきておりますけれども、例年の徴収率から申し上げて、10%前後は取っておりますので、例年、五、六十万円は取れる見込みで、予算計上としましては40万円ほどを見込んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 5番。

○5番（福田謙二君） 総額が550万ということですね。その中で40万ぐらいは、1割ぐらいは見込みがあるということで、もう少しこれは努力されて、どぎゃんかできんもんですかね。やっぱこれは難しい所もあるかと思っておりますけども、そういうとをどうのような方法を今やっておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 滞納繰越分について、年々徴収率が減少している理由としまして、22年度ぐらいから徴収を強化してまいりまして、その時から、22年度が約200万円、23年度は240万円、24年度が320万円、25年度は280万円、26年度が120万円というふうに、だんだんと徴収を強化してまいりまして、取れる所からは取っておりますので、だんだん徴収率的には落ちてきているところでございます。

また、徴収の方法といたしましては、催告書あたりと本人の面談による面談の調査をいたしまして、誓約書を取ったり、できる限りの取れるような状況、できる範囲を把握しまして、月々の納税誓約等を取りまして、取って、徴収をしていくところでございます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 5番。

○5番（福田謙二君） すみません、同じのです。3回目ですけども、その一番多い方でどれぐらいあるわけですかね。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時19分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

歳入全部について質疑を伺っております。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないようでございます。

次に、2ページから6ページまでの第1表、歳入歳出予算についての質疑をお願いします。2ページから6ページまでの第1表、歳入歳出予算についての質疑をお願いします。

2ページから6ページです。質疑ありませんか。

2番。

○2番（佐野安春君） これは、歳入歳出全般にわたるということで考えて。

○議長（緒方哲哉君） 全般は先ほど申しましたので、2ページから6ページ。最後に、全般は最後にありますよ。

○2番（佐野安春君） はい、わかりました。

○議長（緒方哲哉君） いいですか。

○2番（佐野安春君） はい、いいです。

○議長（緒方哲哉君） 2ページから6ページありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないということで。

次に、7ページの第2表、債務負担行為について質疑をお願いします。7ページの第2表、債務負担行為についての質疑をお願いします。

債務負担行為についての質疑をお願いします。

何かありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないということで。

次に8ページ第3表、地方債について質疑をお願いします。8ページ、第3表の地方債について質疑をお願いします。

8ページ、第3表、地方債について質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないということでございますので、次に、9ページから10ページの歳入歳出予算事項別明細書について質疑をお願いします。9ページから10ページの歳入歳出予算事項別明細書について質疑をお願いします。

9ページから10ページです。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないということでございます。

次に、最後に本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部について質疑をお願いします。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今議会において、第3次行革大綱ということで、これからどういうふうな行革を行っていくかということを示され、また、これまで実施された施設の廃止など、実績を上げられています。

当年度予算においても関連した予算があると思います。これまで行われた行革の効果が具体的にどうであったのか。例えば、この中にもいろいろ説明的なものがありますが、すべてでなくて、例えば給食センターとか老人ホームとか、財政的な面とサービスの面でどのような効果があったのかということでお示しいただければということで質問いたします。以上です。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時26分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画課長。

○企画課長（西坂 直君） すみません、時間をとらせました。行革でのこれまでの効果というようなことでの御質問でございます。

今まで、第1次、第2次の行革を行ってまいりまして、この中で第1次行革の中で、行革大綱の1ページの所を書いておられますけれども、累計の21億2,000万円の財政効果を上げたということではしております。この中で取り組んでおられますのが、例えば、緑川保育所の民営化ですとか老人ホームの民営化等があります。

それと、遊休資産であります土地等につきまして、売却を進めております。そういうところで効果額として21億2,000万円の効果額を出しているというようなところでございます。

それと、住民サービスの向上というようなところで一つ、365日窓口の開設というようなところで、土曜・日曜日につきましても、役場の閉庁時期についても、窓口を開庁して住民の方へのサービス向上に当たるということではしております。

それと、第2次のほうで一つ申し上げますと、緑町地区で分譲を行いまして、10区画の土地を売却をしているというようなところで財政効果を上げているところでございます。具体的な金額等につきましては、後ほどお示ししたいというふうに考えます。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） ありがとうございます。今示されたように、総額的なことでお話がありましたので、例えば、老人ホームで、また、給食センターでというような形で、財政的面でプラス面というような所を示していただきまして、総合的なサービス向上というようなことで、今、緑川分譲、365日窓口というようなこともお話されましたが、個別にどういった点でサービス向上になってるかというようなことも、後で結構ですので、資料等を提供いただければというふうに思います。以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに、本予算全部について質疑ありませんか。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 本予算全体で5.7%の予算増という中で、地方創生持続化資金、28年度ですね、この予算がかなりあって、町の財政運営にも、国の安倍政権の景気対策あたりが助かるんじゃないかと思います。

そういう中において、この地方創生持続化資金が、総務課長、なかったとすれば、もう当初予算はどのくらいになるわけですか。

議長、ま一回すみません。

○議長（緒方哲哉君） 12番。

○12番（中村幸男君） それとですね、その行政はもちろんですね、農業団体、商工団体あたりも、やっぱりその持続化資金、かなりやっぱり下りてきております。そういうことで、今日の新聞によると、ベースアップあたりが前年割れとか載ってる中で、やはり地方、我が町だけがこういう持続化資金、今後もそれを申請次第ではですよ、持続化資金が獲得できたりするのか、その点も2点お願いします。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 地方創生加速化交付金につきましては、3月の補正で、そして繰越をするという形でございます。この金額は、総額で全部交付されたという話でございますけれども、これは総額で5,439万円を見ておるところでございますので、この分が国のほうから交付されるということになかったら、この分がほかの財源を充てなければならないというような状況でございます。

今後もまち・ひと・しごと創生の計画を出しまして、それに基づきまして国のほうが予算措置をされるかと思っておりますので、できるだけその交付金のほうで各種事業ができるように、今後とも努力してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 12番。

○12番（中村幸男君） それとあと一点ですね、私が歳出の時に尋ねるのを忘れとったもんですから、議長、よろしいでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） はい、どうぞ。

○12番（中村幸男君） 井戸江峡が、もう年数的に30年近く確かなる中で、指定、管理をNPOに委託してあるわけですね。あそこが30年の3月までは貸し出しができない、そういうことで、やっぱり人が出入りしない場合は建物が傷むわけですね、やっぱりどう

しても。窓を開けてやったりせんことにはですね。恐らく30年の4月からですよ、使用を開始した場合は、建て直しをせなんような状況になってくるんじゃないかというような思いもありますので、その点担当課あたりでどのようなことを今取り組んでおられるか。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（上田 悟君） 今、中村議員が言われたとおり、井戸江峡キャンプ場につきましては、相当建物自体も年数が経っております。施設内の樹木等も生い茂っておりますので、それにつきましては、現在、伐採のほうで考えております。建物につきましては、今言われましたように、NPO法人のほうに現在年間委託ということで、委託内容につきましては、先ほど言われましたように、建物については開けせきしないと、すぐ大変傷むということもありますので、月に2回ほどは開けてということで管理のほうは今お願いしているところです。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 12番。

○12番（中村幸男君） そういうことで、私も見に行くんですよ。ところがですね、開けた様子あたりを見らんもんだから、やっぱり天気の良い日にですよ、開けてやって、風を通してやらんとですね、30年の4月からまた、あそこは人気もあって貸出した場合、やっぱり木造ですから、腐れとったとかそういうようなことがかなり起きるんじゃないかと心配しておるわけでございます。

だからですね、やっぱり日報あたりはもらっておられますかね、その作業日報。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（上田 悟君） 日誌のほうは記入していただくようには今言っております。

○議長（緒方哲哉君） 12番。

○12番（中村幸男君） そういうことで、やっぱり日報あたりも担当課に出していただいて、本当に管理を、15万6,000円ですか、年間払っておるということで、以前は近くの人が管理しておられたということで、管理が行き届いたというようなことは聞いております。地域の方から「最近な全然管理しよらんぞ」とか聞きますので、その点も十分、NPOのほうに今後やってもらうようによろしくお願い申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

ございませんか。

5番。

○5番（福田謙二君） これからでもいいですか。説明資料の、48ページの一番下でございます。学校給食共同調理場管理ですね。この中の説明の中に、町内の小学校4校、中学校1校ということのほかに、県立松橋西支援学校というのがありますけれども、ここの児童と生徒数と先生のどれぐらいおられるか、ちょっとお聞かせ願いたいと思いますけれども。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時36分
再開 午前10時37分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないということでございますので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 28年度甲佐町一般会計予算につきましては、ほとんどのところで賛成なんですけれども、一部、地域改善対策費の中の一部に同意できない点がありますので反対とさせていただきます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第21号、平成28年度甲佐町一般会計予算、総額にして63億6,446万1,000円、これは議会議員の中では昨日から執行部の質問等交えて、この本予算についていろいろと詰めてやりました。しっかりその点について、執行部のほうでは国・県あたりの補助金もしっかり取り入れられて、しっかりした予算を計上されているというふうに思います。

この予算をもって28年度の我が町の町政がなされるものと思い、また、そういったことによって、町民の安心・安全、また、幸せ、豊かなくらし、そこまで言えるかどうかかわかりませんが、しっかりと生活が守られるというふうなことを思い、本予算に賛成したいと思います。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第21号「平成28年度甲佐町一般会計予算」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方哲哉君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第22号 平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計予算

○議長（緒方哲哉君） 日程第2、議案第22号「平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（福島明広君） それでは、議案第22号、平成28年度甲佐町国民健康保険

特別会計予算について御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。平成28年度甲佐町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億1,925万2,000円と定めるところによります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によります。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は1億円と定めております。

平成28年3月11日提出、町長名でございます。

次のページをお願いします。第1表、歳入歳出予算。歳入です。款1、国民健康保険税を3億1,179万9,000円としております。1の国民健康保険税です。款2、使用料及び手数料6万円としております。1の手数料です。款3、国庫支出金4億8,104万6,000円としております。1の国庫負担金、2の国庫補助金です。款4、支出金9,247万2,000円としております。1の県支出金、2の県補助金です。款5、療養給付費等交付金を5,000万1,000円としております。1の療養給付費等交付金です。款6、共同事業交付金を4億5,476万8,000円としております。1の共同事業交付金です。款7、前期高齢者交付金を3億3,953万6,000円としております。1の前期高齢者交付金です。款8、財産収入10万円としております。1の財産運用収入です。款9、寄付金を1,000円としております。1の寄付金です。款10、繰入金を1億6,945万8,000円としております。1の一般会計繰入金、2の基金繰入金です。款11、繰越金を2,000万1,000円としております。1の繰越金です。次のページをお願いします。

款12、諸収入を1万円としております。1の延滞金及び過料、2の町預金利子、3の雑入です。歳入合計、19億1,925万2,000円としております。次のページをお願いします。

歳出です。款1、総務費を3,279万1,000円としております。1の総務管理費から5の医療費適正化対策事業費までです。款2、保険給付費を11億3,051万7,000円としております。1の療養諸費から5の葬祭諸費までです。款3、後期高齢者支援費等を1億7,070万3,000円としております。1の後期高齢者支援費等です。款4、前期高齢者納付金等を22万円としております。1の前期高齢者納付金等です。款5、老人保健拠出金を1万1,000円としております。1の老人保健拠出金です。款6、介護納付金を6,913万8,000円としております。1の介護納付金です。款7、共同事業拠出金を4億5,476万9,000円としております。1の共同事業拠出金です。款8、保健事業費を1,511万9,000円としております。1の保健事業費、2の特定健康診査等事業費です。次のページをお願いします。

款9、基金積立金を10万円としております。1の基金積立金です。款10、公債費を1,000円としております。1の公債費です。款11、諸支出金を153万1,000円としております。1の償還金及び還付加算金です。款12、予備費を4,435万2,000円としております。1の予備費です。歳出合計19億1,925万2,000円としております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

最初に歳出全部についての質疑を行います。歳出全部についての質疑を行います。15ページの款1の総務費から、24ページ、款12、予備費までです。

何か質疑ありませんか。15ページ、款1の総務費から24ページの款12、予備費までです。質疑ありませんか。歳出全部についての質疑を伺っております。15ページから24ページ、歳出全部です。

6番、西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 17ページの医療適正化対策事業費の中の一番下の段ですけど、レセプト疾病分類委託料とありますが、これはどこに委託されるのですか。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（福島明広君） レセプト疾病分類委託料につきましては、国民健康保険の連合会のほうに委託をしております。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 6番。

○6番（西坂和洋君） これは患者の一つの病気に対して、1カ月なら1カ月分を委託されるのですか。結局、同じ病気、例えば同じ病気で一年中かかったなら12回、ひと月のレセプトということになるのですか。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（福島明広君） 議員がおっしゃるように、レセプトにつきまして、診療報酬明細書という通称になりますけども、一人の1病気あたり1カ月分の明細書が出ると。それを連合会のほうで取りまとめられて、各県内の市町村に振り分けられるという流れになっております。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

歳出全部について、質疑ありませんか。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 3番。23ページの保健指導事業費の若年層健康診断委託料、20歳から39歳までの若者を対象にした健康診断でございますけれども、これまでなかなか受けられる方が少ないのではないかなと思います。私も昨年からようやく行き始めたところでございますものですから、ここ2年ぐらいの動向を教えてくださいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（福島明広君） 若年層健康診断委託料ということで、通称「わかもん健診」ということでしておるわけですけども、25年度からの実績としまして、25年が89名、26年度が73名、今年度におきましては68名という見込みの人数になっております。以上です。

○3番（荒田 博君） 対象者はどんぐらいおるか。対象者は。わからんときは何割ぐらいとかでもいいです。なら後からでよか。

○住民生活課長（福島明広君） いいですか。すみません。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

歳入全部です。質疑ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） はい、次に進みます。

次に、歳入全部についての質疑を行います。8ページ、款1、国民健康保険税から、14ページの款12、諸収入までです。8ページから14ページの款12、諸収入までです。質疑ありませんか。

歳入全部についての質疑を行っております。8ページから14ページです。歳入全部についての。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 国民健康保険税、前年度との比較のマイナス4,965万6,000円というのは、何か聞いたと思うんですけど、ちょっと説明をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（福島明広君） 4,965万6,000円の前年度比較の減ということでございますけども、第一に被保険者数の減少、これが一番の要因かと思われま。

それと、所得のほうが、正確にはわかりませんが、落ち気味ではないかなというふうに思っております。以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。歳入全部です。ありませんね。

5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 今ので関連ですけども、今回28年度ですけども、29年度、30年度としてのこの見込みはどうですか。やっぱり減、維持、増とかいう範囲の中でどうでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（福島明広君） 毎年度、年々被保険者数の減少は免れられないという感じとして、収納率のほうをアクションプランで掲げておりますけども、その収納率が上がってくれば全体的には若干落ちていくという見込みではあります。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないようでございます。

最後に本予算全部について質疑を行います。本予算全部についての質疑を行います。何か質疑ありませんか。

ありませんね。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 議案第22号、平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計予算につきましては、国保税の値上げはもちろん、一般会計からの繰出等がないよう努力されるよう要望して賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第22号「平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時06分

○議長（緒方哲哉君） それでは休憩前に引き続き会議に入りますけれども、会議に入ります前に、先ほどの質問の中で答弁ができない部分もございましたので、建設課、学校教育課、住民生活課の順で補足説明をいたしますのでよろしくお願いします。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 先ほど、福田議員の御質問の中で、住宅使用料の過年度分の滞納額が一番多い方はどれくらいか。

○議長（緒方哲哉君） しばらくお待ちください。

（自席より発言する者あり）

休憩前に引き続き会議を開きます。順次説明を求めます。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時13分

○議長（緒方哲哉君） ただ今より休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの答弁に対して担当課長より順次説明をさせます。

まず建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 先ほど、福田議員の質問の中で、住宅使用料の過年度分の滞納額が一番多い方はどれくらいかという御質問ですけれども、一番多い方が70万4,400円でございます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） よろしゅうございますか。

次に、学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） すみません、先ほど、福田議員のほうから御質問がありました学校給食共同調理場の松橋西支援学校の上益城分教室の給食数ですけれども、すみません、説明資料のほうには児童・生徒と書いておりますけれども、生徒、高校生ですの
で生徒になります。生徒が24名、それと、先生方、教諭が10名ということで、合計34名分の給食を提供しているところです。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） ここに児童って書いてあったけんですね、児童はおるかなという
思いがあったんですよ。だけんまあ、一応質問もしてみたんですけども。実際はおらん
ということですね。そうですね。

○学校教育課長（古閑 敦君） はい。

はい、わかりました。

○議長（緒方哲哉君） 次に、住民生活課長。

○住民生活課長（福島明広君） 先ほどの荒田議員からの若かもん健診の対象者数、また
受診率というところでお答えいたします。

25年度におきまして、対象者数が568名。そのうちの受診者数が89名、受診率としまし
ては15.7%。26年度におきましてが、対象者数496名、受診者数が73名、受診率が14.7%。
27年度の見込みですけれども、対象者が454名、受診者数が68名、受診率としては15.0%と
いうことになります。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） ただいま説明していただきましたけれども、先般の全員協議会で
アクションプランの資料が配られておりまして、それに数字が載っておりますけれども、
対象人数が年々減少する傾向が今後見込まれる中、受診率の目標値も若干の増を目標にさ
れておりますけれども、この中身を見てみますと、26年度の実績は、受診者73人のうち医
療機関受診勧奨者が7人、積極的支援レベル該当者が10人、動機付け支援レベル該当者が
2人ということで、受けられた中でもそういった部分が見つかったということでございま
すので、若い間にそういう健診を受けていただいて、早めにそういった部分的なものは解
消できる分は直していくと。で、健康にしていくということが一番これからも国保におい
ては大事なことだと思いますので、どうですかね、目標を各0.5%ぐらいを上げられてお
りますけれども、大体まずは3割を目標とか、そういう部分に動いていくこと自体を高く
もっていただくということは難しいでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（福島明広君） 議員がおっしゃるとおり、ちょっと受診率の目標値が、
28で15.5と29で16.0と、0.5%ずつの目標値を上げておりますが、おっしゃるように若い
うちからそういう健康に対して関心を持っていただくというふうに思いますし、そういう
ところで広報啓発活動でもっと周知をしていきたいと考えております。

○議長（緒方哲哉君） 3番。

○3番(荒田 博君) すみません。国保自体に加入されている若っかもんの対象者でございますので、主に自営業だったりとかいろいろ、会社勤めの方ではないと思う方が多いと思いますので、積極的なPRをされて、行かれない方であれば土日とかそういった部分の、できるのであればそういういろんな工夫をしていただいで努力していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(緒方哲哉君) 住民生活課長。

○住民生活課長(福島明広君) 受診の集団健診というところで、7月、追加健診で8月を行っております、特定健診と合わせて行っておりますが、1週間は続けてとっておりますので、土曜・日曜も続けてしているところではあります。今後、もっと強力でPRしていきたいと思っております。

○議長(緒方哲哉君) 7番、宮川議員。

○7番(宮川安明君) 議長すみません、国保関係でちょっと関連で質問させてもらって、お許し願えますか。

○議長(緒方哲哉君) しばらく休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時06分

○議長(緒方哲哉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第23号 平成28年度甲佐町介護保険特別会計予算

○議長(緒方哲哉君) 日程第3、議案第23号「平成28年度甲佐町介護保険特別会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長(北野 太君) 議案第23号、平成28年度甲佐町介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。1ページをお願いいたします。

平成28年度甲佐町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億3,276万9,000円と定めております。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は1億円と定めております。平成28年3月11日提出、町長名でございます。

2ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算、歳入です。款1、介護保険料を2億3,002万2,000円としております。1の介護保険料です。款2、分担金及び負担金を264万6,000円としております。1の負担金です。款3、使用料及び手数料を1万円としております。1の手数料です。款4、支払基金交付金を3億8,066万円としております。1の支払基金交付金です。款5、国庫支出金を3億7,804万4,000円としております。1の国

庫負担金、2の国庫補助金です。款6、県支出金を2億61万円としております。1の県負担金、2の財政安定化基金支出金、3の県補助金です。

款7、財産収入を6万1,000円としております。1の財産運用収入です。款8、繰入金を2億3,397万6,000円としております。1の一般会計繰入金、2の基金繰入金です。款9、繰越金を1,000円としております。1の繰越金です。3ページをお願いいたします。

款10、諸収入を673万9,000円としております。1の予防給付費収入から4の雑入までです。歳入合計を14億76万9,000円としております。次のページをお願いいたします。

歳出です。款1、総務費を4,313万9,000円としております。1の総務管理費から4の趣旨普及費までです。款2、保険給付費を13億4,942万1,000円としております。1の介護サービス等諸費です。款3、財政安定化基金拠出金を2,000円としております。1の財政安定化基金拠出金です。款4、地域支援事業費を3,926万4,000円としております。1の介護予防事業費、2の包括的支援事業任意事業費です。款5、基金繰入金を6万1,000円としております。失礼しました。款5、基金積立金を6万1,000円としております。1の基金積立金です。

款6、公債費を1,000円としております。1の公債費です。款7、諸支出金を3,000円としております。1の償還金及び還付加算金、2の繰出金です。款8、予備費を87万8,000円としております。1の予備費です。歳出合計を14億3,276万9,000円としております。

平成28年度予算の款項の構成比及び前年度からの増減率は、予算案の説明資料を添付しておりますけれども、予算総額では、前年度比4,204万9,000円。率にいたしまして3%の増加となっております。また、介護給付費準備基金からの繰入、2,000万円を計上しております。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞ御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。まず最初に歳出について質疑を行います。歳出について質疑を行います。13ページの款1の総務費から21ページ、款8、予備費までの歳出全部についてお願いします。13ページから21ページ、款8の予備費までの歳出全部についてお願いします。13ページから21ページ、款8の予備費までの歳出全部について質疑をお伺いします。

何か質疑ありませんか。13ページの総務費から21ページの予備費までです。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 議長にお許しいただいて、この議案の一つ一つじゃなくて、総括的な質問でちょっとさせていただきたいと思うんですが、介護保険が始まって、施設入所じゃなくて居宅で頑張ってもらおうとかいうふうでスタートして、ここにきて介護予防というのに非常に力入れられてきて、包括支援等とか、その中でも介護予防費というのは、かなり年々増額をしているというふうに見受けられます。

その効果というのか、その点は、今、担当のほうでは、この介護予防に力を、包括支援センターなんか特にもう10年近くやっておりますけれども、その点、効果についてはどのように見ておられるのか。ちょっとそういう、申し訳ないけども、そういった総括的な質

問で申し訳ないんですけども、ちょっとその効果について、どのように担当課では見ておられるのかを教えてもらえないでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） よかですか。意味わかったですか。よかですね。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、介護保険事業、平成12年度から始まっておりまして、今まで介護保険の給付費につきましては、高齢者の増加及び後期高齢者、75歳以上の高齢者が増加しているというような状況から、要介護認定を受けられる方もずっと増加しておりまして、そういった形で、保険料も、ただいま第6期の事業計画になりますけれども、増加しているというような状況でございます。

そういう中で、今後、国においては介護予防を手厚く、今まで以上に手厚くして、介護にならないような健康づくり対策を図りながら、市町村においては総合事業という形でやっけていきなさいということになっております。

効果ということで議員がおっしゃられたんですけども、効果については、これから力を、更に力を入れていくということで、介護保険の給付額が下がるということは恐らくなかろうかと思えますけども、それを抑制していくという形で、ただいま保健福祉センターのほうで、委託によって介護保険のサテライト事業とか地域地区サロンとかこれからやられますけども、高齢者の方々に元気で暮らしていただけるための様々な施策をしまして、保険料、介護になる高齢者をなるべく少なくしていくということで取り組んでいくというところでございます。以上でございます。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） 19ページの委託料、緊急通報システム委託料という件で少しお尋ねします。

まず、この内容について少し説明をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、緊急通報システムということでお尋ねですけども、その概要について御説明申し上げます。

まず、目的につきましては、町内に居住する概ね65歳以上の一人暮らしの高齢者等の疾病や、災害などの緊急時において、緊急通報サービスセンター及び事前に登録された近隣の協力員や民生委員からなるネットワークを活用した安否確認体制を確立するという目的で行っております。

その方法につきましては、在宅の一人暮らし高齢者の利用申請に対しまして、緊急通報装置を各家庭に設置いたします。その運用につきましては、委託を株式会社キューネットのほうに今委託をしております。

委託料につきましては、新規設置で3,240円、機器の撤去代が3,240円ですね。利用者登録、1台当たり1,944円と、うち利用者登録料だけ利用者負担が月額500円ということでご

ございます。

委託業務の内容につきましては、月2回のお元気コールほか緊急通報の時報及び安否確認。協力員や各関係機関等への連絡並びに利用者宅への駆けつけなどということです。利用申請に基づきまして保健師が家庭訪問し、申請者の生活状況や健康状態について聴き取りを実施、その利用者情報と協力員等情報をあらかじめ登録し、日常の見守りや緊急時の支援活動に活用するというところでございます。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） 資料によりますと、51台ということで51名の方ということだと思えますが、全体的には一人暮らしの方、対象者となられる方、町内何名ぐらいおられて51台、51名になってるんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時31分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 失礼しました。それではお答え申し上げます。

先ほど、説明の時に、その前にちょっと訂正をお願いいたします。町内に居住する概ね65歳以上の一人暮らし老人と私が申しあげましたけども、正確には70歳以上ということでございます。失礼しました。

それと、先ほど御質問の一人暮らし老人の数の中で、どのくらいの方が緊急通報付けておられるかという御質問ですけども、一人暮らし老人世帯数が455件で、設置数が先ほどそこ51件ですので、約11.2%の方、1割ちょっとぐらいの方が緊急通報システムを希望されて取り付けられてるといような状況でございます。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時33分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 申し訳ありません。先ほど訂正で、私が65歳以上を70歳以上ということで訂正をさせていただきましたけども、地域支援事業が始まりました時に。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時33分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 失礼しました。先ほど申しました対象者は町内に居住する概ね、最初は65歳と申しまして再度訂正しまして70歳ということにいたしましたけども、以前は町の一般会計で緊急通報システムを設置していた、老人福祉とか高齢者福祉の形で事業をしていました時は70歳以上としておりましたけども、介護保険事業の中の地域支援事業の中で、介護保険会計の中で緊急通報システムの運用をするようにいたしました。その中では、高齢者についてですね、対象は高齢者となったということになりましたので、正確に申しますと、先ほど、訂正の訂正になりますけども、正確に申しますと、町内に居住する概ね65歳以上の一人暮らし高齢者を対象としているということでございますので、説明資料の、当初予算案の説明資料の58ページの③任意事業（緊急通報システム事業）ということで、この中の説明の中に70歳以上ということで記載しておりますけども、これが実際は65歳以上ということでございます。大変申し訳ありませんでした。

○議長（緒方哲哉君） 引き続きほかに質問ありませんか。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 平成28年度の介護保険、14億かな、超える数字の中で、前年比3%の増。これについては理解しますけどですよ、その中で、款2の保険給付費が13億を超えるような、これが本当だろうと思うわけですよ。

そういう中で、前年比3,977万、目の中で上がっておるという中で、介護サービス等諸費について上がるのはわかるわけですよ。ただですね、介護予防サービス等諸費、予防するための諸費だろうと思うわけですよ。これが減額されとるわけですよ。だからやっぱりその予防が最優先ではないかという思いの中で、この要するに介護サービス等諸費、それに審査手数料なんか関係ありませんけど、高額介護サービス等諸費あたりが増えとるということで、予防のほうが減った理由を。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それではお答え申し上げます。

介護予防サービスと申しますとは、要介護認定を受けられた方で、要支援1及び要支援2の方の認定を受けられた方が利用されるサービスのその請求ということになります。

その中で、これから町が介護予防をしていく上でするのは地域支援事業という形になりますけども、ここでいう介護予防諸費につきましては、実際その介護、要支援の方が利用されたそのサービスの分の経費ということになります。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 12番。

○12番（中村幸男君） 要するに、要支援1とか2はですよ、今その入所あたりもできないとなつとるわけでしょう。1から5まである中でですね。今までは要支援2でも特老あたりに入所できる可能性もあったわけですけど、その1、2の人達はじゃあどうい

ビスを今後受けるわけですかね。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それではお答え申し上げます。

要支援の方、介護予防サービス費という形で、今行われておりますけども、議員がおっしゃられた今後についてのことでございますけども、甲佐町においては平成29年度から、要支援の方、介護予防サービスの一部、具体的には介護予防の通所介護、それと介護予防の訪問介護、この二つのサービスを地域支援サービスに移行するというようにしております。これは介護保険法で定められて、平成29年度までに実施しなければならないということになっておりますので、今後においては、この介護予防、通所介護、デイサービスと訪問介護、ホームヘルパーとかいうのを要支援の方が利用されている分については、これはもう介護保険の対象とならないということになります。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 12番。

○12番（中村幸男君） そういうことで、やはりこの保険給付費については、増えはしても減りはせんと思うとですね、今後もですね。そういうことで、町もそういう要支援1、2の方に対しても十分取り組んではおられるが、今後やっぱりこの予防サービスというのが一番重要じゃないかと思っておりますので、その点も十分よろしくお願ひしときます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今の質問との関連ですが、介護予防サービスというようなことで、本年度介護予防サポーター養成というようなことで取り組みをされてますが、この介護予防教室をするためのサポーター養成ですかね。ですよね。実際具体的にどういうふうになされていくのかというふうなことでお話をいただきたいと思いますが。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） お答えいたします。

現在、30行政区で86名の方のサポーターさんが誕生しておられます。これからは手と足に重りを付けて筋トレをしていただいたり血圧計を購入していただいて、体の管理、栄養管理も含め、そういうのをしていただきたいと思っております。今後また更に介護予防サポーター養成講座を継続してまいりますので、多くの方がサポーターになられまして、地域サロンを運営をしてもらいたいと思っております。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） それはいつから実施されるんですか。それはいつから実施される。養成はされましたけど、人数的にやっぱりその行政区の中で多い少ないというのがありますよね。いつから予定されるのか、実施可能、例えば4月から実施可能がどれくらいの行政区があるのか等お願いします。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） 現在、田原地区、それから岩下2区の行政区につきましては、もう既に始めておられます。今、うちのほうから老人会のほうに、こ

の介護予防教室をしてくださいと回っております。そこで整い次第、各行政区で行ってもらいたいと思っております。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 6番、西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 15ページの今の関連とあまり変わりませんが、保険給付費で、介護サービス等諸費、6項目ほど説明が上がっていますが、これを受けられている患者さんといえますか、対象者は、項目ごと何名ずつおられるかわかりますか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時43分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それではお答え申し上げます。

15ページの保険給付費の介護サービス等諸費の中に6項目ございますけども、この中で一つ一つということでございます。施設介護サービスにつきましては、これは介護施設に入所されている方ということで、以前お答えしました、甲佐町28年の2月現在のひと月分で利用された方ということでよろしかったでしょうか。

それでは、施設サービスにつきましては、利用された方がひと月で136人ということでございます。それと、次が居宅の介護サービスですね。これは居宅において介護サービスを利用された方は2月のひと月間で572名。失礼しました、訂正します。これが二つに分かれておまして、居宅介護サービスと地域密着型となっておりますので、居宅介護サービスにつきましては462名です。失礼しました。572名と申しましたけれども462名です。

次の地域密着型サービスにつきましては、110名です。次が、これがちょっと居宅介護サービス計画等給付費というのは、ケアプラン等、計画を立てるというようなことですので、これは数値的にはちょっと把握はしておりませんが、これは御了承いただいでよろしいですか。

と、次の居宅介護、住宅改修給付費、これにつきましては、予算で申しますと55件で見込んでおります。居宅介護の福祉用具の給付費につきましては、45件ということで、これは必要な方が申請に基づいて利用されるということですので、一応これは予算上で見込んだ数値でお答えさせていただきます。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に歳入についての質疑を行います。

7ページの介護保険料から12ページの款10、諸収入までの歳入全部について質疑をお願いいたします。

7ページの介護保険料から12ページの諸収入まで。歳入全部について質疑をお願いしま

す。

何か質疑ございませんか。7ページから12ページです。歳入全部です。7ページの款1、介護保険料から12ページの款10、諸収入まで、歳入全部についての質疑を伺っております。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないようでございます。次に進みます。

最後に、本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部についての質疑をお願いします。

何か質疑ありませんか。本予算全部についての質疑です。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 議案第23号、平成28年度甲佐町介護保険特別会計予算につきましては、ただいまいろいろ議員各位から意見も出ておりました。そういう中で、福祉課はもちろんのこと関係各課が連携して、介護予防あたりに努められることをお願いして賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第23号「平成28年度甲佐町介護保険特別会計予算」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第24号 平成28年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（緒方哲哉君） 次に、日程第4、議案第24号「平成28年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（福島明広君） それでは、議案第24号、平成28年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

1ページをお願いします。平成28年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,363万7,000円

と定めるところによります。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。平成28年3月11日提出、町長名でございます。次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算。歳入です。款1、後期高齢者医療保険料を8,255万円としております。1の後期高齢者医療保険料です。款2、使用料及び手数料を1,000円としております。1の手数料です。款3、寄付金を1,000円としております。1の寄付金です。款4、繰入金を5,694万9,000円としております。1の一般会計繰入金です。款5、繰越金を1,000円としております。1の繰越金です。款6、諸収入を413万5,000円としております。1の延滞金及び過料から5の雑入までです。歳入合計を1億4,363万7,000円としております。次のページをお願いします。

歳出です。款1、総務費を191万円としております。1の総務管理費、2の徴収費です。款2、後期高齢者医療広域連合納付金を1億3,758万9,000円としております。1の後期高齢者広域連合納付金です。款3、保健事業費を402万8,000円としております。1の健康保持増進事業費です。款4、諸支出金を10万1,000円としております。1の償還金及び還付加算金です。款5、予備費を9,000円としております。1の予備費です。歳出合計を1億4,363万7,000円としております。以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

質疑につきましては、本予算全部についてお願ひをいたします。何か質疑ありませんか。質疑につきましては、本予算全部についての質疑をお願いします。

7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） 先ほど言いかけた国保関連だったんですけども、少し勉強不足で、ちょっとお尋ねしたいことがあったもんだからお尋ねいたします。

ジェネリックに関してですけども、26年度、先日だったですかね、効果額というのが2,500万前後あったというふうにお聞きしたんですけども、そのジェネリックと先発品の全体の中で、割合がどうなってるかというのが一つ。計算すればわかると思うんですけど。

それと、これも勉強不足なんですけども、今、薬価がありまして、先発品の薬価とジェネリックの薬価がどれくらいのところにあるのかということ、この二つをちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（福島明広君） 先発医薬品と後発医薬品、ジェネリックの全体の割合ということですけども、ジェネリック医薬品が全体の、この数字は27年12月のデータで出しておりますけども、全体の40.2%で、そして、先発医薬品で、ちょっとこの数字が切替え不可能な先発医薬品として30.7%。そして、切替え可能な先発医薬品が29.1%というふうにデータとして出ております。

それと、薬価のお尋ねですけども、先発医薬品に対しまして後発の医薬品は、低いので3割で、高いので8割と、3割から8割の価格ということで、平均的に6割程度の価格

になるかと思えます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） ありがとうございます。どうしてもその、30%は先発そのままやっぱり代替品がないから、切れる間はそれは。残りが、3割ですよ、約29%。そこをどうするかという問題だと思うんですよ。やっぱりそういう数字的なところもわかるように、わかるようにというか、出してもらって、町民の方に協力をいただくということが一つ大事じゃないかなというふうに思いがあったもんですから質問させていただきます。

それと、もう一つは、これはなかなか難しいと思うんですけども、病院側に対しても、努力されてると思うけれども、何らかの、病院側も経営があるから難しいところもあるかと思うんですけど、そういう努力と申しますか、何か病院側に対してアクションとっておられるか、そこだけお聞かせ願えますか。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（福島明広君） 病院へのアプローチと申しますか、というところですけども、27年度におきまして、町内の医療機関、3医療機関ですけども、直接病院に向きまして、事務長さんと院長先生に直接面会をいたしまして、ジェネリックの普及促進をお願いしたところではあります。また今年度、28年度におきましても、そのようなことをお願いをしていこうかと考えております。

（「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） なしということで、質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） 議案第24号、平成28年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算でございますけれども、なかなかこう、厳しい状況でございますけど、高齢者の健康を守るという点でしっかりとやっていただきたいということを付け加えまして、予算案に対しては賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第24号「平成28年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの質問の中で、企画課のほうに財政改革に対する効果、また、住民生活課に対しまして、税の前年度に対する対比という質問がございました。その場での答弁ができておりませんでしたので、改めて答弁をいたします。

まず、企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 先ほど、平成28年度の一般会計予算の審議の中で、佐野議員のほうから質問がござります行革の、これまでの行革に対する効果額ということで、一覧表にしたものを出しております。ここに出しておりますものは、主なものということで御承知おき願いたいと思います。

1 ページ目のほうに示しておりますのが、遊休資産の売却に係るものでございます。平成17年度から平成20年度までの売却、遊休資産の売却ということで、実績額で1億7,520万円強というふうになっております。

それと、次のページに、これも売却益ということになりますが、緑川荘、それと緑川保育所、それと第二次の行革のほうで売却をしております緑町の分譲地の売却益でございます。緑川荘が6,800万円、緑川保育所のほうが3,700万円、緑川分譲地で5,500万円強という売却益が出ております。

それと、あと緑川荘と緑川保育所の民間譲渡、それと学校給食センターの民間委託も行ってありますが、こちらの3施設につきましては、職員の削減効果ということでも試算をしております。平成21年度現在での職員の削減効果ということで、約10名の職員数の削減につながったということとなっております。

それと、配付しております資料の3枚目でございますが、住民サービスの向上ということで、休日の窓口業務を新たに始めております。365日窓口ということで、こちらのほうの実績を各年度ごとに出しております。平成18年度で615件、それから、27年度、これは1月末での実績ということで927件という数字が出ております。18年度から27年度の1月までの累計をしますと、8,676件の方が利用をされているというようなことで、休日でも町民の方も利用できるというふうになったということでございます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 続きます、住民生活課のほうから説明を申し上げます。

住民生活課長。

○住民生活課長（福島明広君） 佐野議員からの質問で、28年度の国民健康保険の当初の予算におきまして、国民健康保険税が前年度比較しましてマイナスの4,960万ぐらいということで、御説明しましたのが加入者数の減及び所得の若干の減というふうに申しましたけれども、それに加えまして、当初、軽減分に対する試算の誤りによるものが含まれておりました。申し訳ございませんでした。

日程第5 議案第25号 平成28年度甲佐町水道事業会計予算

○議長（緒方哲哉君） それでは、日程第5、議案第25号「平成28年度甲佐町水道事業会計予算」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 議案第25号、平成28年度甲佐町水道事業会計予算について御説明申し上げます。1ページをお願いします。

平成28年度甲佐町水道事業会計予算。総則、第1条、平成28年度甲佐町水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものとします。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は次のとおりとします。第1号、給水戸数、3,210戸。第2号、給水人口、8,800人。第3号、年間総給水量、90万立方メートル。第4号、1日平均給水量、2,466立方メートル。第5号、主な建設改良工事、県道今吉野甲佐線送配水管敷設工事、事業費、5,560万4,000円でございます。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

収入です。第1款、事業収益を1億5,000万5,000円としております。内訳としましては、第1項、営業収益、第2項、営業外収益、第3項、特別利益です。

支出です。第1款、事業費を1億5,000万5,000円としております。内訳としましては、第1項、営業費用、第2項、営業外費用、第3項、特別損失、第4項、予備費です。次のページをお願いします。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,934万4,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,111万3,000円及び過年度分損益勘定留保資金6,823万1,000円で補填するものといたします。

収入です。第1款、資本的収入を1億2,861万9,000円としております。内訳としましては、第1項、企業債、第2項、固定資産売却代金、第3項、補償金です。

支出です。第1款、資本的支出を2億796万3,000円としております。内訳としましては、第1項、建設改良費、第2項、企業債償還金、第3項、予備費です。

企業債、第5条、起債の目的・限度額・起債の方法・利率及び償還の方法は、次のとおりと定めます。起債の目的は、施設整備事業費及び施設更新事業費。限度額は1億2,000万円。起債の方法は、証書借入又は証券発行、利率は5%以内。償還の方法は、借入先の融資条件によります。ただし、企業財政その他の都合により、据え置き期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができるものといたします。

一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は、1億円と定めるものとします。次のページをお願いします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第7条、次に掲げる経費について

ては、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないものとします。第1号、職員給与費を2,540万9,000円とします。

棚卸資産購入限度額、第8条、棚卸資産の購入限度額は、300万円と定めるものとします。平成28年3月11日提出、町長名でございます。

4ページから34ページまでに予算説明資料を添付しております。御審議どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑につきましては、本予算全部についてお願いいたします。本予算全部についての質疑をお願いいたします。本予算全部についての質疑を行っております。

7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） 本予算の中に入るとお思いますけど、あの乙女地区の今工事やっておられます、配管をやっておられますが、一つ二つその点についてお尋ねをいたします。

一つは、非常にこう、我々のところ、乙女の下のほうになります府領、田原、それから北原、そういう所になっては、非常にこう、夕方とか、朝とか、今の状況ですと水圧が非常に下がって、支障が出るというほどじゃないですけど、非常に水圧が下がるということが現実に起きております。この新しくなった場合には、そのようなことが解消されるのかどうか。まあ解消されると思いますけど、大丈夫ですかという質問でございます。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 田原、府領、北原地区の水道利用者の皆様には、長い間御迷惑をおかけしているところでございますが、平成25年3月に策定しました水道事業の基本計画において、問題が解決できるような計画を立て、現在、設計・施工を行っているとところでございます。

今週中に、新しい世持配水場が完成しまして、28年度の工事で継ぎ替え工事を行い、順次、そちらの田口や田原、府領、北原のほうにも給水させていただくことにしておりますので、水圧低下の問題は解消するものと思います。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

はい、わかりました。それからもう一つ。世持給水所とおっしゃったんですかね、今、配水所だった、どっちだったかな、配水。

（「配水池とか」と呼ぶ者あり）

配水池ですか、はい。あの、そこを拠点に乙女全体をやられるということで。そしてそれから上、船津方面にも伸びるわけですかね。そこから、給水するという形になりますか。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 船津方面にどのように給水するかという御質問だと思います。

ますが、新たに開発しました第4水源地、中山の入口から汲み上げまして、今年出来上がります世持配水場に水を溜めて、世持から北側の区域、乙女の区域には、直接そこから給水。船津方面につきましては、世持配水場からポンプで、既存の第2配水池、花見山というところがございますが、そこに入れまして、そこから給水するということになります。

その世持配水場と第2配水池を接続する工事を28年度に予定しておりますが、つないですぐには給水がちょっと難しいかと思えますので、それ以降の給水開始になると思えます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） もう一つだけ。その世持から船津までの間ですよ、麻生原。これが今、簡易水道かな、そういう形でやっておられると。で、それはそれでなんだけど、将来的には、やっぱりそこまで考えて、こう、あれから分岐してってという話はお聞きしました。で、分岐されるんですよね。途中、入口までかどこかまではですね。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 麻生原地区につきましては、麻生原簡易水道組合というのを自主運営されてまして、上水道への加入は以前から、していただけないかということも申しているところなんですけれども、水源がすぐ麻生原地区の下、川の近くにありまして、単価的に安く供給されている関係で、上水道への移行はためらわれている状態ですが、今回、船津と世持の、その今吉野甲佐線に新しく今度パイプを入れます関係で、一応麻生原の入り口の所には分岐点を設けて、将来、上水道に移行したいというお話があったときには分岐できるようにしたいと考えております。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 他に。

5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 予算には関係ありませんけども、この前の寒波でですね、町が管理している所と、それから個人、どれぐらいの件数があったのか、水道漏れとか。で、その件数の今もう、全体がどれぐらい進んでおるのか出来上がっているのか、その2点を聞きたいと思えますけれども。よろしくお願ひします。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 寒波による漏水ですけれども、1月24日から25日にかけて発生しております、水道事業のほうも、全部の配水池で水位低下という状況になりましたが、水道事業のほうでは機械的な故障とか本管の破裂はございませんで、そういった水位低下の対応に追われたただけでございます。

民間の被害、各お宅の被害につきましては、町内の業者に聞き取り調査した合計で、現在のところ600件を超えているという状況で、水道施設の破裂等によって漏れた水、水道料金が上がった分につきましては、特別に減免措置をすることとしまして、回覧等でお知らせしたところでございますが、現在のところ漏水減免の申請の受付が115件あっております。修理を行ってから申請してくれというふうにお伝えしておりますので、修理が終わっているのがそれくらいかなというところでございます。以上です。

○5番（福田謙二君） はい、わかりました。

○議長（緒方哲哉君） 他に。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） この水道事業会計とは関係ありませんけど、私も水道運営委員をしておりまして、先だっても運営委員会開催され、今度の今会期中です、補正の中で3年後あたりは100万ぐらいの赤字が出る可能性もあるというような、担当課長の答弁を聞いたような気がします。

ただですね、その給水人口、まあ、3,210戸、いや、8,800、あと人口3,000所帯、こういうやつがですよ、今後増える可能性っていうのはあまり期待できないわけですよ。

そういうことで、先だつての運営委員会の中でも、今現在は高速道路の緑川サービスエリアかな、あそこには甲佐の水が行つとるわけですよ。そういうことで、熊本市、特に城南あたりもというような思いもありましたけど、熊本市独自でいい水を供給すると。そういうことですね、美里町、特にあの、堅志田地区とかあいう地区はですね、水が、いい水が出ないわけですよ。担当課長あたりはですよ、美里町の担当課あたりとお話はされたというようなことは聞いておりますけどですね、その中身、今後の取り組みあたりをちょっとお尋ねしたいと思います。

やっぱりですね、甲佐の水は豊富でございます。そういうことですね、やはりその美里町あたりに水を売るといふようなことについて、課長、どんな捉えておられますか。

○議長（緒方哲哉君）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 第4水源を開発しました関係で、給水区域を見直しまして、やなの所にあります第1水源の供給にやや余裕があるという状態になりつつあります。そこで、非公式なんですけど美里町さんのほうが甲佐町から水を分けてもらうことはできないかというお話がありましたんで、益城橋を渡して供給することは可能ですということはお答えしましたが、美里町さんのほうで金額等試算されて、ちょっと工事費がかさんだのかどうかは分かりませんが、見送りたいという、まあ非公式なお話ですけど、そのような状況です。

○議長（緒方哲哉君） 12番。

○12番（中村幸男君） そこでですね、やっぱり担当課レベルでの私は話と思うんですよ。だからその、最終的にはですね、まあ、この我が町のトップである町長あたりですよ、美里の上田町長ですかね、あたりで十分まあ煮詰めていただければですね、可能性は少し、かなりあるんじゃないかというような、私は期待を持つとるわけですよ。

だから今後ですね、まあ町長、何か他に答弁される予定だったでしょうけど、それも含めてですね、答弁よろしくをお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） 経過については、今、課長のほうから説明した通りでありまして、実は非公式のお話ですけども、両町長で、その件についても随分あの研究といいますか、

話し合った経緯はあります。ただまあ最終的にあの、課長が説明しました通り、経費面での折り合いが恐らく、美里町のほうで計算をされて、いうならば家庭で各自に井戸を掘られてその滅菌等に、補助と言いますか、そちらのほうをしたほうが安くつくんじゃないかというようなことに落ち着いたんじゃないかなというふうな思いがあります。

ただ、水質からしますと、うちの場合は非常に良質の水でありますんで、そういうお話があるときは、うちにとっても、甲佐町にとりましても、非常にありがたいお話ではないかと思えますんで、まあそういうふうなほうに、方向が変わったときにはですね、是非前向きに対応させていただきたいというような気持ちを持っております。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 12 番。

○12 番（中村幸男君） そういうことですね、やはりこの水道事業会計、3年後、5年後、値上げとかそういうことを考えず、そういう努力も是非やってもらいたいとお願ひしておきます。

○議長（緒方哲哉君） 本予算全部について今、お尋ねを、質疑を行っております。何かご質疑ありませんでしょうか。本予算全部です。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

12 番。

○12 番（中村幸男君） 議案第 25 号、平成 28 年度甲佐町水道事業会計予算につきましては、やはり町民の命の水でございます。ということですね、健全な運営ができますことを願って、賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第 25 号、平成 28 年度甲佐町水道事業会計予算を採決します。

本案は原案の通り決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り可決されました。

総務課長のほうからお願いといいますか、お知らせをしたいということでございますので、どうぞ。総務課長。

○総務課長（内山 洋君） それでは、私のほうから議員の皆さん方に予め御了承いただきたいことがございます。平成 27 年度の予算につきましては、補正予算、昨日御議決いただいたところでございますけれども、本年度の予算につきましては、まだ国庫補助とか地方債等の確定ができておりません。これは毎年度発生することでございますけれども、そういうような部分がございますので、その調整のために 3 月末で専決処分をさせていた

だくということで、予めご了承いただければというふうをお願いいたします、よろしく
お願いいたします。

日程第 6 請願第 1 号「鮎緑の湯廃止計画の撤回に関する請願書」

○議長（緒方哲哉君） それでは、日程第 6、請願第 1 号「鮎緑の湯廃止計画の撤回に関
する請願書」を議題とします。

お諮りします。請願第 1 号については、甲佐町会議規則第 90 条第 2 項の規定により、
委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、請願第 1 号については、委員
会の付託を省略することと決定しました。

事務局長をして朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（岡本幹春君） それでは朗読いたします。請願書、町会議員佐野安春。
1 枚めくっていただきますようお願いいたします。

1、件名、鮎緑の湯廃止計画の撤回に関する請願書。2、請願の趣旨、施設や設備の老
朽化、利用者の減少、慢性的な赤字を理由として、平成 28 年 3 月 31 日で終了するとした
鮎緑の湯廃止計画については撤回し、住民のふれあいの場としての鮎緑の湯の存続をする
こと。3、理由、町議会だより、第 87 号（平成 11 年 1 月 25 日発行）において、町は採
算面についても十分合うような計画で考えている、と答えていました。しかし、営業が始
まって 15 年間、議会内外からの収支の改善を、町民の健康と福祉の促進のため利活用を
進めるように、という声に対して、PR に努め、町民に多く利用される施設となるよう努
力したい、と答えながら、この間どれだけの努力をされたのか見えてきません。看板を立
てる、目印を作る、鮎緑の湯入り口には看板を設置するなど、もっと具体的な PR を実施
すること。また、収支の改善には、現状の健康福祉センター本体と老人憩いの家と鮎緑の
湯が一体となった、電気ガス料、水道料、浄化槽、空調機器などのメーターを別個にし、
使用料を明確に分けることや、電気スイッチの改善を行うなど、節約に努めること、利用
料の見直しを考えることなど、まだまだ改善の方法は残されています。

鮎緑の湯は、看板もない、目印もない、PR もさほどされていなくて、平成 26 年度に
おいても、年間約 1 万 5,000 人の方々が利用されています。利用者には魅力のある入浴施
設であることは事実で示されています。多くの町民の健康と福祉の役割を立派に果たして
いる入浴施設をぜひとも存続されるよう請願するものです。上記の通り請願いたします。
平成 28 年 2 月 18 日、住所、甲佐町大字■■■■■■■■、氏名、和田勝也、他 578 名、甲
佐町議会議長、緒方哲哉様。

一枚めくっていただきますと、文書につきましては、ただいま朗読したものと同じで
ございます。和田勝也さん、他 578 名ということで、このような様式で署名が集まってお
ります。署名については、こちらのほうに持っておりますが、この量の請願ということで出

ております。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） どうもありがとうございました。

次に、紹介議員の説明を求めます。

2番、佐野安春議員。どうぞ。座ってよかですよ。

次に、佐野議員の説明を求めます。

○2番（佐野安春君） 請願第1号、鮎緑の湯廃止計画の撤回に関する請願書につきまして、内容につきましては、ただいま事務局長が朗読しましたとおりですが、もう少し補足の説明をいたします。

この問題につきましては、先の12月議会一般質問において、病院に行く回数が減った、また、年金暮らしの唯一の楽しみですなど、廃止・反対の多くの町民の声を紹介し、この3月議会におきましても、収支改善の具体的方法についても提案し、存続を要請したところです。この署名には、町内外の利用者の方々、また、町民の方々、来場者を含めまして、579名の方が署名をお寄せいただいております。きわめて短い期間での運動であったかと思しますので、時間があれば、まだまだ多くの町民の方がサインされたものというふうに考えます。

私は、鮎緑の湯存続が必要と考え、紹介議員となったものです。賢明なる議員各位におかれましては、御理解と御判断をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） どうぞお座りください、はい。今、2番、紹介議員の佐野議員から説明がございました。これに伴いましてこれより質疑を行います。紹介議員に対し質疑、また、執行部に対し意見を求めることができます。

何か質疑ありませんか。

○議長（緒方哲哉君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） まずは、執行部のほうに質問をさせていただきたいと思っております。ここに慢性的な赤字とあります。最初は1,000万とか、その後800万とかいろいろこの電気料金の分配のことで2番議員のほうからいろいろされた後でありますので、この際ははっきり、本当にこう実質どれぐらいの赤字を年間出してるのか、その点について、明確な、あるなら数字を出していただきたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） お答えいたします。当初、光熱費、電気代のほうを、60%、全電気料の60%に見込んでおりました。それが、17%に訂正をいたしております。そのため、平成24年度から26年度に、赤字、総トータルの鮎緑の湯の経費の赤字は、800万円超になります。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今、概略、担当者のほうからありましたけれども、確かにあの電気料の計算、配分については若干誤りがあったということで訂正をさせた数字を今申し上げたところであります。ただ、総体的なお話をさせていただくと、その分を加味したところにおきましても、過去3年間の、あえて「マイナス収支」という言葉を使わせていただ

きますけれども、マイナス収支額は 800 万円を超えるというようなことになります。それにプラスの人件費が当然これに伴ってまいりますので、それ以上の金額になるということになります。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 11 番。

○11 番（本田 新君） 紹介議員のほうに質問させてください。今ここに改善策があるということで、それぞれのメーターを別個にして、それについてこまめにするとか、そういったことで改善することができる方法が残されておると言うてはありますけれども、この効果というのは大体どれくらいぐらい削減できるのか。どのくらい考えておられますか。

○議長（緒方哲哉君） 紹介議員。

○2 番（佐野安春君） 今、本田議員のほうから質問がありましたので、あえてこの問題についてお答えをさせていただきます。

今申し上げました点で、電気料のスイッチの改善というようなことで、私としては、およそ 10% ぐらいの縮小ができるんじゃないかというふうに考えております。それ以外のことで言いますと、いわゆる施設の改善といいますか、浴槽ですね、あそこの、鮎緑の湯は、大きな浴槽と小さな浴槽、で、それぞれ男女別にございますが、特に大きな浴槽、今の利用者からすればですね、かなり余裕がありすぎるんじゃないかと。例えばその浴槽を半分に縮小するというので、この重油、燃料費、それと、水道料が 50% ぐらい縮小できるというふうに考えております。

それと、今説明の中でありました中で、電気保安料については、50% から 20% というようなことで、こちらのほうも縮減することはできます。それと、支出の項に上げてありました、NHK 受信料。金額は大きくはありませんが、こちらのほうも、本来、この施設が社会福祉施設となっておりますので、社会福祉施設に関する連絡または助成を行う施設ということになれば、受信料というのは全額免除ということになるかと思えます。

そういったことを考えますと、私の計算では、すべての節減、軽減というようなことを合わせますと、480 万ぐらいは減らすことができると、可能であるというふうに考えております。それでも収支的には赤字ではございますが、これはあの、一般質問の中でも説明をしましたが、やはりあの、この鮎緑の湯自体がやっぱり福祉目的に作られた施設でございますので、福祉の増進といった意味ではですね、その収支については、改善努力は必要ですけど、認める範囲内でできるのかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 11 番。

○11 番（本田 新君） 今、紹介議員のほうでは、最大が 480 万ぐらいある。ただ、ちょっと、その改修費とか、ボイラー代とか、まあいろいろあろう、そういったのがあろうかと思うけれども、今の紹介議員のこの 480 万削減に対する執行部側の意見を聞かせてください。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 執行部側の考えといたしましては、月曜日の一般質問のときにも佐野議員からも、それから宮川議員からも御質問がありまして、もう一部始終、自分の考

え方等については、お示しをしたところであります。確かに紹介議員の試算では、マイナス 400 万程度で収まるんじゃないかというようなお話でもありますがけれども、実際のところやっぱり、仮にこれをもう、収支バランスを全部ゼロにするというところで考えたときには、料金については、現在の 200 円を 750 円、それから入場者数で考えましたときには、現在の 4 倍程度の利用者がいないと、これは収支バランスが取れないということになります。

それと、佐野議員が今おっしゃいましたけれども、浴槽を半分にするという考え方ですけれども、となったときには、現在の浴室の半分が結局残るような形になります。じゃあその、そちらのほうで、健康増進のそういった事業が取り組めるのかということになりますと、非常にスペース的には無理だと、私は判断をしているところです。

ですから、やっぱり健康増進、確かに浴室を利用させていただくということも健康増進につながるかと思いますけれども、まあ私の考え、執行部の考えといたしましては、別の視点の健康増進を今後進めたいということで、これを議員の皆様方にも全員協議会の時から終始御説明をして、また、一般質問の中でも私の考え方を皆様方に御紹介して、承知おきしていただいたものというふうに思っております。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 他に。この請願第 1 号について。

5 番、福田議員。

○5 番（福田謙二君） 私、執行部側に質問したいんですけども、12 月にも一般質問を私もしましたけども、今回、先日一般質問でも何人かの方がされましたけれども、その中で私、利用者の方への説明がどうしてされなかったのかということで、ただ、福祉センター所長は「申し訳ございませんでした」ということだったんですけど、なぜされなかったのかっていうのをちょっと聞きたいんですけども。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） お答えいたします。

12 月議会が終わりまして、議員さん方からいろいろな御意見をいただきました。その中で、鮎緑の湯の利用者の方、以前はシャワー室は、今のボイラー室の中のシャワーをお使いいただくとしておりました。で、その中で、町長が答弁の中で、少数者。あの、鮎緑が、お風呂がなくなることによって、お風呂の利用ができなくなる人が数名いらっしゃるということで、その辺のところも含め検討いたしました。検討する中にいろいろな意見が出てきましたけれども、そういうのを全部含めまして、出てきた、今回お示しした回答が議会の前になってしまったということでございます。だから、まだ住民の皆様にはお知らせはしておりませんが、この議会が終わりまして、議員さん方から御議決いただきまして出そうと思っております。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 5 番。

○5 番（福田謙二君） その順序が、それが妥当か、それともやっぱり利用者の方のいかに説明をして、最低 1 回、利用される時間帯によってまた違いますから、そういうのを何回かやられても納得されなかったとか、説明会に参加者がなかったとか、そういうことをやって、その結果としてこういうことになったと言えれば私も納得するんですけども、い

まいちそういうところがなんか配慮が足らなかったと思うんですけども。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 先だって、福田議員から同じような質問を私、受けましたけれども、そういった手順等については、不備があったことは私もお断りを申し上げますということでお話をさせていただきました。今後、こういうような機会があります、こういうようなあの、たとえばあの、住民の皆さん方にお知らせをしなくてはならないというような案件については、今後配慮して対応していきたいというふうに思います。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） この鮎緑の湯の廃止計画については、9月議会の全員協議会の中でも詳しく説明を受け、その後、12月の定例会、一般質問あたりでも3名ぐらいの方から、いろいろ執行部に対してお尋ね、存続というようなことで議論があったかと思えます。

確かにですね、ただ今町長が答弁されたとおり、この説明不足については町長も認めておられるし、今後そのようなことは絶対やらないというようなことで私も理解をしております。

ただ、その代わりにですね、多世代、多機能かな、まあそういう町民の健康広場、これについては私、本当に鮎緑の湯に代わるかは分かりませんがですね、国保の抑制、またあの、町民の健康に必ずこの、役立つんじゃないかというような捉え方をしております。そういうことで、町長が町民に、利用者はもちろん、町民に説明不足だったというのはもう、認めておられますので、今後はまあそういうことがないようによろしくお願いします。

例を挙げればですよ、買い物難民で、あの、町営バス辺りもですね、確かに赤字でございます。でもですね、やはり宮内地区、竜野地区、買い物難民あたりも、これは絶対守っていかなければなりません。そういうことを含めてですね、今後、町長、部落座談会等されまして、行政報告並びに町の計画あたりを十分説明されるよう、執行部をお願いしております。

ただ、紹介議員に、単純なことですけどお尋ねしてよろしいでしょうか。ここに請願者の名簿が載っとるんですよ。2、4、5名。私は、請願者、知った方がおられるけん聞いてみたんですよ。鮎緑の湯、これはないと困るですかって。あたたちが困るならちょっと、というようなことで。そしたら、「私は行ったことなか」って言わすどです。で、そんなら行ったことなかかってどうして書いたんですかって聞いたらですね、書いてってお願いしなはったけん書きましたって。いや、風呂に行ったことがない人がですよ、ここ載っとるわけですよ、まあ579名ですか、確かにそれは重みはありますけどですたい、私はこう不思議ででけんどですたいね。たまたま近所の人だからいろいろ聞いてみたら、行ったことないって言いなつとです。じゃあ今後行きますか、「いや、行きません」て。ここ私がもう納得いかんところがあつとですよ。紹介議員すんませんけど。

○議長（緒方哲哉君） 紹介議員。

○2番（佐野安春君） ただいま中村議員のほうから御質問がありましたが、署名運動に

つきましては、一人でこれはなされたものではありませんので、その細かな詳細までは、すべて私が掴んではいないんですよ、申し訳ないですけど。で、ここに書かれてある、いわゆる、署名の理由ですね、要旨、理由、それを納得いただいて署名は頂いたと思います。

で、それは現在やっぱり、利用されてる方、利用されてない方も含めて、説明はした上で署名は頂いていると思いますので、それは様々な方がいらっしゃることは間違いがないというふうに思います。中村議員がおっしゃることも事実だと思うんですけど、それは、あくまで自分が行ったか行かないかではなくて、ここの内容を御理解いただいて、お名前、御住所を書かれたものというふうに私は理解しております。以上でよろしゅうございませうでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 12 番。

○12 番（中村幸男君） 紹介議員のそれはわかります。私も、単純に知った人があったからですね、じゃあ今後、鮎緑の湯行きますか、いや行きません、というような返事なんですよ。だからあえてお尋ねしただけです。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 他に。

7 番、宮川議員。

○7 番（宮川安明君） 紹介議員にお尋ねします。今の、先ほど、削減効果が、試算によると 480 万円という試算をされております。一つだけそれじゃお聞きします。電気代につきまして、具体的に金額はいくらになっておるのか。

○議長（緒方哲哉君） 紹介議員。

○2 番（佐野安春君） 26 年度で電気ガス料ということで挙げられた金額が、235 万 2,098 円でございます。私のほうで、これが鮎緑の湯の経費が 60%というような当初のお話だったんですけども、先ほど健康福祉センター所長のほうからもありましたように、60%ではなく 17%でしたということになりますので、10%、電気スイッチの改善も含めて、約 170 万ほど削減することができるという計算を私はしております。で、実際の電気料としては、約 60 万ぐらいになるというふうに思います。細かい数字はですね、それはまあちょっとあれですけど、そういうふうに私としては計算しております。

○議長（緒方哲哉君） 7 番。

○7 番（宮川安明君） 執行部、今のお答え大丈夫ですか。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） お答えいたします。ただいまの電気料金につきましては、60%から 17%にした場合の電気料、年間、66 万ほどになります。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 7 番。

○7 番（宮川安明君） 今まではですよ、一つで按分というか、そういう考えでしょう。ということは、紹介議員がおっしゃるには、こっちは老人ホーム、分けてすれば減ることでしょう。ということは分けんといかんということでしょう。ですよ。一緒だったから按分したんだよと。もともとちゃんとしとればちゃんとした数字が出るはずだった

んだからということで、こういうことをおっしゃりよつとですよ。どうですか。

○議長（緒方哲哉君） 紹介議員。

○2番（佐野安春君） 実際上は、これは鮎緑の湯の収支のもとになる計算ですので、本来言えば、正確を期するためには、メーターは別個にしたほうが私は正確な数字が出るというふうに思います。今まで、この60%という当初説明があったのが、どうしても私が納得できなかったものですから、所長のほうに確認して、で、業者のほうにどうだろうかということでご確認いただいて、60%ではなく17%でしたという訂正がありました。

そういった意味で、本来だったら、もともと別個であればもっと正確な収支の計算ができたというふうに考えております。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） 当然そうでしょう。そうだと思います。それでは執行部にお伺いいたします。今、紹介議員そうおっしゃつとるけども、そしたら、メーターを別にしとった場合、いいですか、こっちとこっちと別にしとった場合、そうした場合は、基本料その他でかかってくるわけだよね。その分の計算はどうなるか答えてくれんかな。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） お答えいたします。今現在は高圧のほうを当センター使っております。で、高圧になりますと、基本料は高く、使用料が安くなります。で、これを分けた場合には低圧になり、社会、老人憩いのほうが低圧になりますので、基本料が安く、使用料が高くなります。そういうことを総合的に考えた場合、今のままのほうが経費的には安くつくだらうということでございます。

それから、一応、分ける際の見積もりを取っておりますけれども、分けるとなると100万ほどの経費がいるということでございます。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 66万削減して100万要るわけですね、それじゃあ。間違いないですか。間違いないですね、その試算は。それ間違つとつたら私が言ってることが根本から間違ってくるけんね、大丈夫ね。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 他には、質疑。

1番、山内議員。

○1番（山内亮一君） 執行部のほうにちょっとお尋ねですけども、このボイラーは今何年目ぐらいですかね。それと、その間、修理とかもされておるんだろうと思います。あと何年ぐらい使えるのかということを示していただきたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） はい。お答えいたします。ボイラーは当初、平成12年からのままでございます。で、この間修繕をいたしておりますけど、申し訳ありません、修繕額についてはちょっとここでは資料を持ってきておりません。

それと、私が4月にセンターのほうに行きました折に、すぐ、ボイラー室の中で水が溜まりました。配管からの水でございました。で、業者さんがおっしゃるには、もうすでに

配管に小さな穴が開きつつあって、早急に入れ替えをしないともうどうにもなりませんよということをごぞいました。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） すみません。ボイラーの更新費用に 1,050 万円の経費がかかるということでございます。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 他には。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしということで。これでございますので、質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。佐野議員、元の席にお帰りください。はい、どうも。

これで質疑を終結します。これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。本案に対する反対者の発言を許します。本案に対する反対者の発言を許します。

7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） 請願第1号、鮎緑の湯の廃止計画の撤回に関する請願につきましてでございます。今定例会中においてもですね、条例の改正、ほか予算審議のときにも、多くの意見、執行部の考え方についてもいろいろとこう、私、質してまいりました。

今後でもですね、そのまま営業を続けることは、赤字施設の放置につながるという意見も私は申しました。また、多くの町民にとってですね、そのことが私は不利益になるというふうに考えます。また、継続するためには先ほど、1番議員のほうからも質問あってましたけども、ボイラー関係の更新、また、他にも修理等が発生し、多額の赤字が上乘せになるというような、今、センター所長の答弁でございます。

さらに、現在利用されておられる方々のために、代替案ということも、執行部としてしっかりと検討され、それを実施予定であるということも確認しておりますので、私はこの本請願に、採択につきましては反対をいたします。

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 請願内容、また、請願についての補足説明も含めまして、私はやはり、この場でいろいろ議論しておりますが、福田議員のほうからも、やっぱりこう、説明不足というようなところも含めまして、やはりこの、重大な問題であるこの鮎緑の湯の廃止をですね、この段階で、決定していくということについては賛成できませんので、この請願について、町民の意思を尊重し、賛成するところです。以上です。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。これから請願第1号、鮎緑の湯廃止計画の撤回に関する請願書を採決します。この採決は起立によって行います。請願を採決すること、採択することに賛成の方は御起立願います。

○議長（緒方哲哉君） 起立少数です。よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

休憩しますか。しばらく休憩します。2時10分から始めます。

休憩 午後 2 時00分

再開 午後 2 時10分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 7 請願第 2 号 T P P 協定を国会で批准しないことを求める請願

○議長（緒方哲哉君） 日程第 7、請願第 2 号「T P P 協定を国会で批准しないことを求める請願」を議題とします。

「T P P 協定を国会で批准しないことを求める請願」を議題とします。

お諮りします。請願第 2 号については、甲佐町議会会議規則第 90 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、請願第 2 号につきましては、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

事務局長をして朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（岡本幹春君） それでは朗読いたします。T P P 協定を国会で批准しないことを求める請願。2016 年 2 月 26 日、甲佐町議会議長、緒方哲哉殿。請願団体、T P P なんさま撤回の会。代表者、鳥飼香代子。熊本市中央区神水一丁目 30 の 7。紹介議員、佐野安春。

請願趣旨。T P P 環太平洋パートナーシップ協定は、2 月 4 日に調印を終え、各国での批准作業に移りました。政府は、交渉過程での秘密主義に続き、大筋合意後もその全容を示さないまま、T P P 対策費を含む補正予算を通し、約 2,900 ページとされる協定および付属書の公表も 2 月 2 日になるなど、きちんと精査する時間も与えないで国会に批准を求めようとしています。

国や地域、さらには国民生活にかかわる重大な協定の可否を判断するには、このような拙速な手続きは相応しくありません。一方 T P P 協定は、少なくとも G D P で 85%以上、6 カ国以上の批准がなければ成立せず、米国と日本のいずれかが批准しなければ成立しません。今行われている米国大統領選挙の候補者のうち、T P P 大筋合意支持は少数派であり、米国の批准は早くても 11 月の大統領、議員選挙後とみられています。米国の状況とは無関係に、今国会中に成立を目指すのはあまりにも拙速すぎます。協定の内容も問題です。米、麦での輸入枠の拡大、牛、豚肉での関税引き下げなど、重要農産品 5 品目すべてで大幅な譲歩を行い、加えて重要 5 品目の 3 割、その他農産品では 98%の関税撤廃を合意しています。さらには、政府が守ったとしている重要 5 品目の例外も、7 年後に米国など 5 カ国と、関税撤廃について協議が義務付けられているなど、今示されている合意は通過点に過ぎず、全農産物の関税撤廃が迫られる恐れがあります。これでは地域農業は立ち行きません。また、透明性や規則の整合性確保を理由に、医療をはじめ健康や暮らしを守る様々な規制、制度にかかわる各種審議会に参加国企業からも意見を表明できる規定さえ

あります。TPPと並行して行われてきた日米二国間協議では、アメリカからの規制緩和と要求を担当省庁が窓口になって規制改革会議に諮るという、主権放棄に等しいことにまで踏み込んでいます。

以上の趣旨から、下記の事項についての意見書を政府関係機関に提出することをお願いします。

請願項目1、国会決議に違反するTPP協定の批准は行わないこと。2ページをお願いします。2ページにつきましては、意見書案が添えられて出されております。意見書案につきましては朗読を省略させていただきます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） お疲れでした。

次に、紹介議員の説明を求めます。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野安春議員。

佐野議員の説明を求めます。

○2番（佐野安春君） 請願第2号、TPP協定を国会で批准しないことを求める請願について。

内容につきましては、ただいま事務局長が朗読しました通りですが、もう少し補足の説明をいたします。熊日新聞紙上に載せられた県内農業団体代表の意見では、JA熊本中央会の梅田会長は、重要5品目などを聖域として保護するとして国会決議が守られていない。TPPが発効しないよう政府や与党に働きかけると述べられ、建築連のあなみ会長は、「話にならない、政府は我々に、ライフル銃を持った相手に水鉄砲で戦え」と言っているようなものだ、TPPの国会承認を阻止したいと述べられ、県酪連の吉田会長は、農産物重要5項目の保護を求めた国会決議が守られていないと思う。TPPの国会承認や発効を阻止する運動が必要だろうと、農業者の意思をはっきり示すべきだと述べられております。

もしTPPが批准されたら、我が町におきましても、農業をはじめとした産業や各種、各分野にじわじわと良くない影響が及んでくることは間違いございません。TPP協定を国会で批准しないことを求める請願が必要と考え、紹介議員となったものです。賢明なる議員各位におかれましては、御理解と御判断をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） ただいま説明が終わりました。これより質疑を行います。

紹介議員に対し質疑、又は執行部に対し意見を求めることができます。何か質疑ありませんか。

○議長（緒方哲哉君） 本郷議員。

○9番（本郷昭宣君） 9番、本郷です。紹介議員又は執行部に御質問申し上げます。

TPPに関しましては、随時新聞等で報道されてきておりました、先ほど農業の5品目等につきましても、関税を何%にして何年後には撤廃するというので、いろいろな情報は私たちもちょっと知っておりますが、今現在のですね、最新鋭のこのTPPの交渉の次第とか、どういうことについてはどうということの最新の情報はございますでしょうか。

TPPに関しましては、賛成という方もおられますし、反対という方もいろいろまだあ

ると思いますが、そういうことで、今現在の状況はなんか分かるところはありますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 紹介議員。

○2番（佐野安春君） TPPにつきましては、報道であつてるということは私も承知をしております。しかし、日本政府がやっぱその条約批准上の約束ということで、内容的なものをオープンにほとんどしないというようなことで、どこまで進行してるかというのが、もう憶測の範囲でしか分からないというのが現状ではないかと思ひます。

實際上、国会批准前のいろんなそういった段階においては、もっと内容的なものが当然明らかになってくると思ひますが、それまではなかなかですね、当局者のほうがオープンにしない限りは、今の段階ではちょっと難しいとは私は判断しております。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 執行部の方にちょっと質問をさせていただきたいと思ひますのは、今、政府与党の安倍政権では、このTPPというのは、一つの成長戦略だというふうなことを言っておられると思ひます。これは経済政策の一環だろうと思ひますけれども、この経済効果、これは国においてはどれくらい試算をしてやつてるのか。

それと、農業分野では、国はどれくらいの損失があるのか、不利益があるのか。また県、できれば町といきたいんでも、町はちょっと難しいかもしれんけども、なんかそういった、いわゆる含めてですね、国の経済効果あたりはどのような数字が皆さん方の手元には入つておるのか、その点を聞かせて願ひたいと思ひます。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 今回のTPP協定での経済効果はということでございまして、インターネット上で検索をいたしまして、この中に内閣官房、TPP政府対策本部が出しているTPP協定の経済効果分析についてというものがございましたので、これをご紹介したいと思います。この中で分析結果としまして、TPPが発効し、その効果により我が国が新たな成長経路に移行した時点においてということで、GDPの変化といたしましてプラス2.59%。金額によりますと、プラスの13兆6,000億円のプラスになるというようなこと。それと、労働供給変化ということで、率で言いますとプラスの1.25%、実数で言いますと、プラスの79万5,000人が労働人口として増えるというような試算が出されておるところでございまして。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） ちょっと資料見えていますけど、県の、県に対する、県内農業に対する影響額も答弁したほうがいいんですかね。それはいいですか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 農業におけるこのTPPへの影響額ということについては、担当課の私のほうから説明させていただきたいと思ひます。まず最初にですね、先ほど本郷議員の質問のときに、ちょっと手を上げればよかったかも知れませんが、私が知り得る限りで一番新しい所ではですね、今年の3月8日に、政府による環太平洋連携協定、

T P Pですけれども、この承認案ということで、関連 11 法の改正事項を一括した、T P Pの締結に伴う関係法律の整備に関する法律案が閣議決定され、衆議院へ提出されたということをおまじ御報告をいたしておきます。

それに伴いまして、次の本田議員のT P Pに関する農業への影響ということで、国、県ということでおまじ御説明しますけれども、その後、少しだけちょっと町にも触れたいということお思います。

それでは、T P Pにおける国および県による農業への影響額の試算について御説明を申しあげます。T P Pへの影響額の試算につきましては、T P P問題が表面化した 2010 年 10 月末に最初の政府試算が公表されております。このときの農業生産額の減少額は 4 兆 1000 億円とするもので、近年の農業生産額のほぼ半分に相当するものでございました。

その後、2 度目の試算が 2013 年の 3 月に公表され、農業生産額の減少額は 2 兆 7,000 億円と大きく修正をされております。また、その後、大筋合意を受けた 2015 年末において、1,300 億円から 2,100 億円という、桁違いに少額の試算結果が公表されたところでございます。

この結果の要因としましては、一つは、米の高関税が維持された点。もうひとつは、農業生産コストの削減や経営安定対策などの支援によって生産が維持されるということをお試算の中に盛り込まれた点にあります。で、このような国の流れを受け、熊本県においても国の試算方法に基づく県の試算結果が公表されました。国の試算方法に基づく影響額では、農産物への影響額、28 億から 54 億 2000 万、林産物、これは合板でございましてけれども、この影響額が 5 億 3,000 万、水産物への影響が 8,000 万から 1 億 6,000 万円。

合計としまして、34 億 1,000 万から 61 億 1,000 万ということになりました。ただ、熊本県におきましては、これに加えて県独自の影響試算ということで、品目の追加ということで野菜類、それと生産量への影響の検討、三つ目に米への影響の検討を加えられたものが試算として出されております。

品目の追加として、野菜についてでございますけど、影響額が 6 億 8,000 万。生産量への影響としまして、27 億 2,000 万から 50 億 5,000 万、米への影響額では 13 億 6,000 万という県独自の検討額が出まして、47 億 6,000 万から 70 億 9,000 万ということで、国と県の試算を合計いたしますと、熊本県における被害、影響額としましては、81 億 7,000 万から 132 億円という試算結果となったところでございます。

合わせて、本町における影響額ということで、一番最後のほうにちょこっとお話がありましたけど、まだいいですかしゃべって。

(「はい、それは」と呼ぶ者あり)

いいですか。少し長くなりますがすみません。で、本町における影響額としましては、当甲佐町におきましては米を中心とした土地利用型農業が経営の柱ということでありますので、先ほど説明いたしました県のほうが試算されました米への影響額、13 億 6,000 万というものについて、非常に甲佐町においても注視しているところではあります。

現在、この米ですけれども、主食用米はS B S方式、日本語に直しますと売買同時契約方

式と言われますけれども、アメリカから年間 10 万トンの枠内で輸入されております。S B S の米は業務用として多く現在利用されているということでございますので、特に T P P により年間、今後ですね、T P P により年間 7.84 万トン、アメリカから 7 万トン、オーストラリアから 0.84 万トンの S B S 米の輸入増加が見込まれるということで試算されております。特に、この業務用途向けの本県産米ひのひかりでございますけれども、この価格が、S B S 米の価格まで低下した場合と合わせ、過去 5 年間の県産米と S B 米の価格差の平均値をもとに、県産主食用米の 3 割が業務用として算定されたものが、先ほどの数字の 13 億 6,000 万という数字で県がはじき出したものでございます。

これに伴いまして、本町における平成 27 年度の業務用途向けの加工用米の作付面積をちょっと説明をいたします。これにつきましては、27 年度の加工用米については甲佐町では 30.68 ヘクタールで、甲佐町の米の基準数量 10 アールあたり 534 キロとすれば、加工用米の作付面積で生産量を計算しますと、164 トンということになります。これが輸入米との価格、格差は 1 キロ当たり 24 円という数字が公表されておりますので、甲佐町における加工用米における影響額としましては、393 万 6,000 円という試算結果となるものでございます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 11 番。

○11 番（本田 新君） 今、特にこう農業分野あたりでですね、いわゆる T P P による不利益、その点についてちょっと数字が出ております。これに対して、要するによく言われるその T P P 対策ですね、いわゆるその不利益を克服するというか、それに対する農業を守るというような政策が、国のほうで対策が打たれているのではないかと、ことが、そういったのが、どういった対策が打たれるかということは、詳しく言ったらきりがないと思いますけれども、そういったことが考えられますけれども、今、我が町にそれでは対策になるというのはありましたかね。もう来てますかね。どぎゃんですか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 今おっしゃられましたとおり、国では T P P 参加に伴う影響額に対する緊急的な農家支援ということで打ち出されております。甲佐町におきましても、平成 27 年度、ちょっと説明ですけど、27 年度、農林関係の補正予算の概要としまして、これが国の概要なんですけれども、総額として 4,008 億円のうち T P P 関連対策費として 3,122 億円が国のほうで補正予算で予算化されております。

これに合わせまして、当甲佐町におきましても、T P P 関連の取り組みということで、担い手確保経営強化支援事業として、内容的には人・農地プランに位置付けられた中心経営体、認定農業者、認定新規就農者あるいは集落営農組織等について、農業用機械、施設導入等について 1,307 万 2,000 円の補正予算を今回上程し、御承認をいただいたところでございます。

また、28 年度の農林水産業の予算といたしましても、水田フル活用の推進と経営所得安定対策として 4 項目。それと、強い農林水産業のための基盤づくりということで 3 項目、担い手の農地集約化等による構造改革の推進として、5 項目を平成 28 年度の農業施策と

して、今回、甲佐町でも取り組んでいくということで予算を立てたところでございます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 11 番。

○11 番（本田 新君） 農業に関係するところのそういった対策あたりも、ちょっと本町にもう及んでいるということでありまして。そこでもう一点お聞きしたいのは、拙速すぎるというようなことでいろいろ書いてありますけれども、私の今から発言することで間違いがあったら指摘してほしいんですけども、昨年の 11 月だったですかね、この TPP がもう条約を締結したんですね。締結をしてやって、今、国会でいろいろその内容について、国会の予算委員会辺りを中心にして、その対策を今審議をしている。したがって、つい先だって、内閣においては閣議決定をしたんですね。もうここまで来てるということでありまして。これをもってこう、拙速だという、ここには書いてありますけれども、とか内容がまだ分からないとか言っておられるけれども、私はもうその域はもう過ぎたんじゃないかなという思いがあります。それについては紹介議員のほうではどのようにお考えでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 佐野紹介議員。

○2 番（佐野安春君） 今、町執行部のほうから対策についてお話があったんですが、やはりその、TPP の影響がですね、ものすごく大きいというようなことで、やはりその、批判を抑えるためにそのような対策も当然されていらっしゃるのかなというふうに政府においてそういうふうに思ってます。それでこれは、やはり TPP の影響が大きいからこそそれだけの対策をしなくてはならないというようなことがあると思いますし、先ほど試算のお話がありましたが、これも、こんなに数年においてですね、どれだけのその具体的な対策がされたかということでは、こんなに影響の試算が急激に減少するというのはとてもちょっと考えられないというふうに思います。そういった意味ではこの試算というのは、やはり、TPP の影響が小さいんだという認識を皆さんに持っていただくために、このようなスタンをされているのかというふうに考えております。

そして、この請願の文書の中でもありましたように、この批准対象者の国が 12 か国で、85%の TPP を持っているというのは、もうこれは国としては日本とアメリカしかありませんので、そこが批准するかどうかという部分に嚙ってるというふうに思いますが、ただ今この中でもありましたし、皆さん報道で御存知の通り、今アメリカ大統領選挙の中でも、やっぱりこう、当選可能な方の意思というのは TPP 賛成ではないですね、反対なんですよ。

そういった意味ではやはり、日本としてもですね、急いで今国会で批准というようなことでなくてですね、まだ様子を見る時間的なものは、私としてはあるのではないかとこのように考えております。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 11 番。

○11 番（本田 新君） アメリカのほうじゃ今選挙だから。やっぱり政治というのは私はですね、やっぱり、まあこの後ちょっと政治の話をさせていただきますけれども、政治というのは選挙の時はいいように言うんですよね。ええ。そして、なったらまたそこでやると

いうことも考えられますし、また、先ほど農業の中央会の方々、県の方々ももうTPP断固反対だということでやっております。確かにその時期はあったでしょう。ところがもう今にここに来たら、多分もうこの対策費、いわゆる、言い方は悪いけども条件闘争。少しでもより良い農業を守るための支援策を多く獲得するための反対の表明じゃないかなと思います。

その一つの例が、今、上益城の農協の組合長が、自民党の公認を取って国会に行こうとしてるんです。自民党の公認を取るということは、もうTPPに賛成ってことを踏み絵を踏まされてるということはもうかたくななことです。だから、あの組合長の考え方は直には聞いておりませんが、やはり甲佐町始め上益城の、また熊本や日本の農業をいかにして守るかということについて、これから国会の場で頑張っていこうという思いで立候補されているんだろうと。また、自民党の公認を取って立候補されているんだろうということだろうと思います。

ここにきて農業をどうやって守るか、それは、TPPに今、国会に対してこの反対の意見書を出すというのではなく、私たちの議会は、甲佐町の議会はそうすることではなく、甲佐町の農業を守るために、いかに県、また国に対して農業のこれによる影響をどうやって緩和、しないように、影響が出ないようにどうやってするかということを伝えることのほうが、私は大事なのではないかなという思いがあります。

今、甲佐町は国から2億6,000万のお金が、補助金が流れてきております。この金によって今甲佐町の農業は守られていると言っても過言ではないと私は思っております。これをしっかりと守り、さらにTPPで影響を受けるならば、やはりこの補助金をもっと増やしてもらおうと。本当に申し訳ないと思うけども、それがやっぱり現実ではないかなと思います。

日本国は貿易の立国の国だと思います。13億の経済効果で農業の損失を埋めてもらう、私はそういう、これは本質じゃないかなというふうに私は考えております。今、紹介者とは意見が異なることで申し訳ないけども、私の意見はそういう意見だということだけ今ここで表明させていただきたいというふうに思います。

○議長（緒方哲哉君） 他には、何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。

それでは質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

佐野議員、お戻りください。

それではこれから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

○議長（緒方哲哉君） 11番。

○11番（本田新君） 先ほど、いろいろ言いました。もう私も反対討論のつもりできやあ言うてしまいましたけども、先ほど述べましたとおり、今、我が議会はこの意見書に賛成をしてですね、国に対して反対を表明する、批准に反対をという表明をするのではな

く、しっかりとこのＴＰＰによって、我が町の農業にどのような負荷があるのかをしっかりと把握し、また、県、国に対して、農業の振興をお願いする。また、強い攻めの農業とまで、あると思いますとおり、そういった農業をしっかりと確立するためのことが、しっかりと考える議会であってほしいなというふうに思いがありますので、この請願に対しては反対をいたします。

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

２番、佐野議員。

○２番（佐野安春君） ＴＰＰに関しましては、今、主題となったのが農産物についてというようなお話で議論がされたところだというふうに思いますが、ＴＰＰ自体は農産物だけでなく、やっぱり貿易全般、また、投資、それと労働、知的財産など、いろんな分野に渡っての、このＴＰＰ域内でのやり方を決めていこうというふうなものでありますので、やはり、ここの中で何が大事にされているかという、やはり、企業活動が第一に優先されて、その中で、やっぱりこう働く人とか、やっぱりその国民、そういったところが大事にされない部門が出てくるというようなことで、ＴＰＰについては大きな反対の意見が私はあると思いますし、やはりあの、先ほど読み上げましたが、県内の農業団体の代表者の方、これは、熊日紙上に載ったのは昨年暮れぐらいの情報だというふうに思いますが、やはりあの、ＪＡ、また農業者の方々は、この間ずっと一貫して、ＴＰＰ反対ということで、やっぱり大きなのぼりを上げられ、新聞紙上、またテレビ等も通じてＴＰＰ反対というのを表明されてきたというふうに思います。

だから、ここで条件闘争に変わるのではなく、最後までＴＰＰについては良くないというような方向でいったほうが、やはり、農業に対する信頼、また、国民の信頼はそういったところに出てくるというふうに考えますので、私としてはこの請願については賛成でございます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから請願第２号「ＴＰＰ協定を国会で批准しないことを求める請願」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。賛成の方は御起立、ちょっと待ってください、はい、請願を採択することに賛成の方は御起立ください。請願を採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方哲哉君） 起立少数です。よって請願は不採択とすることに決定いたしました。

日程第８ 議員派遣について

○議長（緒方哲哉君） 日程第８「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにいたしたいと思っております。なお、この件に関しての変更等については、議長への一任をお願いいたします。

す。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することとし、変更等については議長一任とすることに決定いたしました。

日程第9 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申出について

日程第10 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（緒方哲哉君） 日程第9「総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、日程第10「産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」。以上の2件については一括議題といたします。

お手元に配付のとおり、総務文教、産業厚生の中の二つの常任委員会から閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。ただ今申し出の二つの常任委員会からの申出書のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会からの申し出については、申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第11 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（緒方哲哉君） 日程第11「議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」を議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会から閉会中の継続審査の申し出がっております。申出書のとおり、閉会中の継続審査にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会からの申し出については、申出書の通り、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもって本定例会に付議されました事件はすべて議了することができました。

これで会議を閉じます。

閉会前にあたり、町長より御挨拶をお願いいたします。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 3月定例会の閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は3月11日から本日までの7日間にわたり、御提案をいたしました平成27年度各会計の補正予算、平成28年度各会計予算、人事案件、条例案件などの多くの案件につきまして、精力的に御審議をいただき、いずれも原案どおり御議決をいただき、本日にここに閉会の運びになりましたことは、町政の執行にあたり御同慶に存するものでありま

す。

ここに御議決を頂きました補正予算や平成 28 年度各会計予算を始め、各議案の成立によりまして、これからの町政全般に渡り政策の推進を図ることができ、住民の皆様の一層の生活の安全と福祉の向上に努めてまいる所存でございます。なおまた御指摘いただきました件につきましては、今後の町政執行に生かしていく所存でもございます。今後とも町政発展のため、特段の御協力と御指導をいただきますよう心からお願い申し上げて閉会の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） はい、それでは、本定例会の閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は 11 日に開会、本日 17 日までの 1 週間に渡り、多数の重要案件を終始熱心に審議され、本日ここにすべて議了し、無事に閉会の運びとなりましたことは議員各位とともに誠に御同慶に堪えません。ここに今会期中における議員並びに執行部各位の、御協力に対し深く感謝を申し上げます。

なお、町執行部におかれましては、審議の過程において表明された議員各位の意見並びに要望等を十分に尊重していただきますよう切に希望いたしますとともに、議員各位におかれましては、今後とも町民の皆様の付託と御期待に応えるべく、更なる御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、皆様にはくれぐれも健康に御留意をいただきますようお祈り申し上げ、平成 28 年第 1 回甲佐町議会定例会を閉会いたします。お疲れでございました。

閉会 午後 2 時 49 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長 緒 方 哲 哉

甲佐町議会議員 中 村 幸 男

甲佐町議会議員 山 内 亮 一

甲佐町議会議員 佐 野 安 春